

平成29年2月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月21日 【概要説明・委員間討議】)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
3、経過	
《委員会》	
関係部所管事務概要説明	
審査内容等に関する委員間討議	3

(第1日目)

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、審査事件	4
4、付託事件	4
5、経過	
《分科会》	
土木部長予算議案説明	6
監理課長補足説明	7
決議に基づく提出資料の説明	8
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	48
《委員会》	
土木部長総括説明	49
港湾課長補足説明	50
道路建設課長補足説明	50
議案に対する質疑	53
議案に対する討論	59
決議に基づく提出資料の説明	60
陳情審査	61

(第2日目)

1、開催日時・場所	63
2、出席者	63
3、経過	
《分科会（土木部）》	
監理課長補足説明	64
《委員会（土木部）》	
議案外所管事項に対する質問	64
《分科会（環境部）》	
環境部長予算議案説明	97
決議に基づく提出資料の説明	98
予算議案に対する質疑	98
予算議案に対する討論	114

《委員会（環境部）》	
環境部長総括説明	1 1 5
自然環境課長補足説明	1 1 6
議案に対する質疑	1 1 6
議案に対する討論	1 1 9
決議に基づく提出資料の説明	1 2 0
水環境対策課長補足説明	1 2 0
廃棄物対策課長補足説明	1 2 1
自然環境課長補足説明	1 2 3

（第3日目）

1、開催日時・場所	1 2 5
2、出席者	1 2 5
3、経過	
《委員会（環境部）》	
陳情審査	1 2 5
議案外所管事項に対する質問	1 2 6
「海洋ごみの処理推進を求める意見書」についての委員間討議	1 5 0
《分科会（県民生活部）》	
県民生活部長予算議案説明	1 5 1
決議に基づく提出資料の説明	1 5 1
予算議案に対する質疑	1 5 2
予算議案に対する討論	1 7 6
《委員会（県民生活部）》	
県民生活部長総括説明	1 7 6
県民協働課長補足説明	1 7 7
議案に対する質疑	1 7 8
議案に対する討論	1 7 8
決議に基づく提出資料の説明	1 7 8
人権・同和対策課長補足説明	1 7 9
交通・地域安全課長補足説明	1 8 0
議案外所管事項に対する質問	1 8 1

（第4日目）

1、開催日時・場所	1 9 5
2、出席者	1 9 5
3、経過	
《委員会（県民生活部）》	
議案外所管事項に対する質問	1 9 5
「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書」 についての委員間討議	2 0 3
《分科会（交通局）》	
交通局長予算議案説明	2 0 6
管理部長補足説明	2 0 7
議案に対する質疑	2 0 9
議案に対する討論	2 1 9

《委員会（交通局）》

交通局長総括説明	2 1 9
営業部長補足説明	2 2 2
決議に基づく提出資料の説明	2 2 6
議案外所管事項に対する質問	2 2 7
分科会長報告及び委員長報告に関する委員間協議	2 3 7

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料（追加1）

2 月 21 日

(概要説明・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 2月21日

自 午前10時 2分
至 午後 3時31分
於 本館5-A会議室

環 境 部 長 太田 彰幸 君
環境部次長兼
環境政策課長 小嶺 和伸 君
地域環境課長 山口 正広 君
水環境対策課長 田口 陽一 君
廃棄物対策課長 重野 哲 君
自然環境課長
(参事監) 山本 麻衣 君

2、出席委員の氏名

委 員 長 ごうまなみ 君
副 委 員 長 山口 経正 君
委 員 野本 三雄 君
" 吉村 庄二 君
" 溝口 芙美雄 君
" 中島 廣義 君
" 下条 ふみまさ 君
" 高比良 元 君
" 堀江 ひとみ 君
" 深堀 浩 君
" 宮本 法広 君

土 木 部 長 浅野 和広 君
土 木 部 技 監 野口 浩 君
土 木 部 次 長 吉田 慎一 君
土 木 部 参 事 監
(都市・住宅担当) 高宮 茂隆 君
監 理 課 長 天野 俊男 君
建 設 企 画 課 長 佐々 典明 君
建 設 企 画 課 監 林田 幸太 君
企 画 監 新幹線事業対策室長 鈴田 健 君
都 市 計 画 課 長 藤田 雅雄 君
道 路 建 設 課 長 大塚 正道 君
道 路 維 持 課 長 池田 正樹 君
港 湾 課 長 近藤 薫 君
港 湾 課 企 画 監 井手 浩二 君
河 川 課 長 川内 俊英 君
河 川 課 企 画 監 浦瀬 俊郎 君
砂 防 課 長 後田 健一 君
建 築 課 長 大場 光洋 君
(参事監)
住 宅 課 長 亀山 茂 君
住 宅 課 企 画 監 田尾 康浩 君
用 地 課 長 岡本 均 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県 民 生 活 部 長 吉浜 隆雄 君
県 民 協 働 課 長 村井 正人 君
男女参画・女性活躍推進室長
中尾美恵子 君
人権・同和対策課長 古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長 宮下 直樹 君
統 計 課 長 松尾 和子 君
生 活 衛 生 課 長 本多 秀男 君
食 品 安 全 ・
消 費 生 活 課 長 永橋 法昭 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 3分 開会 —

【ごう委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり決定いたしましたのと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【堀江議員】配席について会派別にした方が採決等もわかりやすいのではないかと思いますので、変更を提案いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ご提案のとおり配席の変更をしたいと思いますのですが、皆様よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

〔席移動〕

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、環境生活委員長を仰せつかりました とうまなみ でございます。

山口副委員長をはじめ、委員や理事者の皆様方のご指導、ご協力を頂きまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、この一年、私どもが審議を行います部局といたしましては、男女共同参画社会の実現や人権尊重の社会づくり、また、NPOやボランティア活動の促進、食の安心・安全の確保など、豊かな社会づくりと暮らしの安全を守る「県民生活部」。廃棄物対策やリサイクルの推進、生物多様性や自然環境の保全など、良好で快適な環境づくりや低炭素・循環型社会づくり、人と自然が共生する地域づくりに取り組む「環境部」。橋梁やトンネルなどインフラの戦略的な維持管理や更新の推進、高速交通ネットワークの構築や交流・物流の拠点となる港湾の整備など、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進や地域の活力を生み出すための社会資本

整備に取り組む「土木部」。そして、県民に必要な生活路線の確保と観光県長崎を足元から支える「交通局」。と、4つの部局を所管しておりますが、いずれも県内経済の活性化・県民生活の向上に重要な役割を担っているものばかりであります。

委員各位におかれましては、各部局の課題解決に向けて、県民目線での議論を尽くしていただきますようお願いいたしますとともに、理事者におかれましても、委員会における論議を真摯に受け止め、未来の長崎県づくりのために行政を推進していただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から副委員長、並びに委員の皆様方をご紹介申し上げます。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【環境部長】 環境部長の立石でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山口交通局長】 交通局長の山口でございます。よろしく申し上げます。

【浅野土木部長】 土木部長の浅野でございます。

【県民生活部長】 県民生活部長の吉浜隆雄 でございます。よろしく申し上げます。

環境生活委員会の開会に当たり、理事者側を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の環境・生活分野におきましては、交通安全対策や食品の安全・安心対策、地球環境問題、生活の基盤となる社会資本の整備、交通ネットワークの強化など、多くの課題に直面して

おり、本県におきましても、さまざまな課題を抱えております。これらの課題は、県民の生活に密接に関連したものばかりであり、私どもといたしましても、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」をはじめ、各部局が策定した計画の着実な推進を図るとともに、県民の安全で安心な生活の確保、NPO等との協働の推進、地球温暖化対策の推進、閉鎖性水域の水質保全対策、洪水・土砂災害・地震等の自然災害対策、産業や生活の基盤である幹線道路などの社会資本の整備、県営交通事業における地域生活交通の確保と経営健全化など、これまで取り組んできた施策を、さらに前進、発展させ、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の快適な暮らしの実現に全力で取り組んでまいります。

ごう委員長、山口副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

【ごう委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、深堀委員、宮本委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、関係部局の所管事務の概要について、説明を受けるためにお集まり願っておりますので、これより本委員会を協議会に切り替え、お手元に配付しております審査順序のとおり、それぞれ説明を受けることといたします。

なお、ご質問等につきましては、今回は概要

説明の中で、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月4日からの委員会の中で行うこととしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時11分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

現地調査等について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 3時28分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

— 午後 3時31分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 3月 3日

自 午前10時 0分
至 午後 4時27分
於 本館5-A会議室

都市計画課長	藤田 雅雄 君
道路建設課長	大塚 正道 君
道路維持課長	池田 正樹 君
港湾課長	近藤 薫 君
港湾課企画監	井手 浩二 君
河川課長	川内 俊英 君
河川課企画監	浦瀬 俊郎 君
砂防課長	後田 健一 君
建築課長 (参事監)	大場 光洋 君
住宅課長	亀山 茂 君
住宅課企画監	田尾 康浩 君
用地課長	岡本 均 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	ごうまなみ 君
副委員長(副会長)	山口 経正 君
委員	野本 三雄 君
〃	吉村 庄二 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	中島 廣義 君
〃	下条 ふみまさ 君
〃	高比良 元 君
〃	堀江 ひとみ 君
〃	深堀 浩 君
〃	宮本 法広 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第1号議案

平成29年度長崎県一般会計予算（関係分）

第10号議案

平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第11号議案

平成29年度長崎県流域下水道特別会計予算

第13号議案

平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算（関係分）

第14号議案

平成29年度長崎県交通事業会計予算

第47号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

第55号議案

平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）

第56号議案

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	浅野 和広 君
土木部技監	野口 浩 君
土木部次長	吉田 慎一 君
土木部参事監 (都市・住宅担当)	高宮 茂隆 君
監理課長	天野 俊男 君
建設企画課長	佐々 典明 君
建設企画課 企画監	林田 幸太 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君

平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正
予算（第3号）

第58号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第3号）（関係分）

第59号議案

平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第
2号）

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議案

第27号議案

長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一
部を改正する条例

第28号議案

雲仙公園使用料条例の一部を改正する条例

第29号議案

長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条
例

第30号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第31号議案

附属機関の設置に関する条例の一部を改正
する条例

第32号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正す
る条例

第44号議案

契約の締結について

第45号議案

契約の締結の一部変更について

第46号議案

契約の締結の一部変更について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書（国道205号佐世保市～東彼杵町（東
彼杵道路）の早期整備を求める要望）
- ・要望書（一般県道「佐世保世知原線」及び主
要地方道「佐世保日野松浦線」の整備促進に
ついて）
- ・要望書（半島振興対策の充実について 外）
- ・要望書（佐世保市北部地区の渋滞対策につい
て）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【ごう委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委
員会 環境生活分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条
例の一部を改正する条例」ほか8件であります。
そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を環
境生活分科会において審査することになってお
りますので、本分科会として審査いたします案
件は、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計
予算」のうち関係部分ほか9件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお
配りしております審査順序のとおり行いたいと
存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、その

ように進めることにいたします。

これより、土木部の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、私の方から土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第10号議案「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第55号議案「平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

このうち、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」の土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ2ページに記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容につきましては、3ページをご覧ください。

都市計画関係では、重要幹線街路費63億132万5,000円、道路関係では道路新設改良費153億2,441万5,000円、交通安全施設費、公共・単独合計で41億5,557万7,000円、港湾・空港関係では港湾改修費、公共単独合計で37億3,841万1,000円、河川・砂防・ダム関係では総合流域防災費18億9,432万円、急傾斜地崩壊対策費18億7,692万7,000円、建築関係では大規模建築物耐

震化支援事業2億7,950万4,000円、住宅関係では公営住宅建設費11億7,743万1,000円などを計上しております。

このほか、債務負担行為については記載のとおりであります。

第10号議案「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分につきましては、それぞれ8ページから記載のとおりであります。

次に、10ページをお開きください。

第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち土木部関係の歳入・歳出予算はそれぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、公共事業に対する国の内示に伴う調整等で、都市改造費5億4,376万4,000円の減、河川総合開発費11億8,000万円の減、河川等災害復旧費12億6,124万2,000円の減などを計上しております。

このほか、繰越明許費については記載のとおりであります。

第55号議案「平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりであります。

最後になりますが、平成28年度予算につきましては、本議会においても補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未決定のものがあり、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い、今後整理を要するものもありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【ごう分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【天野監理課長】それでは、土木部関係の当初予算案の概要につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元にお配りしております予算決算委員会環境生活分科会の課長補足説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

土木部関係の平成29年度当初予算案の総額は、一般会計965億6,742万2,000円、特別会計30億34万7,000円、港湾整備事業会計のうち収益的支出13億7,412万3,000円となっております。

平成28年度と比較した場合の増減額、比率は記載のとおりでございます。

なお、増減の主な要因としまして、総務費につきましては新幹線整備事業負担金の増、土木費につきましては普通建設事業費の減でございます。

また、土木部の一般会計歳出予算の約86%を占める普通建設事業費の内訳につきましては、公共事業費が707億3,302万7,000円、単独事業費等が88億5,975万2,000円、直轄事業負担金が40億2,945万6,000円となっております。

また、一般会計歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

説明資料の2ページをお開きください。

土木部関係の平成29年度当初予算一般会計歳出予算につきまして、各課別に平成28年度と比較した表となっております。増減額、比率、主な増減内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、土木部関係の繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

3ページ、繰越明許費理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費、その下が一般会計合計となっております。

繰越明許費の一般会計合計は、502件303億3,543万3,000円、その少し下の欄、港湾施設整備特別会計の合計は4件、1億100万円、一番下の土木部合計は506件、304億3,643万3,000円となっております。

この額は、経済対策補正予算にかかるものも含めまして、11月議会で議決いただきました繰越明許費55億9,792万2,000円に、今回補正額として計上いたしております248億3,851万1,000円を加えました平成28年度の土木部関係全体の繰越明許費となっております。

一般会計合計欄には、その内訳としまして、①うち経済対策分、②の通常分に区分をいたしまして、件数、金額をそれぞれ記載をいたしております。

経済対策補正にかかる繰越明許費①の分でございますが、175件97億7,296万3,000円、経済対策分を除きました通常分の②につきましては327件、205億6,247万円となっております。

土木部全体の合計の繰越明許費は、昨年度とほぼ同額となっておりますが、経済対策分を除きました繰越明許費で昨年度と比較いたしますと、金額で約16%の減となっております。

次に、一般会計の繰越明許費を理由別にご説明申し上げます。

表の右側に、左から順に繰越理由を6つに区

分をして整理いたしております。

まず、地元調整にかかる繰越明許費が224件、79億6,578万5,000円。具体的には関係機関との調整や工事用道路にかかる調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、用地補償にかかる繰越明許費が54件、32億7,161万2,000円。これは、用地補償額に対する不満や代替地の要求にかかる交渉、建物移転などに日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、設計工法等にかかる繰越明許費が53件、32億1,093万4,000円。これは、工法の検討、当初想定をしていなかった諸条件の変更に伴う設計変更などに日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、事業決定の遅れ、補正にかかる繰越明許費が164件、97億4,938万8,000円。これには経済対策補正分にかかる繰越明許費も含んでおります。

次に、資機材や人材のひっ迫、入札の不落・不調にかかる繰越明許費総額が6件、4,961万円。

次に、その他の繰越明許費が1件、60億8,810万4,000円。これは、新幹線整備事業の負担金にかかる繰越明許費でございます。

繰越額につきましては、本庁各課、それから各地方機関に、繰越縮減のための推進員を置きまして、毎月の進捗状況、課題等を把握するなど、その縮減に向けまして取り組んできたところでございます。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものでございまして、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、できる限り繰越額を縮減するよう努めてまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【ごう分科会長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【天野監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出をいたしました資料につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。これは、県民生活部、環境部、土木部それぞれにおけます政策的新規事業の計上状況ですが、土木部では、この資料の2ページに掲載いたしております建設企業の成長力強化支援モデル事業費、松が枝地区再開発構想検討事業費、降水予測による洪水指標作成事業費の3件を計上しております。その内容は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【下条委員】今の補足説明の中に詳しく書いてありますので、この部分についてですけれどもね。

当初予算の比較がありますが、全体の当初予算としては、930億円から63億円プラスになって約990億円になっているわけで、全体としては公共事業的な土木予算も増加したなと思うんです。

しかしながら、総括質疑でもあっておりましたように、ほとんどが予算の増、プラスの、他の事業を減じてでも新幹線の方に90億円ほど上乘せ割り当てがされたと、負担金がですね、そういった形で、他の公共事業や単独事業も含

めて圧縮をさせているわけですが、特に道路建設費の15億7,000万円、道路維持費の9億3,000万円、いわゆる舗装も含めてです。

私が事前に説明いただいたのでは、舗装事業ではほとんど影響はありませんというふうなことがあったんですが、事業の箇所付けの上で影響がないかもしれないのかなと思うんですけれども、こういったものが地元が一番の、地元企業の経済といいますか、長崎県もまだまだ、公共事業的なものが地域の経済を左右するぐらいに大層を占めているのではないかなと思うんです。そういう中において県民の生活。

総括質疑でも友田委員からあっておりましたけれども、各市町とか、あるいはその他の公共的に近い自治会とか、そういったものから要望があるのは、新しいものをつくるよりもむしろ現在あるものの不便さ、改良、あるいは補修事業、そういったものが一番多く上がってくるわけですね。そういったものをきちっと対応していただくということが、県とか市の行政に対して非常に感謝をされていくと、そういうふうな性格を持っているんです。

この合計およそ25～26億円の道路建設や道路維持の予算が圧縮をされたものが、どういうふうに私たちは見ていいのかと。そういった、今、私が質疑の中で自分の意見を申し上げながら申し上げたことの答弁を求めたいと思います。

【池田道路維持課長】道路維持課の予算減について、少し説明をさせていただきたいと思いません。

道路維持課全体としましては、予算として、ここに書いております93.9%ほど、率にして6.1%の減額となっているところですが、補助事業につきましては前年度比1.0ということで、確保をほぼできている状態でございます。

いわゆる住民の方々の要望に対応するものとしては単独費が重要になってくるかと思いますが、単独費について86%という額になっております。これにつきましては、大きいものは普通建設費について20%のシーリングがかかっているところでございますが、まずは我々の仕事として、安全・安心を中心に事業に当たると。予算が少し減っている分については、コスト削減とか、あるいは、維持費ができるだけかからないような対策を行いながらコストの削減に努めまして、この予算で対応をしていきたいというふうに考えております。

【大塚道路建設課長】道路建設課の予算につきましてもご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、平成29年度当初予算、対前年度比較15億7,900万円の減という形で予算を計上させていただいておりますが、先ほど、道路維持課からのご説明にもありましたとおり、補助事業に関しましては平成28年度当初内示の額を確保いたしておりますので、基本的には1.0というふうに考えております。これは直轄負担金についても同じでございます。

問題になってくるのは単独事業でございますけれども、これは確かに当課におきましては20%減というシーリングが非常に影響が大きゅうございまして、4.5億円減額となっております。

事業箇所に関しましては、平成29年度当初については対前年度比1カ所減ということで、箇所は極力減らさないようにいたしております。また、委員からご指摘がありました地域からのご要望も確かに多うございまして、新規事業箇所につきましては平成28年度当初と同じ13カ所を確保いたしております。しかしながら、金額が減ることによってどうしても、特に新規事

業箇所の予算を若干薄くするとかという対応はせざるを得ないだろうというふうに考えております。

当課の単独事業につきましては、国庫補助事業と異なりまして比較的使い勝手がいい、臨機応変に対応ができるということで、地域からのご要望に迅速に対応ができる事業ということで非常に貴重なものでございますので、今回こういう対応をさせていただいております。

今後の推移については、まだ不透明ではございますけれども、先ほど道路維持課からもございましたとおり、交付金事業も含めた、より一層の事業の精査、あるいはコスト縮減等、単独事業から交付金事業への見直し等も含めて対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

【下条委員】道路建設の場合には、改良も含めて新設等が分担だと思うんですが、5年計画のものが、予算が縮減されることで6年、7年、8年とかかかっていくといったものは、住民の皆さん方もある程度我慢をしている。要するに、より便利になる、より交通が安全になるという前向きなことでありますから、そういった理解は、私たちもお訴えをしながら求めていけるだろうというのが基本的にあるんですが、維持の方では80%、シーリングがかかったということで非常に厳しい予算をつけられたのかなと思うんですけれどもね。

それで部長にお尋ねをしたいと思うんですが、もともと私たちは素人ですから、脳裏にあるのが、新幹線予算とかダム予算というのは、基本的に生活に密着をしている土木予算から別枠みたいな感じで見ていたと思うんです。そういった意味において、財政とのやり取りで新年度予算を編成されるに当たって、これだけ減らされ

ていくということに対して、土木部としての予算をつくり上げていく時のやりとりというものを、もし私たちにお聞かせできれば、部長の言葉から聞きたいと思うんですがね。

【浅野土木部長】予算のやりとりですが、基本的には新幹線とかダム事業というのは年度ごとにばらつきが激しいものですから、もともとそういうものは除外して、そのほかの部分で前年度並みは必ず確保してくれという話で交渉はしております。

いわゆる公共事業の前年度内示1.0は一応確保したということですので、今のところ、いわゆる公共事業費ですね、補助金をいただく事業について影響はそれほど大きく出ていないというふうに考えております。

【下条委員】部長としてもなかなか言いづらいところがあると思うんですが、公共事業に関しては1.0を確保したということですからね。

私は、両課長からも、補正で最終的な調整をしていくと、大体この程度、100%ということにはならなくてもこの程度の、例えば用地交渉がうまくいかなかったとか、あるいは地元との意向がうまくいかずに、市町ともちょっと話が遅くなって、その程度の予算は消費できないだろうというふうなものが、今までの経験上、積み上げていくと、削減された30億円程度の予算でも何とか要望には、99%程度はお応えができていくのではないかと、また、計画が執行されていくのではないかとという答弁をもらいたいなと思いながらの質問をやったつもりなんです。

そこのところをコスト削減でということですが、どういった点が削減されていくのか。今は品確法、あるいはまた実勢価格というものがきちっと反映をされていくし、また、補正予算でも、私は今回初めて見たんですが、一旦契約し

ていたものを大幅に契約を改正して、人件費とか、現在の実勢価格に適用していくようにきっちとなさっておられますね。大変いいことだなと思って、品確法、あるいはまた改正品確法の徹底というものが、こうして地方の行政までしっかりと行き届いていることに感謝をしながらのことであるんですが、ぜひ、何とかここはやりたい、あるいはまた、地元としてはぜひやってほしいと言われる、特に道路維持予算あたり、舗装も補修も含めて、ぜひしっかりとそこところは、結果的には何とか努力によって、その程度の削減は、しかし、実質的な工事量としてはある程度お応えができた、そういうものにぜひしてもらわなければならないということ、私たちも議会議員の立場から、これだけ新幹線に取られた分で他の事業にしわ寄せがきているというものが表に出ているわけですから、結果的には、いろんな努力の結果としてそういうことが少なかったと、生じないということはないと思いますけれども、そういった努力をされることを、要望ということではありません、お伝えをして、この件についての質疑を終わります。

【深堀委員】 個別の事業について、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、2月の補正予算です。地方創生拠点整備交付金事業の中のクルーズ乗客・乗員を対象にした県産品販売拡大拠点施設整備事業費ということで1,000万円ほど補正予算を組んでいます。この中身なんですよ。

県産品をPRする、当然それはやってもらわないといかんことですが、実際に販売施設を整備して、誰が運営をするのか。その運営の費用であったり、もし委託をするのであれば施設料の徴収であったり、こういったところの事業の中身が見えないので、この事業の中身

を教えてくださいたいと思います。

【近藤港湾課長】 お尋ねの地方創生拠点整備交付金の中身でございますが、基本的にクルーズ船の旅客に対する県産品の販売拡大のための事業でございます。今、クルーズ船が発着しています松が枝の国際ターミナルの既存のスペースを一部整理いたしまして、1区画4メートル掛け6メートルぐらいのスペースを確保して、そこに県産品をPRするためのスペースを設けたいと考えております。そのための施設の改修費用が約800万円、残りの200万円がPRということになっているんですが、土木部サイドで800万円によって施設の改修を行うと。

どういったものを置くかとか、どういった形でPRをしていくかということについては、今後、具体的には観光部局とか商務金融課とか、3部を含めて今後調整していきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 整理するのはわかったんだけど、その中身ですよ。県産品を売るというのはわかったけれども、じゃあ、その県産品はどのようなルートで、どういう事業者が販売をするのかは何も決まっていないということなのか。

【近藤港湾課長】 セレクトショップとなっているんですが、基本的にそこで売るとは我々は考えていませんで、県産品を紹介するスペース。要は、クルーズのお客様たちが免税店とかに直接、バスとかで移動されるという状況が多少変わりつつございまして、市内観光も体験型ということで変わりつつある中で、浜町とか美術館とか博物館でもいいんですけど、そういったところに来ていただいて、またリピーターを増やすというふうな目的のためにやっております。基本的にそこで物販をやるというイメージではなくて、例えば浜町にこんなものがありますの

で、ぜひ行ってくださいというふうな誘導を促すような施設にしたいというふうに考えております。

【深堀委員】 わかりました。ということは、販売をしない、例えば、いろんなコンベンションであったり、観光の協会であったり、そういったところがそこをPRするようなブースにしたいということですね。

そうしたら、苦言を呈するようですが、資料には「販売施設を設置するため」と書いていますよね。説明していることと書いていることが違います。そこはしっかり訂正しておかないと。この資料を見たら、誰が販売するのかなというふうにどうしても考えてしまうので、そこは修正をお願いしておきたいと思います。（「そこは修正いたします」と呼ぶ者あり）

次に、債務負担行為で気になったのが1点。建設資材価格労務費調査業務委託の分です。今回、債務負担行為に9,460万円計上されています。当然、設計労務単価の適正化を図るために調査をするわけで、近年、最近の新聞紙上でも、全国的には3.4%だったかな、設計労務単価が上がったと、国土交通省からありましたけれども。

これ、適正な価格を設計労務単価に反映しなければ事業者の皆さんはものすごく困るわけで、適正な調査が必要だとは認識しているんですが、9,460万円かかるというのが、どういうことにそれほどのお金がかかるのか。県内事業者の調査をするわけですけれども、何者程度を対象にやろうとしているのか、他県の調査の質と比べて本県の調査の質はどうかというところに少し疑問を感じたので、それについての見解をお願いいたします。

【佐々建設企画課長】 労務費、資材費等の調査についてのお尋ねです。

労務費については国が取りまとめる項目でございまして、県では資材の単価について調査をしています。これにつきましては7品目とか、対象資材としては2万1,564品目で、本県の場合は地区が随分、離島とか本土の中でもあちこち分かれておりまして、22地区で調査を進めています。

これは、なるべく価格の変動を単価の設定に反映できるように、例えば燃料でありますと毎月調査します。毎月調査するのが燃料、鋼材、アスファルト、セメント・コンクリートというものです。年間4回調査しますのが砂、碎石、栗石。コンクリート二次製品につきましては、平成27年度までは年1回やっておりましたが、平成28年度から年2回に上げております。そういったことから、かなり費用がかさむというふうに考えております。

他県との比較のご質問もございましたが、熊本県の例でいきますと、共通資材に関しまして、本県の場合は2,314品目ですが、熊本県は2,048品目と、本県が1.2倍近いという数字です。地区別の資機材につきましては、その比率だけご報告しますと8.2倍といったような状況でありまして、全体的に見ますと、熊本県と比べますと約5.3倍の密度というか濃さで調査をしているという状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。県内22地区で、毎月調査するものもあれば年4回調査するものもあるというお話でした。

具体的にどんな調査か。例えば、職員の人が見地に出向くのか。幾ら地区が多くても、件数が多くても、ただ単に封書とかで、もしくはファクスとかメールとかで送れば、費用はそんなにかからないですよ。9,460万円なんてお金はですよ。

その質は、熊本県、他県と比べても、より緻密な調査をしているというのは一定理解をしましたがけれども、じゃあ、この費用が本当に適正なのかというところの判断基準、もう少し中身をおっしゃっていただかないと、この金額が本当に適正なのかというのはわからないんですけど、いかがですか。

【佐々建設企画課長】調査方法についてのお尋ねですが、私、説明が不足しておりました。これについては外部に委託をしております。本年度の場合は経済調査会に委託をしています。この費用が、今回計上している金額でございます。

【深堀委員】だから、外部に委託しているからという話だけではわからないですよ。外部に委託して、その外部はどのような調査の方法をやっているんですか。

【佐々建設企画課長】経済調査会が、実際に取引をしている会社の領収書とか、そういうものを徴収して、地区ごとに、全ての業者ではないんですが、サンプル数を決めまして、一定の業者からそういう資料をいただいた上で計算しているという状況であります。

【深堀委員】これは入札ですか。入札で委託をしているのか。そのあたり、議案で出てきているのかな、いろいろ。

【佐々建設企画課長】一般競争入札で実施しております。

【深堀委員】わかりました。これは債務負担行為の話だったので、また後日、いろいろ調査してみたいと思います。

次に、松が枝地区の再開発構想検討事業費というのが今回、計上されていますね。2バース化の実現に向け、背後の土地利用について民間事業者の参入を促すまちづくりの構想を検討と

いうことで1,620万円という額ですけれども、書かれている文章を読んでも、中身がよくわからないんですよ。土地利用について民間事業者の参入を促すまちづくりの構想を検討、どういうことを考えているのか教えてもらえませんか。

【佐々建設企画課長】松が枝地区の再開発構想検討についてのお尋ねでございますが、長崎港にはクルーズ船の入港が年々増加していると、今年は300隻程度が予定されているということでございますが、容量的に足りないということで、2バース化の要望を国にさせてもらっています。

2バース化することによって、背後地に非常にポテンシャルが高い土地ができることとなります。埋め立てをすることで、国道と港湾施設との間に土地ができますので、それをいかに有効に活用するかということで、例えば、新たな交通結節点とか、土地利用の高度化とか、いろんなことが想定されますが、そこを整備するには、公的な費用だけではなく民間の資金も活用しつつやったらどうかというふうな考えもありますので、どういう形で整備していけば民間の力をそこに導けるか、そういう着目点から検討を進めてみたいという内容でございます。

【深堀委員】説明していることはよくわかります。2バース化は必要だし、2バース化することによってポテンシャルの高いスペースが生まれる。それをいかにして長崎県の経済といたしますか、そういったところに貢献できるのか、もしくはその開発をいかに民間の力を導入して出現させるかというのはわかります。

検討費が1,620万円で、その趣旨はわかったんだけど、もう少し具体的に、どういう形で事業をしようとしているのかということを説明してください。

【佐々建設企画課長】 検討したい内容についてですが、まちづくりのコンセプトの検討とか、あの地区にそういう土地ができた場合に、地区に求められる機能の検討、あるいは、機能が決まったらすれば施設がどういうものになるかと、先ほどちょっと触れました交通結節点であれば、どういう施設がどういう規模で要るかと、そういったことを将来像を描きながら、また、需要をですね、例えば交通量、クルーズ船が入った場合の交通量というのは、いろんな指標をもとに推計できると思うんですが、そのほかに、そこに商業施設を立地した場合にどういうふうな人が寄ってくるか、車が寄ってくるか、そういうことも含めて検討したいというふうに考えておりました、地区計画の検討、規制緩和とか、こういうことは市との連携も必要になってきますが、土地利用の観点からも、どういう規制緩和が必要かとか、そういったことも含めて検討してみたいというふうに考えております。

【深堀委員】 わかりました。

最後に、その検討するメンバーは、まだ決まっていないんでしょうけれども、どういったメンバーでやろうと考えていますか。

【佐々建設企画課長】 まずは、とっかかりの部分は県と長崎市と連携して行いつつ、民間の企業はどのようなものがあるかというのがそこで出てこようかと思っておりますので、可能性がある具体的な民間の会社とか、そういったものも今後、参入していただきたいというふうに考えています。

【深堀委員】 まず、県と市でということですね。その中で、どういった事業者がいいのかという判断があるんでしょうけれども、そのメンバーによって大きくその構想は変わってくると思うんですよね。選出方法についてはしっかり、

そこは精査が必要なのかなというふうに思うし、今回の予算はそんなに大きくないでしょうけれども、今後のことを考えた時に、ものすごく大きなプロジェクトになってくるんじゃないかと思うので、そういったところはしっかり委員会にも報告をしていただきながら検討をお願いしたいと思います。

まだ項目がありますので、大丈夫ですかね。

【ごう分科会長】 あと5分あります。

【深堀委員】 1周したら、もう1回できるんですよね。じゃあ、あと1件ぐらいですね。

砂防基礎調査費です。砂防基礎調査を、人家のある箇所については平成31年度までに調査完了を予定しているということですが、今現在の進捗状況です。指定をして、最終的にはハザードマップ、これは市町がつくらなければいけないものですが、平成28年3月末で5,971カ所のハザードマップは公表されているということでありまして。

現時点の足らざるところ、平成31年までに調査完了となっておりますけれども、現時点の状況とハザードマップの完成状況、こういったところをお知らせください。

【後田砂防課長】 砂防基礎調査の進捗状況でございますが、砂防基礎調査指定数が現時点で1万4,824カ所となっております、今年度から国の方針が結果の公表を義務づけとなっていることから、指定数を公表数へ指標を改めて、3,300カ所の公表を行う見込としております。今年度は現時点で2,588カ所の公表を行っております。累計で1万7,412カ所公表をしております。

ハザードマップの作成状況につきましては、昨年度末現在で1万227カ所作成されております、9,135カ所が公表済みで、5,971カ所が各家庭に配布されております。今年の1月31日現

在で、7市2町で1万2,970カ所が作成済みとなっております。

【深堀委員】 数の資料は後で、もちろんいいですけれども、詳細な数は後でいいんだけど、感覚的にですよ、今回の予算の資料の中で、人家のある箇所については平成31年度までに調査を完了すると言っているわけですね。だから、現時点で、長崎県全体で調査をしなければいけない箇所がどのくらいあって、現時点でどれくらい完了しているのかということ。

ハザードマップについては市町の事業だという認識はもちろんあるんだけど、ハザードマップの作成の進捗状況をつかんでいけば、大きな数字で何割、何パーセントぐらいでもいいんですけど、その状況を知りたいんです。

【後田砂防課長】 現在、基礎調査を実施しているところですけども、現在の推定では、平成31年までに3万1,500カ所を予定しております、すみません、ちょっと。

【ごう分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時49分 再開 —

【ごう分科会長】 再開いたします。

【後田砂防課長】 現在の基礎調査の進捗状況は約6割となっていて、今後さらに箇所数は増える見込みとなっています。ハザードマップにつきましても、ほぼ同様に進捗している状況でございます。

【深堀委員】 時間の関係で今はこれで最後にしますけれども、一つ懸念というかですね。

結局、こういう砂防基礎調査をして、例えばレッドゾーンとかイエローゾーンとかに指定することによって、その地権者の方の所有している土地の価値が下がる可能性が当然あるわけで

すよね。それに対する住民の、反発とまでは言いませんけれども、そういったところがあると私は思うんですけども、そのあたりのご苦労というかね。そのあたりをどういうふうに調査の中で住民の方に理解をいただいてやっていっているのか。非常に大事なところだと思うので、そのことに関しての県の姿勢というか、そういったところを最後に報告いただけませんか。

【後田砂防課長】 土砂災害防止法の指定に際しまして、指定前に住民の方へ縦覧という形で説明会を実施して、その中で個別に、いろんな疑問点にお答えするようにして、今の委員ご指摘の土地の価値に関する質問とかもございまして、土砂法の本来の目的をご説明しながら理解に努めているところであります。

現在、特に大きな反対とか、そういったものはなくて、指定を進めている状況です。

【堀江委員】 私も、予算決算委員会環境生活分科会説明資料、いわゆる横長資料の43ページ、砂防基礎調査費12億3,483万7,000円、今の深堀委員の質疑に続けてですけど。

想定されるのが3万1,500カ所推定と。今現在でこれだけの数をやろうというのではないでしょう。あくまでも想定で、やっていくと出てくるみたいな、そういうことでもいいんですか。まず、基本的な話です。

【後田砂防課長】 先ほど申しました3万1,500カ所といいますのは、これまで実施してきた実績をもとに推定した数でございますので、その増減はあるものと考えております。

【堀江委員】 もちろん根拠がないとは言っていないですよ。実績に基づいて3万1,500カ所とはしているけど、これはあくまでも推定であって、数は動きますよというふうに理解をした上で、こういう調査はやってほしいという立場

で質問するんですけど。

委員会の説明会資料の4ページに、今回の砂防基礎調査費というのは、土木部の平成29年度の重点施策ですよと挙げられていますね。それで、先ほど深堀委員も言われた、平成31年度までに調査を完了しますということですけど。

進捗状況は6割というふうに言われましたが、長崎県の場合は離島もあり半島もあるということで大変な状況、地理的にも難しいというふうに私は思っているんですけど、今回は3年目という理解でいいですか。

【後田砂防課長】基礎調査は、広島災害を契機に15年度から着手しておりまして、今年度で14年目になります。すみません、本年度で13年目になっております。（発言する者あり）

平成26年の広島災害を契機に、平成31年度までに完了させるということになっておりまして、それでいきますと今、3年目ということでございます。

【堀江委員】現場としては、こういう調査は前からずっとやっていたんだけど、広島での大規模災害を受けて、人家のある箇所を優先して調査をするという意味では3年目なんですね。

今、6割ということですが、平成31年度までに完了ということでの人的体制は大丈夫かというのが私は疑問としてあるんですけど、そこは大丈夫という理解でいいんですか。確認をしたいと思います。

【後田砂防課長】実際、調査は地方機関でやっております。地方機関で、先ほど申しました事前縦覧の時とか、特に人員が必要な時には本課からも支援をするような体制をとっておりますので、そこは大丈夫だと考えております。

【堀江委員】わかりました。理解をいたしました。

次に、同じく横長資料の47ページ、2月21日にいただいた環境生活委員会説明資料の63ページですが、長崎県大規模建物耐震化支援事業費です。予算の額としては2億7,950万4,000円。まず、この中身を教えてください。

【大場建築課長】予算の中身についてでございますが、平成28年度の予算については、予算要求時点における所有者の改修等の意向を踏まえて、負担金、補助及び交付金において、その必要額を計上いたしました。平成28年度当初で6億5,194万5,000円でございます。

しかし、その後、熊本地震の発生に伴う改修計画の見直しとか、事業者内部の意思決定の遅れなどが発生いたしまして、翌年度以降に着手になったものもございます。着手の遅れから年度内の出来高が上がらないなど、当初の予定どおりの事業執行ができないこととなりました。それで、今回の補正でも、ちょっと減額補正をしています。

平成29年度当初予算においても、予算要求時点における所有者の改修等の意向を踏まえて、その必要額を計上しておりまして、2億7,950万4,000円と。要求時に事業者と市町からの要望を踏まえた分を計上しておりまして、事業が先送り、先送りになっておりまして、必要額がちょっと変動しているところであります。

【堀江委員】私の質問を、一聞いても十を答弁していただいたんですけど。私は初めてなので、まず、長崎県大規模建築物耐震化支援事業そのものは何ですかという質問をしたんですよ。でも、建築課長としては当たり前の話で、なんで3億7,257万4,000円が減ったのかという話をしたわけですね。要は、私が一言ったのに十答えていただいたんですけど。

要はこの事業は、耐震診断を行った上で、耐

震化するかどうかということについて補助する事業で、実際は耐震化が必要と判断されたんだけど、事業主とか、所有者というんですか、その都合で、改修にいかなかったので減ったんですよということを言ったんですか。

【大場建築課長】 大変失礼いたしました。

まず、対象の建築物は、昭和56年以前に建てられた多数の者が使用する大規模な建築物が対象でございます。耐震性があるかどうかの診断をまず受けてもらいます。これらの大規模建築物は、その診断と結果報告が義務づけられまして、義務づけした以上は診断にも補助を出していくという制度でございます。

その診断結果が、地震に対する必要な耐力を持っていないということであれば、次は補強の設計をして実際に改修をしていただくと、そこまで進んでいただいて、全国及び県内の建築物の耐震化を上げていくという取組でございますが、あくまでも今のところ義務づけは耐震診断と結果の報告まででございます。あとは我々が要請をして、補助制度があるうちに改修までやりませんかというところで今、進めているところであります。

【堀江委員】 私が課長の認識についていけないから、そういうふうに親切な答弁をしていただいたと思って理解をいたします。

いずれにしても、県民も含めて、大規模な建築物は当然耐震化してほしいと思いますし、同時に、実際にやろうとすれば所有者の方のご都合とかいろんなこともあるでしょうけれども、そういうことも含めて県としては耐震化を進めているというふうに理解をしたいと思います。

もう一つ、横長資料の25ページ、重要幹線街路費63億132万5,000円、この内訳は公共事業の地域別負担表で見るとですね。

ちょっとローカルな話で申し訳ありません。この9ページ、上から2番目の重要幹線街路費の中の滑石町線7億8,370万円を、概略でいいので教えていただけますか。地元の方から、どういうふうになっているかと尋ねられているので、お願いいたします。

【藤田都市計画課長】 今回予算計上しております7億8,370万円につきましては、現在、用地交渉を進めておりまして、今回は家屋の移転補償費が主になります。それに加えまして、大神宮交差点付近につきまして工事に着手をしたいと思いますので、その工事の費用と、2点を今回計上しております。

【堀江委員】 わかりました。ローカルな話ですので、この程度にとどめますが、いずれにしても、住民の皆さんにとってはどういうふうになるのだろうかという声が寄せられていますので、必要な時には伺いたいと思います。

次に、横長資料の24ページ、新幹線の事業費の問題ですが、この内訳です。212億円が今年度の当初予算ですけれども、その財源内訳を教えてください。

【鈴田新幹線事業対策室長】 新幹線事業費の財源内訳というお尋ねでございます。

24ページに新幹線事業費、本年度の額が212億6,446万4,000円と書いております。この中には用地取得にかかる事務のお金も入っております。それを除きますと、先ほどおっしゃった212億1,194万4,000円でございます。

これにつきましては、右の方に財源内訳とありまして、「その他」のところに書いてありますのは、新幹線整備にかかりましては長崎市、諫早市、大村市からも負担金をいただいておりますので、その負担金の分が入っております。

そして、その残りにつきましては、地方債の

借入れがききますので、ただし、地方交付税の交付税措置がきく分は9割ですけれども、起債措置につきましては、新幹線にかかる負担金については10万円以下の端数、7万9,000円とありますけれども、これ以外の分につきましては起債措置がききますので、その分を地方債のところに記入しております。

【堀江委員】 地方債の195億円は、いつからの返還となるんですか。ここでわかりますか。その仕組みを教えてください。

【鈴木新幹線事業対策室長】 申し訳ありませんけれども、起債の借入れとか返還につきましては財務部局で取り扱っておりますので、私どもでは承知いたしておりません。

【堀江委員】 わかりました。そちらで確認をしたいと思います。

【高比良委員】 いろいろありますけど、絞ってやります。2点だけ。

1点目は、松が枝地区再開発構想検討事業費1,620万円。

先ほどもちょっと質疑がありましたけれども、そもそもまちづくりのコンセプト、あるいは導入機能、施設機能、配置等を検討するというふうになっているけれども、具体的にどこからどこまでのエリアを対象としているのか、その位置と面積をお知らせいただきたい。

【佐々建設企画課長】 エリアについても検討の対象になろうかと思いますが、今想定しておりますのは、松が枝の現在のターミナル付近から古河町の交差点よりももうちょっと北側というようなイメージでありまして、面積については計算していません。申し訳ございません。

【ごう分科会長】 地図とかはありますか。

【佐々建設企画課長】 あります。

【ごう分科会長】 じゃあ、それをコピーしてい

ただいたらわかりやすいと思います。

【高比良委員】 その資料を出してくれ。どこをやるかというのが明確でないのに、今から1,620万円もかけてやりますなんて、こんなばかな話はないですよ。

先ほどの課長の答弁では、例えば民間資金の導入等もどうやって図られるかと、そういったことも視野に入れながら検討するという話だけれども、そもそも港湾整備においては、港湾法上、土地利用については、港湾機能の拡幅という観点から一定の土地利用の制限があるんじゃないですか。民間事業者の参入を促すというようなことでノーズローでやれるのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

【佐々建設企画課長】 今、委員がおっしゃったように、埋め立ての目的に応じた土地利用というのは確かにあろうかと思えます。そのエリアについてはもちろん港湾機能に特化した利用になろうかと思いますが、埋め立てた土地と国道との間、現在は何がありますかね、長崎バスとか税務署、それからいろんな商業施設、工場等が並んでいますが、この辺も併せて再開発したらどうかというような考えを持っておりまして、その背後地の利用、臨港地区も併せてですが、それがどういうものになるかということを検討してみたいという内容でございます。

【高比良委員】 そうすると、そこは港湾区域ではないわけだ。港湾区域ではない。通常の都市計画の、何地か知らないけれども、そういうところまで含んだ、港湾区域の背後地も含んだ、あそこの一定のエリアについて、全体的な土地利用構想というか、都市再整備の構想というか、そういったものをつくろうと、それを建設企画課でやると、そういうイメージですか。エリアがわからないから、こういう議論になっちゃう

んです。教えてください。

【佐々建設企画課長】委員がおっしゃいますように、港湾区域、埋め立ててできる土地と併せまして、現在ある土地も含めた形で。

先ほど面積を答えられなかったのは、場合によっては国道も含む、もしくは国道から山手側、南山手の下の土地、あの辺も含めてやったらどうかとか、そういったことがまだ定まっておられませんので、エリアについて、はっきり今は申し上げられないところがございます。

ただし、平成24年度だったと思いますが、そういうことに関して軽い検討をした部分がありますので、そういうことも念頭に置きながら今後進めていくことになるんですが、建設企画課でなぜやっているのかというようなニュアンスを感じたんですが、港湾の話と都市計画の話、はたまた、先ほど深堀委員からご質問があった、どこまでメンバーを入れるのかと、ちょっと多岐にわたるものですから、建設企画課で所管するというようにしています。

【高比良委員】いや、建設企画課で所管するのがまずいと言ったわけではないです。相当大きな都市再整備の構想だねと、そういうふうなウイングになっているものだから、これは非常に大変な話だなと思ってお尋ねしているんです。

今ある既存の施設の中で、いずれにしたって引っかかってくるのが長崎造船をはじめとする中小造船だと思うんです。

これは総括質疑の中でもちょっと出ていたみたいですが、基本的にこういう計画をつくっていきますよと、もっと言えば2バース化を進めていきますよというようなことについて、今挙げた関係企業においては、基本的な理解というか、同意とまではいかんかもしれないけれども、協力をしていきたいと思いますよというような姿勢、

コンセンサスとは言わないけれども、そこら辺はどうなっているのか答えられますか。

【近藤港湾課長】委員がおっしゃった、松が枝の2バース化に当たって支障となるであろう大きな造船所が2つございますけれども、この造船所につきましては、平成25年度に1回、港湾計画の改定をするということで、そういった造船所の方々に理解を当然得なくてはいけません。実際、その計画に位置づけた、ところが地元は反対というふうなことでは困りますので、一応、計画に位置づけることに関しては造船所の方にはお話を差し上げて、事前には、協力をいただくというふうなことで、同意じゃないですけども、ご理解をいただいた上で位置づけをやっています。

【高比良委員】事前に話をして、一定、内々の基本的な理解が得られるだろうと、そういうふうな状況にあると考えていいということだね。

そうすると、総括質疑の中でもあったけれども、中小の造船所にとってみれば、設備投資をやって、機能拡大をやりたいとか、そういうふうな意向もあるというふうな話だけれども、じゃあ、一方で県がやろうとすることについては内々、理解できないこともないというような話になっていると。

どうもよくわからないけれども、じゃあ、今ある中小造船をどこに移転をしようと、そういう候補地を示した上で一定の理解が得られているんですか。場所はどこなんですか。

【近藤港湾課長】支障となる造船所の移転先地につきましては、当然かかわる造船所については今のままでは事業ができませんので、いずれかの場所において再建と申しますか、やっぴいかなかないという中で、まだ事業化がなされていない中では、事前の交渉はできませ

るので具体的な話は進めておりませんが、意向とすれば長崎港の近辺ということになっています。従業員の方々の通勤とかを考えると、やはりよそには行けないということがございますので、そこについて、いろいろ可能性のある候補地を提示しながら、地元といいますか、かかっている造船所の方々とは、事業化はまだまだ、いつになるかわかりませんというか、事業化のめどは今のところ、来年なのか、再来年なのか、はっきりわかりませんが、引き続き情報提供を行いながら話をさせていただいている状況でございます。

【高比良委員】 具体的な場所は言えないと、現時点においては言えないと。ただし、県として、移転に当たっての受け皿はつくっていきますよといったことは条件で示しているわけだな。そういう認識でいいですか。

【近藤港湾課長】 受け皿というのが適切かどうかかわかりませんが、こういった候補地がありますと、そこだったら何とか再建できそうですねというふうな話はできています。

【高比良委員】 そうすると、2バース化の新規予算の計上時期を、現時点においていつと見込んだ中で、したがって既往地内の支障物件の移転時期をいつごろだというふうに見込んで、この検討作業を進めようとしているのか。立ち方の話ですけど、これはどうですか。

【近藤港湾課長】 今、我々が最速でお願いしているのは、平成31年ぐらいか、再来年ぐらには事業化をしたいというふうにお願ひしたいと思っているんですけども、それから実際に事業に入って工事が完了するまでには10年近くかかると考えています。なんでこんなにかかるとかというのは造船所の関係がございまして、新しく造船所を移転していただいて、事業を再

建できた形で今の造船所を取り壊すという流れになってまいりますので、かなり時間がかかると思っています。それを踏まえながら、今回の再開発構想を検討していきたいというふうに思っています。

【高比良委員】 できれば平成31年ぐらには着工したいと、事業化というか。

事業化という意味を、もう少しブレイクダウンして具体的なことを述べて。事業化という意味は何なのかということ具体的に噛み砕いて説明をなさいます。

【近藤港湾課長】 はっきり何年というふうには言えないんですけど、我々の希望でございます。直轄事業として、今現在、いつからできるというふうなめどは立っていませんけれども、クルーズ船が急増する中で、松が枝だけでは容量が不足しますから、出島の岸壁もクルーズ船に対応したいと考えていまして、今、出島岸壁に泊まっている官公庁船を早く動かしたいというふうに思っています。それを動かすのに2年ぐらいかかりますので、それを見越した形で出島の方にクルーズ船を誘致し、なおかつ、パンクする状況も出てきますので、そのタイミングで何とか事業化できないかということをごすね。（発言する者あり）

【高比良委員】 そういうことを聞いているんじゃないんだよ。あなたはさっき、平成31年度ぐらには事業化を目指したいと、その後、移転とか、そういう一環については10年ぐらいのスパンというか、インターバルの中で事業として進捗をさせたいという話があったから、平成31年を一応、現時点での目途かもしれないけれども、その時に事業化を図りたいと言われた。具体的に事業化というのはどういうことを指しているのかということをお説明しなさいと言ったん

です。

【近藤港湾課長】 松が枝の2バース化については、既存の岸壁の延伸と新たな岸壁、7万トン級に対応する水深10メートル、320メートルの岸壁を南側に新設しようとしていますけれども、その新たな岸壁の新設工事について、国に対して事業化していただきたいというふうに考えております。

【高比良委員】 だから、事業化というのはいろいろあるわけよね。計画をつくることから始めて、そういったところも事業化と呼んだりするんだけど、あるいは、実質的に具体的な、何といいますか、計画に定めた具体的な物理的工事が始まる前の準備段階としていろいろやるといったことも、ある意味事業化という話をするわけよね。だから、浚渫工事に入るというような、その工事に入れるような予算措置をするということでの事業化を国に求めると、そういった話じゃなかったかなと思うんだけど。

だから、目に見える形で何かをするということ仮に事業化というのであれば、それは何をやるようとしているのかと。要するに2バース化に向けての建設、始まったねというような形として事業化というのであれば、そこは具体的に何を指そうとしているのかといったことを尋ねているわけです。意味はわかるかな。俺の質問の仕方が悪いか。

【近藤港湾課長】 いわゆる事業化ということになりますと、予算がついて、それから調査、設計、補償額の算定とかやって、補償交渉からスタートするというのを考えています。

【高比良委員】 そうすると、国の予算化を図りたいといったところを目指したいという話だね。わかりました。

そうすると、そう先の話じゃないよね、そこ

の計画をつくるというのもね。しかしながら、フィールドというか、かなり大きなウイングを持つような区域になると思うんだけど、これは相当ねじを巻いてやっていかないと、なかなか大変じゃないかなというふうに思うんです。相手もたくさんいるしね。これは土木部の総力を挙げて取り組んでもらいたいと思っているんですが。

そこで、さっき、実戦部隊として県、市、内部の話に、場合によってはコンサルというような話もあったんだけど、じゃあ、そういう実戦部隊において、具体的な計画のデュープロセスというものをどういうふうにしてしているのか、これを説明してもらいたい。

【佐々建設企画課長】 今回、構想の検討に着手しまして、その後、どういう道をたどるのかというご質問かと思いますが、まず、構想ということですので、どういう土地利用が望ましいかということを検討していくことになろうかと思っています。

先ほど港湾課長が申し上げました2バース化の事業とは、ちょっと流れが少しゆっくり、時間があるわけです。事業化して、港湾の事業が進みつつ、どういう土地ができるかというのが明らかになってきますので、その時間を活用しながら詰めていくということになりますので、イメージとして平成31年に開発計画が確定するというところまでは想定しておりませんで、まずは平成29年、平成30年ぐらいで構想を固めていって、どういうコンセプトになるかとか、そういうものをしっかり固めていきたいというふうに考えています。

【高比良委員】 ちょっと待ってね。そもそも何のためにやるかという話にまた返っていくんだけど、今話をストレートに受け取ると、

国際観光クルーズ船が着岸できる、着岸岸壁をつくるのが2バース化であって、その背後地にある今の土地利用について、せっかく2バース化というか、そういうふうなものができるから、長崎にない都市機能であるとか、そういったクルーズ船の寄港地として、ゲートウェイとして、その土地利用を今の状況からさらに高度化して行って、長崎の都市再整備につなげていこうと、そういう目的を持っているんですよという意味で、この計画をつくらうとしているのか。

2バース化を図ると、そこはそこでやっていきますよと。だから、中小造船などの移転の問題についても基本的にその枠組みの中でやっていきますよということで、言ってみれば両輪だてというか、そういう形でやろうとしているのか。

最初見た時には、ここを、こういうふうな計画をつくって土地利用の高度化を図っていくから、したがって港湾機能も充実させなきゃいかん。その狙いは2バース化にあるんだけど、そういう形をもって本省というか、霞が関の方に訴えていこうとしているのかというふうな受け止め方をしたわけよ。

今の話はちょっと違うね。違うね、やろうとしていることが。そこはどう整合性があるのか。

【佐々建設企画課長】私の説明がまずくて申し訳ありませんが、ある意味では委員がおっしゃるように、2バース化することによって発生する土地をこんなふうに使いたいということが、2バース化の事業に向けての呼び水になるものというふうにも考えておまして、それは計画ではなく、まだ構想の段階をきっちりまとめてアピールすることが重要かというふうに考えております。

先ほど私がお説明したかったのは実際の整備に向けての計画、具体的にどういう事業者が入ってくるのか、どういう施設にきっちりまとめるのかといったところについては、もう少し時間をかけてじっくり検討したいと申し上げたかったということでございます。

【高比良委員】そうすると、国土交通省に持っていくのは、2バース化の必要性とか緊急性とか、そういった通常の事業計画をもって協議をしていきますよと。そこに併せて、実はその背後地のところもこういうふうにしよという構想づくりをやっているんだと。港湾の今回の整備をすることの価値というか、意義というか、そういったことを、B/Cとは言わないけれども、こういったものがさらに付加価値として出てくるんだと、だから優先順位を上げてやってくださいよというような狙いを持っているんだというふうに理解していいのか。もう一度確認だけでも。

【佐々建設企画課長】今、委員がおっしゃったとおりでございます。

【高比良委員】基本的なスタンスがわかりました。

そうすると、この検討作業をやろうとすることについては、少し時間的な余裕が感じられるような感じもするんだけど、かといって、これは港湾の方が主体になるかもしれないけれども、中小造船の移転の話だとか、あるいは、絵を描いていくことについては相手方があるところまで踏み込んでやるという話だから、さっきデュープロセスの話もしたんだけど、関係する権利者というか、あそこを使っている人たちの基本的な理解、同意を得られるような上手な根回しをやりながら、パブリックコメントもかけながら、デュープロセスは相当に慎重に

やっていかないと、なかなか思いだけではできないことがあるから、ここはやっぱり長崎県として腹をくくって、そうやって進めるんだと。一部局、一セクションだけでやるんじゃなくて、長崎県としての総力を挙げた取組でやりたい、やるんだといったことを市とうまく連携をしながら、そういう枠組みの中で推進をするといったことはとても大事だというふうに思っているの、この辺についてはそういう立ち方というか、推進体制をつくった中でぜひ積極的に進めてもらいたいと思っているんです。

南山手だとか、そういったところについても土地利用の高度化を図っていききたいとか、もう少しまちに磨きをかける取組として、こういうふうな土地利用であるべきだというような。民間の人たちも既にやっています。大学の先生たちも入ったり、地元もいろいろ入ったりしています。そういったところとも連携をしないかんでしょう。いろんな、テーブルについてもらうべき人たちとか、権利者とか、あると思うので、先ほどのような推進体制をしっかりつくってやっていってもらいたいと思うんですが。

2バースの方の話は置いておいても、この計画のオーソライズとか、この辺はどれぐらいを現状として見込んでやっていきたいと考えているのか、そのことも含めて、体制づくりと合わせて、土木部長、技監でもいいよ、総括して答弁して。

【野口土木部技監】 この構想は、先ほど来説明いたしておりますように、クルーズ船が着く場所が南山手のグラバー邸、世界遺産があるところに着くという、観光面からも非常に大きなポテンシャルを持っているところでございます。

なおかつ、クルーズ船の背後地の再開発がも

しできれば、委員もご指摘のとおり、新たなゲートウエーとして長崎の魅力を発信する場所になるというふうに固く思っておりますけれども、この構想につきましても高いハードルがたくさんあるというふうにも認識いたしております。

そういう意味で、長崎市と密な連携を図りながら、どういった事業を取り組んでいけるのか、また、どういふようなシステムであれば民間の企業が参入してくれるのか、さまざまな観点から検討してまいりたいと思いますので、今後とも検討の過程につきましても、また委員会にもご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【高比良委員】 その位置とか、エリアとか、そういったものをわかる資料を出してくれという話があったけど、今の技監の話はよしとして、そうであれば、我々としても、どういふ進捗でどう動いているのかというのは当然関心があるし、議論していかなくちゃいけない。たびたびこっちからお尋ねをしてお答えをいただくという話ではなくて、どういふ進捗で検討作業が進んでいるかということを知りたいと、いつのタイミングでどう議論すべきかということがあるので、そういう意味からは、計画策定について、現時点でいいからロードマップを出してもらいたい。そのことを委員長、ぜひ、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

【吉村(庄)委員】 予算関係についてお尋ねします。

今までのやりとりを聞いておまして、少しどうかな、土木部の皆さん方の、そんなことはないと思いますが、緊張度が少し緩んでおらずとじゃないかなという感じがいたしました。

先ほどの深堀委員の労務単価の調査に関連してちょっとお尋ねしますが、経済調査会という

話でしたか、委託してやると、9千何百万円ね。金額はどうだという話もあったんですがね。これは、平成30年度にまたがる債務負担行為でしょう。今やっているから、平成30年までやるから債務負担だと、1年先のことでね。しかし、単年度みたいになっているというふうに理解をしますがね。

これは、一般競争入札で云々という話もあったけれども、もう契約をしているんですか。契約しておらんと経済調査会とかという話は出てこないと思うけど、どういう状況ですか。

それから、経済調査会って何ですか。財団法人の経済調査会というのか、経済調査会と簡単に言ったって、何なのかかわからないでしょう。そういうところをきちっと説明をお願いいたします。

【佐々建設企画課長】 今回の債務負担行為については、来年度末に契約して、平成30年度に実施したい調査の項目を上げさせていただいております。

経済調査会という名前を使ったのは、今年度契約している調査機関を例示させていただいたということでございます。経済調査会については、一般財団法人の経済調査会という機関でありまして、建設物価調査会と経済調査会と、大きいところではそういう一般財団法人がござります。ちなみに、積算資料等の刊行物を発刊しているところでございます。

【吉村(庄)委員】 後からよく聞きますけど、経済調査会って、単純に言うと一般財団法人経済調査会、私はそんな団体はあまり聞いたことがない。あったらあったでいいですよ。

それで、平成29年度の末にすると、あるいは平成29年の年末か知らないけど、平成30年に向けてするでしょう、時期的にね。それは構わな

いけれども、「経済調査会とか」というふうに、例示するなら例示するようにおっしゃっていただわんば。

それで、入札の方法は一般競争入札でやりますよと、方針としてあるなら、それで結構です。だから、経済調査会ですよねというふうにとれるような話というのは、どうかというふうに思うんですがね。後でいいです。

私は、九州経済調査会というのは、大きな団体として知っているけど、経済調査会ってどこの調査会なのか、よくわからない。いいです、私はそれは後でですね。

それで、あなた方が出している横長資料の中でお尋ねをしたいんですが、順番がちょっと入れ替わりますし、時間内に全部終わるかどうかわかりませんが、まず、横長資料の平成29年度当初予算の29ページです。

まだほかのところにもあるので、例示的にということと、内容的なこともちょうど関連するんですが、道路建設課の29ページの下の段に、分類としては公共事業と単独事業と分けてある、単独事業のことについて。先ほども単独事業の予算がどうだという話の下条委員からもありましたから、そういうことに関連することになるんですけどね。

道路建設課でいったら、道路改良費の単独費用は前年比4億9,253万8,000円減っているんですね。減っている理由は、予算編成のあり方、シーリング云々ですね。

それから道路調査費8,004万円、これも3,434万6,000円減っております。

それで、ここについて補正が出ていますね。平成28年度2月補正予算の横長資料の23ページ、道路改良費の補正が出ています。2億2,072万2,000円追加して、補正後の予算額が42億

6,199万1,000円という形になっていますね。

結果的には今年予算は、平成29年度当初予算の説明資料の29ページにあります35億4,873万1,000円、前年比4億9,253万8,000円減っていると△印になっているんですけども、補正後の予算、42億6,199万1,000円からしますと、減り方はちょっと増えているんですよ。

それで私がお尋ねしたいのは、まず補正の方から聞きましょうか。23ページの42億6,199万1,000円としたのについて、これは補正なら補正でいいです、増えた理由もあるでしょうから。

この予算は、全体的に平成28年度から平成29年度へ繰り越す部分もあるのかもしれないけれども、42億円執行できるような状況ですか。ほかのところに単独事業あたりも含めて繰越がありますから、42億円については執行できる予定があるのかどうか、これを聞かせてください。それから当初予算に戻りますから。

【大塚道路建設課長】 委員のご指摘は、2月補正の道路改良費単独42億6,199万1,000円が執行できるかというお尋ねでございますけれども、道路改良費の単独と分類をしております予算の内訳は、前般で説明いたしました本当の県の単独事業と、これは費目上の分類なんですけど、一部交付金事業の予算も入っております。

これにつきましては、もちろん一部繰越を必要とする部分もございます。しかしながら、予算についてはしっかりと、繰越をしても翌年度までの期間の中で執行してしまうということをやっております。

【吉村(庄)委員】 そういうことだろうと思ってお尋ねをしているんですよ。

繰越もあるので、中身はいろいろあるかもしれない、交付金事業などもあるかもしれないけれども、要するに35億4,800万円程度、当初予

算に組んでいるけれども、前からの繰越とか、経済対策のこういうものに該当するものがあるかどうかわかりませんが、そういうものを含めても、35億4,800万円というのは大体、繰越などを入れていくと例年の金額になるのかどうか、やっぱり減ったままなのかということですよ。

減ったとすれば、先ほどは、箇所の問題とかコストの問題とかということの中で、県民の皆さん方にそう影響はないような形で何とかやっつけていこうという意欲は聞きましたが、そういう状態になるのかどうかというのは、具体的に、どれがどうだという聞き方はしませんから、どういうふうに捉えているのか。

シーリングとか、単独事業を節約しようとか、そういうことの中で予算編成がありました。私たちにも示された。そういう状態になったんだけど、繰越とかなんとか、そういうこともずっと考えてみたり、いろいろすると、経済対策も考えてみると、大体似たような数字でやれるということになるのか、やっぱり減った分は減った分としてしわ寄せがいくのか、これはどうですか。

【大塚道路建設課長】 もちろん予算全体のお話かと思うんですけども、当初予算でいいますと、先ほどご説明いたしましたとおり、平成28年度と平成29年度を比較すると、補助事業、交付金事業につきましては対前年度比1.0を予算上は確保していますということで、これについてはプラスマイナスゼロかなというふうに考えております。

しかしながら、先ほどもご説明いたしましたとおり、単独事業に関しましては、当課の分につきましては20%のシーリングという形になっておりますので、実質的には4.5億円減ってお

ります。単独事業がその分減るということは、事実上、間違いなくそれは減っているということになりますので、これにつきましては、繰り返しになりますけれども、箇所精査なりコスト削減なりをしながら、何とか現在の状況が維持できるように頑張っていきたいというふうには考えておりますけれども、それにも限界がございますので、平成28年度に補正予算を補助事業、交付金事業で30億円ぐらいいただきましたけれども、こういうことをもっと活用しながら、これは国の施策になりますから、我々の力ではどうにもなりませんけれども、地方から要望なり、いろんな声を上げながら、何とか1円でも多く予算を確保するという努力は続けていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 趣旨はわかりましたが、私は、後で全体的にあなた方の建設関係、土木関係について、別の資料で意見を申し上げますから。単独費を全部整理してあります、補正と一緒にね、土木部全体。

それで、その次にある道路調査費のことをお尋ねします。道路整備事業に必要な測量及び調査等に要する経費。

これ、点的に言って今年度、平成28年度になります。私が住んでいるところの一般県道について、一定の期間、2～3年の間に、集中豪雨その他で小規模な崩れとか傷み、そういうことの中で調査をやっているんですよ。それは何のためにするかと云ったら、今からの改善というか、補修というか、そういうものをするために、きちっと調査をしてやらなきゃいかんと、こういうふうな話があって、私がいつも活用している県道についても数十カ所、小さい崩れから、土手、法面、きちっと構造物がないところ、以前の畑のまま、山のまま、こういうところなん

ですが、そういうものを調査する、そういう調査のことですか。8,004万円、去年からすると、これまた3,434万6,000円下がるんですけども、そここのところの内容を教えてください。

【大塚道路建設課長】 今、委員がお話しになりました例示に関しましては災害とか崩れとかというふうなお話ございましたけれども、当課における道路調査費に関しましては、まだ事業化していない将来の道路整備、道路改良。今後、どういった道路をつくっていくかとか、まだ事業化していないので箇所ごとの予算がついていないようなところに関して、将来的な道路整備計画とか、そういったものを検討していくという形の費用、主にはそういう費用であると考えております。

【吉村(庄)委員】 わかりました。従来からいろいろ要望が出ていたり何かして、もう少し大きな意味で改良とか、そういう部分ですね、建設ですから。先ほどの道路維持の方になると思いますので、内容を確認させていただきました。

それから、建設のところ、時間がありませんから簡単に申し上げますと、その下の道路管理費、道路台帳整備等に関する経費です。

道路台帳の整備は、今現在、一体どういう状態になっているのか。平成29年度は1,524万2,000円、平成28年度も1,572万1,000円、大体似たような数字で予算化されているんです。補正のところはよく見ていませんけれども。

この台帳整理の状況を聞かせてください。

【大塚道路建設課長】 道路台帳の整備状況についてのご質問でございますけれども、ここで毎年予算を計上いたしておりますのは、道路建設課で毎年毎年工事を行うことによって道路台帳の形状が変わってまいります。各工事においても、その部分、部分は予算を計上して既存の道

路台帳を修正していくわけですが、もととなるデータ、県で一元的に取りまとめているデータ上のものもございます。こういったものを毎年毎年、時点修正していく作業のために要する費用でございます。

ですから、道路台帳が整備されていないから新たに道路台帳を整備しているということではなくて、既に道路台帳は整備が終わっておりまして、それを毎年毎年更新していくものに要する費用ということでございます。

【吉村(庄)委員】 新たなものをするというのはいいんですけども、過去のデータが正確でないというような問題もあるんじゃないかと私は思っているんですよ。ずっと以前のものがきちんとされていなかったと。

そういうものが整備されているんですか。そこだけ教えてください。

【大塚道路建設課長】 道路台帳というのは、いろんな交付税とか、そういったもののもととなる貴重なデータでございますので、基本的には今あるデータ、台帳は正しいものだというふうには考えております。

しかしながら、かなり古い時代に整備をされた台帳の部分も一部あるかもしれません。そういったものについては、確かに委員おっしゃるように、本当に今と実情が合っているのかということに関してはですね。道路の幅とか、そういったものについては当時のままですから変わっていないにせよ、周囲の状況とか、そういったものは大きく変わっておりますので、そういった部分では今と違うじゃないかというご指摘は、一部正しい部分もあろうかと思えます。

【ごう分科会長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から委員会を再開したいと思います。

しばらく休憩いたしますが、先ほどの松が枝地区の再開発構想検討事業費につきましては、高比良委員からも申し出がありましたように、委員が検討しやすいようにきちんと、マップとか、現段階での構想の予定とか、そういったものを後ほど資料としていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

— 午前 11時45分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【ごう分科会長】 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の予算議案について、審査を行います。

なお、午前中の松が枝地区再開発構想検討事業費について資料が提出されましたので、港湾課長から説明を求めます。

【近藤港湾課長】 午前中に高比良委員からお尋ねがございました、松が枝地区の再開発構想の検討エリアについてご説明したいと思います。

事前にお配りしております図面を見ていただきたいと思えます。

写真の右側が、既にごございます松が枝の国際埠頭でございまして、岸壁の延長が360メートルでございます。これを15万トン級に対応するために50メートル延伸する工事を今、直轄でやっておりますが、その延伸部分が、図面の真ん中あたりに棒グラフみたいにあります黄色い線でございます。これから南側にさらに延長して、7万トン級の岸壁を320メートル延伸していただくというのが2バースの計画でございます。

これに伴いまして、写真で造船所に船が係留されているのが写っていますけど、左側に2カ所ぐらいございます。この造船所が、今回の事

業に伴いまして移転ということになるんですが、造船所の敷地は、国道499号が真ん中付近に通っていますけれども、この付近ぐらまでございます。

岸壁の延伸に伴う背後のターミナルビルとか緑地については、埋め立て、水際線の海側といえますか、埋立地の中でできるんですけれども、当然造船所と一体不可分でございますから、全て移転ということになった時に、国道から臨港地区までの間は、結構敷地が中抜けみたいになってしまいます。要は櫛の歯が抜けたみたいな形になってしまうんですけど、この優良な一等地を何とか利活用したいということで、今回の再開発計画を検討するというところでございます。

【ごう分科会長】ただいまの説明についての質問はありますか。

【高比良委員】最初からこういうのを示さなきゃだめよ。議論をしていくために、資料として必要ですから。

それで、先ほどの議論の中で、長崎バスのターミナルの建物だとか、あるいは警察署とか、いろいろ話があったんだけど、これだけの広いエリアの中、全部を根こそぎ新たに土地利用を検討しようという話ではなくて、残すべきところもいっぱい出てくるんじゃないかと思えます。そこは相手さんがあることだから、円滑にいく方法を、理想形のその次のステップとか、そういうことも併せて考えていく必要があると思えます。

かなり埋め立てなども出てくるので、そういう意味では、例えば今の松が枝にある機能で足らざるものとか、親水性の確保だとか、そういったものを中心としながら考えていって、その上で背後地の民間のものをどうするかと、そういう手順になってくるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、広いエリアでもあるし、無理のない形でつくっていくという前提で進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。よりいいものができることに越したことはないけど。

【ごう分科会長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】2点、確認の意味を込めて質問させていただきます。

政策等決定過程の透明性等の資料の2ページのところです。土木部河川課、降水予測による洪水指標作成事業費、主な事業一覧で申しますと77ページになるんですが、これを聞かせてください。

額は464万円と、そう大規模なものでもない計上額ではあるんですが、まず、この目的は書いてあるんですが、大体の概要等々の説明をいただけますでしょうか。

【川内河川課長】河川課の平成29年度の新規施策についてのご質問だと思います。

これは、事業目的に、気象庁が発出しております降水ナウキャストから河川氾濫の危険性を予測し、市町へ情報提供するシステムの構築ということでございます。

まず、降水ナウキャストというのがどういうものかということですが、気象庁が発表しておりますものでございまして、これから1時間後の降雨を5分ごとに予測をしていくというシステムでございます。これを利用して河川の氾濫の危険性を予測して市町に情報を提供したいということです。

まず、事業の概要として現状はどういうものかということ、地形的に長崎県の河川は、ご承知のとおり河川延長が短くて急こう配で、雨が降ったらすぐに水位が上がってしまうというような河川が多うございます。

近年、ゲリラ豪雨など短時間で局地的な豪雨が発生して、全国的に大きな災害を引き起しているところがございます。

それで、長崎県では今、どういうふうなことをやっているかということですが、現在、県内84河川におきまして水位計を設置しています。県が管理している河川は、2級河川と1級河川、トータルで376河川ございます。先ほど言いました84河川を引きますと292河川ございます。84河川の中には大体主要な河川、大きな河川とか、まちなかの河川を網羅しているんですが、まだ292河川ございまして、そういう中で、流域が小さくて、水位の上昇が急で避難時間を確保できないような河川を対象としていまして、具体的な対象河川としましては、今のところ、過去30年程度の間には氾濫被害が発生した記録がある48河川を考えています。

その中で具体的にどういうことが期待できるかということですが、ナウキャストは今後1時間の雨が5分ごとにわかるということで、先ほどの48河川の中で一番ネック部になるようなところについて、何分間に何ミリぐらい雨が降ったらあふれるかというようなことを検討しまして、それをもとに先ほどのナウキャストとリンクさせるような格好で、雨が降って、今の状況でいくと1時間後に氾濫するおそれがあるということをしてできるだけ早く、市町の災害担当の方の携帯電話に情報を入れて、避難勧告等の役に立ててもらえることができるように、平成29年度にまず48河川についてやっていきたいということがございます。

【宮本委員】 今回の予算の464万円は、48河川における調査費というイメージですか。マップをつくったりとかではなくて調査費ですか。もうちょっと具体的に教えていただければと思い

ます。

【川内河川課長】 先ほどもちょっとお話しましたように、ネック部とか、そういうところは県独自じゃないとわかりませんので、うちの方でその辺の流量がどの程度なのかということ調べて、最終的には今回のお金の中で、市町の担当者に情報を渡せるようなところまでやっていきたいと思っております。

【宮本委員】 376河川、2級河川と1級河川があり、その中で84河川は水位計が設置されていて、これをしなくても危険度が感知できると。それを引いた292河川のうちの48河川について、こういう形でやっていきますというイメージですね。

77ページの下の米印で、今後はシステムを構築しますということですが、今回の事業を踏まえて、さらに発展させて、先々は市町にぱぱっと素早くいくような、ネットですぐ「危ないですよ」と危険値が感知できるようなシステムを今後つくっていかれるという展望でよかでしょうか。

【川内河川課長】 まずは48河川について、既存のアプリみたいなものがございますので、それを使って、少なくとも市町の担当の方に情報を提供できるまでのシステムというような格好で、システムというか、全体的なそういうことまでを進めていくことをやりたいというふうに考えております。

それがうまくいけば、今後、ほかのところにも波及できる可能性はあると考えております。

【宮本委員】 わかりました。

そうしたら、県管理の376河川の中で河川氾濫の危険性があるのは、先ほどおっしゃった84河川ですか。それとは別に、ここは河川氾濫の危険があるんですよと指定されている河川はあ

るんでしょうか。

【川内河川課長】先ほどもちょっと説明したかと思うんですけども、84河川は既に水位計を付けていて、避難するのに役立つことができると。そのほかの292河川の中で、過去30年間に氾濫被害が発生した記録がある河川が48河川ということでございます。

【宮本委員】わかりました。わかったような、わからないような感じではあるんですが。

システム構築というのが今後どうなっていくのかなというのが単純にあったものですから、今回の予算を使って調査を実施という形であるものですから、日ごろからされてはいるんでしょうけれども、48河川についてはさらに詳細なものにしていきましようということと理解をしようと思っています。

ここにも書いてありますとおり、ゲリラ豪雨とかで、なかなか非常に難しいと思うんです。こういったものを構築して行って、市町にすぐさま情報がいく、そして避難勧告が素早くできる、指示ができる、そういったシステムづくりを今後は目指されているのだろうと理解しつつ、来年度からしっかりと、この464万円を使っていただいて、河川を管理していただければというふうに思います。また随時、いろいろ調査をさせていただきます。

それともう1点ですが、平成29年度当初予算（案）の概要の「公共事業費・国直轄事業負担金地域別一覧」という資料の10ページに、土木部関係の分がちょっとありまして、一つだけ確認をさせていただきたいものがあります。

住宅課になるんですが、佐世保市内既存団地についてエレベータ設置、今、どこまで進捗状況がいついて、あとどれぐらい残っているのかという大体の数とか、わかりますか。

【亀山住宅課長】平成29年度予算で、長崎市と佐世保市の県営住宅の整備等で予算を計上しております。

佐世保市内につきましては、花高団地と新田団地におきまして改善工事を行う予定です。

エレベータにつきましては、我々、県営住宅のバリアフリーということで事業を進めているわけですが、全体の県営住宅の、エレベータに限らずですけども、現在、50%程度でバリアフリーがなされています。その内訳といたしましては、建替え等で平成3年以降は住戸内のバリアフリー等が対応されておまして、それ以前のものにつきましては順次バリアフリー化を進めておまして、現在は50%という進捗率でございます。

【宮本委員】さまざまなご意見もあるものから、老朽化に伴い、こういった形でどんどん施設整備を進めていただければと思います。あと50%、しっかりと行っていただきたいと要望させていただきます。

【溝口委員】今回の当初予算では約965億円を組んでいるということで、その中で普通建設事業については、単独、直轄、公共事業ということであれば約836億円となっているんですけども、その中の新幹線事業がほとんど、約212億円ということで、500億円ぐらいの金額しかないんですけども。

それと同時に、新幹線の90億円ばかりを公共事業の中から引くと620億円ぐらいということで、前回の当初予算よりも大分減ってくるような形になっているんです。今回の場合、90億円ぐらいの新幹線の予算がついたということで112%と、12%の増になっているんですけども、この辺について何かトリックのような感じがしてですね。本当は公共事業が大分減ってき

ているんじゃないかという気がするんですけども、その辺についての認識はいかがでしょうか。

【天野監理課長】今回は県全体の予算要求のガイドラインがございまして、それに沿って、まず公共事業につきましては、前年度の当初予算計上額、あるいは当初の内示額のうち、どちらか低い方で100%以内ということになっております。

一応そのルールがございまして、それ以外に、例えば公共でいいますと新幹線事業とかダム事業とか、これは枠外と言ってございまして、特定の年度に急激に増えるような要素がある分に関しましては、その枠内のルールと外れて計上することができるということになっております。

それを除きますと、県全体の公共事業のルールがございまして、今日お配りしました資料にありますとおり、土木費の部分が97%と若干マイナスになっているところでございまして。

併せて単独事業の方もさらに厳しく、80%以内となっておりますが、こういったところの問題点はございまして、公共事業予算につきましては、地域経済の活力維持に大変大きな役割も果たしてございまして、土木部としましては、当然県の厳しい財政状況を踏まえながらも、できる限り県のルールの範囲内で頑張っていきたいと。その意味においては、例えば、国庫補助の採択要件の緩和であるとか、除外経費をできるだけ多く見ていただくとか、そういったところは今後もまた頑張っていきたいと考えております。

トータル的には、委員ご指摘のとおり、新幹線が増えた分によってトータルは増えたようになっていると、それ以外は減になっているというところは事実でございまして。

【溝口委員】わかりました。先ほど、下条委員からも指摘されたと思うんですけども、公共事業があまりにも減っていくと、建設業協会関係の人たちが大変苦慮していくんじゃないかと思うんです。その辺については、国の補助をいただきながらでも、しっかりとした予算獲得をしていただきたいと、このように私は思っております。

単独事業が20%を切ったということであれば、本当は単独事業が前回の100億円ぐらいないと思います。県単ですから、いろんな小さな事業がスムーズにできていくんじゃないかと思うんです。その辺が、道路関係のアクセスとか、いろんな補修とか、維持管理ができなくなるんじゃないかという気がするんですけども、その辺について、土木部としての考え方はいかがでしょうか。

【野口土木部技監】先ほど来、午前中の議論もございましたけれども、県全体の予算が厳しい状況の中では、一定シーリングによる減はしようがない、しようがないといえますか、これはもう当然避けられない問題であろうと考えております。

その中で、単独費が今、20%カットということになっておりますけれども、実施段階におきましては、やはり優先順位を考えながら、選択と集中をしていかざるを得ないというふうに考えてございまして、優先度の高いところから事業を推進してまいりたいと考えております。

【溝口委員】特に私が思ったのは、インフラ関係で道路維持課の交通安全施設費で、多分ここは箇所が多いんですけども、約5億3,900万円の減になっているんですよね。一番身近な、いつもいろんな舗装関係とか何とか、お願いに来ている部分だと思うんですけども、この辺

について、安全・安心な県民生活を考えていくという理念がありながら、ここをカットしていくのはおかしいんじゃないかという気が私はずるわけですけれども、いかがでしょうか。

【池田道路維持課長】道路維持課の予算の中の各事業は、例えば今おっしゃいました交通安全、道路の防災事業とか、あるいは老朽化対策についての予算もございます。ですから、今、重点的に優先的にやろうとしておりますのは老朽化対策とか防災事業、これが一番、県民の安全に関わってくるところ。その後に交通安全事業もしっかりとやっていこうということでございます。

確かに予算としては減っておりますが、少しでもコスト縮減、あるいは住民の要望に少しでも応えられるような努力をしてみたいと思います。

【溝口委員】わかりました。

全体的な20%カットというのはわかりますけど、そこは全体的な20%カットであって、このような大事なところは、あまりにも20%ということにこだわってやっていくというのはおかしいんじゃないかという気がするわけですけれども、その辺についての考え方を、土木部としてしっかりと持っていただきたいと思うんです。県民が安全で安心して暮らせる道路整備とか、そういう形になってくるわけですから、その辺についての考え方をもう一度聞かせてください。

【野口土木部技監】例にとりました交通安全施設についてでございますが、最も整備しないといけない歩道につきましては、やはり通学路、児童の安全を守るための通学路の整備だと思っております。これにつきましては、国からの交付金によりまして優先的に通学路の整備をやっております。

その上で、先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり予算が減った中では選択と集中は避けられないということで、通学路は確実に進めていく。それ以外のところは、やはり優先度を見ながら、県民の皆様の安全・安心に資する事業箇所を選択してやっていきたいというふうに考えております。

【溝口委員】歩道関係はちゃんと整備をしていくということですが、道路も、車が通うのに、舗装関係は密によく管理していかないと、大きな事故につながって、反対に危ないんじゃないかと思うんですね。

だから、そういう、つぎ込んでいかなければいけない安全・安心なまちづくりのための予算を削るというのは、私はおかしいと思うんですよ。

【池田道路維持課長】シーリングについての説明で不足しているところがありました。

歩道を広げて整備するとか、法面の保護を行うというような事業については、いわゆる建設費として20%マイナスのシーリングがかかっている状況でございますが、維持・補修の関係については、マイナスは3%、97%の予算を確保しているということで、安全・安心についてはしっかりと、その予算の中で管理に努めていきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。ぜひ、安全・安心に暮らせるまちづくりということで、その理念をもって予算獲得に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、平成29年度当初予算説明資料の43ページの火山砂防費です。公共事業で、国からの補助をいただいた分については100%、ある程度取っているという話でしたけど、4億6,826万円で前年度比マイナス2億4,426万9,000円。

地すべり対策費として9億4,779万8,000円で、これもマイナス1億9,228万7,000円ということです。これらも安全・安心に関わる部分と思うんですけれども、なぜ減額になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

【後田砂防課長】 まず、火山砂防費につきましては、大きな予算を伴う本体工事というものがございまして、それが3カ所、平成28年度で概成いたしまして、それに伴う減となっております。

全体の箇所数としては、平成28年度が38カ所で平成29年度が39カ所となっております。箇所数は1カ所増となっております。箇所数につきましては、上段の通常砂防と火山砂防のトータルの数字でございます。

地すべり対策費につきましては、松浦の立岩地区という地すべり箇所がございまして、この排水のためのトンネル工事を現在行っております。それが平成28年度で完成するものですから、この大型工事が完成することによって事業費が減額となっているものでございます。

地すべりにつきましても、箇所数は平成28年度、平成29年度、同じ19カ所となっております。

【溝口委員】 わかりました。地すべり対策のある箇所が終わったということですが、いろんな市町からかなり陳情がきていると思うんです。その辺については、土地の登記の問題とか、いろいろあると思うんですけれども、できるだけ取り組もうとする形ではいっているんですか。

【後田砂防課長】 現在のところ、地元から上がってきている要望箇所については、全ての箇所について対策を実施しているところです。

【溝口委員】 わかりました。

次に、砂防基礎調査費12億3,483万7,000円。去年は12億2,285万8,000円組んでいます。概ね

5年ぐらいで調査をしなければいけないという法律になっていると思うんですけれども、その辺について、今、何年目で、どういう調査をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【後田砂防課長】 砂防基礎調査につきましては、平成26年の土砂災害防止法の改正によりまして、平成27年から平成31年までの間に完了することとなっております。平成28年度で2年目、平成29年度で3年目ということになります。

調査の内容でございますけれども、既往の危険箇所などの資料を参考にしまして、航空写真と現地確認によって調査対象箇所を抽出します。その後、地形とか建物の配置、対策施設などの調査測量を行いまして、図面を作成した上で、土砂災害が発生する恐れがある土地と、その被害を及ぼす範囲を決定しまして、土砂災害区域等の指定を行っているということでございます。

【溝口委員】 今までのものを参考にしながら、航空写真とかなんとかでずって見ていっている。

その調査について、12億円という大きな金ですけれども、どういう方々に調査を依頼しているのか。

【後田砂防課長】 調査に関しましては、調査委託を行っておりまして、地図をつくる専門のコンサルさんと現地調査を行う県内のコンサルさんをJVという形で組み合わせまして、一般競争入札で業者を選定して実施しております。

【溝口委員】 そうしたら、振興局にそれぞれお願いしてではなくて、本庁で一括して管理しながらやっているんですか。

【後田砂防課長】 説明が不足しておりました。

実際の発注に関しましては各地方機関で、管内の地元自治会とかと調整しながら、調査実施箇所を選定しまして発注を行っているところで

す。

【溝口委員】 よくわからんやったとぼってん、それぞれの市町にですか。振興局でして、それから。

例えば、市町の方々しかわからない部分があると思うんですよね、それぞれ。その辺についての話し合いというか、県で指定したものがあから、それを参考にすればいいということか、もしかしたら、新しく砂防が必要なところが発生していないかという確認をしていかないといけないと思うんですけれども。

5年の間にきれいにしたマップをつくらないといけないわけでしょう。そこら辺について順調にされているんですか、調査は。

【後田砂防課長】 調査に際しましては、県の地方機関が実施していますけれども、関係市町と連携しながら調査の対象範囲を決定して、調査完了後も、調査の完了した箇所について地元に対して説明会を開催して、地元の理解を得ながら指定を行っているところです。

【溝口委員】 金額は、国庫補助が3分の1と聞いたんですけれども、あとは県が全て出しているんですか。市町も関係しているんですか、予算化については。

【後田砂防課長】 予算に関しましては、国から3分の1の補助をいただきまして、残りの3分の2は県の負担となっております。地元といいますか、市町の負担はございません。

【溝口委員】 わかりました。

ただ、国が法律で命令的にきて3分の1の補助ということであれば、これから考えたら8億円近くの金は県が持ち出しをしているんですよね。そういうのが徐々に徐々に影響して、県単が使えなくなっているという感じがするんです。

その辺については、5年間で12億円ずつとい

ったら60億円ですかね。そうですね、60億円ぐらいになるんですよね。大きな金額ですよね。そうしたら40億円は県の持ち出しということになるんですけれども。

きれいにしたマップをつくって、そのマップができれば、どういうふう to それを活用しているか。

【後田砂防課長】 この基礎調査結果を市町に情報提供しまして、市町でハザードマップの作成を行っていただいております。

ハザードマップ作成につきましても、市町の負担が結構大きいものですから、県でハザードマップの作成支援システムというものをつくりまして、それでハザードマップをつくりやすいような形で進めているところでございます。

【溝口委員】 法律ですから、ちゃんとしたマップができるように努力していただきたいと思えます。終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

【堀江委員】 今の答弁で関連して質問します。

横長資料43ページの砂防基礎調査で、財源内訳がありますね。その中で国が3分の1というのは3億9,320万円で理解をしました。県が3分の2と言いましたね。一般財源は3分の1ですけど、その他は何ですか。

【後田砂防課長】 これにつきましては、宝くじの助成金がございます、それを充てているというふうに聞いております。（発言する者あり）

【ごう分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 2時 7分 再開 —

【ごう分科会長】 再開いたします。

質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。2巡目、大丈夫です。

【深堀委員】 補正予算の説明資料の51ページ、

長崎県港湾整備事業会計の収入の分、港湾整備事業収益の土地売却収益です。補正予算額が6億3,818万7,000円で、概要としては土地売却収益の減という説明書きになっていますが、この内容を少し詳しくご報告をお願いしたいと思います。

【近藤港湾課長】 港湾整備事業会計、いわゆる企業会計でございますが、この企業会計のうち、今年度予算に上げていました土地の売却収益、補正額で約6億3,800万円の原因につきましては、神ノ島の工業団地にある、もともと県の土地開発公社が所有している土地、一部は既にANAのコールセンター等に売却をしているところでございますけど、この土地につきましては、昭和の時代に、将来、港湾事業計画に必要な土地であるということで、開発公社に先行取得を依頼いたしまして、利活用の方針が決定し次第、県が買い戻すという確約をしている土地でございます。

これまでは、土地の引き合いがあった場合に、その都度、購入希望面積について、企業会計で補正予算など予算措置をした上で開発公社から取得した後に、企業会計で公募、分割分譲をしていたところでございます。

要は、その引き合いがあった時に、1回、1回補正予算を組んで、議会にお願いして予算を確保した上で取得というふうになりますので、実際に引き合いがあった業者さんとか、そういった方々とのタイムラグが発生するというところで、平成28年度からは、公社保有の土地を全て買い上げるという前提で予算を上げさせていただいております。

結果的に、2.7ヘクタールで約10数億円あったんですけど、全てじゃなくて約6,000平米ぐらいしか買い取りの要望がなくて、その残りの分に

ついては今年度、見込みがないということで落とさせていただいているという状況です。

【深堀委員】 神ノ島工業団地の分だということですね。当初で計上していたけれども、結果的にはうまくいかなかったということで下げたということですね。わかりました。ぜひ、早期の活用に向けてお願いをしておきたいと思います。

次に新年度の予算ですけれども、横長資料の32ページ。先ほど、溝口委員の質疑の中で単独事業費の20%のシーリングの話がありましたけれども、交通安全施設費が今回、前年度と比較すると5億3,924万8,000円減額をしているんです。率で言えば、前年度と比べれば25%のマイナスですよ。交通安全施設費というものが、単年度ごとに大きく増減があるものなのかというところに少し疑念があって、これはどういう経過でここまでの減額をしたのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

【池田道路維持課長】 交通安全施設と申しますのは、歩道整備を中心に行っているものでございますが、この単独事業に関しましては、例えば、規格どおりの歩道がなかなかつくれないようなところに防護柵をつくったりとか、あるいはカラー舗装をしたりというようなものでございます。

通学路対策については、一番上の公共の補助で2億円ほどの予算の増額で確保しております。ですから、足らざる部分が3億円ほど減額になっているということですが、先ほど申しましたとおり、防護柵とか、あるいは狭い歩道をつくる、側溝の上にふたをかけて歩道の環境を整備するというようなことで、その中で優先的に整備をしていくというような対策でございます。

【深堀委員】 今の説明でいけば、総額の歩道整

備ではそこまで減額されていないと理解していいんですか。今まで過去5年ぐらいの経過の中で、歩道整備等々の費用が大体一定水準で経過しているというふうに理解をしておいていいんですか。

【池田道路維持課長】先ほど申しましたとおり、公共事業の足らざる部分を補填したりという場合もあるんですが、交通安全につきましては通学路の整備を重点的にやっておりますので、その事業が進む事業であれば、そういうところに重点的に予算を配分したりしておりますので、若干の変動はございます。

【深堀委員】非常に見えにくいのでね。高齢者の事故等々、それは別の予算でいろいろ対策をやっていますけれども、高齢者の事故が交通事故で言えば非常に大きなテーマになっているわけで、そういった観点から考えた時に、交通安全施設費というのが、高齢者の事故とある程度リンクするのかなと、少しは関係性があるのかなと考えたんですけれども、その点はどうか。

【池田道路維持課長】交通安全の場合は、優先的にいわゆる交通弱者、高齢者とか子どもが歩くような場所、そういうところを優先的にやっておりますので、できるだけそういうところから重点的に整備しながら進めていくという方針であります。

【深堀委員】もう一度確認します。通学路の補助は、どの予算で2億円ほど増加させていると説明がありましたか。

【池田道路維持課長】交通安全の維持補修費の欄の一番上、交通安全施設費、公と書いてありますが、これがいわゆる補助事業部分でございます。この事業につきましては2億円ほど増額になっているということでございます。

【深堀委員】わかりました。これは結構です。

もう1点、同じく横長資料の53ページ、特別会計当初予算節別一覧表の中の、港湾ばかりで申し訳ないんですが、港湾使用料が平成29年度の予算で、前年度の歳入は8億3,295万4,000円を予定していて、今年度は7億9,690万6,000円、比較すると3,604万8,000円ほど歳入が減というふうになっているわけです。

港湾施設使用料と考えた時に、先ほどからいろいろと議論があった、例えばクルーズ船の接岸とか、こういったところも関係してくるのかなというふうに私は考えたんですけれども、この中身を教えてください。

【近藤港湾課長】特別会計における港湾使用料ということで今上げていますが、主に駐車場、いわゆる収益施設でございますので、3,604万8,000円減になっていますのは、長崎港の出島駐車場、出島ワープの前、税関の裏に県営の駐車場があったんですけれども、これが、バックオフィスセンターを建設するというので所管替えをいたしまして処分しております。その分の土地の購入費が不動産の売却収入ということで、横長の表で前年度8億9,968万3,000円となっているんですが、この土地を売却したことによって、駐車場収入が約3千数百万円ございましたが、この分が減になっています。

【深堀委員】わかりました。出島の駐車場が閉鎖されたから、その分が減額されたんですね。了解です。

最後に、もう1点だけ、3世代同居・近居促進事業、5,000万円の事業です。これは一般質問でも議論が少しありました。平成28年度から始まった事業で、当初250件を見込んでいたけれども、1月末現在で35件だったという新聞報道もありました。

平成29年度は、対象も少し拡大をし、また250

件を対象に考えているということで提案をされているわけです。例えば新築も対象にするというふうに制度を拡充すると説明を聞いているわけですが、実際にどうなんですか。そういう枠を、対象を拡大したら250件ぐらいのニーズがあるというふうに正直考えていらっしゃるのかなと。

確かに3世代の同居を政策的にやることについては一つの方法だとは思いますが、昨今の少子化の中で、子どもが1人とかという人たちは幾らでもいて、その子どもたちが結婚して、例えば一人っ子同士が結婚した時に親は2世帯あって、特に長崎県は若い人たちがどんどん、どんどん他県に就職とかで出て行っている中で、3世代で同居したいと思っても、子どもは東京とか関西とか、もしくは福岡とかで、同居なんかできない人たちは山ほどいる。この事業の対象となり得る人たちの数と、それが対象ではない人の数を比較してみたら、本当にこの事業だけでいいのかなと、非常に私は疑念を持つわけですが、その対象者の数とか。

必要だと思うんですよ。この事業は必要だとは思いますが、昨年度までやっていた事業とは、あまりにも対象になる人が限定されてくるということに対して、県の考え方を少し問いたいんですけども、どうですか。

【亀山住宅課長】 3世代同居・近居促進事業につきましては、今年度の件数が予定したほど上がらないというのがありまして、一方で相談件数は、我々が把握している範囲で118件ということで、たくさんの皆様方に、家族のあり方とか同居とか近居とかについてお考えいただいたものと考えております。

それを来年度どうするかということですが、これまで近居にはリフォームは適用して

いなかったとか、新築は範囲外だったとかということ、要するに我々の範囲を広げることで活用いただく範囲を広げて、少しでも多くの方々に利用していただきたいというふうなことを考えております。

【深堀委員】 使いやすい制度に改善をしたというのは評価をしますよ。評価をするんだけれども、今回250件を目標というか算定をしてやっているわけですが、まだ始まってそんなに長い年数がたった制度じゃないから、たった1年でその評価をするのは乱暴だというふうには思っているんです。思っているんだけど、例えば平成29年度、実際に拡大したということで件数が伸びないようであれば。

今私が申し上げているように、対象者があくまでも限定されてくるわけですよ。3世代同居、近居と言っても、それができない高齢世帯もたくさんあって、そこに手を差し伸べないのか。政策的にいろいろ考え方はあると思うんですが、あまりにも対象が狭まり過ぎているということに対する懸念を、少し当局も認識しておくべきだと思うんですよ。そこを少し考えてくださいよということを言っている。

【亀山住宅課長】 まず、この事業の目的が、3世代同居・近居により子育てのしやすい環境整備ということで、それによって出生率を上げていただきたいと、県民の皆様方に考えていただきたいと。

ですから、まずはこの制度につきましては3世代同居・近居ということでやっているわけですが、委員おっしゃるように過去にやった部分もありますので、そこは市町に引き継いで、県といたしましては情報提供とか、国の動向もありますので、例えば国が補助事業をやっていることであれば皆様方にお知らせして、長

崎県でできるだけたくさん活用いただくようにということで考えているところでございます。

【深堀委員】私が求めていることに対する答えがマッチしていないんですけど。

確かに市町もやっていますよね。今の制度になる前、住宅性能向上リフォーム支援事業という名前で、長崎市は、それを重複して補助を受けられないとしていました。でも、それ以外のところは重複してもいいんですよと、それは各市町の判断だったんだけど、そういうふうには支援が厚かったわけね。住宅性能向上リフォーム支援制度というのは、持ち家を持っている人はほとんどが対象になっていたわけです。そこから今の制度に変わった。

今の制度を否定しているわけじゃないんですよ。今の制度も、さっき課長が答弁されたように、子育て世代を支援するという意味では3世代が同居・近居するのが望ましい、少子化に助けになる、これは評価しますよ。

ただ、そこだけにすぼめてしまったから、それ以外の人たちを救うような方法を考えるべきだと。それに対しては市町がやっているからと言うけれども、市町が全部はやっていないじゃないですか。だから、県の立場として、県の役割として、そこを少し考えてみてくださいと、この1年ででもということを行っているんですよ。そこを酌み取っていただかないと、ちょっと納得できないんですよ。お願いします。

【高宮土木部参事監】先ほどからご答弁を住宅課長からさせていただいておりますように、今年度は、人口減少対策は重要だろうということで、子育て世帯に重点を置いた3世代同居・近居促進事業をスタートさせました。ただ、1年目でしたので、実績がなかなか上がらなかったということで、来年度拡充をして、この事業を

引き続きやっていきたいと思っています。

ただ、今委員がおっしゃるように、広い住宅施策という意味では、これまで性能向上リフォームもずっとやってきていましたし、その時のニーズ、ニーズに応じて、県として必要な施策をやっていく必要があるだろうということは十分認識しておりますので、来年度、この3世代同居・近居促進事業をやっていく中で、その実績も踏まえて、その時点での住宅施策に対するニーズを十分くみ取りながら、また必要な施策は検討していきたいというふうに考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【高比良委員】まず聞くけれども、この財源は、例の小規模改修事業費等の10億円の枠の中から一部を充当しているのか。財源はどうなっているのか。

【亀山住宅課長】3世代同居・近居促進事業につきましては、私どもが住宅課としての予算を財政課に要望しまして、国費を45%入れた中で行っている事業でございます。

【高比良委員】そうすると、さっきからちょっと話が出ている住宅性能向上リフォーム関係の予算はどうなっているのか。

【亀山住宅課長】住宅性能向上リフォームにつきましては、当初は単独事業で始まったわけですが、途中から交付金を入れることを採用いたしまして、その後の3世代同居・近居促進事業につきましても、国の交付金を活用してやっているところでございます。

【高比良委員】かつて我々の方の数多くて、いろいろ制度設計を新しくやったりとか、それまでの取組を少し変更したりとか、いろんなことをやってきたんだけど、そういう中で議論をして、小規模改修事業費の中から一定割合、2億円だったか、2億5,000万円だったか、随分思

い切ってリフォーム関係の事業費の財源として確保してやった。

その時、いろいろ議論があったけれども、執行部は、潜在的な需要がたくさんある中で、新たな政策投資をしなくても、市場の動向に任せておけばいいのであって、言ってみれば、そこまでかける、何というか投資対効果は生まれないというような答弁だったんだけど、それでもやる価値があるということでやってみたところが、結局は、どんどんリフォームについての需要が高くて、すぐに満杯になるような状況でした。

要するに、わずかの種金で多くの民間投資を誘発していった、そのことが受益者だけに限らず、ある意味で中小、もっと小さな零細というか、そういうところの企業の下支えになっていったと、非常に経済効果というか、そういうことを生み出した。そういう経験があるわけです。

しかし、それを置いておいて今回は、要するに国庫を45%入れる。特定財源は確保したいと、一財を減らしたいと、そういう狙いの中でこれだけ限定された枠組みしかないものをつくっている。果たしてそれが、さっき議論があったけれども、本当に需要に応え、しかもいろいろ関係する、業とする人たちの下支えにもつながっていくかという、ほとんどなっていないんじゃないかと思う。

だから、事業の有用性を否定するわけではないけれども、国の制度がどうなっているか、よく承知をしていないものだから、あまり勝手なことは言えないけれども、もし、もう少し要件が緩和されるという弾力的に運用できるのであれば、同居とか近居とかということにこだわらない中で、子育て支援ということに資するようなものであれば、ウイングを伸ばしてやるべ

きだというふうに思っているし、もし、そういうことに限定されないんだったら、事業対象を限定する必要はないというふうに思うんです。

あるいは逆に言えば、国庫でやる部分と、リフォームをどんどん推進をしていって金を回していこう、あるいは需要に応じていこうということは、単独であっても両輪でやってしかるべきだというふうに思うんですよ。

例えば、今、CCRCで一生懸命にやって移住促進対策をやっている。その時に、一番食指を動かされるのは空き家ですよ。空き家を購入してリフォームをしたいという需要が必ずたくさんある。そういうものを県として一生懸命にやっているとするとしたら、土木部としては、それに奏功するような事業メニューをつくるべきじゃないですか。

しかも、今議論があったように、同居ということに限定しないで、子育て支援という大義名分であれば、同居か非同居とか関係ない。そこまでやる。

非常に中途半端ですよ、やっていることが。この辺はどう考えますか。両輪でやるという話、それと中途半端だという指摘に対して、子育て支援という名目があるんだしたら、そこがもっと施策効果が出るようなやり方として、今持っているメニューを拡充するというやり方でやるのか、どうなんですか、教えてください。

【亀山住宅課長】私どもといたしましては、例えば3世代同居・近居を進めるために、そういう目的をもって予算を配分いただいているわけでございまして、確かに行き届かない部分はあるかと思いますが、そのあたりにつきましてはほかのやり方、例えば国の補助とかですね。あと、事例を皆さんにわかりやすく説明して取り組みやすくするような素地づくりといい

ますか、そういうことも含めまして、私たちは、限られた予算の中で対応しているところでございます。

【高比良委員】限られた予算で、さっき言った小規模改修事業費は、住宅だけじゃなくて河川だったり道路だったり、そういうこともテリトリーとしてあるんだけど、そういうものをうまく活用して、どこから優先的に配分をしていくかと、そこは政策的な議論が必要です。そこは黙って、本当だったらやれないことはないんだけど、置いておいて、国の枠のメニューだけに固執してしまうと、そういうやり方が中途半端だと言っている。本当にやる気があるのかという話さ。

今、これだけ空き家の問題も本当に社会問題化している中で、こういったものは住宅施策としてもどんどんしっかり取り組んでやっていこうというのは当然あるはずですよ。だったら、それに奉仕する事業メニューをどんどん活用していこうと、そういうものをやっていく、なければつくと、それが政策じゃないですか。

繰り返すけど、この事業の有用性は否定しない。否定しないけど、こんなことだけにとどまっておいたら投資効果は出てこない。否定はしないけれども、来年度はウイングをどうするかというのをしっかり議論をして、もう一度再構築を必ずする、そのことをぜひ約束してもらいたい。土木部長。

【浅野土木部長】空き家対策全般に、今、土木部でも、住宅政策の中で重要な一つの施策として取り組んでいます。リフォームの問題にしても、昨日出ていた危険空き家の問題にしても、それぞれの制度はつくっているの、横で見て、一度、全体がどういうバランスになっているか確かめた上で、どこにどれだけ投資していくか

というのを改めて考えて、また来年度は、新しい政策があれば新しい政策で出したいというふうに思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

【堀江委員】私も、このことは関連して質問したいと思います。

私も、お二人が言われたように、同居ということ、ある意味で条件にしてリフォームということでは、非常に不十分というふうに思います。意見としては同じです。

私が紹介したいのは、活水大学の石川教授がこういうふうに述べています。

一方で国は、子育ての負担を軽減するなどして3世代同居を推進しているけれども、どう思うかということに対して、「結婚すると妻が夫の家族と同居することが多かった戦前、戦中の家族を想定しているのだろう。長男しか家を継げず、財産を相続できないほかの子どもたちは家を出て、結婚できないケースも多かった。実は、3世代同居は一般的ではなかった。今、3世代同居を推奨したくても、夫婦とも相手の親との同居は敬遠し、親世代も、子ども夫婦に気をつかうのが嫌で、互いに同居は好まない傾向にある」という意見もあるんです。

だから、極端な話、長崎県がこれまで住宅リフォームという形での財源を確保しての制度をしていたけれども、今回、国が進めるから、一般財源をプラスして長崎県もそれをやりましょうという内容なんです。2年目ですかね。

私も、同居を条件にするということではなくて、住宅リフォームを広く扱えるような制度にしてほしいということは強く思いますので、先ほど部長が答弁しましたから、その答弁を了としますが、ぜひ私からも強く、制度の再考といえますか、考えていただきたい。財源が少ないから、使える国の予算を使うというのはわかり

ますよ。わかりますけれども、それが長崎県にとって本当に必要なのかという観点をもっと加味されないと、どうかなというふうに思いますので、ぜひ、私からもこれは強く要望しておきたいというふうに思っています。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 平成29年度当初予算、横長資料の53ページ、特別会計です。

先ほど、深堀委員は、港湾使用料というのは何ですかと質問したと思うんですよ。それで、実際に約3,600万円減ったのは出島の駐車場が減ったからですという話で、減った理由はわかるんですけど、港湾使用料そのものは駐車場代だけではないですよ。そこを教えてください。

【近藤港湾課長】 説明が不足しておりました。

横長の53ページに載っている港湾整備特別会計の中での港湾使用料というのは、いわゆる上屋、倉庫とかの使用料、荷捌き地、野積み場等の使用料、駐車場収入並びに目的外使用、これは難しいんですけど、本来の目的以外で使われている使用料とか、元船のターミナルビル等がございますが、そういったところの使用料、これが特別会計の使用料でございます。

先ほど深堀委員がおっしゃったクルーズ船の係船料というのは一般会計の使用料でございまして、プレジャーボートとかクルーズ船とかの係船料は、一般会計の使用料に入っています。車両通過料、フェリーが船着き場に着いて可動橋を渡ってきますけど、その時に発生する通過料とか、そういったものは一般会計の方の使用料ということになっています。

【堀江委員】 分科会長、委員会で審議となる第30号議案の審議とちょっと関わるので、いいですか、質疑して。

【ごう分科会長】 はい。

【堀江委員】 第30号議案で小ヶ倉柳地区にガントリークレーンが今度新設になるんですけれども、そういうガントリークレーンの使用料もここですよ。

【近藤港湾課長】 はい、そうです。

【堀江委員】 条例のところでは予算のことは言えないので、新設なのに増にならないのはどうしてですか。教えてください。

【近藤港湾課長】 すみません、説明が不足しておりました。

柳埠頭の荷役をする機械、岸壁からコンテナを吊り上げて陸の方に持ってくる機械については、タイヤ式のマウントクレーンが既にごさいます。これは平成9年に整備しているんですけど、既に耐用年数を超えて、もう19年目になるろうとしています。これがトラブルも多い、老朽化しているということで更新をします。今回はタイヤマウントではなく、ほかの港にもあるガントリークレーンに移行させようとしているものでございます。

今回条例によって使用料を上げさせていただきますけど、こちら辺が不確定なところがございまして、数字を今までどおりに、それが切り替わるということで、同じタイヤマウントの使用料を今回の使用料に上げさせていただきます。ですから、切り替わるだけなんです。

【堀江委員】 ここは条例の中で十分やらなきゃいけないと思うんですが、予算上の問題として、ガントリークレーンが新設なんだけれども、実態としては更新という意味でプラスマイナス、これは出てこないと理解をいたしました。

次に、平成29年度当初予算の横長資料の40ページ、河川開発費の一番下にあります国直轄河川総合開発事業の2億3,203万4,000円、本明川ダム事業は、新年度はどういう事業を予定して

いるんでしょうか。

【浦瀬河川課企画監】本明川ダムにつきましては、諫早市の抜本的な治水対策と、流水の正常な機能の維持を目的として進めております。

先般、2月19日に補償基準の協定書の調印式が行われまして、次年度は用地の測量調査費及び用地の取得の一部にかかると聞いております。

【堀江委員】私の勉強不足で申し訳ないんですけど、ここは、かつては長崎市にも水を持ってくるとか、水源確保するとかと、私が市議時代はそういう話をしていたと思うんですけども、その後、南部広域水道事業は解散になって、長崎市とかはここから水は引かないというふうになったと思うんですけど、そうすると、今は何のために本明川ダムをつくらうとしているのかということをお教えください。

【浦瀬河川課企画監】委員言われましたように、もともとは県の南部広域水道企業団というものがございましたが、長崎市含めて水が要らないということで解散されていまして、今は多目的ダムから治水ダムに変わっております。

その目的としましては、本明川ダムの治水効果ということで、基準点が諫早駅前の裏山というところがございます。そこで諫早洪水相当の1秒当たりの1,070トンという水が流れてきます。それを、ダムによって290トン低減しまして、780トンを下流の方まで安全に流れるようにするということが一つの目的です。

もう一つが、流水の正常な機能の維持ということで、眼鏡橋がある公園のところに堰がございますけど、公園堰という地点で、魚とか、田んぼとかの水を渇水の時でも安定的に流すということで、そこで1秒当たり0.28トン安定的に流すという2つ目の役目がございます。

【堀江委員】本明川ダムというのは、諫早湾に

つながる川ですよ。諫干の調整池を取水にも使うわけですけど、諫干の事業も本明川が氾濫したということが一つの理由になっていなかったですかね。ここもまた、かつてのように本明川が氾濫することがないようにダムをつくって調整するということですか。

【浦瀬河川課企画監】本明川の実態としましては、街の中心部あたりはまだ狭うございます。

諫早湾干拓につきましては、潮止めをすることによって水位を、通常は大潮とかになれば水位が上がりますけど、それを一定に保つということで水位低下をしております。

その効果も十分下流の農地に対してあるんですけど、中心部のまちなかに対しましては、まだそれだけでは不十分でございますので、抜本的な対策としては、例えば河川改修で川幅を広げるとか、ダムをつくらうとか、そういう対策が必要でございます。

本明川ダムについては、ダムと河川の組み合わせによって、最終的には本明川ダムによってまちなか、先ほど言いました裏山地点、駅前の橋で、諫早水害相当の雨が降りますと、河川でいいますと計画高水位といまして、安全に流すことができる水位がありますが、裏山地点で80センチオーバーして流れるということで、非常に危険な状態になると。それを安全に低下させて流すために、80センチを低下させるために本明川ダムが要るということで今、建設を進めているということでございます。

【堀江委員】企画監は、この道のプロでしょうから、何を言っても数字がぺらぺら出てきて、私が理解をするのにちょっとついていけないんですけど。

地元では、例えば、諫早市の中では、ダムをつくらなくても河川の改修で済むじゃないかと。

同時に、私も本明川ダムの予定地を見に行ったことがありますけれども、非常に自然豊かなところですよ。自然を壊さなくていいじゃないかと、貴重なものもたくさんあるじゃないかという声もまたありますけれども、それは把握しておられますか。そういう声はもう、企画監のところには届いていないんですか。

【浦瀬河川課企画監】 私個人的には、そういうお話は聞いておりませんが、本明川ダムにつきましては、諫早水害相当の治水対策にぜひ必要なダムと理解しております、今後も県としましては推進していく事業だと思っております。

【堀江委員】 企画監の見解はお聞きしました。同じく横長資料の40ページ、河川総合開発費、公共事業の地域別の14ページ、石木ダムの9億7,500万円は、用地費、補償費ということで計上していますが、新年度はどのような事業を予定していますか。

【浦瀬河川課企画監】 新年度におきましては、今年度に引き続き工事の進捗を図りますとともに、今現在、用地の取得につきましては、収用委員会に裁決申請して進んでおりますので、予算は工事及び用地補償費を計上しております。それで事業の進捗を図ってまいりたいと思っております。

【堀江委員】 昨年5月に、長崎県と佐世保市が裁決申請をして、もうすぐ1年ですよ。

今、現状としては裁決申請の手続が進められていると理解をしいんですか。その後、例えば土地の明け渡しとなる権利所得裁決とか、物件の明け渡しとなる明け渡し裁決とか、そういうものに向けて準備が進められているという理解でいいんですか。

【浦瀬河川課企画監】 土地収用手続につきましては、今現在、ダム本体工事にかかる用地と中

流、上流部にかかる用地ということで、ダム本体用地にかかる部分については審理が、7件とも2回ずつ終わっている状況でございます、ダムの上流部の用地につきましては、現在、収用委員会の審理が、15件ほど意見を聞くということで、実際は欠席をされて審理が進められているという状況でございます。

【堀江委員】 わかりました。土地収用法に基づく収用手続を進めているという理解をいたしました。

【ごう分科会長】 先ほどの砂防基礎調査費の内訳についての説明を受けたいと思います。

【後田砂防課長】 先ほどの砂防基礎調査費のその他の部分につきましては、宝くじの収入分を充てているということでございます。宝くじ収入です。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありますでしょうか。

【吉村(庄)委員】 今ちょうど出てきましたので、河川の部分の石木ダム関係です。

ここが私は不親切だなと思うのは、今、指摘された横長資料の40ページ、2つ書いてあるでしょう、浦上ダムかな。浦上ダムが幾らで、石木ダムは幾らというぐらい、ちゃんとしてもらいたいですけど、浦上ダムはどうなっているんですか。幾らなんですか、その予算が。石木ダムと2つのように見えますから、2つじゃなくてもいいんですけど、その内容を教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 平成29年度の河川総合開発費12億9,000万円の内訳としましては、石木ダム予算が9億7,500万円、浦上ダムが3億1,500万円でございます。

【吉村(庄)委員】 ついでに細かいことから聞いていきます。

石木ダムの関係は、下の方にはダム建設推進

費という単独費用もございます。これは2,600万円ぐらいですね。ダム建設の推進に要する経費とか、上の方にもダム調査とかなんとかというのがあるんですけど。

石木関係は、河川総合開発のところだけにあるんですか。国直轄河川事業負担金のところは本明川と書いてありますが、関係があるのは河川総合開発のところだけですか。そして、それは県の費用だけですか。

それから、3億4,125万円という「その他」の内容を教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 まず、石木ダムにつきましては、公共費の河川総合開発費でございます。この中で費用については県及び佐世保市で一体となって進めている事業でございます。治水の分が県、利水の分が市ということで、およそ35%が市の負担になっております。その他の部分が市の負担ということでございます。

それと、下の方の県単費につきましては、水源地域ダム対策費とかダム建設推進費については石木ダムに関連している費用でございます。

【吉村(庄)委員】 公共事業でいったら、河川総合開発で9億7,500万円が石木ダムですね。ほかにダム建設推進とか水源地域ダム対策費というのは、全額石木ダムの問題ですか。こういうのがわかりにくいんです、右に何も書いていないから。中身は書いてあるんですよ、ダム建設費と何とかかんとか書いてある。石木ダムに関係のあるものだけですか。

それから、ダム調査費というのは関係ないのか、あるのか。そういうところをさっき聞いたわけだから、きちっと教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 まず、県単が3つございまして、ダム調査費については石木以外の管理しているダムの分でございます。

次の水源地域ダム対策費につきましては、平成29年におきましては石木ダムの関連の予算でございます。

それとダム建設推進費におきましては、ちょっと休憩してください。

【ごう分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時51分 休憩 —

— 午後 2時52分 再開 —

【ごう分科会長】 再開いたします。

【吉村(庄)委員】 あなたたちは、私たちに説明したでしょう、委員会説明資料で。こういうところにもいろいろ書いてある。石木ダムは、こうやっていつからやっているんですよと書いてある。それから総工費は、285億円と書いてある。それは正しいかもしれんけど、例えば平成29年度のことをしていく時には、公共事業の分と。

公共事業は上がっていますよ、別のところで。さっき、堀江委員からもありましたね、公共事業のところにも上がっていると、2億幾らか、失礼、さっきの1億9千幾らかね、上がっている。そういうふうにして見ないとわからないように、あなたたちは予算をつくっているんですよ。

そうじゃなくて、説明をするならば、石木ダムについては重要な問題、今、長崎県の中での重要な課題になっているんだから、公共事業のものと単独の分もまだありますよと、金額は幾らになるか、そういうことを言うか言わないかは別にして、そのくらいの説明はしていかないと問題ですよ。

私がさっき聞いた3億4,125万円という「その他」は佐世保市から全部もらうのか。佐世保市が負担する分も入っていると私はわかっているんですけど、全部もらうのか、違うものがある

のか、浦上とも書いてあるから、それをさっき聞いたんですが、どうなっているんですか。佐世保市が負担するのは3億4,125万円全部なのか。さっきの35%とかという話、それは決め方があるわけだから承知をしておりますけど、どういう状況になっていますか。浦上のものはないわけか。

【浦瀬河川課企画監】 まず、先ほどの県単事業のダム建設推進費でございますけど、一部、本明川ダムの関連の予算も入っております。

浦上ダムにつきましては、長崎水害緊急ダム事業の一環としまして事業を進めておりまして、これについては長崎市が、現在の水源プラス、今は数字を覚えていませんけど、約1,400トンです。新規開発量を持っていますので、1%強のアロケの負担がございます。

【吉村(庄)委員】 だから、そこに3億4,125万円という数字が出ている、その他の財源が、河川総合開発費でね。浦上もある、石木もあるとなっているから、その3億4,125万円という数字は、佐世保が幾ら、長崎が幾らという数字になっているのか、なっていないのか、よくわからないからどうなっていますかと聞いているわけです。浦上ダムの目的はわかったけど、それは承知をしておりましたが、その数字の中身はどうなっていますか。

【浦瀬河川課企画監】 ちょっと休憩していただいて、計算させてください。

【ごう分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時55分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【ごう分科会長】 再開いたします。

【浦瀬河川課企画監】 石木ダムにつきましては、内訳としましては、市の負担が3億3,775万円で

ございます。

【吉村(庄)委員】 そういうふうになるだろうというのは、パーセントも知っていますから、協定というかね、そういうのも知っていますから。

それで、総工費200云々ということで、昭和50年からきたと。昭和57年、1982年か、いわゆる土地収用法に基づいた立ち入りの問題で、平たい言葉で、悪い言葉で言えばごたごたという状況ができて、高田知事の強権発動というのがあるって、機動隊導入というのがあったと、こういう状態がずっときているんです。

昭和50年から、石木ダムについて、真水として長崎県は幾ら使っているのか、教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 今、手持ちで持っていないので、確認して後日報告したいと思います。

【吉村(庄)委員】 土木部長や技監、両次長さんとか参事監とか、これだけ石木ダムの問題が大問題化して、私たちのダムだから知っているんですけど、あなたたちとしては、知事としては重要な課題と、こういうふうになっているんだから、いろんなことをやってきたわけでしょう。いつもおっしゃるように、移転補償とかなんとかをオーケーしてもらって、そういうことについても何割か、8割方という話があるね。正確には何、何パーセントか、私も把握していないけれども、そういうこともずっとやってきたわけでしょう。

現在まで幾ら使ったぐらいは、すばっと出るようにしておってもらわんと、あれですたい。ね、わかっているんじゃないですか。

それはそれとして、あれなんだけれども、後の議案外のところで言おうと思ったんですが、今出てきましたから言っておきますけど、今のままいけば強権発動の強行突破と、知事のこう

いう姿勢しか出てこないんじゃないですか。そういうためにつくり上げちゃいかんというのを私たちはいつも言っているんですけども、これは堀江委員も、従来からずっと同じような立場で一生懸命に言っておられるわけだけどもね。

こういう状態の中で、あなたたちの認識というのは非常にね、何というか、認識の仕方としてだめですよ。今のような、今まで幾ら使ったかわからないとか。

県として、真水として幾らもらっているのか。ついでに言えば、国は幾ら負担してきたのか、佐世保市は幾ら負担してきたのか。川棚町も負担があったとするならば、川棚町は幾ら負担したのか。このくらいのことはきちっとわかっているような状態でないと、あなたたちの姿勢を問われますよ。それだけ言うておきます。

わかりましたら答弁してください。

【野口土木部技監】真水というご質問だったので今、担当課が回答できなかったのが、事業費ベースでいいますと166億円の執行済みでございます。真水といえますのは交付税措置等を計算しないと出てこないものですから、そういう意味で担当課が今、回答できないというふうに言いました。申し訳ございません。

【吉村(庄)委員】交付税の関係はいろいろあるかもしれんけど、あなた方は、例えば国の支出金の中で、浦上と石木で幾らですか、ここに書いてあるのは4億6,800万円と、平成29年度の12億9,000万円の中では、こういう数字を引いた数字ぐらいは出てきていいんですよ。それから、佐世保市が実際に幾ら負担したのか。

あなたたちは、ここではあれでしょう、地方交付税もせんばいかんし、具体的に言うと、地方債の4億8,000万円も2つに分けられていると思うけれども、こういうものをずっと、借金返

済がどうなっているかということで、私が本当に言う意味での真水ということであると、今のような交付税の話とか、地方債の、県債の返し方とか、こういうものが出てきますけどね。

少なくとも、真水と言われたけれども、県で、ぱつと言えるような状態というのはこういう数字がありますというのは、どんどん出てきていいじゃないですか。私はそういうふうに思いますがね。

そういうことで、そういう状態でやられるということについては、私は非常に疑問を感じておりますから、それだけ申し上げておきます。

それから、先ほどの単独のところですよ。いろいろ言い方はありました。道路建設のところも道路維持も、単独費用の問題について、今年はシーリングで減っていつているけれども、公共のところでもちょっと増やしたりとかいろいろな言い方がありまして、何とか単独費用についても努力はしていますと。減ったは減ったけれども、箇所数とかコスト削減とか、そういうところであるというふうなことでありますね。

先ほどから言っている内容の中で、出てきている内容で、時間がたくさんありませんから、端的に言いますと、通学路に重点を置いた歩道、道路の安全というところと言うと通学路の云々という話がありました。あなたたちの資料によると、通学路の舗装というのかなり遅れていますね。そういうところに一定の費用は取っておられるというふうに思うんですけども、どういう状態ですか。通学路のところについて言えば、あなたたちの資料の、環境生活委員会説明会、2月21日の説明の中で15ページ、これは公共が入っているのかどうか分かりませんよ。ここにはそういう区分けはしていません。

県管理指定道路延長が1,497キロメートルあ

る中で、歩道整備済み延長が428キロメートルある。これは通学路ですよ。それで51%と。

それから通学路の緊急合同点検をやりました。前にやりました。私も、土木委員会におった時に、そういう必要性を言って、県はやられた。県道路管理、112カ所あって、対策完了が149カ所で、まだ77%の整備率になっている。

こういうところをもっと力を入れてくださいよ。それをしていくためには、公共の部分できちっと、大きい改良とかなんとかも、交差点などの改良を含めた歩道整備とかなんとかというのがあるかもしれない。だから、そっちはそっちで、道路改良のところの公共事業でやる分に入るかもしれないけれども、基本的にこういうところを対応していくのは私は単独費用だと思う。だから、そういう意味で言うと単独の経費を、先ほど溝口委員からもありましたが、ほかの部分だったと思う、道路全体の維持補修というところだったと思いますけれども、そういうことを含めて、単独の確保の意味というのは、県民の生活にとって非常に大きいものがあるんですよ。だから私は、後で結構ですから、わかっておれば一部の資料はいただきたいんですがね。

あなたたちの資料の中で、今度の予算で、土木全体として単独の経費はどうなっておりますよという資料をあなたたちは出しているんですね。当初予算の概要の中では、単独事業費等は総額で約88億5,900万円です。これが約18億円減っていると、当初予算で言えば。平成28年度の当初予算からいえばそうになっているけれども、平成28年度の補正などで少し移動があるから、そんなに18億円も減っているという状況ではないです、これは後で調べてみるとわかるんですけれども。

それはそれでいいんですけれども、88億5,975万2,000円という単独の費用、普通建設の一般会計で結構ですから、平成28年度は実績としてどうだったのか。実績見込みでいいです、まだ平成28年の3月ですから。平成27年度決算では幾らだったのか、平成26年度決算では幾らだったのか、ここ3年間の数字がありますか。聞かせてください。

【天野監理課長】平成28年度は、決算見込みの作業に入っておりませんので、平成28年度分まで出ておりません。

平成27年度以前の分につきましては、数字はありますが、今、手元にございませんで、別途また提出をさせていただければと思います。

【吉村(庄)委員】それはいいですよ。初めから言うておけばよかったんですがね。

しかし、その単独の動きについて非常に厳しくなっているから、そのままいけば3基金の残高だって平成29年度末には9億円じゃないと、だからまた一生懸命に頑張っていくんですよと、そう言われている。それはわからないことはない。

しかし、そういう中でも、県民の安全に関係する、溝口委員からもあったし、ほかのところからもありましたような安全に関する細かいところにも目を配るような予算というものを、心してつくっていただきたいというふうに私は思うんですが、土木部長、いかがですか。

【浅野土木部長】全体の予算の中で、どういうところに重点的に配分していくかと、非常に重要な観点だと思います。いろんな目的がございませんで、そういうのを見ながら、特に安全・安心については、委員が言われているとおり、非常に重要な面でございます。そのところまで目配りしながら、引き続きやっていきたいとい

うふうに思います。

【堀江委員】 1点、河川課企画監に教えてほしいんですが、石木ダムの事業の予算額という時に9億7,500万円なんですけど、それ以外に、石木ダム事業を進めるに当たっての関連予算ということで、土木部として、大まかでいいんですが、何に幾ら取っているというのが今言えますか。教えてください。

【浦瀬河川課企画監】 平成29年度当初予算説明資料の40ページ、41ページになります。先ほど言っています公共事業費は40ページに書いていますけど、41ページの水源地域対策費とダム建設推進費につきましては、本明川ダムが一部入っていますけど、この2つのほとんどが石木ダム関連予算ということで計上させていただいています。費用でいきますと、平成29年度が、水源地域ダム対策費3,501万円で、ダム建設推進費のうちの一部になりますので2,595万円になります。

【堀江委員】 41ページの水源地域ダム対策費の3,501万円とダム建設推進費の2,595万円です。これはどういうことに使うんですか。ごめんなさい、私は、河川課のこの横長資料をじっくり見るのが今回初めてなので説明してください。

【浦瀬河川課企画監】 この費用につきましては、ダム建設に伴います水源地域住民の方のダム建設の理解とか生活再建、地域振興のための調査等に要する費用と、生活再建策とかダム周辺地域の振興策のための費用等として計上させてもらっています。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」土木部関係部分について、以下の事業を認めることはできません。

石木ダム建設事業9億7,500万円と関連予算の6,000万円。

川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。また、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、60人を強制的に収用することにつながり、絶対に認められません。

長崎新幹線212億6,400万円。

総括質疑で取り上げましたけれども、子ども医療費15歳まで県が補助するとして、単純計算で15年分に相当する額です。フリーゲージトレインが技術的に確立されていない時点で、これだけの予算を確保することには反対をいたします。長崎新幹線は、不要不急な事業と認識しています。

それから、本明川ダム2億3,000万円。

ダムをつくらなくても、河川の拡幅等で対応できるということで、地元の皆さんから反対の声をいただいておりますので、この予算についても認めることはできません。

以上です。

【ごう分科会長】 ほかに討論はありませんか。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

— 午後 3時10分 休憩 —

— 午後 3時11分 再開 —

【ごう分科会長】 再開いたします。

討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

それでは、第1号議案のうち関係部分について採決いたします。

第1号議案のうち関係部分について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【ごう分科会長】 起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第10号議案、第13号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第55号議案及び第58号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案の第10号議案、第13号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第55号議案及び第58号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、委員会による審査に入りますが、ここで休憩をとらせていただきます。では、15時30分再開といたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時12分 休憩 —

— 午後 3時30分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、土木部関係の議案

についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第29号議案「長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」、第30号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第31号議案「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、第32号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第44号議案「契約の締結について」、第45号議案「契約の締結の一部変更について」、第46号議案「契約の締結の一部変更について」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、第30号議案、第44号議案から第46号議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、契約の締結の一部変更について、起訴前の和解について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりでございます。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設推進について、長崎県耐震改修促進計画の改訂について、会計検査の指摘について、公共事業の再評価についてであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

【ごう委員長】次に、港湾課長、道路建設課長より補足説明を求めます。

【近藤港湾課長】第30号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して説明いたします。

お手元に配付しています環境委員会課長補足説明資料の1ページをご覧ください

本県唯一の国際定期コンテナ航路を有します長崎港小ヶ倉柳埠頭におきましては、平成27年度からコンテナ荷役用のガントリークレーンの整備を進めています。

このたび、供用が開始される見込みとなったことから、その使用料単価について新たに設定するため、長崎県港湾管理条例の一部改正を行うものでございます。

整備概要にございますように、長崎港の小ヶ倉柳埠頭内において、荷役作業の効率化を図る目的で、約9億円をかけてガントリークレーンを整備しております。コンテナで約40トン、重量物では50トンまで吊り上げることができ、1時間当たり約40個のコンテナを荷役することができます。また、作業の安全性や貨物に対する安定性も図られます。

2ページをご覧ください。

ガントリークレーンを整備する小ヶ倉柳埠頭は、上の図の長崎港の入口、女神大橋の南にございまして、下の写真にございますコンテナヤード前の岸壁上に敷設したレール上を走行して使用いたします。

次の3ページの写真が、今回整備いたしますガントリークレーンとなっております。

戻っていただきまして、1ページをご覧ください。

使用料単価でございますが、消費税抜きの1時間当たりの単価を4万2,920円と設定し、30分

以下の使用ではその半額といたします。

使用料単価の設定につきましては、算定式にございますように、減価償却や年間の維持費用等の合計を年間の使用時間で割って算出しております。

九州各県の使用単価の状況は記載のとおりでございます。条例の施行日は、クレーンの設置を完了後、試運転などの準備期間を経まして、平成29年5月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

何とぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

【大塚道路建設課長】道路建設課の契約案件についてご説明をさせていただく前に、まず、資料の記載内容の訂正をお願いいたします。

お手元に配付をさせていただいておりますが、環境生活委員会課長補足説明の10ページと17ページに記載ミスがございました。訂正箇所につきましては、説明の過程において再度ご説明をいたしますけれども、今後このようなことのないよう十分注意したいと思います。申し訳ありません。

改めまして、道路建設課の契約案件についてご説明いたします。

今回ご審議いただくのは、第44号から第46号までの議案で、新規契約1件と変更契約2件の計3件でございます。

まず、第44号議案の説明をいたします。

本議案は、総合評価落札方式の簡易型で入札を実施したものでございます。

課長補足説明資料の4ページをご覧ください。

工事名は、主要地方道平戸田平線道路改良工事（（仮称）春日トンネル）でございます。

工事の場所は、5ページの位置図にお示ししておりますとおり、平戸島の北西、生月大橋に

近い平戸市春日町でございます。

事業の目的は4ページに記載しているとおりでございますけれども、幅員が狭くカーブが連続する峠越えの区間にトンネルを建設し、通行車両の走行性や安全性の向上を図るものでございます。

工事概要は、6ページに計画平面図を、7ページにトンネル断面図をお示ししておりますが、トンネル延長は339メートルであり、幅員は片側1車線の2車線で5.5メートルでございます。

4ページにお戻りください。

5に記載のとおり、契約相手は上滝・平戸建設特定建設工事共同企業体で、契約金額は10億6,477万2,000円、税抜額が9億8,590万円となります。

契約工期は平成30年10月31日限りで、おおよそ1年7か月でございます。

8ページから9ページの入札結果一覧表をご覧ください。

技術提案や配置予定技術予定者の能力と企業の施工能力から算出した加算点と入札価格により、8ページの表内の右から2列目の欄の評価値を計算し、この数値が最も高い者を落札者としたしております。

入札参加8者のうち、最も評価値が高かった上滝・平戸建設特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしております。

その後、仮契約を行い、今回契約案件として上程させていただいております。

以上で、第44号議案「契約の締結について」の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第45号議案「契約の締結の一部変更について」であります。

課長補足説明資料10ページをご覧ください。

工事名は、一般県道諫早外環状線道路改良工

事（諫早IC合流橋上部工）であり、工事の場所は、11ページの位置図及び12ページの周辺平面図にお示ししておりますとおり、島原道路の一部となる諫早市貝津町の諫早インターチェンジ付近でございます。

工事の内容は、13ページの平面図、14ページの縦断図・断面図にお示ししておりますとおり、諫早インターチェンジ付近の貝津町の西大川と長崎自動車道をまたぐ橋長150メートルの鋼製橋梁の製作及び架設工事を行うものです。

10ページにお戻りください。

冒頭にご説明いたしました訂正箇所でございますが、4の工事概要の幅員が「5.5 (7.0) m」となっておりますけれども、これは「7.0 (12.0) m」の誤りでございます。大変申し訳ありません。

契約相手は、5に記載のとおり、MMB・吉川特定建設工事共同企業体であり、当初の契約額8億3,581万2,000円を、今回、8億9,460万9,360円に変更するもので、約5,880万円の増額であります。

今回の変更内容は、架設工事に伴うさまざまな影響を考慮したことによる架設工法の変更でございます。

15ページにお示ししておりますとおり、当初、高速道路上の橋桁架設につきましては、図の左側に記載しているような多軸式特殊台車という大型の運搬車による桁の運搬及び架設を予定しておりました。

この方法では、16ページに記載のとおり、料金所付近から高速道路上を4カ所の橋りょうなどを含む約1.5キロメートルの距離を、総重量約400トンの運搬車が走行する必要がございました。

平成26年12月にこの計画で発注した後、実際

の施工に向けた協議を西日本高速道路株式会社、通称ネクスコと行ってまいりましたが、平成28年4月と5月に立て続けに、新名神高速道路で架設中の橋桁の落下事故が発生したことなどにより、ネクスコ側から架設工法の見直しを求められております。

検討の結果、万一、桁の移動中に不測の事態が生じた際の高速道路の通行規制などが発生する可能性のリスク、また、桁運搬時に通過する橋梁など、万一、既存の構造物へダメージを与えてしまった際の国道34号やJRなどに与える影響が非常に大きくなる可能性、こういったことを考慮いたしまして、15ページの図の右側に記載をしておりますように、クレーンを使つての架設に変更することといたしました。

このことにより、約5,290万円の増額となりましたが、想定されるさまざまなリスクは大幅に回避されたものと考えております。

併せて契約工期につきましても、これらの検討のための期間などが必要となったことから、約3カ月延長させていただき、当初の平成29年12月20日から、平成30年3月25日までに変更いたしましたしております。

加えて、労務費、資機材単価などの上昇による増額も併せて必要となっております。

以上の理由により、約5,880万円の増額を行わせていただくものであります。

続きまして、第46号議案「契約の締結の一部変更について」であります。

課長補足説明資料17ページをご覧ください。

工事は、島原道路の建設事業である一般県道諫早外環状線の建設事業におけるネクスコに委託して行う工事であり、工事の場所は、18ページの位置図及び19ページの周辺平面図にお示ししておりますとおり、島原道路が諫早インタ

ーチェンジと接続する部分の諫早市貝津町でございます。

工事の内容は、20ページの平面図、断面図にお示ししておりますとおり、長崎自動車道の諫早インターチェンジから県道諫早外環状線に接続する道路を、ネクスコに委託して建設をするものでございます。

17ページにお戻りください。

訂正でございますけれども、「5. 契約相手」に「西日本高速鉄道」と記載しておりますが、これは申すまでもなく「西日本高速道路」の誤りでございます。まことに申し訳ありませんでした。

改めて、契約相手は5に記載のとおり西日本高速道路株式会社九州支社でありまして、当初の契約額4億6,953万4,968円を、今回、5億4,800万円に変更するもので、約7,850万円の増額でございます。

今回の変更内容でございますが、まず、想定した土質と実際の土質との相違による地盤改良工の変更でございます。

21ページをご覧ください。

道路の補強土壁を設置する工事におきまして、基礎形状を決めるために事前にボーリング調査を行った結果、右側の図の小さな点線の位置までが軟弱層であることがわかったため、塗りつぶしている部分まで地盤改良を行う計画で発注をいたしております。

その後、ネクスコが、施工に際し確認のためのボーリングを追加で2カ所実施いたしましたところ、同じ図の下の方、太い点線のように、想定よりも深い位置まで軟弱層が入り込んでいることがわかりました。このため、斜線部分まで地盤改良を行う必要があるものと判断し、これに伴う増額が約2,470万円となったものでござ

ございます。

次に、土留矢板の打ち込み方法の変更でございます。

22ページと23ページを併せてご覧ください。

22ページの右側の図ですが、先ほどの道路をつくるための補強土壁を建設するスペースを確保するため、既存の道路の路肩部に鋼矢板を打ち込みまして土留とする工事におきまして、23ページの左側の図のように、当初、矢板の打ち込みに振動と自重で打ち込むバイブロハンマーを使用する計画でございましたけれども、ネクスコが施工に際して確認のために行ったボーリングの結果、22ページの下の写真のように、ちょっと見にくいですが、当初想定していなかった多くの転石が見受けられました。このため、23ページの右側のように、先端のスクリューにより硬質地盤を砕くことで、転石などがあっても掘削が可能な硬質地盤クリアー工法に変更することといたしました。

これにより、約4,400万円の増額となっております。

加えまして、労務費、資機材単価などの上昇による増額が必要となっております。

以上の理由により、合わせて約7,850万円の増額を行わせていただくものでございます。

以上3件につきましてご説明をさせていただきました。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】2点ありますけど、まず1点。

第46号議案、今説明があった契約の締結の一部変更についてですけれども、素朴な疑問です

が、当初の契約が4億6,953万4,968円とまで細かく出ていて、今回、増強する部分は説明を受けたんですけど、変更金額が5億4,800万円というぴしゃりの金額ですが、どういう算定方法でこういうふうになったのか。算定方法は説明の中にはなかったのか、ということですか。

【大塚道路建設課長】当初の契約金額につきましては、県でいたしました設計をもとに積算した金額によって契約をいたしております。

変更後、確かに委員おっしゃるとおり、税抜き金額がきりのいい数字で、それに対して消費税が上乗せになることで金額が1円単位までになるというのが通常のケースですが、この金額につきましては、改めましてネクスコが積算をいたしまして、その積算内容を県でも確認いたしましたして出しております。もともとの税抜きの積み上げ金額が5億740万7,408円、それに消費税を上乗せして5億4,800万円という切りのいい数字になっているものでございます。

【深堀委員】この契約変更の分の算定はネクスコ側がした、もともとの契約は県側がしたということですね。そこは、何かこう、腑には落ちないんですけど、すっとこないんですけど。

いろんな事情があって工事の工法を変えなければいけないとなった時に、もともとの設計を県がしたのであれば、今回変更する分についても県がすべきではないんですか。そもそも論ですけど。

【大塚道路建設課長】もともと、ネクスコに委託する分につきましては県で設計をして、積算をして、この金額でということで協議をした上で委託契約を結んでいるということでございますけれども、実際に委託後にネクスコで、自らが工事を発注して業務を行う中で、今回また追加ボーリングとかも行ってございますし、そこに

については、ある程度ネクスコと協議をしながらやっております。

ですから、今回は通常の施工業者に対して発注をするという形態ではなく、ネクスコに委託契約を結んで工事をしてもらおうというちょっと特殊な形態でしておりますので、ネクスコ側はネクスコ側で、きちんと自分たちで工事ができるような設計を確認して、こういう形でやってくれということで、また委託契約を結び直すという形をとっております。

【深堀委員】信用しないわけじゃないけれども、話を聞いていけば、ある意味ネクスコ側の言いなり、言い値というか、最初の説明の中ではチェックをしたという話だったけど、どこまでチェック機能が働いているのかなというところに少し疑問を抱くんですよ。そもそも、このぴしゃとなった金額から派生したことなんですけどね。

どの程度の審査を、この契約変更の増額した分へのチェックはどこまでやっているんですか。

【大塚道路建設課長】今回はネクスコですけれども、例えばJRにおいても、JRの敷地内とか隣接するところとかについては委託をしているわけですが、基本的にはネクスコさんが、言いなりになっているわけではなく、ネクスコの方で改めてきちんと、将来的には自分の敷地の中でやるものですから、そこはきちんと精査をした上で、それをこういう形でやるということで県と話をしながら、協議をしながらやりますので、そこは特に言いなりになっているというわけではなく、ある程度はきちんとチェックをしながらやっていると、そういうふうには思っております。

【深堀委員】言っていることはよくわかるんだけど、私が言っているのは、ネクスコから「こ

れだけ増えます」という話になって県と調整したと思うんだけど、その算定根拠であったり、ネクスコが直接するわけじゃないでしょうから、ネクスコが発注する事業者の見積もりであったり、複数から見積もりを取っているのかとか、価格は適正なのかというようなチェックを県がやっているのかということを行っているんですよ。

【大塚道路建設課長】その確認方法といたしましては、事業の算定調書、施工管理契約書の写し、及び費用の根拠となる資金計画表、これは詳しいものですが、そういったものを提出していただきまして確認をしているということでございます。

【深堀委員】これで最後にしますけど、県が発注すると同じぐらいのチェック機能を働かせたというふうに、自信を持って言えますか。

【大塚道路建設課長】一応、ルールに基づいて必要な資料は出させていただいて、その中身を確認するという作業をしております。こちら側も、通常我々が積算をして発注する、そういう業務を通常行っている職員がその業務をしておりますので、そこは十分確認できているというふうに考えております。

【深堀委員】わかりました。一応、この件は了解とします。

次に、第30号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、ガントリークレーンのことですが、幾つかお聞きします。

今回、4万2,920円という時間単価を設定したということで、他県の港の金額等々も比較対照として載っていますが、そもそも年間の使用時間分の減価償却プラス云々という算定式があります。これがまず幾つか疑問があつて。

この算定方式というのは、各県、いろんな港

湾も同じような考え方で設定をしているのかという問題。

そして、長崎港はあまり高くないんだよというような数字には見えるんだけど、実際、福岡県、佐賀県、熊本県、いろいろ載っていますが、個々の設備自体は全く一緒じゃないと思われま。だから、単純にこの金額だけを博多港と比べて安いとかという話にはならないだろうと私は思います。

となれば、この説明資料の中で、博多港にあるのはどういった設備で、どれぐらいの荷重があるのかとか、そういったところを載せて比較しなければわからないだろうと思うんですけども、そのあたりの内容を教えてください。

【近藤港湾課長】 まず、使用料単価の算定式の考え方ですけども、他港についても同じような考え方でやっています。港によっては、これに年間の電気代とかを入れた形での使用料を算出している場合もあるみたいです。基本的には同じ考え方でございます。

それと、他港に比べてどうなのかというお話ですけども、福岡の博多港におきましては、コンテナ定格荷重は長崎港と全く同じ40.6トンでございます。条例単価は5万2,000円で、1機当たりの整備費用が11億6,500万円、長崎よりも高いという状況です。

お隣の伊万里港の話をしみますと、伊万里港においては平成25年に整備していますけれども、整備費用が約7億5,000万円、条例単価が長崎よりも高い。コンテナ定格荷重は、長崎よりも少し低い30.5トンとなっております。

もともと長崎港のタイヤマウントクレーンにつきましては、30.5トンが定格荷重だったんですけども、今後プラント等の大型の貨物も運びたいということで、少し規格を上げています。

そういうことで40.6トン、博多港並みのコンテナ定格荷重を持った機械を入れさせていただいております。

【深堀委員】 わかりました。算定式の考え方は、よその県もほぼ同じような考え方で算定をしていると。

今、例示があったのは福岡の博多港と佐賀の伊万里港にある設備の話で、一応その分については理解できました。

そこで、一つ疑問なんですけど、この算定式を見た時に、平成29年度と考えればそれはわかるんです、4万2,920円。ただ、これは何年も使う品物で、そうやってきた時に、何年間と想定してこういうふうな算定式に当てはめるんですか。もちろんこの単価は毎年毎年改定をする問題ではないですよ。ということは、何年スパンで考えて、この算定式に当てはめるんですか。

【近藤港湾課長】 算定式の耐用年数ということになると思うんですけども、計算式上は、耐用年数は起債の償還期限であります17年間で計算しております。年間の保守点検費とか維持補修費につきましては、過去の実績等に基づいて出させていただいております。

【深堀委員】 じゃあ、この算定式でいけば、4万2,920円と出した根拠は、17年間使うという想定の中で出したということですね。わかりました。

港の利用を促進するために、このガントリークレーンをもっと使うためには、この利用料金は、利用者の立場に立った時は低い方がいいのかなと考えているんですけど、実際に既存のタイヤマウント式クレーンは2万3,980円で、これはもう10数年たっているんですよ。

このタイヤマウント式クレーンも、恐らく同じような算定方法で算出をしたと思われる。

10数年が経過して、さてどうだったのかと。10数年使ったタイヤマウント式クレーンで、実際に2万3,980円をずっと徴収していた。果たして、この10数年間で見た時に、この料金は適正だったというふうな結果になっているのでしょうか。

【近藤港湾課長】料金が適正かどうかということになれば、適正だというふうに判断しておりますけれども、想定した使用時間は、実際のところ使われていないという状況でございます。

【深堀委員】もうちょっと丁寧に説明して。年間の使用時間が短かった、ということは分母が少なかったんですね。そこから考えたら、その算定に当てはめたら、2万3,980円よりもかなり高かったというふうに判断していいですか。

【近藤港湾課長】というよりも、年間の想定時間は想定時間ですけれども、実際の実績がそれほど上がっていなかったもので、年間、例えば1,000時間と想定したとして、それが例えば500時間しか使えなかったということは、同じ料金であれば、使用料をもって借金を返していくわけですけれども、半分しか償還に充てられなかったということになります。

【深堀委員】ということは、利用者側から見た時は、安かったんだなというふうに理解していいですか。

【近藤港湾課長】適正だったというんでしょうか。値上げをすると、利用者側に負担がかかります。

もともと長崎港につきましては、ちょっと話が長くなりますが、博多港とか伊万里港に貨物が流れている実態がございまして、県南の貨物のうち約2割しか長崎港では扱われていないという実績でございました。

その一つの原因として、荷役料が高いとかですね。蔵置ヤード、コンテナは毎日出すもので

はございませんので、コンテナを保管しておくヤードが狭かったという実態もありまして、もともとパンク状態なので、伊万里とか博多の広いところに持って行って、そこから出すというふうな状況もあったみたいですよ。

今回の整備によりまして、ガントリークレーンだけではなくて、柳埠頭自体の拡張も終わっています。1.2ヘクタールしかなかったんですが、その倍になっていまして、蔵置ヤードが広がったので取扱貨物量も増えてきます。

なおかつ、大型の貨物を使えることによって、MHP Sとか、そういったところのプラント類の材料とかも扱えるようになりまして、ますますそれは増えていくんだろうと思っておりますので、昨日、産業労働部でも答弁があったみたいですけど、ポートセールスを行いながら貨物を増やして、できるだけ実態に合うような形で貨物を増やして、港湾の活性化につなげていきたいというふうに思っています。

【深堀委員】私は、柳埠頭をどんどん使ってもらって、より活性化してほしいというのが趣旨ですし、じゃあ、そう考えた時にこの金額が適正なのか、利用者にとっていい金額なのかというところに少し疑問を感じたので話をしました。

利用時間が短ければ、県にとってもマイナスになるわけですね。当たり前ですけどね、償還できないわけですから。だから、積極的な活用策をね。この金額の設定だけではなくて、その他のいろんな施策があると思いますから、そういったものを使って、せっかく設置するガントリークレーン、有効に活用していただくようお願いしておきたいと思っております。

【下条委員】私も第30号議案について少しお尋ねしようと思っておりましたが、深堀委員からお尋ねがありましたので、省略するところは

省略しながらお尋ねをしたいと思います。

まずは、当委員会で、クレーンを替えなければならない理由は前もって説明があったかもしれませんが、私は4委員会を回っているものですから、4～5年ここに来ていなかったということで、この件がわからないんですが。

もともと柳埠頭は整備が不十分ということだったんだろうなと思っておりましたが、なかなか、長崎県内に揚げるべきような海外からの荷物等が伊万里に負けていった、あるいは福岡を経由したとかというのをずっと聞いておりましたので、大変もったいない、歯がゆいような思いで今日までおったわけですが、今の課長の説明によれば、それをずばっと、伊万里とか博多に荷揚げされていたものが長崎に回ってくるだろうと、そういうふうなお話が前提としてあったということで、そこに至る背景というのをね。

というのは、まずは整備費が9億円というふうに資料に出ておりますが、製作費からすると相当なものがあると思うんですが、全体を設置するまでが9億円ということではないと思いますが、どう思ったらいいですか。製作費から設置費まで入れて、それら全てで9億円とっていいんですか。

【近藤港湾課長】 ご指摘のとおり、工場で作成をして、設計費も入っています。設計費、工場で作成する費用、運搬する費用、現地に設置する費用を含めて9億円でございます。

【下条委員】 このくらいでできたんですね。わかりました。

それから、現在使っているタイヤマウント式というんですか、現在のクレーンが何年使われて、この間にどのような思いがあったのか。定格荷重が30トンぐらいというお話でしたけれども、それが40トン台になるわけで、それがあ

れば、この程度のものが長崎に来ただけだなというふうな歯がゆい思いが、これだけ課長が発言されているということは、私たち以上にあったのかなと思うぐらいに気持ちがわかるわけですが、そのこのところの経過がないと、時間当たり4万円程度になるわけですから、むしろ今までは単価が高すぎてよそに回ったんじゃないかという言葉すら出るぐらいですから、その裏付けをきちっと話をしてください。

【近藤港湾課長】 もともと柳埠頭にありますタイヤマウント式クレーンにつきましては、平成9年に整備をいたしまして、もう既に18年近くたっております。もともとタイヤマウント式クレーンの耐用年数は15年なんですけど、それをはるかに超えるような使用をしまして、いかんせん予算措置がなかなかできなかったということはありますが、老朽化することによって故障も多くて、故障すると、揚げるべき船は来ているんですけど、荷物がおろせないという状況になりますから、例えば陸上の代替クレーンを持ってきて揚げるとか、それによって航路が遅延するというふうなこともたまにございました。そういうことがなくなるということが一つ。

なぜタイヤマウント式からガントリークレーンかということなんですけど、タイヤマウント式クレーンというのは、通常のクレーンと一緒になんです。ワイヤーをかけて吊り上げますので、そのワイヤーかけに手間がかかるとか、危険を伴うとか、風が吹いたらコンテナが回転するとか、ぶれるとかということがありますがけれども、ガントリークレーンにすることによって4点でがちゃっと持って、テレビ等でご覧になったことがあると思いますけど、振動とか、安定性がかなりいいということで、今まで扱えなかった貨物、コンテナの中が片荷になっている、片方し

か入っていないような貨物も運べます。

例えば、振動を気にする貨物、キヤノンの精密機械といったものも運べない状況でございました。そういったものが、今回、安全性とか安定性に優れたクレーンを導入することによって、新たな貨物の導入というんでしょうか、受け入れというんでしょうか、添加というか、そういったことが可能になるというふうに考えております。

【下条委員】 そうしますと、どのくらいの取扱量に増えていくという見方でしょうか。現在まで柳埠頭で年間これくらい取り扱っていたが、何個といいますか、何トンといいますか、そういった量で変更されるだろうと。輸入がどれくらい、外に出す分がどのくらいというようなものがあればということです。

もう一つお尋ねするのは、長崎市内からの林業というのはほとんどないわけですが、諫早地区からは伊万里あたりに木材を持っていったるわけです。これを何とか、最終的に柳埠頭にそういったヤードでもつくっていただいて、長崎から積み出しができれば大変助かるんですけど、団体的な声としてかつて聞いたことがあったように思うんです。そういったことまで対応できるようになるのかどうかも含めて。松が枝埠頭全体。

【近藤港湾課長】 今現在、コンテナがどれくらい扱われているかということになりますと、荷入り、実際に物が入っているもので、20フィート換算で約6,000TEU前後で推移しています。それを将来的には1万個以上伸ばしたいと思っております。

先ほどちょっと話をしましたが、県南で発生する貨物が約2万数千TEUあるんですけど、そのうち2,000個ぐらいが韓国、積み替えて欧州

とか欧米に行っているのが4,000個。これは韓国で積み替えているものです。中国に持っていくのが8千数百個あるんですけど、可能性として、わざわざ韓国に持っていき、伊万里とか博多に持っていったから韓国に持って行っている、等の同程度のサービスが提供できるようになりましたので、その2,000とか4,000という貨物は直接長崎港で扱えるというふうに考えております。それをいかにして集めてくるかというところで目標値をもって、産業労働部も一緒にポートセールスをしながら、貨物の奪還に努めているところでございます。

残りの中国向けについてはなかなか、航路がないのですよね。中国向けの航路をいかにして持ってくるかということになるろうかと思うんですけど、現状ではないので、先ほどおっしゃったような木材、特にスギにつきましては、伊万里港に、博多とか長崎から集めて、ボリュームを増やして出しているという状況でございます。それがある程度集まって、中国の航路が開設されれば、長崎港からスギとかも出せるようになるろうかと思っています。

今現在、長崎港では、韓国にヒノキを出します。ヒノキとか、コシ、こういったものがかなり量が増えてきていまして、加工から、ここ数年、1,000個ぐらいの数が出ているという状況でございます。

【堀江委員】 私も、第30号議案について質問します。

質疑を聞きながら、先ほどの予算審議の時に、特別会計の中での収入の話でやりとりをいたしましたね。その時に、特別会計の収支はトントンだと、だから、新設だけれども、更新というのが実態ですという話でしたね。

それで、2万3,980円が4万2,920円になるとな

れば、収支がトントンということは、利用時間が短いという現状を話されましたけど、これはますます利用時間が短くなるというふうに理解できないかなと思うんですけど、どうですか。

【近藤港湾課長】今は想定でやっていまして、これが収入が増えるということになれば、当然補正とかで上げるということになるんでしょうけれども、スピードが当然上がることによって時間当たりの作業量が減りますので、1個当たりの貨物にかかる運搬の費用は、当然一緒といえますかね、倍になれば半分になりますから、今までのタイヤマウント式と変わらないような時間当たり、1個当たりの使用料になるかと思えます。ただ、それを増やせるというふうな可能性があるので、個数を増やして、いかに使用料を上げてくるかということになるかと思えます。

【堀江委員】そのことと年間の使用時間というのは、これまでの実績に基づいて計算したんですか。それとも予想でしたんですか。そこがちょっと見えないんですけど、教えてください。

【近藤港湾課長】使用時間につきましては、想定される時間でやっています。

【堀江委員】そうしたら、この4万2,920円というのは、将来的には変わる、あるいは、条例で決めるので、これは変わらないということで作るんですね。

【近藤港湾課長】そのとおりです。

【堀江委員】いずれにしても、小ヶ倉柳埠頭の活性化については、その方向でしていただきたいと思っておりますので、それに貢献できるようにしていただきたいと思っています。

引き続き、環境生活委員会説明資料の第29号議案、屋外広告物条例の件でちょっとお尋ねしたいんですけど、これは点検義務の追加という

ことです。長崎県はなかったのが追加という理解ですけれども、これは長崎県だけがなかったんですか。九州各県の状況はどうなんですか。この際教えてください。

【藤田都市計画課長】九州各県におきましては、長崎県と熊本県以外は点検義務があります。熊本と長崎がなかったということです。

【堀江委員】長崎は、九州の中ではほかの県に比べて、なかったということで理解をしました。

これは県の条例ですので、県の条例が及ばない自治体というのがあるんですか。例えば長崎市とか佐世保市は中核市ですので、そういう自治体の状況はどうなのか、足並がそろうのかどうかということだけ教えてください。

【藤田都市計画課長】独自で条例をつくっているのが、中核市の長崎市と佐世保市、大村市と小値賀町です。それ以外につきましては、権限を移譲していますので、その中でやっていますけれども、今回の条例につきましては、長崎市と佐世保市、大村市、小値賀町を含めまして検討会議をやっていますので、一定の方向性としては同じような方向で進むかと考えております。

【ごう委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第45号議案につきましては契約の金額の増ですけれども、平成27年2月議会で可決をされまして、その時に私は、「既に工事が始まった現在も、地元住民より反対の声が届いており、同意できません」と述べて反対をいたしておりますので、態度はそのままにしたいと思えます。

第46号議案も、同じ理由で、その時の態度をとりたいと思います。だから、いずれも反対をさせていただきます。

【ごう委員長】 ほかに討論はございませんか。

【下条委員】 今の第30号議案に賛成の立場であります。

港湾課長は非常に自信を持った答弁をされましたけれども、整備をする段階、あるいは完了をする段階での責任者でありまして、いわゆる仏を造って魂が入るかかどうかというのは、産業労働部を中心とし、農林部を中心とした産業分野が使っていくわけでありまして、私たちがよく耳にするのは、例えば神戸の大震災の時に、世界のアジア地域のベースとなるところをプサンに取られてしまったとかですね。

一旦、こういったヤード関係も含めて航路が変わりますと、なかなか戻ってこないとかということもよく聞きますので、そこのところを、現在の伊万里とか博多に回っている長崎県の外国向け、あるいは外国から入ってくるものの取扱いに対して、横断的な各部との連携をなお一層密にしながら、こうしたすばらしいクレーンが設置されるわけですので、そこのところを県内にPRをしながら。

また、そういったサービスが同じ量だったら半分になるわけですから、あるいは3分の1に減っていくわけで、遊ぶようになるわけですからね、同じようにやったら。それができる限り有効に使われていくように、一体となって県内、県庁の一体感をもって、県民の皆さん方に、サービスをなお一層図られるように努力をしてほしいと申し上げまして、第30号議案には賛成いたします。

【ごう委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

それでは、第45号議案について採決いたします。

第45号議案について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【ごう委員長】 起立多数。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第46号議案について採決いたします。

第46号議案について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【ごう委員長】 起立多数。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第29号議案乃至第32号議案及び第44号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【天野監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきまして、ご説明いたします。この分厚いものでございます。

提出している資料の内容につきましては、補助金の内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、それから

附属機関等会議結果報告となっております。

今回の報告対象期間は、平成28年11月から平成29年1月までに実施したものになっております。

はじめに、資料1ページをお開きください。県が箇所づけを行って実施いたしております個別の事業に関し、市町に対し内示を行った補助金について記載をいたしております。

次に、資料の2ページでございますが、1,000万円以上の契約状況につきまして、契約状況一覧表、それから総括表の次にそれぞれの入札結果一覧表を添付いたしております。

2ページから37ページまでが建設工事関係の委託、38ページから298ページまでが建設工事、299ページから305ページまでがその他となっております。

それから、資料の306ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきまして、県の対応状況を記載いたしております。

最後に、354ページから最終ページまで、附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】佐世保市長から出ている陳情書で、環境生活委員会の陳情書一覧表の番号でいきますと3番、佐世保市北部地区の渋滞対策

についてです。

これは多分、正式には最近、国道204、あるいは国道498を結ぶ新たなルートということで、佐世保市の考え方を、ルートのにも考えた上で陳情ということになっているんですけども、この点についてですね。

これもずっと以前からいいますと、今、西九州自動車道の佐世保佐々道路ができたんですけども、一部はそちらに行っているんですけど、このところは渋滞がずっと非常に強いという状況でね。後で私は、議案外所管事務一般のところ、長崎県全体の問題について幾つか質問をしようと思っているんですけど。

最近は、部分的なところが非常に多くなったんですけども、やっぱりラッシュ、通勤の時は渋滞が続くという状態になっています。

これについて、陳情は2月6日に受けておられますから、ついこの間でございますので、どうかわかりませんが、これを受けて、どう対応しようとしているのか、考え方が既に出ているとすれば教えてください。

【大塚道路建設課長】佐世保市から、佐世保市北部地区の渋滞対策についてということで、国道204号と国道498号を結ぶ新たなルートの創設ということで要望をいただいております。

これにつきましては、委員ご指摘のとおり、柚木、吉井、世知原などの市北部の交通が集中する大野近辺、非常に交通渋滞が日常化しているということは県としても把握をしております。

これまで抜本的な対策、西九州道が佐世保中央インターから相浦中里インターまでつながりまして、交通の転換は見られたものの相変わらず混雑しているということで、瀬戸越、四条橋、こういったところの交差点改良などは行ってきたところでございます。しかしながら、抜本的

な対策にはなかなかならないということで、こういったご要望に至ったわけですが。

県といたしましても、今後、佐世保市としてしっかりと議論しながら、どういった形のものができるのか、どういった形のものが必要なのかというところからしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】今の道路建設課長の考え方で、今のところは了といたしますがね。

土木部長、今、話があった県北の大野地区、ここにも地図がありますが、大野地区の状態については、ずっと以前からね。

一つは世知原から来る。佐賀と長崎県の道路公社が共通で運営していた佐賀からの伊万里道路、国道498号の北側から来る道路ですね。それから、佐世保佐々道路がなかった時代はそっちの方の北部、こういうことの中で、ずっと続いてきたんですよ。

その中で、私はここで特に言いたいのは、四条橋交差点について、県の事業として何年かかったのかというのがあるんですよ。ようやく、ここ数年のうちに家屋の移転、家屋の建て替え。ちょうどそこに昔、以前からの住宅が密集していたところでもありましたから、一部は空き家になって、そういうものを活用した中で拡幅をした。四条橋交差点というのは、世知原道路に行くところですよ。ゴルフ場に行くところですかね。そういうところなんですかね。

こういうところについて、私は、県の対応というのはね、ほかのところもそうですけれども、後で所管事項で申し上げたいことが幾つかありますがね。とにかくね、対応が遅いですよ。

そういう意味で申し上げて、これは佐世保市のことを言っているということですが、それはそれとして佐世保市と十分協議をして前向きに

対応してもらおうというのは非常に大事ですから、それはそれですけれども、私は、県の対応あたりが、このことに限らず非常に遅い、こういうふうに思っている部分がありますので。何とかやれるようになったのが、つい最近ですよ。瀬戸越と四条橋、瀬戸越もそうなんですけれども。

だから、そういう状況にならないように、私は、ほかのところも含めて対応してもらいたいです。佐世保市の陳情を機に申し上げておきたいと思います。

考え方は聞きました。了解いたします。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことにさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時26分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにとどめ、3月6日月曜日は午前10時から委員会を再開し、土木部の審査の続きを行いたいと思っております。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時27分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 3月 6日

自 午前10時 0分
至 午後 4時37分
於 本館5-A会議室

都市計画課長 藤田 雅雄 君
道路建設課長 大塚 正道 君
道路維持課長 池田 正樹 君
港湾課長 近藤 薫 君
港湾課企画監 井手 浩二 君
河川課長 川内 俊英 君
河川課企画監 浦瀬 俊郎 君
砂防課長 後田 健一 君
建築課長
（参事監） 大場 光洋 君
住宅課長 亀山 茂 君
住宅課企画監 田尾 康浩 君
用地課長 岡本 均 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 野本 三雄 君
" 吉村 庄二 君
" 溝口 芙美雄 君
" 中島 廣義 君
" 下条 ふみまさ 君
" 高比良 元 君
" 堀江 ひとみ 君
" 深堀 浩 君
" 宮本 法広 君

環境部長 太田 彰幸 君
環境部次長
兼環境政策課長 小嶺 和伸 君
地域環境課長 山口 正広 君
水環境対策課長 田口 陽一 君
廃棄物対策課長 重野 哲 君
自然環境課長
（参事監） 山本 麻衣 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土木部長 浅野 和広 君
土木部技監 野口 浩 君
土木部次長 吉田 慎一 君
土木部参事監
（都市・住宅担当） 高宮 茂隆 君
監理課長 天野 俊男 君
建設企画課長 佐々 典明 君
建設企画課
企 画 監 林田 幸太 君
新幹線事業対策室長 鈴田 健 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

昨日に引き続き、土木部関係の審査を行います。

本日、議場の配付資料について、監理課長の説明を求めます。

【天野監理課長】 おはようございます。

先週金曜日、吉村(庄)委員からご質問がございました普通建設単独事業費の近年の決算ベースでの推移をということに関して、お配りしております資料に基づきまして説明させてい

たきます。

平成25年度をベースとしまして、縦の項目に、それぞれ都市公園、以下、新幹線、その他まで単独事業の各項目を挙げております。各年度それぞれ当初予算、それから最終予算、最終予算は、執行残等を除きました専決補正後の最終予算でございまして、これは円単位の出納ベースで言う決算の数字とほぼ一緒でございます。この最終予算の数字には、繰越の数字はそれぞれ含んでいるところです。例えば、平成25年度の当初からいきますと、123億5,359万8,000円、これがずっと来まして、平成28年度当初で107億3,900万円、2月補正後で101億3,000万円、平成29年度が88億5,900万円となっております。

この間の枠内経費のシーリングの率でございますが、いずれも対前年度比で、平成26年度が97%、平成27年度が95%、平成28年度が90%、平成29年度が80%ということになっております。部分的に前年度よりも増えているところもございまして、それは除外経費等の関係もございまして、それから単独経費につきましては、年度途中では基本的に補正をいたしませんので、いずれも基本的には最終予算のほうが当初予算よりも減となっております。

そういうことで、一番右に増減比較とございます。これを見ますと、平成25年度をベースとしまして、平成28年度の2月補正後のベースで83.4%、平成29年度の当初予算ベースで考えますと73.0%となっているところでございます。

【ごう委員長】では次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【深堀委員】1点だけ内容確認をしたいんです

けれども、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の335ページ、陳情・要望対応の要旨なんですけれども、要望は、新福島大橋架橋に関する陳情書ということで、県の対応として、現段階では架け替えは予定していないと。機能上大きな問題はないと考えており、今後の検討課題と考えますという陳情に対する回答です。陳情の要請者は、新福島大橋建設促進期成会であります。直近の松浦市からの要望書、これは平成28年の5月にも、松浦市からも同趣旨の要望が上がっている内容でした。

答えに対して、それはある意味、一定の中身なのかなというふうに理解をするんですけれども、特に、玄海原子力発電所の再稼働に向けて、今月、いろんな30キロメートル圏内の各地域で説明会等々がある予定です。それを踏まえた時に、一般的に、福島は何もない状態であれば、この回答はそれでいいんだろうと思うんですけれども、今、この時期、避難計画等々を考えた時に、そこも踏まえてのこの要望に対する答えなのか。恐らく、福島の人たち、松浦の方々は、そういったことも含めての要望だったと私は認識をしているんですけれども、この答えは、そこも踏まえての答えなのかどうか、危機管理課等々との調整も踏まえての回答だったのかどうか、そこだけを確認したいと思います。

【池田道路維持課長】福島大橋に関しましては、橋梁の架設から経過年数が非常にたっているということからのご要望でございますが、委員がご質問のとおり、危機管理上の問題を含めた検討をしているのかということなんですけれども、具体的に、危機管理のほうとの調整というものは行っておりませんが、我々として、今、機能上、そういう災害が起こって、避難路として使われても、それは別段問題がないものだというふう

に考えております。

【深堀委員】機能上問題ないというのはわかるんです。今、通常に暮らしている状況の中での考え方であれば、これでいいと先ほども趣旨でお話をしましたけれども、答えの中に、幅員が狭いとかいうのは認識していると書いているじゃないですか。緊急避難的な、何か突発的な災害を想定した時に、大丈夫なのかというところを危機管理課とも調整をしながら、住民の皆さんの不安に応えられるような対応を私はすべきだと思うんです。もちろん今すぐできる話ではないんですけども、方向性として、そういったことも視野に入れて検討すべきじゃないかということをお願いしているんですけども、いかがですか。

【池田道路維持課長】福島大橋の避難路として使わなければいけない際の問題については、特に、ここにLPGの国家備蓄基地がございますので、そういうところともヒアリングをいたしまして、有事の対応というものは聞いております。

幅員が狭いということに関しては、調査の結果、通常時は、大型車同士の離合は1日に1回程度ということしか確認できておりません。避難路として避難する場合は、1方向に本土のほうに避難するというのを考えますと、特に大きな問題はないというふうに認識しております。

【吉田土木部次長】補足して説明をさせていただきます。

委員がご懸念なされております原子力災害時等の避難につきましては、今、内閣府、関係する佐賀県や長崎県、それから福岡県も含めまして、避難計画の検証をしっかりとしながら、避難シミュレーションを行った上で進めております。ですから、この橋の現状の機能上の問題は無いという道路維持課長の答弁と、それから避

難の際の実際の人や車の動き、そういったことを検証しながら、しっかりと避難できるということで調整を進めているところでございます。

【深堀委員】わかりました。土木部次長はもともと専門で経験しているからわかっていらっしゃると思うんですけども、そういったところも、私が懸念している材料については一定踏まえて対応しているので問題ないと。だったら、今月、今から説明会がありますよね。そういったところで地元の方からいろいろな要望は出てくると思うんです。そういった地元の皆さんの声もしっかり聞いた上で、構造上大丈夫だと言っても、もちろん住民の皆さんの不安はそれだけで払拭できるわけではないでしょうし、そういったところは真摯に向き合っていたきたいと、これは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

【吉村(庄)委員】陳情関係の315ページ、佐々川の水利権見直しとかいうところで、要するに、この要望に対しては、結局、新たな水利権の設定は困難と、こういうふうなことになっていいますが、私も河川法23条とかについて十分あれではないんですけども、下のほうに追記の参考の資料が書いてありますよね。佐々川の水利権の現状は、佐々町が2,400立方メートルとか、東部かんばい2万2,000、これは期間限定のようです。佐世保市が世知原と吉井、それから旧佐世保市です。

具体的なことから先にお尋ねしたいのですが、この下に菰田ダムの貯水が云々と書いてあるのは、佐世保市の旧世知原、吉井、旧佐世保市と書いてあるところの説明なのか、また別にするのか、教えていただけますか。

【浦瀬河川課企画監】私、ご質問が明確に聞き取れなくて、申しわけないんですけども、も

う一度お願いいたします。

【吉村(庄)委員】 旧佐世保市5,000立方メートルの下に、印をして、菰田ダムの貯水が不足の場合には佐々川から取水しているというのは、例えば、上の旧佐世保市5,000立方メートルのことを指してあるのか、別のことを言っているのか。あと、下に九電が幾らだとか、農業の慣行取水権があるとか、それはそれでいいんですけども、佐世保市の旧世知原町、吉井町、旧佐世保市、この3つの中に、菰田ダムの貯水が不足した場合というのが入ってくる。というのは、あなたたちは石木ダムの関係の中で、不安定要素の水の量をどういうふうに行っているんだとかいろいろな説明しているでしょう。だから、こういうところと関係があるので、どういう内容かと。そして、河川法23条から言って、農業用の慣行水利権、こういうものは当然認められているのだと思うし、それから東部かんぱいというのも、期間限定だけれども、これだけの量を認められていて、しかし、新たな水利権というのは認めないよと、こういう解釈をしておられるから、そこら辺がわかりにくいので、どうなっているのかということを知りたいがために、まずはそのところを知りたいんです。

【浦瀬河川課企画監】 今ご説明ございました旧佐世保市5,000トンという意味は、菰田ダムにつきましては、今、水道用水を旧佐世保市がとっておりますけれども、流域面積が非常に少ない、流況も余りよくないということで、佐々川から1日最大5,000トンをとれるような水利権の設定がございます。

【吉村(庄)委員】 それは菰田ダムの貯水が不足云々というのは、旧佐世保市の5,000立方メートル。これは「トン」と言うのもね。普通「トン」と言うんだと思うけれども、水は比重は1.0、必ず

しも関係ないから、立方メートルと書いてあるから、立方メートルであなたたちは出しているのだから、「トン」でも悪いことはないけれども、あなたたちは正確にしなければいけないのではないかと思うけれども、それはいいとして、5,000立方メートルのことを言っているんですね。この範囲内で不足した場合はもらえるよと、設定してありますよと、こういうことにした。

そうすると、佐々川全体の流量からいけば、要するに、新たな水利権の設定は困難です。水利権の見直しと拡大というふうに、拡大を言われているから、それは理由があるんだろうと思うけれども、ここら辺について、新たな水利権の設定は困難であるというふうに判断した内容は何なんですか。そこを聞かせてください。

【浦瀬河川課企画監】 佐々川におきましては、平成6年から平成7年の渇水を含め、非常に水が足りないという実態がございます。その中で、ため池等も上流側に多くて、農水も非常に活用されているということで、今現在の川の水が少ない時の流量を見る限りにおいて、新たにとれる水がないということを県としましては認識しております。

【吉村(庄)委員】 佐々町が、見直して拡大してくれと言った理由というのは私は知らないのですが、そこら辺との関係での、渇水期なんかを中心にして、もうこれ以上だめだよということだから、水利権拡大はだめと言っていると思うのですが、佐々町が見直しと拡大を言った理由というのは何だったのか、わかっていけば教えていただけますか。

【川内河川課長】 佐々町からは毎年同じ要望が出ておりますけれども、これについては人口が増えているにもかかわらず水が少ない時があるというような話がありまして、毎年来ているん

ですけれども、毎年、同様の回答をさせていただいているところがございます。

【吉村(庄)委員】 よくわからないんですけれども、例えば、人口だけとって、そんなに10%も15%も毎年増えているわけじゃないでしょう。だから、全体の流量その他の関係、それから濁水期の状況、こういうものについて私は十分チェックをしていませんけれども、何か疑問が残る回答になっているなど私は思っていますから、それだけ言っておきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【高比良委員】 海砂の採取問題について、まとめていろいろ議論をしたいと思います。いろいろあるので多分20分で終わらないと思うので、また2巡目でも続けてやらせていただければと思います。

まず、区域外採取の問題。区域内採取であることが遵守をされているということについての確認についてです。県の海砂採取事務取扱要領によれば、採取業者は、採取実績報告書等とあわせてディフェレンシャルGPSの記録紙、それと採取ポンプ稼働記録紙、これを監理課に提出しなければならないというふうになっていますね。まず、この提出記録については、誰が、どのようにして、どれだけの確認作業を行っているのかといったことから教えてください。

【天野監理課長】 GPS記録の確認に関してでございますが、監理課の職員におきまして、その採取船の実際の稼働記録、これは採取した時期、採取した日、それからそれ以外の時も全部含めてでございますが、全てを提出していただいておりますので、その分で確認をさせていただ

いております。

【高比良委員】 どれだけ、どのように確認作業をやっているのか、そういう問いをしたんですけども、今の話は全然中身がわからない。しかし、それを言ってもしょうがないので、じゃ、そういう確認作業をしている結果、これまでに区域外採取の違反採取という事例はありませんか。

【天野監理課長】 違反採取という事例は皆無ではございません。ここ数年はやっておりませんが、必要に応じまして、注意、勧告等を行った事例がございます。

【高比良委員】 それはいつ頃の事例ですか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時19分 休憩 —

— 午前10時19分 再開 —

【ごう委員長】 再開いたします。

【天野監理課長】 違反事例につきましては、認可区域外の採取というところで、直近は平成15年度の事例でございますが、処分内容としましては、採取行為の停止3カ月間でございます。

【高比良委員】 名前は伏せますけれども、〇〇企業の〇〇船、これはたびたび区域外採取を行っている。内容告発が私のところに寄せられているんですけども、最近そういった通報を受けたことはありませんか。

【天野監理課長】 直近の事例で1つ、まだ処分まで至っていないものがございますけれども、その件に関しては、現在まだ調査中でございますので、こちらも控えますけれども、委員がおっしゃった事例がそれと一緒にどうかははっきりわかりません。

【高比良委員】 調査中ということですね。

どうもこの問題はいつももやもや、もやもや

しているのですが、採取業者は、採取予定日の前日に、採取許可をした地方機関に予定内容を書面で提出しなければならないとなっていますね。そうであれば、内容の適正を確認するために、時々抜き打ちで漁業取締船なんかを使って監視をすべきじゃないかと思うんですよ。佐賀県はそういうことを既に実施していますが、そういう考えがないかどうか、いかがですか。

【天野監理課長】先ほど申し上げましたとおり、違反事例が直近で調査中の事例は1件ございますが、ここ数年はずっとしばらく、その前は平成16年から問題となった事例はございませんでした。平成16年以前は、1年に1～2件程度ずっとあっておりまして、GPSでの義務付けを平成12年以降行っておりますが、それ以降は違反事例等も大幅に減ってきていると認識をいたしております。今後この違反事例がどうなっていくのか、仮に、これがまた頻繁に出てくるような状況になってまいりましたら、またそこは検討いたしたいと考えております。

【高比良委員】ディフェレンシャルのGPS記録紙というのは佐賀県も提出を求めているんですよ。それからポンプの稼働記録、これも同じように求めているんです。その上で、さっき言った監視船、そういったものを運航しながら採取区域外での採取がないかどうか、その遵守が図られているかどうかというのをなおかつ確認するんです。どれだけの作業をして実績報告書等を検証しているのかといったことについてはよく承知をしませんけれども、ただ、そういう事例が過去にあつたり、何かもやもやした話があるいろいろな出てくるというような状況に鑑みた時に、ここは内容の適正を期すために、監督権者であるわけですから、時々はやっぱりそういった措置をすることはやぶさかではないと思うん

です。このことについては、ぜひ前向きに検討してもらいたい。このことは強く要望しておきたいと思います。

次に、総量規制の問題です。これはさきの11月のこの委員会で大久保委員からも質問がなっています。その席で監理課長は何と言っているかということ、限量の検討委員会、これで現在は270万立米、平成29年度、平成30年度は250万立米が決定している。来年度に検討委員会を開いて、平成30年度以降の限量を定めることになる、そういうふうに答弁をしていますよね。質疑の論点は、執行部自らが認めている県外の搬出分が多過ぎると。実際6割近くにもなっている。これをもっと削減すべきではないかということですが、その前提として、監理課長自らが、海砂の許可採取量については、県内需要に見合った適正な採取量を確保するというのが基本的な考え方だと言っているわけです。そうであれば、県外搬出が6割もあるということを認めて許可総量を決定していることは、明らかに矛盾しているじゃないですか。

そもそも海砂採取事務取扱要領では、採取限量の決定に当たっては、県内必要量を確認の上、行うものとするとして、採取した海砂は県内供給を原則とするとして、供給量を規制することを明確にうたっているじゃないですか。違うんですか。そのとおりでしょう。なぜ自ら定めた運用基準に反することを自らやるのですか。これは行政行為として不適当だと言わざるを得ないと思うんだけど、この辺について、いかがですか。

【天野監理課長】委員がおっしゃったとおり、現在、270万立米でございまして、平成29年度と平成30年度は250万立米まで減らすことになっております。このことを決めましたのは、平

成25年度に開催いたしました限度量検討委員会でございまして、このメンバーにつきましては、大学の教授、有識者、それから海砂をとっております市町の首長さんたちがメンバーに入っておりますが、その中でもいろんな意見がございまして、1つは、最終的には、委員ご指摘のとおり、県内需要に見合った分というのは当然基本的な議論として、考え方でございますが、採取業者の経営上の激変緩和ということも当然考えなければいけないといった事情もございまして、現在250万立米になっております。

そういった中でも、今後の県内需要ということに関しての議論もその中であっておりまして、今後は逆に、平成29年、平成30年と、大型工事の影響等もございまして海砂の採取が増えてくるといったところもございまして、最終的に、現在6割近くが県外に出ておりますが、その割合は、270万立米を250万立米に落として、県内需要が増えれば、6割という数字は基本的に下がってくると考えております。また、最終的には県内需要に見合う分だけに、またさらに改善を進めなければいけないと思っておりますけれども、その分はまた、次の限度量検討委員会できちんと議論はしてまいりたいと考えております。

【高比良委員】限度量検討委員会で決定したという、その有識者等のフィルターを通して、だから適正だという議論はやめてください。何となれば、あなたたち自体、要するに、知事部局として、海砂採取の問題については、県内供給量を原則とするというふうに明確にうたっているじゃないですか。それでも、そううたいながら、6割近くは県外に搬出されている。そのことを限度量検討委員会の中で、事務局はあなたたちが務める。その委員の先生たちは第三者で来ているかもしれないけれども、説明の仕方

ですよ。基準としてこうなっているのだから、需要量の変化があるから、基本的に、その中で一定のアローアンスは仮に認めたとしても、そんな6割も県外に搬出をされているという状況を認識した中で、自らつくった運用基準を破ってもいいなんていう話はありませんよ。

佐賀県は、全く県内需要だけに限定をしたでしょう。瀬戸内海の隣県6県というのは全部、全面採取を禁止しているわけだよ。林地開発にしたって、許可をおろす時には、流末処理をきちんとやりなさい、法面はしっかり保全しなさい、あるいは土地の形状を変更した時には、その安全確保対策をしなさい、そういったことが許可条件として付されるわけですよ。ところが、一体海の問題はどうなんですか。

激変緩和。それは採取業者、一定の業者の利益を確保するためのそういう方便でしかないですよ。その結果、海が荒らされる、海が死ぬ、漁業がなくなる、漁場が死ぬ、水産資源が大きく損なわれる、海域環境が大きく変化をする、漁業者の操業についても、まき網は網を切られて実損が大きく出てくる。こういったことをやりっ放して、かけがえない海、水産資源、これを壊してしまうということについて、どういう認識を持っているのですか。

やるなとは言いませんよ、骨材が必要ですから。そこはだから、自ら定めた運用基準に基づいたところで適正な運用を図るべきじゃないですか。今、監理課長は、需要が伸びるかもしれないから6割というところのシェアは減るかもしれない、それは屁理屈ですよ。需要が伸びるのだったら、そのところを代替骨材の開発も含めたところで、どこまでの限度量とするか。あくまでも県内需要が原則だと、そこに立った中でなぜ議論をしないのですか。

激変緩和、こんな屁理屈はないよ。だって、県自らが認めて、枠組みをつくっているのですから。そこをないがしろにして、今言ったような、いろんな県民にとって本当に大切なものが毀損されてしまう。一方では、大きな不利益が生じてきている。ここに目を伏せたままに、今までこうだったからというやり方を、それが続けられるという、その正当性の根拠は何なのですか。

おかしいですよ、他県の取組から見ても。このことは、ずっと積み残しているじゃないか。少なくとも、この4月から新たに限度量検討委員会を設置する、そこで議論するというのだったら、今指摘をしたようなことにしっかり立脚をした上で限度量を定めてください。

委員長、これはお願いしておきますが、その検討委員会の作業が始まりますから、そこでの作業内容、いろんな意見、出たことについては、必ずこの委員会に報告をするといったことで、そういう措置をとるようにお願いしたいと思えます。

それを踏まえた上で、継続して質問をしていきます。3点目、過積載の問題です。要するに、個別規制の問題です。これは最高裁で争われた裁判事例が近年あっていいますよね。海砂の採取、さっき言った事務取扱要領に基づく確認方法、これについて、そういった裁判例を参考にしながら、採取時の写真を添付して、採取量を積算するという方法が新たに導入をされました。それはそれでいいです。しかし、そもそもの問題として、プッシュャーバージ船で満載の喫水線、この定めのないものについては海砂採取船の登録規定に関する内規で、ホールド数量をもって登録積載量と長崎県はしていますよね。そういう取扱いをしていますよね。そして、そのホ

ールド容積の算定については、海事検定協会等の鑑定書によるものとするとしているわけです。

そこで、まず内航海運業法で定められた内航総連合に届け出た重量トン数、すなわち営業登録トン数、これが積載限度量であるべきだというふうに思うんですが、県のホールド数量は、それをいずれも大きく超えています。それは罰則規定まである内航海運業法にふたをしていることになるのではないかと。まず、この内航海運業法との整合性についてお尋ねをします。

【天野監理課長】申しわけないんですけども、内航海運業法との整合性の関係につきましては、十分承知をいたしておりません。

【高比良委員】それは全くおかしい話です。内航海運業法では、さっき言った内航総連合に届け出た重量トン数、すなわちこれが営業登録トン数として積載限度量ということに明確にうたわれているんですよ。法律ですよ。これはだから、国のほうが所管をしてやっている。国のほうが所管してやっている、監督官庁はそっちだからということ、そこは知らぬ存ぜぬ、自分たちとして、海砂採取事務取扱要領、そういったことを独自に定めて、そこは全然違う発布だ、こんなことが許されるものね、行政として。そういうことをやっているから、過積載の問題について、いつもいろんな問題が出てくるんじゃないですか。

それと、今、監理課長はよく承知していないと言ったけれども、平成12年以前は、営業登録トン数の届出証をわざわざ提出させているんですよ。それを平成13年に変更して、要らないと言った。自分たちだけ独自にやりますと言っている。どう考えたっておかしい。法律で決められた枠組みがあるにもかかわらず、それはスルー、私に言わせると、ふたをしている。そして、

自分たちだけ独自にやる。その結果、通常認められないような量まで積載ができ、たくさんの砂をとられてしまう、それを認めている。おかしいじゃないですか。

そして、これは佐賀県の例ですけれども、佐賀県では、荷揚げをしたときに外郭団体が積載量を確認するということまでやっているんですよ。報告書をとるだけじゃなくて、わざわざ第三者が過積載がないかどうかということについても確認をするという仕組みを導入してやっているんですよ。そこまで厳しくやっている。こういうこともやっていないでしょう。過積載の問題について、どう考えているのですか。

【天野監理課長】 過積載の問題は、基本的にあってはならない事態だと考えております。過去には、例えば、そういったことで処分をした事例もあったかと思えますけれども、委員がおっしゃったとおり、前委員会で報告いたしました裁判のケースもございましたので、そこをできるだけ正確に把握する意味というところで、実際に登録積載量をベースとしまして、計算書の提出、それから写真の提出等、そういったところの提出基準を厳しくいたしているところでございます。

【高比良委員】 その確認については、他県がやっているように、そういう書類の提出をさせて、それを検証するというだけではなくて、荷揚げの時に外郭団体が積載量を確認するという方法までとっていると。だから、そういったことまでしっかり取り組んだらどうかといったことを言っているんですよ。要らないと言っているわけですか。

どうもさっきの総量規制の問題にしても、この問題にしても、要するに、既存のあり方、もつとえば、既存の採取業者の権益を守らんが

ために立っているような気がしてならないのです。だって、総量規制はあくまでおかしいでしょう。過積載の問題にしたって、内航海運業法で、明らかに営業等可能登録トン数というのが定められているにもかかわらず、それを上回るものを認めているというやり方もおかしいじゃないですか。だから、さっき言ったような認識に立ってしまうわけですよ。

それと、さらに言うんだったらば、内航海運業法では、自家用船では営業行為を行うことができないとなっている。また、あなたたち自体が定めた海砂採取事務取扱要領では、採取資格者は自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものでなければならない、そうしていますよね。これらの要件の具備性について、違反事例として県に通報があった、そういうことはありませんか。

【天野監理課長】 こちらで把握している事例につきましては、認可区域外の採取以外の事例はございません。

【高比良委員】 認可区域外での採取はないと、そういう話じゃなくて、今言ったように、採取資格者は自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものでなければならないという規定を定めているけれども、そうじゃなくて採取者が中間販売業者に海上で売り渡しをしているとか、そういうことが間々あっていると、ここに違反しているじゃないかというような通報事例がないかと聞いているんです。

【天野監理課長】 そのような通報事例につきましては把握をいたしておりません。

【高比良委員】 自家用船でやっている、たくさん来ていますよ。そこまで言うのだったらば、このことについても、よければ次回また資料を提出しながら議論をしますよ。監理課は、監理

課長は知らないかもしれないけれども、担当の班の中で、担当の職員としてどうなのか、その辺をよく調査してみてください。

【吉村(庄)委員】前に資料要求をしておったもので、単独事業への推移です。これを見ると、説明もありましたように、全体としては、ずっと年々減ってきているんです。項目によっては、その時その時の事情で増えているところもちよっとあるような感じもいたしますが、増減額がそれぞれ25と28はどうだとか書いてありまして、要するに、結果的に言って、今の予算の範囲内であれば、最終的には全体で73%、こういう状況です。もう多くを言いません。この前から溝口委員からも出ましたが、こういう単独事業が県民生活に与えている影響というのは非常に大きいところがありますので、こういう形で減っていくことについて、極端に言えば、事業は要らないということがあって減っていくと、そういう状況ならばでも、しかし、小さな道路維持補修、こういうところについては年々ずっと年数を経るごとに一定の傷みもそれぞれ出てきているわけですから、そういう事情の中で、例えば、道路橋梁街路事業では、減った数字が26億6,000万円になっているというのは、私どもとしては、少し考えていただかなければいけないと思っております。そのことだけを申し上げておきたいと思えます。

それと、お尋ねいたしますが、住宅と工業団地のことで、諫早の西部団地はあと幾らか残っているという問題と、それから未利用地の計画策定というのがあると私も承知をしておりますが、この状況はどういうふうになっているのか。残っている区画は五十数区画ということになっているが、全体計画からいったら、面積としてはわずかになっているかもしれないんですけれ

ども、ここら辺の取扱いをどうするかということ、それから今後計画策定をするのはどういうふうになっているのかということのを今の段階でわかっている範囲で教えてください。私は、この住宅団地の問題で、住宅供給公社の扱いやその他関係の中で、諫早西部団地についても、前から議論があっているように、進行を早めて、売却という形の処理をするところは急いでもらわなければいけないと思っております。まず、諫早西部団地関係、どういうふうな状況になっていますか。

【亀山住宅課長】諫早西部団地についてでございます。諫早西部団地は、現在、第2工区の東の2地区について分譲中でございまして、2工区には、西-1という商業用地もございまして、商業用地につきましては昨年、契約済みでございます。第2工区の東-2地区につきましては、平成28年1月から、81区画を公募いたしまして、現在、37区画について契約済みでございます。

【吉村(庄)委員】あなたたちの資料では、こういうふうになっているんです。2工区の売却促進は当然、方針としてやっているけれども、最終的には、まだ残地としては47宅地ある。それから、第2、第3工区未造成区域の開発方針の策定に向けた県、諫早市との協議を今からの課題としているとなっているから、そこも含めてどういうふうにやっているかと。47残っているというのは、時期的にあれですから、あと三十幾つ残っているかは知りませんが、それはそれでいいんですけれども、平成29年度中にこの47、あなたたちの資料に書いてある、今度つくった委員会で説明資料の会議資料の中にちゃんと数字が出ているのは、いつの時点と書いてありませんから、その時点その時点のことだろうと思うのですが、この宅地の販売の見通し

についてはどういうふうになっているかというのを聞きたいのと、先ほどの計画策定はどうなっているのですか。私がお尋ねしていることをきちっと聞いてください。

【亀山住宅課長】 前回の資料で、47区画残っておりますので、販売促進に努めているところでございます。平成28年1月から今年の初め、37区画が契約済みということでございまして、そのペースをできるだけ続けていきたいと考えてございまして、チラシを企業さんに配ったりとか、PRにも努めているところでございます。

それから、現在、東-2と西-1を売却に努めているところでございますが、残りのエリアにつきましては、自らというよりも、民間の活力を導入いたしまして提案を求め、土地売却というふうなことで進めることとしてございまして、現在、西-1及び東-2に注力しているところでございます。

【吉村(庄)委員】 未造成区域の問題をどうしているのかと。

【亀山住宅課長】 この航空写真の中で、西-5という地区がございませぬけれども、もともと谷でございまして、こちらにつきましては新幹線の残土及びNEXCOの残土ということで、残土を搬入して土地の形を形成しているところでございます。

【吉村(庄)委員】 東幾らとか、残地が東-2地区47とかここに書いてあるように、残っているものは現状その程度の数字であるということですが、平成29年度中にどこまでの計画を持っていますか。そういう計画を持っていますか。持っていないと、可能な限りやるんですよと、こういうことなのか。先ほどは、平成28年の分は1月まで三十幾つやったのだから、そのペースでやっていきたいということになっていても、

これは平成29年中に終わりたいと思っても、全部終わらないのですか。どういう見通しかと聞いているんです。もういいです。さっきの話で、努力していくということでしょうから。

それから、未造成区域の開発方針の策定に向けて県、諫早市との協議を今後の課題として挙げているから、さっきのように残土を持ってきている云々はそれでいいけれども、その策定方針をどういうふうにしてつくっていくのか。例えば、そういう協議をやっていくと書いてあるから、この策定方針をいつまでにつくるのですか。いつまでにどうだとかという考え方も含めて、どうしているのか。そういうことも含めて、まだそういうところまでいっていない、検討中なら検討中でも結構なんだけれども、どうなのですか。

【亀山住宅課長】 東-2及び西-1よりも北の土地につきましては、現状での予定は集合住宅用地ということになっているんですけれども、ここにつきましては公社と県と市で検討しているところでございます。現在のところ、お示しできるような計画はございませぬけれども、今後、3者で可能性を検討していくところでございます。

【吉村(庄)委員】 可能性をとということですから、それは地形的な問題等、それから残土処理とかをやる中で、どういうふうにしていくのかということですが、どういうふうになっていくかは、まだ協議していく段階だから、まだいつまでに策定方針をつくるとか、そういうところまではいっていないということだと理解しました。

そうすると、住宅供給公社というのは一定の時期、それはまだ相当年数があると思うんです。多分、まだ20年以上あるのですか。その時に、旧公社の整理をするということになっています

から、諫早西部団地の問題については、前からも問題をいろいろ議会でも指摘をいたしましたし、大きな課題になっておりますから、全力を挙げてやっていただきたい。

経営状況のほうは、純資産がどうだ、利益がどうだと書いてありますから、資料がありますから、それはそれで順調にしているものだと思いますが、一定、今までの中で、借入金があって、整理としては、債権放棄をどうだというのがいろいろありましたから、そういうものを含めて、私は、問題がないようにしていただきたい、こういうふうに要望しておきます。それから先は、具体的なことはまた担当のところで教えていただくことにしたいと思います。

それから、道路の維持補修というのか、管理の関係の中で、県下、他の地区にもあるかもしれないですけども、佐世保市の状況の中で非常に不思議なこととは私は思っているんです。県がタッチしていると思うけれども、まず205号の針尾バイパスということがあなたたちの資料にもあるのですが、これにつながる大塔インターから佐世保市の指方町まで、資料もあるように、今、立体交差の一部工事していますね。私は前に問題提起したことがあると思いますけれども、ここまでの道路について横断歩道はない、信号がない。このような状況が4. 数キロメートルあると私は聞いておりますが、何キロメートルあって、そのところに信号がない、横断歩道がない。どういうふうな状況になっているのか。

【大塚道路建設課長】針尾バイパスの状況についてでございますけれども、委員ご指摘の大塔インターから、今、4車線化が終わっている江上交差点までの区間ですけども、延長3.7キロメートルございます。委員ご指摘のとおり、そ

こに横断歩道それから信号がないという状況なんですけれども、この道路につきましては、広域的な交流促進とか、周辺の幹線道路の交通渋滞緩和ということで国が計画した道路でございます。自動車交通の円滑性を重視するために、道路を横断する人、それから車の利用を極力抑制するように設計がされていると聞いております。その結果、主要な道路との立体交差や中央分離帯の設置などが行われておりまして、現状では、歩行者の横断については、立体交差部に設置した横断部分に限定しているというふうに国から聞いているところでございます。

【吉村(庄)委員】205号で、国直轄、その区間、両脇全線歩道はあるんですよ。それから、ここ数年にわたって、便利さを増したということもあって、一定の工場、その他、飲食店も含めて配置してきているんです。そういう中で、人の安全という問題を考えても、この4キロメートル近く、一方から一方に渡られないんです。それから、車についても、一方往復のそこを重視してあるという言い方が国からあるにしても、現場の者としては、あるいは県の行政という立場の中では、そのところの安全性という問題について、一体どういうふうに現地を見ているのか私はよくわかりません。だって、その中に、飲食店と一緒に中古車販売で今、100台ぐらい展示してある。そういう事業所もあるし、一方には、ガソリンスタンドと飲食店、事務所、それから観光バスが寄る場所もある。そういう中で、確かに一部のところについては、なかなか難しいかもしれないけれども、どうしてもところは、やっぱり車が出やすい、あるいは一定のところには少なくとも横断歩道、信号を設置する、このくらいの安全施設整備はしていくべきだと思いますが、どうですか。

【大塚道路建設課長】道路の性格上、確かに委員ご指摘のとおり、開発が進むにつれて、近年、沿道には自動車の販売店ですとかレストラン、そういったものが建っているということは把握をいたしております。しかしながら、高速アクセスとか、針尾バイパスの道路の性格上、車両はかなりスピードを出して走っているという状況の中で、現状としては、横断歩道の設置は難しいと国のほうからは聞いております。

【吉村(庄)委員】横断歩道にしろ、車が出る信号にしろ、本道の車のほうを重視してある、それはある意味では、わからないではないです。重視してあればあるほど、車の量が多くなればなるほど、脇道から出てくる車の安全性というものを全く配慮されていないじゃないですか。こういう点について県の道路担当のところは、そこまで重視する、人のことを考えていないと言ふのだったら、自動車専用道路にしなければいけないですよ。そうしたら歩道だってつくられないようにしなければいけない。そういう条件になっていないというところをしっかりと見てもらいたいと思ふんです。家族で食事に行けないじゃないですか。家族を連れて、お年寄りも来て、飲食店に行った時、出られないじゃないですか。どうするのですか。例えば、一方に張りついているところからいけば、今、対抗線にも出られるようになっているんですよ。この状態で、出られないじゃないですか。土木部長、こういうところの実態を現地を国道事務所と一緒に見てもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

【浅野土木部長】つくった時、それから現在、管理上どういう位置付けにしなければいけないかと、その辺の状況がありますので、いずれにしても一回国と現地を見ながら、今後の対応を

考えたいと思います。

【宮本委員】私からは、市民の方々そしてまた企業の方々からいただいた相談と要望を踏まえて質問させていただきます。

まず、担い手確保という問題についてお尋ねさせていただきます。建設業の人材の技術職の不足というのをよく聞きます。長崎市内においても、新県庁舎の整備、新幹線の建築、そして県北においても、なかなか公共事業は今のところ厳しいという状況ではあるのですが、今後、県立大学の建設とかを踏まえて、技術職の不足について、今、県では、産学官取組で1万人、土木・建築体験プロジェクトなどなどされているようですけれども、こういった魅力発信をしたり、連携した取組をすることによって、実際的な成果、技術職、建築業界の人材が増えたんですよというような手応えというのはどんなでしょうか。それについて最初にお聞きいたします。

【佐々建設企画課長】人材育成についてのお尋ねでございますが、まず、現在行っております対策でございます。現在、産学官連携建設業人材確保育成協議会というものを立ち上げまして、いろんな取組をしております。その中で、県と建設業界が共同で高校を訪問する。技術者の確保という意味からいきますと、高卒者をいかに建設業に導いてくるかというのは重要な課題と考えておりまして、そういった活動を行っております。また、新規の入職を促すために、本県から、具体的には、土木部長が、長崎県建設産業団体連合会の中に建設業協会が入っているのですが、そういった協会に早期のハローワークへの求人をお願いしているというような状況でございます。

委員のご質問の中にありました1万人、土

木・建築体験プロジェクト、これは産学官連携して建設業の魅力をアピールしているところでございます。

成果についてのお尋ねなのですが、新規の高校卒業者、昨年度、平成28年1月末現在で148名の就職するという意思をお持ちの方がいらっしやいました。これが今年度、1月末の数字では159名と、わずかではあるのですが増えてきているという状況でございます。また、あわせて厚生労働省の補助制度を活用しまして技能者の育成も行っているところでございます。これにつきましては昨年度、鉄筋工の養成に取り組んでおりまして、9名の方が県内の業界に就職していただいているという状況です。平成28年度につきましては、鉄筋工に加えまして、型枠工でも実施しております。型枠工に関しましては7名、鉄筋工については5名で、まだ受講中の状況もございまして、最終的な成果は今お伝えできませんが、そういう状況です。

【宮本委員】 ありがとうございます。少しずつ増えてきているような状況であろうかと思えます。

先ほど、工業高校へのいろんな県の建設企業情報であったり、求人情報の早期提示というのがありまして、今後、教育庁としっかり連携しながらしていただきたいと思いますが、なかなか若手の方が行かない原因の1つとして、建設業界の方々が社会保険に対する未加入の問題があつて、要は、福利厚生の部分で非常に悩ましいところがあるんですよというようなことを聞いたことがあります。もちろん収入に対してもそうなんでしょうけれども、収入の低さとか、建築業における社会保険の未加入対策、そういったところというのは県として推し進めているところはあるでしょうか。

【佐々建設企画課長】 保険の未加入についてのお尋ねですが、これにつきましては国のほうも先行して進められておりまして、入札参加者の中から排除していこうという動きをとられております。本県におきましても追随しておりまして、ただ、同じ歩調では進められない状況があります。その中で、まず経審を受けていただく時、もしくは入札参加の申し込み、格付をつくる段階で未加入者がいないかどうかというチェックをして、それについては指導を行っているところです。今のところ、元請のところでは大体100%加入していただいています。問題は、1次下請とか2次下請、こういったものをどういうふうにチェックしていくかということになってこようかと思いますが、まずは1次下請について、いろんなチェックを施していきます。それがまだ罰則まではいかない指導の状態ですが、国が、平成29年には全て加入させるというような方針で進められておりまして、我々も、できればその1年遅れぐらいでは進めたい、最終的には罰則も含めて検討するというようなことを考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。元請業者さんに対してはそうですね。1次下請、2次下請、今後、平成29年、国の指針が出て、それに準じて県もやっていきますということですので、ここら辺のところ、会社にとってもなかなか厳しい面はあるのかなと思いますけれども、雇うほう、雇われるほうのそういったところのしっかりとした合意形成がないと、なかなか若手の方々が就職、ずっと定着して働くというのが難しい面があるのかなと思って、初歩的なことかもしれませんが、確認の意味で聞かせていただきました。そういった福利厚生の中でも、しっかりと担保をとれるような形で工業

高校に対しても訪問してもらいたいと思っております。それについても随時見ていこうと思っております。ありがとうございます。

続いて、道路維持課について2～3あります。まず、無電柱化事業事についてですけれども、いただいた資料では、平成24年末で全国が15%、長崎県が11%と書いてあります。景観形成のほか、電柱の転倒防止、あと災害についてもということで、無電柱化については非常に大事なところであると思っております。なかなか難しいかなというふうに思っているんですけれども、これは平成24年ですけれども、今の長崎県の進捗状況、そしてまた今後の予定がありますならば、お聞かせいただければと思います。

【池田道路維持課長】無電柱化事業については、現在6カ所ほど進めております。今後とも、特に都市部を中心に、あるいは最近は無電柱化事業が防災事業の意味で行われておりますので、緊急輸送道路上の都市部において進めていきたいと考えております。

【宮本委員】防災という面からすると、都市部というよりも、むしろ、田舎のほうで非常に狭い道がある、この電柱が抜ければ、ぱっと通れるんだというところもあるかと思っておりますから、都市部、そして山間部についても、防災という観点から見ていただければというふうな気がいたしてなりません。そういったものも電線管理者と合意されながら進めていただければと思います。

まずは都市部で、その後はどんなですか。山間部に移行してくる感じでしょうか。

【池田道路維持課長】今後の展開についてですけれども、先ほども数字をおっしゃいましたが、整備率は非常に低い状態で、都市部においてもまだまだ整備は進まないという状況でございます。

す。それと、どうしても無電柱化事業につきましては電線の管理者の協力がいただけないとなかなか進まないという事業でございます。長崎県の場合、都市部においても、なかなか同意がいただけないというような状況で、まだ山間部のほうはなかなか手が伸ばせないような状況でございます。

【宮本委員】わかりました。まずは都市部からということで、管理者の方々としっかりとお話をされて進めてもらいたいと思っております。

それともう一点、佐世保において、西九州自動車道は非常に便利になりましたけれども、大塔インター～佐世保みなとインター間、片側1車線ずつ、事故があれば大渋滞。過去に何度も起こっています。大塔インター～佐世保みなとインター間の4車線化の要望はさまざまあっていると思っておりますけれども、今の進捗状況だけ確認させてください。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の西九州自動車道の佐世保大塔インターから佐世保みなとインター間の4車線化についてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、2車線であるにもかかわらず交通量が1日3万台という非常に多い区間でございまして、県といたしましては、武雄南インターから佐々インターまでの区間、全線2車線なものですから、ここは早期に4車線化をしていただきたいということで、以前から国に対してもご要望はさせていただいております。しかしながら、なかなか具体的に動きがないものですから、近年は、ある程度、交通量が多い区間に絞って、もちろん全線4車線化を目指すんですけれども、その中でも特に優先順位をつけて、具体的にどこからという形で要望していくと、そういうふうなスタイルをとって、また今後ともしっかりと要望していこうと

考えております。

【宮本委員】 具体的なものはやっぱり私も必要だと思っていますから、この区間、この区間ということで区切っていただいて、しっかりと国に対しても要望を進めていただきたいと思いますし、しっかりと協力してまいりますので、よろしく願いいたします。

それと、県営住宅の附帯施設整備についてお尋ねいたします。駐車場の未整備はよく相談いただいて、問題となっているかと思いますが、同僚議員の川崎議員が平成28年2月定例県議会の一般質問の時に質問した事項になりまして、その進捗状況を確認したいと思っています。

去年の2月定例県議会の中で、県営住宅の84団地のうち23団地については駐車区画長なるものが管理し、来客対応がされているということがありますが、現状、なかなかわかりにくいということがあるかと思いますが、駐車区画のほうなのですが、来客対応、84団地あるうちの23団地、これはその後、増えたりしていますでしょうか。確認です。

【亀山住宅課長】 県営住宅の駐車場で来客用のスペースにつきましては、地元の自治会等で管理していただくということを条件に貸し出しているわけでございます。私どもといたしましても、できるだけ皆さんに使いやすいように工夫をしたいと考えているところでございますけれども、残念ながら、数字的には、まだ動いていない状況でございます。

【宮本委員】 ここが非常に問題で、いろんなトラブルも発生しているというのがあると思うんです。これを回避するために、近隣に小規模な有料駐車場、100円パーキングみたいな10台でも15台でも止められるようなスペースがちょっとでもあれば、こういったものが解決の糸口

になろうと思いますが、2月定例県議会の時に、「小規模な有料駐車場の設置につきましても、一つの方策として検討の中に加えてまいりたいと考えております。」という土木部長の見解もあったのですが、その後、何か動き等々はありますか。確認です。

【亀山住宅課長】 コインパーキングにつきましては、民間に参入していただいて、そこをコインパーキングとして一般の人も含めて使えるようにということでは、民間の採算に乗るかどうかということを含めまして、まだ参入について積極的なご意見をいただいているところですので、引き続き、また参入を促すような形で検討していきたいと考えています。

【宮本委員】 検討、検討ばかりだとなかなか進まないと思います。もう既に1年たっていますからね。「検討」という言葉は非常に便利な言葉でありながら、しかし、まやかしの言葉でもあるかなと私は思っています。だから、早急に民間業者の方とまず意見交換でもしてみませんか。そこからじゃないとやっぱり進まないと思います。頭の中で考えてもあれなので、話を進めて、一歩ずつ進めていくことが大事だと思います。県営住宅の駐車場問題、これは住んでいらっしゃる方においては、お孫さん、子どもさんが来るにしても、駐車場がないので不便だという声もありますから、どうか一歩話を進めていただきたいと思います。土木部長、どんなでしょうか。

【浅野土木部長】 ちょうど去年、川崎議員の一般質問でありましたので、具体的にどういう問題が挙がっていて、なぜ進まないかというその中身を議論しながら、土木部内で少し検討させていただきたいと思っています。

【宮本委員】わかりました。しっかりとこの問題についても、まずは意見交換をして、吸い上げて、少しでもいいので前に進めてください。要望しておきます。

【堀江委員】私は、1点だけ質問します。石木ダムの問題です。私は今度の一般質問で知事の政治姿勢として取り上げて、その時、知事は、私のメモは、地元の皆様は大変暑い中、反対運動に大変ご苦勞なさっておられたということで、7年前、市民団体からアンケートをもらって、強制収用はしないと言ったでしょう、その時の思いとしてどうですかというふうに聞いた時に、知事が現場に行った時に、反対運動をされておられてというふうな言葉を使って2月28日は知事に答弁をいただきました。

今回、部長説明の中で5ページには、これは通行を妨害する行為ということで「妨害」という言葉を使っておられますけれども、知事の答弁と土木部長の説明と、これが同じ行為を指すことだと思うんですけれども、表現が違いますが、それはなぜですか。

【浦瀬河川課企画監】現在、石木ダムの現場におきましては、工事に入る場所というのがAゲートというものがございます。そこで地権者の方々におきましては、毎日今も、抗議をしているということで、その場で並ばれています。私もその場には何回も行きまして、抗議については、その場じゃなくて横でしてください、ほかの場でしてくださいということを説明していますけれども、なかなかやめていただけないという状況がございまして、これまでの経緯を踏まえますと、仮処分ということで、県としましては、通行妨害の仮処分、いわば県道から県有地、県の管理用地ですね、工事現場なんですけれども、そこは当然誰も入れる場所です。そこに抗議をされているということで並んでいます

ので、それについては妨害とっておきまして、それについて仮処分を出しました。結果、その仮処分は、23名のうち16名が仮処分の決定を受けているということで、やはりそれは妨害行為であるという決定だと思っています。それと、相手方、505名の方が債権者としまして、この工事の続行禁止の仮処分というのも出されておまして、これについては昨年の12月に決定、それも却下ということで決定されていますので、いずれの仮処分の決定も踏まえますと、県としましては、地権者の方々は、そこで抗議をしていると言いますけれども、妨害行為だと認識しております。

【堀江委員】河川課企画監としては、裁判所で仮処分の決定が出たと、裁判所のお墨付きで妨害行為ということになったので、行政としても「妨害」という言葉を使うということだと思うのですが、県民の中から、こういう疑問が出ています。裁判所の決定でしょうと。じゃ、長崎県がやっている同じ事業で、諫早湾干拓事業のあの問題、開門の調査をなさいという確定判決が出たじゃないか。それを守らないで、何で石木ダムだけ裁判所の判決のお墨付きが出たんだというふうになるのだと、理解できないという声があるのですが、どういう見解をお持ちですか。

【浦瀬河川課企画監】石木ダムと諫干とは基本的考え方、経緯が違っていると思います。どちらの事業も、県としましては、県民の安全・安心とか、生活の基盤を守るために、一貫とした考えのもと事業を進めてきた、あるいは進めている事業だと思っています。諫干の裁判におきましては、特に、国と漁業者との関係で裁判をされておまして、県民、営農者には主張する機会すら与えてもらえなかったと聞いておきまして、諫干と石木ダムの問題を一緒に比較して議

論することというのはできないものと思っております。

【堀江委員】諫干の問題は土木部の所管じゃないですから、そういうふうに言いたいんだと思うんですけども、もう一つ県民から疑問が出ているのが、公共事業というのは、基本的に県民の合意のもとに進められるのでしょうか。その合意をとるべき行政というのは、合意、納得をしていただくように、さまざまな努力をするのでしょうか。でも、結局、それが納得してもらえなかった。要するに、自分たちが仕事として県民から納得してもらえなかったのに、結果として裁判所にその解決策を求めたのでしょうか。それは行政を預かる者としては恥ずかしいことじゃないのかという県民の声もあるのですが、そのことについての見解はどうですか。

【浦瀬河川課企画監】石木ダム事業については、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため必要不可欠な事業と思っています。これまでも県といたしましては、地権者の皆様方に対しまして、十分にご説明等もして、あらゆる機会、例えば河川の整備計画とか、環境影響評価、ダム検証とか、いろんな場においても地権者の皆様にもご理解をいただくように説明等も行ってきました。その途中でも、地権者、ダム賛成、反対の意見も聞きながら進めてきたという事業でございます。その中で、8割の地権者についてはご理解をいただき、今、土地の提供もいただき工事を進めているわけでございますけれども、まだ13世帯の方については、いまだに納得されていないということで、今の現状がでございます。県としましては、どうしても必要な事業ということで進めておりました、これまで、今言ったように、丁寧に説明もしてきた経緯はございますので、ぜひご理解をいただき、事業の推進に向けて今後も努力

していきたいと思っています。

【堀江委員】河川課企画監は今までの答弁を繰り返したんだけど、私が聞いているのは、行政が、公共事業として必要だから、これは住民を説得してもらおうということで、本当は行政がきちんと納得してもらおうような対応をとらなければいけない、その問題を裁判所に持って行って解決してもらおうということが行政マンとして恥ずかしいことではないのかという県民の疑問があるんです。そのことについての見解を私は聞いているので、そのことについて見解を教えてください。

【浦瀬河川課企画監】現場では、私どもは「妨害」と呼んでいますけれども、そういう行為があるということで、裁判所には仮処分等の手続をさせていただきました。ただ、土地収用手続については今、進めさせてもらっていますけれども、静穏な状態で地権者の方々と話し合いができるのであれば、それは行いたいということでこれまでもお伝えしてきていますし、任意解決というのが一番円満な解決策と望んでいますので、これについても今後とも努力はしていきたいと思っております。

【堀江委員】解決できないから裁判所へ持っていったという答弁だと思うのですが、要は、そのこと自体をどう思うかというふうに私は聞いているんですけども、答えられないということだと思うのですが、石木ダムについては、川棚川における過去の洪水被害は河川改修により対応することができるし、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要であるということを改めて申し上げたいというふうに思います。

【中島(廣)委員】私も石木ダムについて一言言わせていただきますけれども、重機を入れてから、もう1カ月近くたちますね。今までの進捗

状況というのはどうなんですか。

【浦瀬河川課企画監】1月末に重機等を搬入しまして、それ以降、現場の安全性を第一にして、現場に入れる時は入ってということで、今まで、土日は基本的には休みにして、雨の日も入れなかった日はありますけれども、5日ほど入らせてもらって、まずは地盤の整備と、工事現場においては、一般者立入禁止ということで安全に工事を進めたいということで、今、防護柵の設置等を進めている状況でございます。

【中島(廣)委員】何年か前も、重機を搬入して、結局、工事に取りかかることなく撤去したですね。ぜひ、そういう事態がないようにしてほしいと。そして、今度のこの委員会も、反対はありましたけれども、予算を可決したわけですから、着実にやってほしいと、そのように思いますし、また佐世保は水は要らんとか言うけれども、本当にあの渇水以来、佐世保の人たちは節水をやっているんですよ。そして、今、人口減少だ、雇用を拡大しなさいと言うけれども、県北は、佐世保市が発展しなければ、私たちの町も含めて発展しないんですよ。そのためには、やはり水はふんだんにあって、多くの人たちが、人口が増加しても水は大丈夫なんだと、そして企業が来ても、ふんだんに水はありますと、そういう状態をつくっておかなければ人口も増えませんよ。佐世保は、いつ断水に遭うか、あるいは制限給水をされるか、そういう町に人が住みたいですか。人が住んでもらうためには、本当にふんだんに水があることです。そして、雇用をするのも、水がふんだんにあって、どういう企業が来ても水は心配ありませんと、そういう状況をつくっておくことが必要なんです。

それと、もう一回言いますけれども、あの渇水以来、佐世保市民の方は本当に節水をされて

います。私たちが使う水の量と佐世保市民が使う1日の水の量は大きく違うんですよ。その辺を私はわかってほしいと思います。

ですから、予算を認めたのだから、今回は、撤退をすることなく、きちっと事業をやってください。それが佐世保市民の願いであり、また川棚町民の願いなんです。土木部長、しっかり事業を進めると、はっきりお答えをしてください。

【浅野土木部長】石木ダムの問題につきましては、県として、最も重点的な課題として取り組んでおります。佐世保市の水の問題、それから川棚町の洪水被害の問題、そういうものを一日も早くなくすために、引き続き取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【中島(廣)委員】今、土木部長がおっしゃったように、ぜひしっかりと対応していただくように要望しておきます。

【溝口委員】関連。石木ダムについては、私も担った分があるので。先ほど中島(廣)委員が言うように、水のないところには人も寄らないし、企業も寄らないんですよ。だから、人口も減っていくという形になるんです。やはり水はふんだんにあって初めて人たちが寄ってくるし、昔からそうなんです。水のあるところに人が集まったんですよ。だから、このことについては、県はしっかりとした考えを持って、この事業を進めていただきたいと思うんです。

それで、今、重機が入っている土地の部分については、一般質問でも言いましたように、県が取得した土地じゃないですか。なぜそれが工事ができないのですか。それを進めていかないと、先に進まないわけでしょう。だから、ダムをつくるという形ではなくて、付替道路をきれいに造っていかねばいけないという事業

がある、それはやはり進めていかなければいけないと思うんです。そのことについて、県はしっかりとした考えを持って進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【浦瀬河川課企画監】先ほどから言いますように、川棚川の治水対策と中核都市である佐世保市の今後の発展のためにも、水源確保のためにも、まずは工事については、安全性を第一にしながらも、着実に進めるように、その時々状況を踏まえ、対策も考えて進めていきたいと思っています。

【溝口委員】先ほど中島(廣)委員が言いましたように、佐世保市としても、川棚町としても、このダムは本当にやっていただきたいと、ほとんどの人たちが水をふんだんにいただきたいという形なんです。ぎりぎりです生活したってダメなんです。人がいっぱい集まってくるための水なのですから、それを強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

【深堀委員】まず、不調不落の状況等々を確認したいと思います。先月、報道等で、熊本県内の公共工事、復興に影ということで、入札の不調という記事が出ました。前年同期で8.5倍と。背景には人手不足。事業者の方々へのアンケートですけれども、熊本の事例ですけれども、何で不調不落か。民間や国、県の工事受注して、受注する余裕がないとか、人手不足で工期までに仕上げる自信がない、設計価格が安過ぎて人件費や資材費との折り合いがつかないというのが出てきた答えだったというのが記事に出ていました。

近隣の熊本でありますので、本県の状況として、直近の不調不落、こういった熊本の影響等々の状況について、まずお尋ねをしたいと思います。

【佐々建設企画課長】入札の不調不落についてのお尋ねですが、本県の現状でいきますと、1月末現在で41件の不調不落が発生しております。これは経年の数字でいきますと、同じ1月末現在の数字をご紹介しますと、平成25年度、60件、平成26年度、71件、昨年度が、減りまして34件という状況でございます。

委員のご質問の中にありました熊本県の不調不落の影響が本県にあるかというお尋ねについてなんですが、現在、私どもが把握している中では、労務者の関係で、とび工が熊本のほうにやられているというような、定量的な情報ではないのですが、業界との意見交換の中で、そういう情報を得ております。先ほど申し上げた34件が41件に増えているのですが、それが直接これに影響しているかというのは分析できておりませんが、関連はないものと考えております。といいますのは、今回の不調不落の数字を見ますと、島原半島で確かに少し増えているのですが、これは昨年度の雨期に発生しました災害の発注が進んでおりまして、その不調不落が発生している中でも1,000万円以下の工事の不調不落が多いという現象がありますので、その災害の影響で不調不落に至っているのではないかと考えております。

【深堀委員】わかりました。

今、数字は平成25年度、平成26年度というふうに示されてきましたけれども、確かに平成25年度、平成26年度と比べると、ちょっと低いかなというような見方もできるわけですが、ただ、平成25年とかいうのは震災以降の話ですから、平成23年以前の状況から比較すると、この41件というのは、やはりちょっと多い数字じゃないのかなと私は考えます。

その要因はいろいろあるわけですが、

労務単価の話なんですけど、これも先般、国土交通省が発表した労務単価、3月から全国平均で3.4%引き上げると。これは6年連続の引き上げとなったというふうな報道がありましたが、労務単価、予算の時にも調査の件でいろいろ議論しましたけれども、本県の状況はどうなっていますか。

【佐々建設企画課長】 労務費のお尋ねでございます。これにつきまして、委員がおっしゃいましたように、全職種51の職種がございますが、全国3.4%の伸び率に対しまして、本県は4.7%という状況でございます。

【深堀委員】 全国が3.4%に対して4.7%ということで、伸び率はもちろん高い。そもそもの価格が低いから、全国に合わせるためには、もっと上げないと追いつかない。だから、4.7%上がったんだけど、全国と比較したらどうなんですか。

【佐々建設企画課長】 全国との比較についてのお尋ねでございますが、全国の平均が2万3,000円程度に対しまして、本県が2万1,400円程度になっておりますので、その開きが約1,600円あるというような状況でございます。

【深堀委員】 やっぱり全国と比較して低い。それはどの程度低いのかという話なんです。九州管内で見た時にどうなのか。今、建設企画課長がおっしゃられた本県の設計労務単価は出ているわけでしょう。私はそれを実際に見ていないんですけども、設計労務単価表というのは公共事業等の基礎になる資料ですよ。そういったものはしっかり議員のほうにも出してほしいんです。

不調不落の要因でもあり、いろいろな企業の業績に対しても直結するような話で、本県と全国を比べると、それだけ低いということがある

わけですけども、今の公共事業の中で、単価の話で一番大きな問題というのは何だと認識をされていますか。今、2万1,400円と言ったのは五十何業種の中の平均だと思んですけども、とび工、鉄筋工、型枠工、一般作業とか、いろいろな単価があるわけです。その中で、本県の特徴として、何がウイークポイントになっていると思っているのか、お尋ねしたいと思いません。

【佐々建設企画課長】 ウイークポイントという難しい観点からのお尋ねなのですが、お答えになるかどうかは自信がありませんが、現在調査している中では、逆の見方になりますが、今、すごく上がっているのが交通誘導員、これは先ほどの4.7%に対しまして、5%程度上がっているということは、こういったところに問題があるというふうにも考えております。それが不調不落の関係でいきますと、交通誘導員を確保できないばかりに受注ができないというような話も意見交換の中で出てきておまして、労務単価とは別に、そういった職種の確保というのが本県の課題の1つであると考えております。

【深堀委員】 よかったです、私と同じ認識でした。今、建設企画課長は交通誘導員の話を読みましたね。つい最近、事業者の方から、こういう話を聞きました。今、建設企画課長がおっしゃられたように、とりたくても交通誘導員がいないんです。ある企業は、交通誘導員が確保できないから、資格を持った作業員の方がせざるを得ないとか、そういう話があって、そこで何が問題かという、交通誘導員の単価というのは五十何種類の中で一番低いですよ。交通誘導員は一般作業員よりも低いですよ。5%アップしているというけれども、それでも多分、一番低いんですよ。だから、その問題をどう

やって解決していくのか。

今度、予算を債務負担行為で8,000万円ほどして労務単価の調査をするという話がありましたね。その時に、実際に年間を通じてやるのか。その金額を調査した、機材等を何カ月にも一遍チェックすると言いましたね。特に今の時期、間違いなく交通誘導員は完全に人手が足りなくて、価格はかなり上がっているわけですよ。恐らく、非正規で雇っている人たちにやってもらっていると思います。そうなった時に、本当にその金額が適正に設計労務に反映されるのか、次年度そこを反映しないと、上がらないですよ。人手がそこが一番足りなくなって、公共工事はできない状況になっているわけだから、そこをしっかりとチェックをかけていくべきだと思うんですけども、その点はどうですか。

【佐々建設企画課長】 労務費の調査についてのお尋ねですが、これは秋に国と県、別々に発注している業者の工事に着目して調査をするというシステムでありまして、先週金曜日にご説明した月に1回の調査というのは、資材とか機材に関することでもあります。労務費に関しましては、年に1回の調査で、秋にやったものを4月1日に反映させるというのがこれまでの通例だったのですが、一昨年から、前倒しで、2月に単価が出ますので、その時点で変えるようなこと、タイムラグが少なくなるような工夫をやっていらっしゃると思います。今年度に関しましては、国からの発表が若干遅れまして、3月1日から新単価の採用に踏み切っているところだと思います。若干遅れておりますので、それについては工事の始まる時期が3月に入るもの、それ以前に工事を発注してしまして、前の単価で積算しているものについては、変更した対応とか、あるいは2月に契約しているものについてはスラ

イドで対応するとか、なるべくタイムラグが出ないように対応を考えているところがございます。

【深堀委員】 言われることはよくわかるんですけども、年に1回の断面が10月だったとすれば、実際の労務費、交通誘導員の人たちの賃金が本当に10月と繁忙期である3月とかと比べて一緒だったらいいですよ。そのあたり、私は、調査、研究する必要があると思います。本当に賃金一緒だったら適正に反映されるでしょうけれども、今、非常に人手不足で、建築会社の人もそうだし、交通誘導員の人を手配する会社のほうも、人をものすごく探し回っているわけです。その時の賃金というのは多分違うと思いますよ。それは調査、研究してみるべきだと思うんですけども、いかがですか。

【佐々建設企画課長】 委員のご意見はもつともで、そういうことの検討も必要かと思いますが、ただ労務費の調査に関しましては国の制度の中でやっておりまして、県だけで調査して「こんなに違うよ」というのはつかめる部分はあるかと思いますが、それを単価に反映するとなると、今の制度の中では非常に厳しいのではないかと考えております。

【深堀委員】 でも、単価に反映しなければ何の改善にもならないじゃないですか。まず研究してみて、調査をして、こういう乖離がありますということがもし事実として出てくれば、そこは何かのアクションを起こさなければいけないと思いますよ。どうですか。

【佐々建設企画課長】 業界のほうの意見を聞きながら、そういう乖離があったとすれば、国のほうにそういう報告をして、ご相談したいというふうに考えます。

【深堀委員】 どうかわかりませんが、私

は、そこはやってみる価値はあると思うので、ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、先ほどもちょっと福島大橋の話をしましたけれども、県道の整備という観点から、玄海原子力発電所に絡めるんですけれども、玄海原子力発電所に一番近いのは松浦市の鷹島ですよ。そういった人たちの万が一の事故の時の避難経路と考えた時に、鷹島の人は、佐賀県側を通過して避難をしなければいけないというふうになるわけですが、その避難経路に関して、本県はもちろん本県の道路を管理しているわけだけども、佐賀県の道路を使用しなければいけないということを考えた時に、私は、佐賀県と連携をして、佐賀県側の道路の整備の働きかけをしなければいけないのではないかと考えているわけですが、鷹島に限定して言いますが、鷹島から避難をする時の経路としての道路上の問題というのを本県の道路管理者としては何か把握されていますか。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の鷹島からの避難の経路で、当然、佐賀県の道路を使って避難という形になるかと思えます。地元の松浦市から今お話を伺っておりますのは、鷹島のほうから避難をする際に、佐賀県の筒井万賀里川線という県道を通行する可能性があるという話の中で、この県道が全線改修済みの道路ではございませんで、部分的に幅員の狭いところ、カーブがあるところ、そういった道路でございます。そういったことから、松浦市のほうからは従前から、その道路についての整備要望はいただいておりますが、委員ご指摘のとおり、いかんせん佐賀県の道路でございますので、直接佐賀県のほうにご要望もされた経緯もあると聞いております。

本県といたしましても、他県の道路なので、

私どものほうで整備をするということが物理的にできませんので、佐賀県のほうには、3年ぐらい前から、毎年、年1回、連絡調整会議は従前からやっているんですけれども、その中で、筒井万賀里川線の整備について、地元からもういったご要望が上がっているの、何とか整備をお願いできないかというようなお話をさせていただいているところでございます。

【深堀委員】筒井万賀里川線、佐賀県道でいえば342号線ですけれども、地元の友田県議にもいろいろお話を聞きましたけれども、その道路は幅員も狭くて、カーブも多くて、非常事態の時のことを考えると非常に懸念されていると、これは地元の皆さんの声だというふうにお聞きしたわけですが、今、道路建設課長から、佐賀県とも連絡調整会議等々で、本県の要望という形でも伝えているということだったんですけれども、要望を伝えるだけでいいのかどうかです。何かしら実際に本県としてのアクションとして、ほかにできることがないのかというふうに思ったわけですが、そこは何もないのですか。例えば、幾らかの財源を提供するであったり、何かできることはないのですか。

【大塚道路建設課長】委員がご指摘の本県の財源で佐賀県に整備をしていただくというふうなことについては現時点では考えておりません。ただ、地元の松浦市のお考えをお聞きしているんですけれども、道路事業という形で整備をするということになりますと、佐賀県さんには佐賀県さんの道路整備上のいろんな考え方がございますので、長崎県の避難道路としての整備という形のものなかなか難しいというふうなお話は聞いておりますので、例えば、原発避難ということでのいろんな制度とか、道路事業としてではなく、いろんな制度もあると聞いており

ますので、これは危機管理部局の所管になるかと思えますけれども、そういったところから何らかの予算を国のほうからいただくような手ではないのかと、そういったことをお考えになっているというふうなお話は聞いておりますので、もしそういった予算が佐賀県のほうにだけいただけるということが仮に実現したとすれば、我々としては、佐賀県の道路部局のほうに、そのお金で整備をしていただくということをまたお願いすると、そういったことは方策としてはあろうかと考えております。

【深堀委員】できることは限られるでしょうし、今できること、将来的にできること、いろいろあると思うので、佐賀県の話だからというふうなことではなくて、本県の住民のための道路だという視点に立って、何ができるか、今後も佐賀県としっかり連携をとり、国に要望するべきことがあれば、危機管理のほうとも連携をとりながら、しっかり活動していただければと思います。

最後にもう1点だけ、議案関係の説明資料の中で、会計検査の指摘というのがありましたね。小ヶ倉柳埠頭において、大規模地震等の災害対応を目的とするフォークリフトを一般貨物の荷役作業にも使用していたことが云々ということですが、これを見た時に、正直理不尽だなと思ったんです。確かにそういった目的で国の費用を使ってつけた。しかし、それを使う頻度というのは極めて少なく、そのフォークリフトのメンテナンスとかいうものを考えた時に、私は、使える時に使ってメンテナンスをかけていくというのが、黙って放置しておけば、いざ緊急事態に、本当に使わなければいけない時に使えなくなるんじゃないのかなと、そういった意味も込めて使っていたのではないかと私は理

解したんだけど、状況はどうなのですか。

【近藤港湾課長】まさに委員ご指摘のとおりだと思います。我々としては、国の交付金を活用いたしまして、大規模災害の地震があった時のふ頭の液状化とか、そういった災害対応を目的として整備したフォークリフトではございますけれども、本来目的での使用は考えていたんですけれども、災害発生時以外は使用せずに置いておくだけの非稼働状態というのは維持管理上好ましくないと考えていまして、このフォークリフトを一部、一般貨物の荷役にも使わせていただいたということでございます。我々としては、目的外使用という概念はなくて、目的を妨げない範囲でのありようということで考えておったのですけれども、会検の際に、その使用状態をチェックされまして、議論は平行線になりましたけれども、国としては、それは目的外だろうということで落ちつきまして、私たちとしましても、引き続き一般貨物にも使いたいということでございますので、全体の中の災害対応の部分は一定認められましたので、一般貨物に係る分の国の交付金のうちの約7割を返還することによって、残り3割は災害対応なんですけれども、自由じゃないですけれども、一般貨物に使わせていただくということで国のほうの理解を得まして、補助金返還という形になっております。

【深堀委員】返還をする予定なんですね。返還しなければいけないのですかね。本来の目的を達成するために、ある意味、使わなければ、その機器が劣化する可能性があるから、本来の目的のためにメンテナンスの意味で使うんですと言って、認められないのですか。非常に残念なんですけれども、もう聞けないのですか。

【近藤港湾課長】委員がおっしゃるように、

我々も1年間かけて去年の4月から会計検査院ともやりとりしていましたが、なかなか平行線になりまして、これは受けざるを得ないということです。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午前11時51分 再開 —

【ごう委員長】 再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時52分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部の審査を行います。議案外所管事務一般についての質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 まず、県道だとか国道で先ほど1つ挙げましたが、地域住民が活用するかどうか、当然それを新設されたり、改良されたら、その地域の住民を中心に活用する、生活に便利な道路にならなければいけないのですが、もう一つ、私は佐世保市内でもわからないものがあるんです。佐世保みなとインターから佐世保中央インターに西九州自動車道が佐世保佐々道路というふうに高架で通っているのですが、その下の部分をつくる時は、都市計画街路ということで、県の所管として、そして今も県道になっていると思いますが、この道路は端的に言って、駅のみなと口、海岸側にタクシーで乗り付けるような時に、一方から行くと、ぐるっと迂回しなければいけない。また、そこから出る時に、手前側から右に行こうとするならば、ま

たずっと回らなければいけない状態になっているんです。みなと口のところには、五島航路を含めて近海航路もあるので海岸から来るお客さんもいるので横断歩道をつくってあるのですが、駅ですから、例えば、お年寄りがタクシーあるいは自家用車で送ってもらったりして一定の重い荷物を持って行く時に、プラスワンメーター払わなければいけないのか、あるいは逆に行く時にもワンメーターぐらい払わなければいけないのか。横断歩道があるところで降りればいいじゃないか。降りるところにはベイはないのです。近所にバスベイがあるんですけども、それはバスが通りますから。そして、交通量はものすごく多いです。これは多分、県が設計していると思うんですが、まず、何でこういう状態ができていいのか、ご説明を願いたいと思うのですが、いかがですか。

【藤田都市計画課長】 今の路線につきましては、都市計画街路としまして、平成27年度に完成した路線になっております。ここにつきましては、佐世保駅については、駅前における安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的としまして、市街地の現在の形成状況、交通の集中状況を踏まえまして、一般国道35号に接続する東口のほうに公共交通や一般車の乗降に必要な規模を備えました駅前広場を整備しております。一方、みなと口につきましては、委員がおっしゃられたように、バス停を整備しており、そのほかタクシー乗り場を併設しておりまして、一般車の利用につきましては、我々としましては、広い駅前広場がある東口を想定しております。

【吉村(庄)委員】 そんな通り一遍のことを言っているから非常に問題なんですよ。それでは、例えば、みなと口から長崎空港のバスは、表のほうは西肥バスの路線バスがバスセンターから

ありますが、みなと口からは、そんな車が実は出ているんです。夜中になって帰ってきた時なんか、迎えの車は来ているんですよ。公的なものは東口、従来からいくと表口に集約をして、駐車場なんかもしてありますが、そこだってそういう用途は十分ありますし、同時に、航路、その他の関係の中では、車が集中していようと、人的な体制のためには歩道をちゃんと設置してあるわけです。そこには信号がちゃんとあって、多かろうが少なかろうが車は止まらなければいけない、そういう状態になっている。やっぱりそれは考えてあるんですよ。これはどこで設計したのですか。そこを含めて説明をしていただいて、こういうところについて改善の余地がないのかといえば、私は、場所的にはあると思いますから、こういう状態の中で本当に困った利用者がいるという実態をどういうふうに考えているのか聞かせてください。

【藤田都市計画課長】設計につきましては、県のほうで進めております。

片側2車線道路でありますけれども、委員がおっしゃられるように右折帯を設置しないとUターンはできません。その中で、右折帯を設置するとしますと、通常、車がシフトして滞留するというので、道路構造令上、約40メートル程度の停車帯が必要になります。しかしながら、あそこの場合につきましては上にあります西九州自動車道の橋脚の間隔が約40メートルということで、構造上、設置できないという形になっております。

【吉村(庄)委員】ちょっと待ってください。国と一緒に計画を立てたら、橋脚その他の問題も最初から考えたとするならば、今の技術の中では、できるはずですよ。そんな国の橋脚がある、その間隔が幾らだから、あとはできま

せんと、こんな話というのは通用しませんよ。あなたたちは何をどう考えているのか。一方で、そういうところについては用を果たすように表側、東口につけるからと。裏側に五番街とかと、こういう設定を佐世保市がしたのかどこがしたのか知りませんが、そういうまちづくりだってやっているじゃないですか。これだけのことをやりながら、表口にしていけばいいですよ、国のつくり方はこうだったんです。それじゃ、なぜ国と一緒に最初から考えなかったのか、こういう疑問だってあるでしょう。

そんなことを言ったら、土木部長、よく聞いておってくださいよ。私が申し上げることをきちっと捉えていただきたいと思いますが、もうかなり時間がたっていますが、高規格道路の西九州自動車道の武雄佐世保線の大塔インターのつくり方。国道35号との非常に大事な接点が、あなたたちが知っておられるような状況ですよ。路線バスだって何だって、佐世保に入る時、そういう路線を通る場合はぐるっと回って。もちろん、直通で行く場合は、佐世保みなとインターのほうに行きますから、そうはおりないですけども、35号から乗る場合、35号におりる場合、一体どういう状況になっていきますか。こういう状況を国だって、その当時は知っているということなんだけれども、結果的に見て、利用者、活用者の不便というもの、そういうふうになってしまっているじゃないですか。こういうやり方を今まであなた方はしてきているんですよ。コースとかについて、県もタッチしていないとは言わせないですよ。

都市計画街路の場合は、後で取って付けたのか知らないけれども、当初は、佐世保みなとインターはハーフインター、佐世保中央インターもハーフインターだった。上下の都市計画街路

となっているものは、佐世保市内の交通をスムーズにするために、一方通行の2車線を、曲がるところは3車線ありますけれども、道路に入る時は3車線ですが、2車線で作ると、これはそういう経過の約束の中で、つくる場合はという分担の話とかの中で、実は、そういう状況が出てきて、これには県もタッチしているんですよ。それがそういう状態になっていて、それじゃ、表側、東口が中心なのだから、そういう場所を設けているのだから、表に回れと、こういうことを足が悪かろうが何しようが、そういう皆さん方にも求める、あるいは代金はワンメーターぐらいプラスしたっていいじゃないか、こういうふうにあなたたちは考えているのかという点があるんです。この点について、見解があれば話をしてください。土木部長は、ずっと以前からおられたわけじゃないというふうに私は捉えていますから、答える立場にある人が答えてください。

【藤田都市計画課長】 県街路の平瀬町干尽町線につきましては、先ほど申しましたように、当然ながら、交通量が多いところにつきましては、35号が接する東口ということで、そちら側に公共交通と一般車の乗降に備えました駅前広場ということで考えております。

【吉村(庄)委員】 都市計画課長はそういうふうには言っているけれども、あなたたちは今の交通量、表と裏の差を知っていますか。そんな話をするからおかしくなっているんですよ。結局、不便になっているという実態を認めなければいけない。それで、例えば、許可区間の問題とかがある中で、今は不便をかけておりますねと言うぐらいの姿勢を持たないと本当の県の行政担当者じゃないですよ。不便をかこっているのだから。

そして、表だけが全てみたいな話をしているけれども、さっき言ったでしょう。空港との直通ジャンボタクシーは裏だけと決まっているんですよ。表から出ていますか。その方だって全部迎えに来ているんですよ。表に迎えに来ないんですよ。なぜかといったら、渋滞になるのが、裏のほうが、おりてすぐ乗れるから。

だから、このところについて、35号と大塔インターでの西九州自動車道の接点の問題も含めて、土木部長、よく聞いておっていただきたいのは、そういう行政をずっとしていくような状態というのは、私は、本当の意味で人を相手にしていないと、あるいは人のことを配慮足りない、こういうふうに思って、それだけ申し上げておきますから、見解があれば。

【野口土木部技監】 委員ご指摘の平瀬町干尽町線でございますけれども、設計から完了までに時間がかかっているというのは事実でございます。そういった中で、先ほど都市計画課長がご説明しましたように、佐世保市の駅は東側だというふうな想定の中で進めた中で、今現在、駅裏のほうには五番街も整備されております。そういった中で、今、委員ご指摘の身障者の方々の活用について不便が生じているということであれば、まずはその実態等を調査させていただいて、可能な範囲で対応できるものについては、現地を調査した結果、対応してまいりたいと思いますので、今後、現地をつぶさに観察、検討したいと思います。

【吉村(庄)委員】 わかりました。それはそれでやっていきたいと。土木部長、あとのことについて、よく聞いておってください。

先ほどから石木ダムの問題が堀江委員、中島(廣)委員、溝口委員からもいろいろ話がありました。そういう経過をずっと経てきていること

は事実なんです。ところが、今、知事は強制執行、あるいは強制代執行というふうな道を歩いているのではないかと。そんなことまでしてつくる必要はないじゃないかというのが私たちは特に申し入れをしている内容なんです。1982年、高田知事の土地収用法に基づく立入調査が行われて、これに機動隊導入をやった。この時は、まだ計画をつくる段階での範囲とかを含めて、端的に言えば、測量にかかわるところの立入調査です。こういう状態でダムを建設する状態が出てくるということになれば、これはやっぱり長崎県政にとっても非常に問題のある内容になってくるんじゃないか。そういうことを想定するから、地元の新聞だって、これは無策だ、こういうことを書いて、そういうものが見出しになって出てきているという状態じゃないですか。それはやっぱり考えていただかなければいけない。その間、苦労したとか、水にどうだったとか、こういう問題も確かにありますが、強制代執行につながる道はしてはならない、私はこういうふうに思いますから、これは意見だけ申し上げておきます。

【高比良委員】 それでは、午前中に引き続いて、海砂の問題について質疑を行いたいと思います。

まず、3メートルルールの問題。これについてはさきの委員会でも同じく議論になっています。採取方法として、海砂採取事務取扱要領によれば、掘削は3メートルを超えてはならないというふうになっているわけです。それで、さきの委員会で、監理課長の答弁だけでも、昨年度から今年にかけて、特に、壱岐の海域等についてモニタリング調査をやったと。そして、その検証のために有識者会議をこの年度末までに3回開催し、検証結果を報告してもらおう。そういうことを含めて、土木部として、水産資

源の問題、海区環境の問題について、常にずっと関心を持ってチェックを続けてまいりたいと、そういうふうに答弁している。間違いないですね。

それでは、有識者会議の前回の委員会のアップの進捗はどうなっているのか、まずそのことからお尋ねをします。

【天野監理課長】 3回目の委員会につきまして、今週3月10日に開催予定でございまして、その段階で委員の皆さんの合意がとられましたら、最終的な県に対する提言として取りまとめられることになる予定でございます。

【高比良委員】 さきの委員会の中ではまだ1回しか開いていなかったけれどもということで、今回は1回開いているわけですね。さらに2回目を。そして、来週3回目があるという話ですね。

委員長、これは開催内容についての資料を委員会に出してもらおうように、このお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

そこで、委員長にお許しをいただいてパネルを提示したいと思うんですけども、監理課長は見たことがあるかもしれないけれども、これがFBS福岡で放映された時の画像の一部です。まず、海砂採取をしていない区域の底質というのは、こういうふうなきれいな状態です。それで、とったところというのは、こういうふうなでこぼこになっている。これは一目瞭然です。そして、実際の採取した区域の海底の状況はどうなっているのか。これはソーナー探知機でずっと調べて水深43.6メートルあるところを撮った画像です。こういうふうなでこぼこになっている。これを拡大すると、もっとこういう状況になっている。これは計測をすると、今言った3メートルどこの比じゃないわけです。あるところによっては10メートル以上の掘削深にな

っているという状況が如実にあらわれてきている。これはどういうもので撮ったかという、音波探知機で計測をしているわけです。このことがFBSでも放映をされたんです。

しかも、なおかつ、こういうふうな状況もあるんです。砂を採取した後、いろいろ不要物、それを捨てるという形で、こういうふうに海上投棄をやっている。こういうことは本来許されない。これはどの船かという、ちゃんとわかっている人に言わせると、すぐにでも判明する、そういう船です。こういう状況にあるわけです。

そうすると、モニタリング調査もやった、有識者会議も開いているという話であるが、まさに今出したような状況であれば、午前中も言ったけれども、例えば、まき網とかそういう漁船が操業をやろうとしたら、一刀両断に網なんかひっかかって損傷してしまう、漁はできないという状況は明らかだと思んですが、この3メートルルールの運用のあり方に関して、ある漁業関係者の申し立てと、それに対する監理課の担当職員のメールが出されている。そのコピーが私の手元にあります。そのメールによると、3メートルルールは一回の許可を行う場合の規制として取り扱っている、海域管理条例違反を問うためには、一回の許可で3メートル以上掘削されたことを立証する必要があると、そういう趣旨書かれています。

そこで、まずそのメールの発信は個人の見解なのか、長崎県の見解なのか。もし県の見解というなら、担当者がメールで答えるというやり方は、文書発信のあり方として間違っていると思うんです。何となれば、県の場合は文書管理規程がある。そのことも踏まえて、個人の見解か、長崎県の見解か、このことも含めて答弁してください。

【天野監理課長】メールで申請人のほうにそういった連絡が行ったということでございますが、3メートルルールは一回の許可でという考え方は、これは県の基本的な考え方としてございまして、それは担当者の意見ではございません。

それで、メールでしたということに関しましては、それは必ずしも適切ではなかったかというふうなご議論もあろうかと思いますが、恐らく、担当者として、例えば、電話でお伝えしますと、いろいろ言ったことが正しく伝わらなかったりして誤解を招いたりするかもしれないと、そういった意味で、県のルールをきちんと正しくお伝えをするために、メールという手法を通じてしたのではないかと考えております。

【高比良委員】文書管理規定というのはメールの場合でも活かされているんですよ。わかっているだろうが。それは対外的にきちんと行政判断をした時に、それを伝達する、その発信者というのは誰かという、基本的に、そのセクションの長がするんですよ。そういうやり方で放置しておくから、そういうやり方に準拠しているから、さっき言ったいろいろな通報事例だとか、あるいはいろんな問題について、きちんと上まで上がっていかない。もやもや、もやもやした状況がいつまで続いている。この辺はやっぱり組織として仕事をするわけですから、きちんと、ルーストしていないで改めるべきは改めるというふうにしたらどうなんですか。

そのことをとやかくここで言うのが本旨じゃないから、それは指摘だけにとどめますけれども、それじゃ、3メートルルールは一回の許可条件である、これは何の法律に基づいて、そういうふうな運用基準を設けているのですか。何の法律に準拠してやっているのですか。

【天野監理課長】 本県の場合は、一回の採取の許可について3メートルということでルールを決めておりますが、これは県の海砂採取事務取扱要領で定めをいたしております。ただ、法的な規制がきちんと全国共通であるわけではございませんで、この3メートルルールに関しましても、例えば、九州各県それぞれ取扱いの内容も違うところでございます。

【高比良委員】 だから、法律に準拠しているわけではなくて、言ってみれば、県が裁量の中でそういうふうな規定を自ら設けているというだけの話ですよということですね。

そうすると、3メートルルールは一回の許可条件であって、同一の場所で次回の許可をまた得れば、さらに掘削深度を下げるができるというのであれば、3メートル規制の根拠として、部分的な掘削による急激な海底地形変化が海域環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、これを防止するために運用している、そういうふうに前回の委員会で監理課長は述べていますね。それは自ら定めたことですが、取扱いのやり方全体から見れば、まさに、そういった根拠を示しながら、その言っている根拠に反するようなことをやっていると言われても仕方がない状況じゃないですか。要するに、規制を設けた趣旨あるいは根拠と運用が全く矛盾をしているんじゃないですか。だから、さっき言った、こういうふうな大変な状況というのがつくり出されているんじゃないか。言っている意味、わかるよね。

したがって、この際、掘削深度3メートルは第1回の許可時の海底を基準とするというふうに明確に改めたらどうですか。考え方を聞きたいと思います。

【天野監理課長】 まず、許可の期間についてで

ございますが、12カ月以内で、最低でも2月以上ということでございまして、一般的には、半年ぐらいを許可期間とするのが通常でございます。

その許可に関しまして、採取を認めている以上は、その3メートルルールが、一回許可すると、その後も、それを超えてはいけないということに関して、適当かどうかということに関しては、そこは慎重に考えなければいけない部分かなと思います。

【高比良委員】 あなた自ら言っているんだよ。部分的な掘削による急激な海底地形変化は海域環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、これを防止するために、その3メートルルールを運用している、そう言っているんでしょう。そうしたら、第2回、その半年後とって、第3回、また翌年とって、その半年後またとって、同じところを幾らでも掘れるわけですよ。海底地形の変化というのは、こういったものを防止するために、水産資源を保護しましょう、海域環境を保全しましょうということで一定設けたのでしょう。やっていることが違うじゃないか。もし、それを変えないというのだったら、県民に対して、海底の砂を3メートルずつ繰り返して幾ら掘っても水産資源や漁業や環境に何ら影響はないんだということの立証責任がある。できるのですか。説明責任を果たす必要があると思うよ。どうなんですか。

【天野監理課長】 そういったご意見もあろうかと思えます。そういったことを踏まえまして、掘削深3メートルを超えないと本県は決めておりますが、そのあり方がどうかということに関しては、これは他県の状況等を踏まえて、そこは今、改めて見直すべきかどうかという点も含めて検討しているところでございます。

【高比良委員】 来週開くという話だけれども、この委員会で強く、そういったことが議会のほうから、委員会の中から、議員から強い指摘があったと、そのことは十分踏まえた中で、その有識者会議、メンバーもよく知らないけれども、十分に県民のほうを向いて議論してもらい、そういう役割を監理課として果たす、そういったことを強く望みたいと思います。

それから次に、独占禁止法違反問題。これは平成28年4月5日付けで公九審第81号で通知があります。その公正取引委員会からの通知に関して質問します。

内容は、独占禁止法違反につながるおそれがある行為が見られたので、独占禁止法違反の未然防止を図る観点から関係人に注意したといったことが文書で述べられている、公取委から出されています。その公取委への申請書には、違反の疑いがある行為者として、一般社団法人長崎県砂利協会、その会長さんと、あわせて長崎県知事が挙げられている。

そうすると、まず長崎県知事も公取委から注意を受けた、その名宛人になっていると理解しているのですか。

【天野監理課長】 申しわけありません、もう一度、質問をお願いしたいのですが。

【高比良委員】 平成28年4月5日付け公九審第81号の通知があっている。それは独禁法違反の未然防止を図る観点から関係人に注意をいたしました、そういう文書です。それで、そういった措置を求めた申請書には、違反の疑いがある行為者として、一般社団法人長崎県砂利協会の会長、それとあわせて長崎県知事が挙げられている。したがって、この公取委の文書の名宛人に長崎県知事もなっているのかどうかということを確認したい、そう言っているんです。

【天野監理課長】 名宛人になっているかどうかの把握はできておりませんが、要は、その内容につきましては、砂利協会の中での砂利採取業者ごとの配分数量、そこを業者の中でそれぞれ話し合っているということに関しまして問題の指摘がございまして、そこは許可権者である県のほうで主体的に配分すべきだといったふうな指摘だったと理解しております。

【高比良委員】 全く違う。ここにこの文書がある。これを見たことないの。長崎県知事と明らかに訴えられているんですよ。それをあなた、知らないと言うのか。しかも、その中身は、今言ったような認識の話じゃないですよ。それは長崎県海砂採取事務取扱要領の4の(2)、すなわち採取資格者は社団法人長崎県砂利協会の正会員であって、過去3年以内に長崎県内で海砂採取の実績を有する者として長崎県が規定をしている。その撤廃を求めて公取委に対して申請をされたものです。

こういう規定の縛りであれば、まさに事実上、本県における海砂採取の新規参入の道はない。しかも、本県の実態から見れば、特定の海砂採取企業の参加グループだけが業を独占する、利益を独占するという構図を認めているということになる。だから、公取委に対して調査の指摘がなされたんです。その結果として、独禁法に違反する。だから、まず注意をする、そういう流れになっている。したがって、これは公取委は独占禁止法違反の未然防止を図る観点から注意勧告しているわけですから、県として、この規定は撤廃する必要がある、当然そういうふうには考えますけれども、この公取委の通知をどのように対応しているのか、まず教えてください。

【ごう委員長】 休憩いたします。

— 午後 2時 1分 休憩 —

— 午後 2時 3分 再開 —

【ごう委員長】 再開いたします。

【天野監理課長】 公正取引委員会のほうから議員ご指摘のような文書につきましては、県は受け取っていないという状況でございます。

【高比良委員】 受け取っていないと。受け取っていないから、全くこのことについては承知をしていないと、そう言うのか。だけど、ここで言っているのは、あなたたちが定めた海砂採取事務取扱要領の4の(2)、見てください。さっき私が指摘をしてきたとおり、そういった取り決めになっていることが独禁法違反を生じさせている、そういう論拠なんですよ。換言すれば、県が定めている規定が、要するに、独禁法違反に抵触するおそれがあると言っているんだ。あなた、今、知らないとかそういう話をしたけれども、かつて、こういうことを言っているんじゃないの。海砂採取は総量規制の問題があり、採取業者を限定する必要もあって、県砂利協会の意向に沿って運営されていると。また、採取海域における環境保全問題も取り沙汰されていることから、採取資格取得についての条件付きは問題がない、そういう発言をしてもらえんか。

【天野監理課長】 すみません、それは私の前任の時の話だと思います。私はそういう答弁をしておりません。

【高比良委員】 そうすると、前任の監理課長さんは、この公取委の問題について承知をしているわけですから、だからこそ、こういう抗弁を出しているわけですから。条件付きで出すことは問題はないと。それは、担当者がかわったって、県として当然一貫性のある話ですから、引き継がれている話でしょう。そういうスタンスでいるということだよ、

土木部としては、公取委からの指摘がありながらもね。そういうやり方というのは、解釈の仕方としては、全く県として都合のいい考え方というふうに指摘せざるを得ないと思いますよ。何となれば、総量規制とか、個別規制とか、3メートルルール、今議論をしてきたけれども、これは一定、改善をしっかりとやらしてもらわなきゃいかんという、そのことを指摘しましたけれども、総量規制等の問題について、自ら襟を正さなければいけない、そういうことに反して、今言った独禁法の問題についてはエクスキューズするような言い方をしていることが全く筋が通らない。

もっと言えば、海砂採取業者も、先ほど言ったようなことで前任者が言ったということらしいんだけど、今、私が紹介したようなこと。もし、そういうふうなことをもって限定をする、その必要があるとすれば、砂利業界に一任をするというのではなくて、第三者による業者選定委員会を公式に立ち上げて、委員会による業者選定後に県で承認をする、そういったやり方のほうがより公正で透明性が高いじゃないですか。何で既存の砂利採取業者だけに任せるといえるのか、それでよしとして何も問題ないというような立ち方をするのであるか。全く筋が通らない、おかしいと思うんだけど、どうですか。

【吉田土木部次長】 ただいま委員のご指摘にございました独禁法との関係につきましては、事実関係を改めてしっかりと精査をさせていただいて、その上で適切な対応をしたいと思っております。

それから、海域保全の環境のご指摘がございました。それにつきましては、海砂採取による海域への影響がどの程度あるのか、砂というのはまた自然のものでありますから、川からの流れ込みによって戻ることもございますので、その辺の平坦化の状況があるのかないのか等について、今、有識者会

議の委員の中でしっかり議論をして、考えていただいているところがございますので、第3回の会議で、そこら辺もしっかりと検討していただいた上で、一定の方向性を出したいと思っております。

それから最後に、一方で海砂の総量の抑制という方法もございますので、そここの調整もしっかりと図っていく必要がありますので、そこら辺も含めたところで、委員のご指摘を念頭に置きながら、しっかりと適切に検討、対応していきたいと思っております。

【高比良委員】 この3メートルルールについては、有識者会議の中で、確かにおっしゃるように、掘削をしても、その後、言ってみれば自然の力によって原状回復すると、要するに治癒される、そういう可能性というものもあります。だから、実際の水産資源の保全の問題について、どこまでが本当にできないことであって、あるいは一定アローアンスが認められるかということについて結論は出ていない。先ほど言ったような話もある。今言ったようなことも確かにある。ところが一方では、こんな海域の状況になった時には、漁業操業の問題からしても、あるいは産卵場所という適性の問題からしても、これはやっぱり捨て置けない非常に大きな問題だと指摘する専門家の声もある。

確かにそのところで結論は出ていないけれども、しかし、基本的にやっぱり採取を認めるという許可権者というか、その立場においては、午前中にも言ったけれども、例えば山の林地開発の場合には、一定その保全のために必要な措置というのが必ず条件で付けられるわけですよ。ところが、海の場合は、こういうふうな状況になっても何ら措置がされていない。したがって、いろんな問題が発生しているということに鑑みただ中で、本当に水産資源の保護、あるいは海域

環境の保全というか、そういった観点から必要最小限なものとして運用をしていくというのが本来の行政の立ち方ではないかと私は言っているんです。

限度量の検討委員会、有識者の会議、今からまだ続くという話だから、そのことはずっと追っかけながら、それをもとに議論をしていきたいと思っておりますが、今言っている公取委の問題についても、当然に承知をして、それに対する対応をとってしかるべきなんだよ。そのことが自分のところには通じていない、そんなことじゃ、だめよ。正式に出されているわけですから。多分、監理課長は知らなくても、担当の班のところでは、そういったことについては事実が通知されていると思っておりますよ。

もっと組織的にきちんと、この問題についてはしっかり向き合う。今、土木部次長から答弁があったけれども、検証する。このことは、午前中からいろんなことを言いました。一貫して、取組が甘過ぎる。おかしいと思うことが多々ある。それは大義名分で保全だとか、保護だとか言っているけれども、それよりは、まさに監理課長が言ったけれども、激変緩和だとか、今までやってきたこと、そこに準拠というか、どうも軸足を置いたようなやり方になってやっているから、備忘策というか、取り組み方が全体を見た時に一貫性がないし、私が指摘するようなことについての配慮というのが足りない。その辺を十分に認識して取り組んでもらいたいのですが、最後に土木部長、総量規制のあり方、個別規制のあり方、採取区域順守の問題、そして内航海運業法との不整合の問題、それから今の掘削深3メートルルールの問題、独禁法の問題、そういったことを多々指摘してきたわけですよ。相当に県として、私は、業務を改善していかな

ければならない、待ったなしだというふうに思っているのですが、したがって次回も論議をしなければいけないというふうにするけれども、まずは、今日の議論を聞いて、どういうふうに感じ取ったか、今の時点で結構ですから、所信を述べてください。

【浅野土木部長】今、環境問題と法律に抵触しているんじゃないかという問題、2つありました。少なくとも行政でやっているからには、法律をきちんと守ってやっていかなければいけないというのは当たり前のことなので、それはまず、きちんと中身をチェックさせて、今後どういう方向性があるのか検討させたいと思います。

それから、環境問題につきましては、確かに海域環境は非常に重要な問題で、長崎県の海域環境をどう守っていくかというのは、これは県の問題だと思いますので、そこも含めて、そういう問題をどう対処できるのか、今回いろいろ検討することは課題がいっぱいあるので、検討する内容はちょっと時間がかかるかもしれませんが、そこはしっかりやらせていただきたいというふうに思います。

【天野監理課長】委員のご発言にありました中で、午前中、私が十分に答弁できなかった内航海運業法に定める最大積載量との整合性の問題に関しまして、説明をさせていただきます。各採取船の内航海運業法に定める最大積載量は、これは重量ですが、重量ともそれぞれきちんと適正に把握をいたしております。その上で、それに対して海砂の比重を考慮しまして、最大重量トンから、その船倉の全容積、最大積載量を割り返して算出をいたしております。その上で各船舶の最大積載量を出してございまして、整合はとれていると。その上で、登録積載量はその8割といたしているところでございます。（発

言する者あり）

【高比良委員】それは全然認識が間違っている。だからね、重量トン数と営業登録トン数というのは違うんだよ。そして、あなたが言うように1.6の比重で割ったところで、したがって、そのホールド容量で出していると、そういう言い方をしているわけですよ。ただ、そうじゃなくて、内航海運業法は基本的に、営業登録トン数でしか積載できないんだ、それ以上は過積載なんだ、罰則規定があるんだということを私は言っているんですよ。そのことも含めて、もう少し検討してください。

【ごう委員長】その件に関しては、また別の機会にもしっかりと議論していただきたいと思えますし、先ほど要請がありました委員会の内容等についても、わかるように委員会のほうにも提示していただきたいと思えますので、よろしく対応をお願いいたします。

では、ほかに質問もないようですので、土木部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

引き続き、環境部の審査に入りますけれども、しばらく休憩し、この後、14時30分から再開したいと思います。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【ごう委員長】委員会及び分科会を再開いたし

ます。

これより、環境部の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第11号議案「平成29年度長崎県流域下水道特別会計予算」、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第56号議案「平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」の4件であります。

初めに、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

平成29年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」や長崎県環境基本計画に基づき、未来につながる環境にやさしい長崎県の実現を目指して、環境部では、環境保全施策を展開してまいります。

歳入予算につきましては、合計の欄で20億9,343万8,000円、歳出予算につきましては、2ページ上の段になりますけれども、合計37億2,980万5,000円を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

長崎発東アジアの環境技術発信事業について、

601万1,000円、地球温暖化対策の推進について、3,263万8,000円、3ページをご覧ください、環境保健研究の推進について、1,164万4,000円、諫早湾干拓調整池の環境保全対策について、1,277万8,000円、大村湾の環境保全及び活性化について、3,796万6,000円、環境の監視等について、次のページになります、3億2,098万4,000円、水道の普及促進について、13億5,256万7,000円、汚水処理施設の整備について、4億8,239万2,000円、資源循環型社会の推進について、次のページになりますが、6,211万9,000円、廃棄物対策の推進について、1億397万円、自然環境を活かした地域づくりの推進について、9,335万9,000円、野生生物の保全及び管理について、6ページの上になります、3,613万円を計上いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第11号議案「平成29年度長崎県流域下水道特別会計予算」についてでございますが、歳入予算それから歳出予算については、合計の欄、ともに9億2,238万6,000円を計上いたしております。予算の主な内容及び7ページ下のほうにございますが、債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、合計の欄、1億4,592万9,000円の減、歳出予算につきましては、合計の欄、1億9,281万円の減を計上いたしております。

次に、補正予算の主な内容につきましてご説

明いたします。

浄化槽設置整備費について、4,000万円の減、海岸環境保全対策推進事業について、7,332万1,000円の増、再生可能エネルギー等導入推進基金事業について、1億1,686万4,000円の減を計上いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

それから、繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。

第56号議案「平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」につきましては、内容につきましては、記載のとおりでございます。

10ページの下から4行目をご覧ください。

最後に、平成28年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成28年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました資料についてご説明をいたします。お手元にあります2枚物の資料でございます。

まず、1ページをお開きください。

この資料は、県民生活部、環境部、土木部における政策的新規事業の計上状況を記載いたしております。

環境部関係につきましては、1ページの下の方になりますが、県有施設CO₂排出削減モデル事業費、次に、長崎県汚泥処理構想策定事業費、次が長崎県災害廃棄物処理計画策定事業費、それから裏面になります、上のほうから、エコ&ヘルシーながさき推進事業費、島原半島満喫プロジェクト推進事業費の5件を計上いたしております。その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堀江委員】予算決算委員会環境生活分科会説明資料の当初予算概要、環境部のいわゆる横長資料の12ページ、環境保健研究センター費が前年度に比較して1,305万円減になっているのですが、この運営費の中で、事業概要を前年度と比較してみますと、環境保健研究センターの維持管理等の実施ということで1,242万円減になっているのですが、維持管理費というのは、そうそう大幅に変更するような内容ではないと理解をしているのですが、前年度として1,242万円減の意味を教えてください。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】環境保健研究センターの資料の中の維持管理費についてのお尋ねかと思えます。維持管理につきましては、通常、光熱費とか、施設の維持管理費に使っている費用でございますが、昨年までは、この中に大規模改修費等を入れて、年度ごとに計画的に改修をしましてまいりました。その分につきまして、今年度からは、一括して管財課等の予算のほうで改修等をやっていくということで、その分が減になっております。

【堀江委員】款項目が違って来たということになるのですね。そうしますと、環境保健研究センターの大規模改修計画というものは、今後あとどれくらい続くのかということをお教えいただけますか。もう終わりなのですか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】私が環境保健研究センターにいた頃に、その計画をつくりまして、たしか5年計画ぐらいで、順次、緊急性の高いものから計画的に改修をしていこう、施設自体も建って10年ぐらいたっておりましたので、それを計画的に進めていこうというふうにつくった計画だと記憶しております。

【堀江委員】確実に進んでいて、もう計画は終了の段階ということですか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】まだ計画途中だと思います。今後も、老朽化が進んでいる分を先送りしないように更新していくというふうなことで計画をしております。

【堀江委員】そうしますと、通常、維持管理の運営ということであれば、今後4,000万円程度で推移をするというふうに理解をいたしました。

そこで、同じく環境保健研究センター費の中の調査研究費で、白い丸の2番目、内部生産低減による淡水系閉鎖性水域の水質浄化に関する研究は前年度と同じなのですが、これはどこの

どんな調査かということだけ教えてください。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】お尋ねがありました内部生産に関する閉鎖性水域の浄化に関する研究につきましては、諫早湾干拓調整池の中で、流入だけではなくて内部生産による負荷もあるだろう、それと難分解性、要するに、分解しづらい有機物もあるのではないかとということで、それに対する浄化の研究でございます。

【堀江委員】諫干調整池の研究ということで理解いたしました。

それで、横長資料の14ページ、ここに諫早湾干拓環境保全対策費というものが出てくるんですけども、今年度は地域環境課なのですが、昨年度は環境政策課ということで、今度、請け負う課が違ってくるといふふうに理解をいたします。

そこで、前年度比が1,412万円減なんですけど、諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業が307万円減で、「いさかん」水辺の保全推進事業が前年度に比べて1,105万円減になっているんですけども、これは保全対策費として大きな減だと思うのですが、どういうところが予算上は減になるのですか。

【山口地域環境課長】まず、諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業の約300万円の減でございますが、この中身につきましては、国からの委託事業を受けて環境保健研究センターが二枚貝の調査とか、河川からの流入負荷調査をしております。その分につきまして、今回、国庫の委託調査費の減が主な減の要因でございます。それと、「いさかん」水辺の保全推進事業の約1,100万円の減でございますが、これにつきましては諫干の中央干陸地の利活用等について、今年度、委託で調査を行うようにしてまいりました。その分が今年度で終了するというところで、その

分の減でございます。

【堀江委員】 理解いたしました。

もう一つ、横長16ページなんですけど、水道普及費。先ほど、水道の普及促進ということが環境部長の説明で述べられましたけれども、その中の生活基盤施設耐震化等交付金事業なのですが、市町が行う水道施設の耐震化それから老朽化対策への取組を支援するという交付金事業ということで、これは記載のとおり全額国庫、10分の10なんですけれども、平成29年度が13億円で、平成28年度は4億円ということのこの9億円の差をまず教えてください。

【田口水環境対策課長】 平成28年度の当初予算におきましては、そこに書いてありますとおり、約4億円を計上しておりました。国の内示におきましては、それを上回る9億7,000万円の内示がございましたものですから、6月定例県議会におきまして補正をいただいております。今年度は、新たに1市がこの事業を使って耐震化を進めたいということで、計13億円の当初予算の計上ということになっております。

【堀江委員】 ちなみに、平成28年度の補正は幾らだったのですか。

【田口水環境対策課長】 約5億6,000万円の補正でございます。

【堀江委員】 そうすると、今回新年度が9億円ですから、実質3億円ぐらいの差ということで理解いたしました。

そこで、県内自治体の水道施設は更新時期を迎えた施設が多いと推測するんですけれども、その耐震化率につきましては、ばらつきがあるのか、それとも一定同じような状況なのかというところではどうなんですか。

【田口水環境対策課長】 まず、県全体の耐震化率、細かい話をいたしますと、耐震化率という

のは、いわゆる耐震管、継ぎ目に地震対策を講じたものを使ったものを「耐震管」と言っていて、それを使ったものの延長割合を「耐震化率」と申し上げています。それとは別に、従来の管の継ぎ手手法ではあるのですが、地盤がしっかりしている、地震時においても地震に耐え得るものを「耐震化適合率」と言っております。私どもは、耐震化適合率を地震対策がなされているものというふうに考えております。その県の割合が28.4%ということになっております。国が37.2%ということで、国よりも10ポイント程度低い適合率という状況になっております。

【堀江委員】 長崎県全体として28%ですよ。この交付金は10分の10なんですけれども、長崎県が受けるんだけれども、実際全部それぞれの市町に渡すんですよ。私が聞きたいのは、それぞれの21自治体に大きなばらつきがあるのかということです。そこはわかりますか。全体というのは理解いたしました。でも、都心部もあれば離島・半島もある、それぞれの自治体の財政状況も違うという中で、この交付金で全てひとしく県民の水道普及事業というところがやれているのかというのがこの予算をどう使われていくのかというふうに思っていて、県内それぞれの自治体、ばらつきがあるのですかというふうに聞いたんですけれども、それはどう理解したらいいですか。

【田口水環境対策課長】 この交付金に関しましては、現在、8市町がこの予算を使って耐震化率を上げていきたいということで予算要求をしております。この予算を使うに当たりましては、5カ年計画の耐震化計画をつくった上で国に要求するという仕組みになっております。現在、この予算を使って耐震化をさらに上げていこう

という市町につきましては8市町にとどまっています。

また、耐震化率の向上、工事につきましては、従来、水道料金の中で賄うという原則がありましたが、近年、地震が発生することを踏まえまして、国が新たに交付金を活用して耐震化率の支援をしているという状況でございます。

【堀江委員】 私は最後に、この交付金は21自治体の中で該当する自治体は幾らなのかというのを聞いたかったのですが、水環境対策課長が8市町と言われました。長崎県生活基盤施設耐震化等交付金事前評価調書というのがホームページを開くと出ます。これは長崎県生活基盤施設耐震化等事業計画（水道施設関連事業）、このことを指すのですか、全く違うことですか。

【田口水環境対策課長】 今、委員がおっしゃったものでございます。

【堀江委員】 そうしたら、そこに書いてあるのは、交付対象、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、南島原市、時津町、波佐見町、新上五島町、10市町になっています。今、水環境対策課長は8市町と言ったでしょう。

【田口水環境対策課長】 その中で、平成29年度予算を要求した市町が8ということでございます。

【堀江委員】 これは平成27年度から平成31年度の5カ年計画なので、平成29年度は、そのうちの8市町、しかし、実際としては、5年間計画で10市町が対処しているということですね。

そうしますと、長崎県下のほかの自治体は、この交付金は使わずに、水道料金の値上げとかでやっているのですか。そこはどのようなのですか。

【田口水環境対策課長】 特に、簡水事業の補助事業につきましては、別に再編事業、生活近代化事業ですとか、ほかの補助事業もございます。

その中でも耐震化工事というのは可能になっておりますので、それぞれ市町のご判断で、活用しやすい補助制度を使っているという状況でございます。

【深堀委員】 今、堀江委員との質疑の中にあつた生活基盤施設耐震化等交付金事業費なんですけれども、8市町が対象になるということで、端的にお尋ねしたいのは、どういうふうな使われ方というか、今回、県は予算を計上していますけれども、8市町の予算計上の時期はいつになるのですか。

【田口水環境対策課長】 当初予算で計上いたしております。

【深堀委員】 ということは、8市町は、今、各議会があつていると思えますけれども、その中にこの13億円の部分は計上して、そこが認められれば、即工事ができるというふうに理解していいですか。

【田口水環境対策課長】 当然、市町の負担も発生しますものですから、市町議会のご承認をいただくとともに、国の補助金を使う形になりますので、その補助の配分額にもよるものと考えております。

【深堀委員】 わかりました。水道関係は、よく当初の4月、5月に工事量が少ないという話もあつて、こういった有益な事業の分が適正に早期に出現するのかということをお聞きしたかったものですから質問をしました。

次に、補正予算の分なんですけれども、海岸環境保全対策推進事業費です。先ほど環境部長の総括説明の中にも触れてありました。その時に7,332万1,000円の増ということで、「国庫補助の内示に伴い、市町への補助金の増額等を行うための経費」という説明がありましたが、補正予算の横長資料を見ると、「平成27年度事業

費の確定に伴う国費返還及び」先ほどの市町へのあれというふうに2つ理由が書いてあります。そして、補正予算の概要説明資料で見ると、平成27年度事業費確定に伴う国費返還金2,260万6,000円の計上ということになっています。これはどういうことですか。

【重野廃棄物対策課長】 まず、平成28年度の補正予算につきましては、国が経済対策のほうで平成28年度の補正で27億円、それから平成29年度の当初予算で4億円、計31億円を計上しております。国の平成28年度補正予算については、経済対策であったことから、予算成立時期が早く、本県予算についても今回の補正予算の配分のみで、新年度予算からは配分はないという連絡があったことから、平成28年度の11月補正それから2月補正として計上して、繰り越して平成29年度事業としてやろうとしております。また、その金額につきましては、平成27年度の返還金が約2,200万円、それから11月補正では、市町からの要望を取りまとめて11月補正で上げていたんですけども、内示に関する情報が十分得られなかったというところで、要望額よりも少し低く見積もった額で計上しておりましたので、その差額が今回上がってきております。平成29年度事業分としてプラス5,454万円、それから国庫返還金として2,200万円ということので、計7,300万円ということで計上させていただいております。

【深堀委員】 すみません、なかなか理解がしにくくて、端的に、補正予算はついているんですけども、平成27年度事業費確定に伴う国庫返還金が2,200万円発生したんですよね。その理由をまず1つお尋ねします。

【重野廃棄物対策課長】 これにつきましては、毎年返還に当たって、補助金でもらっているの

で完璧に使いたいと考えておりますけれども、ごみの量が少なかったとか、うまく予算の増減調整ができなかったというところで、平成27年度の返還金が2,200万円ということになっております。

【深堀委員】 終わった平成27年度の話だから今さら云々ということはあれですけども、当然、必要な事業として毎年毎年国からも補助金をもらいながらやっていて、その内容、2,200万円という額の大きさがどうなのかというのはちょっと議論があるかもしれませんが、しっかりそこは当初予定のとおり活動するのが筋じゃないのかなと感じたものだからご質問をしました。

こういうケースというのはよくあることなんですか。

【重野廃棄物対策課長】 平成26年度の返還金につきましては、平成25年度、平成26年度が基金というふうな形で2年分で17億1,350万円が配分されて、9,500万円を返還しております。平成27年度が2,200万円というところで、どんどん、どんどんその辺、返還しなくていいような形で市町とか県の担当のところにも働きかけをして、なるだけ返還しないような形で対応していております。

【深堀委員】 わかりました。

次に、本予算の特別会計の分で、大村湾南部流域下水道維持管理費の中の職員給与費2名ということで1,796万4,000円計上されています。前年度が875万2,000円だったところを見ると、前年度は1名だったのかなと思うんですけども、このあたり、職員の増減があった理由等をお知らせください。

【田口水環境対策課長】 平成29年度から組織の改編を予定しておりまして、新たに、流域下

水道班を新設することとしております。そこに配置する職員が増えますことから、その分を追加で計上しております。

【深堀委員】 わかりました。

次に、長崎発東アジア環境技術発信事業、額的には601万円の事業なんですけど、これは新規の事業じゃないんですけども、事業はいろいろ載っていますけれども、具体的に何をするのかというのがよくわからなかったものですから。環境保健研究交流事業で230万円、環境技術行政交流事業で370万円、地域に共通する課題の解決と人材育成を推進する。何に使う費用ですか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 東アジアの交流事業でございますが、この事業につきましては、中国の福建省と韓国の南岸のほうの1市3道、その2つの国との交流事業をする事業でございます。まず、1つ目の福建省の事業でございますが、平成23年に県の環境部と福建省環境保護庁で環境技術交流の協定を結んでおります。その後、一時期、尖閣等の問題もあって福建省側が交流の延期を言ってきた時期もあったのですが、平成25年度から、1つは、人材交流ということで、環境の技術者、研究者を福建省から2名ほど、現在1カ月、当初2月だったのですが、研修等に来ていただいて、県のほうからも2名、2週間程度、福建省に派遣をして交流しております。それともう一つは、福建省のアモイで環境技術の商談会、企業のマッチングをする場所があるのですが、そこに長崎の企業に同行していただいて、中国の企業に対してプレゼンをして、そこで商談をすると、それも毎年やっております。それと、現在の環境白書とか、環境の情報、そういうものの情報交流をやっているところです。

それと日韓のほうは、日韓海峡沿岸の知事交流会議が平成4年からあっていると思いますが、環境技術についても平成5年からその交流をやっております。現在も2年ごとに、いろんな共同調査ということで、酸性雨、黄砂、またオキシダントとか、一昨年まではPM2.5の共同調査、現在は微量の有機物質の調査等も実施しております。

今回、拡充というふうな形でこの東アジアは出させていただいておりますが、その拡充の部分につきましては、福建省の福建医科大学と長崎県の環境保健研究センターが昨年7月に、共同研究をしようということで協定を結んでおります。それで、新たに、福建医科大学と環境保健研究センターの共同の研究というのを具体的に進めていこう、それとまた福建省のCDC（疾病管理センター）というところがありまして、そことの交流も現在進んでいるところでございますので、そういうものを少し拡充して予算化をしているというところでございます。

【深堀委員】 事業の中身はわかりました。

ただ、新規の事業じゃない、過去から来ている事業なので、決算委員会になるんだけれども、具体的などんな成果があるのか。確かにこういう交流をすることはいいことなのでしょうけれども、福建医科大と環境保健研究センターとの交流、これは新規なんだろうけれども、人材交流を2名程度やりとりして、どういうふうに長崎県の政策反映、実行に影響が出てくるのかというところを端的にお尋ねしたいんです。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 この事業につきましては、国際交流という面もありながら、いろんな県の施策に結びつけていきたいというふうな思いもあって交流を行っております。ただ、現時点では、どちらかというところ福建省の技

術が、こちらのいろんな放射能のモニタリングであったり、廃棄物行政の方法とか、そちらのほうを知りに来られるというのが基本でございます。うちとしても、職員が行った時には、福建省の環境状態というものもわかってきます。それで、PM2.5の状況なんかもよくわかってきておりますので、現在、環境保健研究センターでやっておりますPM2.5の健康影響調査、それと福建医科大学のデータ等をもとに、共同の分析等ができればと思っております。

【深堀委員】 今、PM2.5の話も出ましたけれども、PM2.5の健康影響なども意見交換するとか、調査をするということだけれども、実際にPM2.5の発生原因は向こう側にあるわけだから、こちらのプラスになることに本当につながるのかなというふうに素朴に感じたものだから、お尋ねをしました。ぜひ実のある、長崎県にとって有益な交流事業となるように、ここはしっかりやってもらいたいということは申し上げておきたいと思えます。

もう一つ、4R・ゴミゼロ推進事業なんですけれども、リサイクル製品の認定促進という意味はもちろんあるんですけれども、これは以前もいろいろ環境部の皆さんにはお願いをしたことなのですが、リサイクル製品の認定というのは有益ですよ。有益なんだけれども、環境部ができることといたら認定するだけなんですよね。実際にその認定されたリサイクル製品が長崎県で本当に活用されて初めてそれは目的が達成したというふうに思うんですけども、以前、一般質問とかでも取り上げたんですけれども、認定したけれども、公共事業の中で使えるものが全然使われていないという結果があって、全庁的にこれは改革をしなければいけないんじゃないですかということを提起したことがありま

す。今回も、4R・ゴミゼロ推進事業の中で、そういった位置付けのことが書かれてあるので、そのあたりの状況、現況について、ご報告をお願いします。

【重野廃棄物対策課長】 委員のご質問の件ですけれども、リサイクル認定製品につきましては、平成29年の1月末現在、認定製品として208件、建設資材が204件、その他のリサイクル製品が2件、リサイクル広報、リサイクルシステムが各1件ずつございます。建設資材につきましては、県の公共事業等で使われているということで認識をしておりますけれども、すみません、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、後ほど確認して、報告させていただきたいと思えます。

【深堀委員】 ぜひそこは確認をしてください。確かに使われているものはあるでしょう。ただ、この認定制度は、毎年毎年、認定をした更新手数料みたいなものが発生するでしょう。だから、私が聞いた時、もう数年前ですけれども、結局、何のメリットもないと。認定されたけれども、県は全く使ってくれない、それを更新する手数料を払うのはもったいないから、やめますといって撤退した事業者もいらっしゃいました。ですから、今、208件登録をされているということだったんですけれども、そこが長崎県の発注の中で、どれだけ活用されているのかということ一度調査してみてください。使えるものは優先的に使ってあげないと、何のために環境部が一生懸命やって認定しているのか、意味がないことになってしまうので、その点はお願いをしておきたいと思えます。

【ごう分科会長】 廃棄物対策課長、先ほどのデータに関しては、後ほどお調べください。対応をお願いします。

【溝口委員】 横長資料ですけれども、11ページの地球温暖化対策推進費が3,263万8,000円組まれているんですけれども、当初予算として8億5,200万円の減額になっているんですけれども、その理由と内容を教えてください。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 今回、温暖化対策につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業というのを今年度まで実施しておりますので、その事業が今年度で終わりますので、その差額で地球温暖化対策推進費は減額になっているところでございます。

【溝口委員】 この基金がそれぞれの部課にずっと流れていっていたんですね。基金はここで積んで、よその課に流れていったのですか。ですから、再生エネルギーのどういうものに使ってきたのですか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 再生可能エネルギー等導入推進基金事業につきましては、台風、地震とかの大規模な災害に備えて避難所や防災拠点等に太陽光発電設備、蓄電池、LED照明などの再生可能エネルギーに関連するものを導入して、災害に強く、地域の環境負荷の削減につながるような事業ということで、当課で実施をして、市町の避難所等に対しては市に補助、県有施設につきましては県自らで導入を進めていた事業でございます。

【溝口委員】 大規模災害に備えた、震度5に耐え得る市町の公共施設の関係のあれで調べたということですか。内容がよくわからないんですけれども。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 導入先としましては、防災拠点等としまして、市町の支所とか公民館と、学校、そういうところに設置しております。県の施設としましては、県立の保健所、県警の交番とか、高等学校、そういう

ものに導入を進めてまいりました。

【溝口委員】 この約3,200万円というのは、今までしてきた事業を、今度は地球温暖化の形に活かしていくためのものですか。今回、県有施設の省エネ改修等モデル案を策定していくということですが、その策定していくのは、県のほうでするのですか、誰かに委託するのですか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 地球温暖化対策費3,263万8,000円の分につきましては、従来から温暖化対策として、県民運動とか、啓発活動、そういうものでやってきておりました事業としまして、「みんなで止めよう温暖化」推進事業の1,392万3,000円、それと地球温暖化対策実行計画推進事業の761万8,000円、これが従来からやってきていた事業でございます。それと、次の12ページになりますが、エコドライブ普及啓発事業109万7,000円、これは平成28年度から平成30年度まで、事業者等を対象にしたエコドライブの普及事業でございます。それと、先ほど申した再生可能エネルギー等導入推進基金事業が今年度まででなくなるかわりに今度新たに、最後にあります県有施設CO₂排出削減モデル事業として1,000万円計上しているということでございます。

この県有施設CO₂排出削減モデル事業につきましては、県の施設が480ぐらいございますので、そういうものを規模とか用途、エネルギーごとに分類をして、その代表的な施設を省エネ改修して、CO₂削減に結びつけていこうとするものです。代表的に改修をした分については、その成果等を他の施設にも普及させて、県全体の施設のCO₂削減を目指しているところでございます。

【溝口委員】 わかりました。再生エネルギー関

係ですから太陽光発電等を学校施設とかに入れたとかじゃないんですね。去年までの8億幾らかけてつくったのは、太陽光とか再生エネルギー関係の設備をしたわけじゃないんですね。私が後から聞きます。

それから、横長で、原子力災害対策整備事業費ですけれども、全体として、この事業は環境の監視等についてということので3億2,098万4,000円組んでいるんですけれども、そのうちの2億1,610万1,000円、環境放射線量の常時監視及び環境放射線モニタリングを実施ということで、どこに設置して、どのような形で常時監視をしていくのかということです。

【山口地域環境課長】 委員のご質問がありました原子力災害対策整備事業でございますが、これは原子力規制庁の10分の10の事業でございます。佐賀の玄海原子力発電所周辺のUPZ内、30キロメートル圏内の地域の放射線の測定をやっているところでございます。場所的には、モニタリングステーションを7カ所設けております。1つは松浦市の鷹島町、2つ目が松浦市の福島町でございます。それと、平戸市が2カ所で、大久保町と的山大島です。それと、佐世保市が2カ所で、江迎町と世知原町、それと壱岐市に1カ所、モニタリングステーションを設けております。それと、このシステムの関係でいきますと、それとは別に、電子線量計を12カ所設けておりまして、これらの統合的な運用システムを図っているところでございます。

【溝口委員】 新しく設置をするのではなくて、これは今設置しているものを常時監視していくための運営費ですよ。

【山口地域環境課長】 今回増額になっております1億2,702万2,000円分でございますが、その内訳としては、まずシステムが今、危機管理課

があります新別館にあるのですが、新庁舎のほうに移転しなければいけないということで、この移転費用、それとシステムの更新をしなければいけないですから更新の費用、それと測定局の改修を予定しております。世知原局と鷹島局、この2カ所の分の改修費用でございます。この分が今回増えまして、増額になっています。そのほかにつきましては、このシステムのメンテナンス等の運営費になっております。

【溝口委員】 最初からそのように言ってもらったらいのですが、約2億1,600万円の内容を聞いたと思うんですけれども、わかりました。いいです。

先ほども道路関係で深堀委員が質問されてきましたけれども、異常が出たという時に、早く知らせるといことが大事じゃないかと思っていますので、この辺については本当に常時、よく監視していかないと、住民の方々に情報が遅れて行ったら大変なことになると思いますので、その辺については、しっかりとした取組をお願いしたいと思っております。

それから、自然公園施設整備費ですけれども、今回、7,800万円で、2,300万円の減額になっているんです。前はこれより多く1億1,000万円ということで組んでいたと思うんですけれども、その中で今回、減額が九百何十万円と四百何十万円出ていると思うんですけれども、この中には、それぞれの市町からのリニューアル関係の予算は、ここ何年間もないのですか。これには入っていないと聞いているもので、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【山本自然環境課長】 2,300万円の減額のうち大きなものとしましては、九州自然歩道リニューアルの事業が終了したということで約2,000万円の減となっております。委員お尋ねの施設

の補修につきましては、県有の施設の補修につきましては、自然公園施設補修費ということで、今年も840万円程度積んでおりますけれども、そこは順次、必要に応じて改修をしていきたいと考えております。

また、委員ご指摘の市の要望に関する話かなと思いますけれども、市有の施設に関しての予算は、この中には含まれておりません。

【溝口委員】市とか町が自然公園として管理している部分があると思うんですけれども、どうしても国に直接お願いに行くということじゃなくて、多分、県のほうにお願いに来ることも結構あるかと思うんですけれども、環境部長、その辺については県のほうとしては、県は県、市は市ということで、これからは割り切った形でやっていくのですか。

【太田環境部長】県の施設、市の施設というのがございますので、一旦は、やはりその所管のところでやるという考え方になると思います。

それと、今回、西海国立公園リニューアル整備事業ですけれども、国のほうが一旦やめておりました補助制度をまた復活しておりますので、そういうものも市も町も使えますので、その分を使うということであれば、ご相談いただければ、またいろんな形でご支援はできるかと考えております。

【溝口委員】わかりました。自然公園というのは皆さん方がそこに行って、自然に親しみながら見ていくということになれば、老朽化したものはやはり危ないんじゃないかと思うんです。ただ、市が管理ということで、その辺が県のほうには余り関係ないという形かもわかりませんが、先ほど環境部長が言ったように、当初予算に当たって、もしこのリニューアル関係の整備が市のほうとしても可能であれば、それ

を指導して、市のほうにもとっていただけるような施策を今後考えていただきたいと思うんです。もし補正とかが発生したら、ぜひお願いしたいと思っております。

【高比良委員】まず、今、話があった県有施設CO₂排出削減モデル事業1,000万円で、これまでに、環境に負荷をかけない、自立的に発展する循環型の社会システムづくりということでやっていこうと。そのために、県も事業者として率先行動計画をつくった中でCO₂の排出とか、あるいはごみの減量化、省エネ、そういったことをどんどんやっていこうというふうにしてやってきたわけですね。そういったことに類して今回のモデル事業なんかもあるというふうに理解をするんだけど、まずそうしたこれまでの取組を総括して、成果をどれだけ上げてきたか。これは評価委員というか、チェックをする体制なんかもつくってやってきたと思うんだけど、その辺をどういうふうに認識をしているのか、まずお示しをしていただきたいと思うんです。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】県庁の中の独自の取組ということでお答えをさせていただきます。県では、地球温暖化対策の法律に基づいて、事務事業編ということで実行計画をつくって温暖化対策を進めております。現在、第3期までその計画をつくって進めておりますが、当初のその計画は、5年間にCO₂を10%削減しようという目標で実施をしておりました。平成27年度の実績としましては、12.2%の削減ができております。ただ、この削減は、節電といいますか、ソフト面の事業が主体でございまして、十数年来節電等を進めておりますと、なかなかその削減の効果というのも見えづらくなってきています。ただ、目標に対しての達成度は今の

ところできているというふうな状況だと思います。

【高比良委員】 基準年と比較して12%削減をしている、目標値はクリアしました。ただ、それだけではまだまだやるべきものが残っているというようなこととして、今回のCO₂排出削減モデル事業をやっていこうと、そういうふうに理解をするわけですが、そうしたら、さっき話の中で、県有施設は480ありますと。一定整備計画の中で代表選手を選出して、その中の改修モデル案をつくっていききたいというような話なのですが、具体的にどういうことをやっていこうと想定をしているのか、概要だけお話をしてください。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 来年度から実施します県有施設CO₂排出削減モデル事業でございますが、国の補助事業であります地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業を活用しまして、先ほどもちょっと申しましたが、県有施設の省エネ改修の計画を策定していきます。29年度、その計画をモデル的に分類分けして改修計画をつくって、次年度から、予定では平成30年度、平成31年度、省エネ設備を、その策定した計画に基づいて導入していこうと考えております。国の補助金につきましては、その計画をつくるのが2分の1補助、施設等の整備につきましては3分の1の補助ということになっております。

【高比良委員】 わかりました。

じゃ、一步突っ込んだ中で、省エネ改修モデル事業で今回計画をつくって、幾つかパターン化する中で、その取組というか、具体的な装置の取り込みについてやっていきたいと思います、そういう話。それについては国の補助が3分の1ありますと。残り3分の2、補助裏については県の

一財で負担をしなければいけないという話になるのですか。その辺についての具体的な確保の見通し、漠としてよくわからないけれども、ハードでかなり金がかかるんじゃないかと想定されるけれども、この辺についてはどういふふうに見通しを持っていますか。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】 省エネ改修の具体的な方法なんですけれども、いろんなケースがあると考えています。エネルギー管理システムを取り入れて施設全体の省エネをするやり方、それと照明とか、老朽化した空調機、そういうものにターゲットを絞って省エネを進めたら、より効果的な施設であったり、また県ではまだ導入の実績はないんですけれども、ESCO等の民間資金、そういうものを有効活用したらいいのではなかろうかという場合もあるだろうと思いますので、さまざまなケースを考えて、その施設に合った省エネ対策を検討していきたいと考えています。

【高比良委員】 いろんなことが想定されると思うけれども、いずれにしても、実効性を持たせるためには、一定財源をどう確保していくかということと並行して考えながら組み立てをしていくというのは言わずもがなの話であるけれども、その辺を十分留意した上で、計画が計画として終わらないように、実践に移せるという取組をぜひお願いしたいと思います。

あと1点ですが、これも話が出たのですが、島原半島満喫プロジェクト推進事業費744万8,000円で、資料の76ページは、事業内容として、発地型のジオツアーの磨き上げと国立公園雲仙のインバウンド対策というものを挙げられているんです。これを読む限りは、いいことに取り組むなというふうに思うのですが、そこで、発地型のジオツアーの磨き上げというのは、具

体的にはどういう事業をして、どういうふうに住立てをしていこうと考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

【山本自然環境課長】発地型のジオツアーの磨き上げについてのご指摘、ご質問でございますけれども、島原半島のジオパーク活用推進事業というのが今年度から始まっておりまして、これを拡充する形で、この島原半島満喫プロジェクトという組み直しをした形になっております。このジオパーク活用推進事業の中で、ジオツアーの磨き上げについては今年度から取組を始めておりまして、まず今年度につきましては、旅行者の方、ツアーをつくる側の方に2度にわたって実際に現地を訪れていただきまして、どういった形でツアーを組むのがニーズがあるかといったようなことを今、まとめているところでございます。その結果を踏まえまして、来年度は、実際にモニターツアーという形で一般の方にも入っていただいて体験をしていただきながら、お金が払えるかどうか、こういったものに対して価値を見出すかどうかといったようなところを評価しながら、地元の観光関係の方々と一緒にツアーをつくっていきたいと考えております。

【高比良委員】私とはちょっとイメージが違います。発地型と言う以上は、これはエージェント、キャリアとか、要するに、県外にそういう商品企画をつくるということを任せるのではなくて、地元で、地元の人たちがいろいろ連携し合って、他にないすぐれたシーズ、そういったものをベースとした中で、一日を通じた滞在プログラムというものを自らつくって行って、それを県外のキャリアとかエージェントに商品化させる、そういうことじゃないか。だからこそ発地型あるいは着地型という言い方をすると

思うのですが、今の話だったらば、既存のエージェントなんかにはツアーをつくってもらおうという話ですが、その辺はどう考えていますか。

【山本自然環境課長】地元の方がツアーのベースといたしますか、企画を考えていくことの重要性については、おっしゃるとおりかと思っております。今回のエージェントの方を呼んだ企画におきましても、地元のガイドさんたちと一緒に話をさせていただいたり、実際に都市部にどういったニーズがあるのかということの意見を聞きながら、地元でどういったメニューが提供できるかといったようなことを考えていく、そこをつないでいくということは非常に重要かと思っておりますので、地域、地元の視点と、お客さんを案内する側の視点とあわせた形でツアーをつくっていくことが重要かと考えております。

【高比良委員】一緒になってつくっていくという中でのそのつくる主体の割合としては、やっぱり地元の人を総合力を活かす、そこに軸足を置いた取組をぜひやっていく必要があると思う。そうしないと差別化はできないんです。商品企画として、東京、大阪や大都市に売り込んでいく、その訴求力というものはなかなか発揮できないと思いますよ。どこの自然が美しいとか、どこの食べ物がおいしいですよとか、そんなことばかりやっていると。そのどこのという中で、差別化をした中で、特別の価値を見出して売り出すというのは、やっぱり地元からの発信しかないと思います。ですから、今言った自然、ジオパークというのはもちろん結構なんだけれども、あと食の話にしても、あるいはいろんな歴史、文化、そういったことを見る、知る、聞く、楽しむ、プレーヤーというか、そういうことも含めた中で、総合的な取組をしていただきたいと思います。

それとあわせて、国立公園雲仙のインバウンド対策をやりますという話なんですけれども、その中で、ステップアッププログラムをつくるということなのですが、具体的に、このプログラムのスキームはどういったものだというふうに考えておられるのか。

あわせて、これはこれまでの例えば雲仙プラン50とか、あるいは雲仙プラン100、そういったものとどう違うのかといったことにお答えいただきたいと思います。

【山本自然環境課長】インバウンド対策につきましては、まず国が今年度より、国立公園全体でインバウンド対策を進めるという国立公園満喫プロジェクトという事業を始めております。県としましては、そのプロジェクトの対象公園に雲仙天草国立公園を選定いただくように要望しましたがけれども、残念ながら、選から漏れております。

ただ、インバウンド対策の重要性ということ、選から漏れてしまったとしても変わらないということ、また今後、環境省などに対して2次選定を求めていくという必要もあるかと思っております。そのためにも、地元主導でしっかり準備をしていく必要があるだろうと考えております。ステップアッププログラムにつきましては、そういった地域で何をしていくのか、何が必要か、地元で今、課題が何かといったようなことを整理して、具体的に進められることは進め、また国に対して求める、要望することは要望していくためのプログラムという形になっております。また、国が選定をした公園におきましても、プログラムを既に策定されておりますけれども、それに準ずるような中身、内容として整理しておくことで、2次選定などにつながりやすいのではないかと考えております。

また、雲仙プラン100ですとか雲仙プラン50、今まで策定をされたプランとの違いでございますけれども、雲仙プラン100については、現在も進行中のものですので、その中身と全く違うものをつくるというよりは、雲仙プラン100を活かす形で、さらにインバウンド対策として必要なことは何かということ、あとは天草との連携が国に要望していく上でも重要ということになっていきますので、天草と連携して、どういう取組ができるかといったようなことを整理していく必要があるのかなと思っておりますが、いずれにしても、雲仙プラン100の別にあるものではなくて、その上にといいますか、連携をした形で進んでいくものというふうに考えております。

【高比良委員】かいつまんで、雲仙プラン100の枠外にある話ではなくて、その中からそしゃくをした中で今回のステップアッププログラムづくりに取り組んでいこうと、そういうお話じゃないか。その雲仙プラン100の中にも、あるいはもっとさかのぼれば雲仙プラン50の中にも、雲仙として何を、どう魅力を高めていけば、より滞在型、あるいは1時間でも長くそこに滞在をしていただいて、雲仙の魅力を味わってもらおうというか、自然公園、あるいはその他、文化、歴史も含めてのところでの話なのですが、そういったことについて、ご案内のとおり、例えば、景観対策はこうしなければいけないとか、温泉の利用についてはもっとこうしなければいけない、あるいは、もっと歩いて楽しい空間づくりとして、こうしなければいけない、もういろんなことが提言されているわけです。そうしたら、その中、どこに特にアクセラを踏むべきものとして抽出をしていって、したがって、魅力づくりという部分にまずはこう取組もうという、そのスキームがないと、漫然化して、

せっかくつくったけれども、一体実効性はどうなるのかとか、そういう話になった中で、労多くして巧少なしとは言いませんけれども、意義をさらに発揮させるためには、自然環境課長はいろいろ言われたけれども、私が聞く限りでは、きちんとしたスキームはまだできていないなというような思いがあるので、この辺は早く整理をした中で、ターゲットを絞り込むと。

あわせたところで、さっきの環境保全の話じゃないですが、実践をしていくためには、具体的にそれを動かしていく原動力の装置が必要になってくるわけで、予算が必要になってくるわけでしょう。その辺をどうするか。なかなか雲仙プラン50とか雲仙プラン100が進まなかったというのも、先ほど、自然公園施設整備費の国庫補助が復活をしたという話だけれども、そういうものが一旦途切れて、財源の確保ができなくなってきた、そういうようなものが現実問題としてはっきりあるわけですから、復活したらそれでいいけれども、パイがどれくらいあるかわかりませんが、そういったことも活用しながら、財源対策としてどうするというのをにらんだ実行策というものをつくっていく、ぜひそういうふうにしてもらいたいと思っています。

【太田環境部長】雲仙の課題については、高比良委員がおっしゃるように、これまでも雲仙プラン100等の中で述べられてきて、それを実行しましょうということで進められてきております。私どもも、そういう課題を認識した上で、1つ1つ実現できるようなものにしていきたいと考えておりますし、これは地域の皆様方を巻き込んでいかなければいけませんので、まず1点、それが必要だろうと思っております。

それと、予算については、先ほど自然環境課長からもお答えしておりますが、環境省のそう

いう取組というものも可能な限り活用しながら進めていきたいと考えております。

【堀江委員】1点、横長資料13ページの原子力災害対策整備事業費、この2億1,600万円の中身については溝口委員とのやりとりで明らかになっているのですが、平成29年度の長崎県の政府施策に関する要望の中の原子力災害対策の中で、西海市にモニタリングポストを設置してほしいという要望を出していますよね。これは佐世保市が原子力艦船の寄港地であることから、事故の発生に備えた防災対策に取り組んでほしいということで、佐世保市だけでなく西海市に2カ所設置してほしいという地元からの強い要望があるというふうに思っているのですが、新年度予算に計上されていないということは、この予算は認められなかったということの理解でいいですか。

【山口地域環境課長】今回、この分について私どもが所管しているところは玄海の方でございまして、その分は存じ上げていないところでございます。ただ、原子力につきましては、佐世保市が中心になってモニタリングポストを7カ所つくってございまして、その分に追加という形で要望が上がっていると思います。申しわけございません。

【堀江委員】失礼いたしました。地域環境課ですからね。私が間違えました。了解いたしました。また確認したいと思います。すみません。

【吉村(庄)委員】1～2絞ってお尋ねいたします。

さっきの話のように、あなたたちは説明が不親切というか、おかしい。再生可能エネルギーのところで、地球温暖化で今回1億1,700万円減って、再生可能エネルギー云々というのは、基金事業化で、平成28年度で終わりなんです

ね。それで平成29年度は減ったんだとおっしゃっているけれども、今までのものを精算して1億1,000万円か幾らか返すのでしょうか。返す分は別のところに予算を組んであるんですよね。そこはまたその費用だけは増えているんです。だから、そういう話というのは、せっかく先ほどお尋ねが出てきたのならば、ちゃんと説明をされるべきじゃないかと思うんです。そして、この基金事業が終わって、そういうやりとりをされているんだけど、何年たったのか、そんなことを一つも触れられない。そんな説明はないですよ。私は個人的に聞きますから構いませんけれども。先ほど言ったのは、11ページにある地球温暖化対策推進費が8億5,200万円減って3,200万円になって、しかし、環境保全実践活動促進事業費では1億1,600万円増えている。これが長崎県環境保全対策臨時基金積立金の返還というのが1億1,700万円ある。終わったから、ここにすり変わっているんでしょう。終わったなら、何年計画で終わって、その返還額があったのだから、ここに同額しているんですよと、そのくらいの説明は付けてほしいと、私はこういうことを言っておきたいと思います。

それから、20ページ。ここも産業廃棄物対策費で、前年度からしたら4億8,000万円減になっているんです。これは何で減になっているかと。補正で繰越を組んでいる。補正の繰越のところ、いつ予算化したかどうかは別ですけども、5億100万円、環境保全のところ、海洋漂流物の対策を5億円繰り越しているんです。だから、ここはかなりの金額減っているけれども、実際問題としては繰り越しているのだから、前と予算はそう変わらないということだと思いますが、いかがですか。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご指摘のとおりで

ございます。平成29年度予算につきましては、今年度の11月補正と2月補正で予算を確保して繰り越して、来年度事業としてやらせていただきたいと思っております。

【吉村(庄)委員】 平成29年度の予算は、その分に匹敵するものがなくて、項目もないわけですよね。しかし、実際は5億円の繰越で仕事をやるということだろうと思います。

さっきの話じゃないけれども、ここで説明しろということじゃないけれども、何億円と減ったり、増えたりしていることについては、何でというのは、あなたたちは、少なくとも議会に対しては、わかるように、探してあっちに行ったり、こっちに行ったりしなくてもいいようにすべきだと私は思います。私からの話として聞いておってください。

あと、自然環境課長にお尋ねいたしますが、鳥獣が傷を受けたり、病気になったりしたものを保護する対策のところ、債務負担行為が550万円出ていますね。平成30年度に契約をしなければいけないから債務負担行為を出しておりますよと、それはいいんです。それで、疾病野生鳥獣の飼育管理等業務、債務負担行為額合計550万円、こういうふうになっているのですが、これは実績としては最近の状況はどうなんでしょうか。そして、委託契約をすると思いますが、私が聞いたことがあるのは、佐世保市の森きらら、昔は石岳動植物園と言っておった動物園です。これとの関係もあったように聞いておりますし、これは病気かどうか私は覚えていないんですけども、一時はツシマヤマネコを引き受けたこともあったと、そういう状況だと思いますが、この550万円の委託契約をするのは、どういう種類のところで、それからここ2~3年で結構ですけども、実績としては、どのく

らいあったのか。もちろん550万円で足りると予想ができるから550万円の債務負担行為をしていると思いますが、いかがですか。

【山本自然環境課長】550万円については、委託先は、先ほどご指摘の海きららを運営するパールシーと長崎県獣医師会の2者に契約をしております。実績でございますけれども、平成27年度につきましては、獣医師会で176個体の鳥獣を保護してございまして、放鳥獣、治療して放すことができたものが半分ぐらいとなっております。九十九島動植物園森きららのほうでは、75個体について保護収容してございまして、そのうち36%の放鳥をしております。

【吉村(庄)委員】私は、この種の仕事は、そんなにたくさんの金も使っていないんですけども、ある意味では、環境部門のところでは、自然環境課が担当するという意味では、非常に大事な仕事だと思っているんです。さっき、パールシーの海きららと言ったのですが、海きららは水族館で、森きららが動植物園のほうで、今おっしゃったとおり、森きららのほうで、指定管理者はパールシーですから、佐世保市じゃなくて、パールシーということだと思います。

それで、私は第12次鳥獣保護管理事業計画のところでもお尋ねをいたしたいのですが、そういう意味で、金額は少ないけれども重要な仕事であると、こういう認識に立って、中身を伺わせていただきました。

【宮本委員】1点だけ確認の意味で質問させていただきます。資源循環型社会推進費についてということで、来年度の新規事業のところですか。エコ&ヘルシーながさき推進事業費についてお尋ねをいたします。額的には226万5,000円、そう大規模ではないかと思いますが、大事な施策だと思います。食品ロス削減のため、協議会を

設ける、そして県民運動の進め方を検討して、事業者と連携した食べきりキャンペーンを実施するというので、主に啓発活動費として計上されていると思いますが、主な事業の概要版、ポンチ絵を見ると書いてあるんですけども、事業の概要のところ、九州食べきり協力店キャンペーンとあるのですが、これは九州各県で進めていくという事業にもなるのですか。その確認をさせてください。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の九州食べきり協力店の募集につきましては、平成28年度、今年度から事業を行っております。長崎県におきましては、時期が遅れまして11月から開始をして、現在、42店舗が登録をしている状況でございます。

【宮本委員】平成28年度からされているのですね。わかりました。

今、長崎県でこれだけ食品ロスがある、ここまで削減したいとかという具体的な目標みたいなものはありますか。

【重野廃棄物対策課長】食品ロスの発生量につきましては、平成25年度において、全国で事業所や一般家庭から出るものが632万トンと推計されてございまして、長崎県だと6万8,000トンぐらいあるのではないかと推定がされております。そこの部分につきましては、具体的に食品ロスの部分がどれぐらいというのははかれませんので、一般廃棄物の一日1人当たりの排出量を目安にして、69グラムを平成32年度までに削減したいというふうな形で、その辺を目安に食品ロスについても対応していきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。要は、それを具体的にするために、この事業概要にあります協議会なんかを立ち上げましょうということに多分

つながってくるかと思うんですけども、この中に、事業所とか関係団体とあるんですけども、飲食店そして宿泊先とかあるのですが、具体的に、どういうところがあるかというのを教えていただけますか。

【重野廃棄物対策課長】食品関連事業といたしまして、料飲業組合とか、食品衛生協会、旅館・ホテル業組合とかいう形と、あと今、食品ロスに取り組んでおります佐世保の株式会社協和商工、イオン九州とかという形で今のところ考えておりますけれども、今後、そういうふうなところで、より推進している方々に協力をしていただいで協議会を図っていきたくと考えております。

【宮本委員】この中に、適切な言葉じゃないかもしれませんが、ごみ収集産廃業者というんですか、一般ごみを集める方々、この方々が多分、一番直面するかなというふうな感じがするんですけども、そういった方々というのは入っていらっしやらないのですか。

【重野廃棄物対策課長】ごみを収集する方々というのは一般廃棄物のごみの収集をしている方というふうに考えておりますけれども、具体的に、どこからどれくらい出ているというのはなかなか把握がしにくいところがございますので、製造業者とか食品業者、そういうふうな方々に、どれくらい食品ロスが生じているかどうかというところをまずは調査させていただいて、必要があれば、そういう方々にも協力をいただいて、県内の食品ロスの実態について調査をしていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。廃棄物処理業者の方々も日々収集される時に直面することかなと思ひまして、確認の意味でさせていただきました。今後、いろんな形で協議会が進む中で、検

討いただければと思います。

それと、飲食店、小売店の食べきり協力店が県内で42店舗あるということですが、これも確認ですけれども、このお店にはインセンティブというんですか、何かのポイント的なものというのはあるのでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】具体的なインセンティブはございませんけれども、今回新たな事業として、県のホームページを立ち上げていきまして、食べきり協力店につきましても、そういうふうなホームページに載せて紹介をしていきたい、それと現在、福祉保健部でやっているんですけども、ヘルシーオーダーとあわせて、そういうふうなエコに協力をしている店の紹介をしていきたいと考えております。お店のほうには、資材の啓発という形でポスターとかステッカーを配付させていただきたいと考えております。

【宮本委員】単純な私の意見ですけれども、食べきり協力店というのがあれば、全部食べ切らなければ帰れないというようなイメージがあるんじゃないかという気がしたものですから、確認だけさせていただきます。わかりました。

今、食品ロスはいろんな形で全国的にも問題になっていると思いますから、この事業費226万円ですが、これからさらに発展していきながら、一層の食品ロス削減の取組みを長崎県が推進していただければと要望させていただきます。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第11号議案、第47号議案のうち関係部分、及び第56号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

環境部長より総括説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第28号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」であります。

第28号議案につきましては、雲仙天草国立公園内の県有土地使用料等について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項につきましてご説明いたします。

地球温暖化対策の推進についてにつきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

諫早湾干拓調整池の環境保全対策につきましては、記載のとおりでございます。

中ほど、PM2.5 モニタリング体制等の強化につきまして、本県は、地理的に越境汚染を受けやすい位置にあり、県独自の取組だけでは改善が図れないことから、国家間における発生源対策の推進や本県の地理的特性を活用した越境大気汚染物質等の観測体制の充実を国に要望してまいりました。

そうした中、環境省は、今年度中に本県五島市を含めた全国10カ所にPM2.5の成分について連続的に測定する機器を設置するとともに、対馬市には揮発性有機炭素化合物の成分連続自動測定機器を設置し、平成29年4月から連続測定を開始する予定であり、本県をはじめ全国の観測体制の強化により、越境汚染による影響等の実態がより詳細に把握され、科学的な知見に基づく汚染の解明や、効果的な対策の進展を期待しているところでございます。

平成27年度の大気環境の監視結果では、PM2.5の環境基準超過地点数は前年度に比べ大幅に減少しており、今後も監視を継続しながら状況の推移を注視してまいります。

3ページをご覧ください。

新たな長崎県污水处理構想の策定について、中ほど、PCB廃棄物の適正処理についてにつきましては、記載のとおりでございます。

4ページ、ゴミゼロながさき実践計画の策定について、下ほどにあります。第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、5ページ、野鳥の鳥インフルエンザ対策について、島原半島ジオパークの活用推進について、6ページをご覧ください。研究事業評価につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

ます。

【ごう委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【山本自然環境課長】横長の環境生活委員会説明資料をご覧ください。

雲仙公園内にあります県有地の土地使用料及び源泉使用料について、使用料単価を改定しようとするものでございます。近年では、概ね5年ごとに単価を改定しておりまして、前回改定は平成24年の3月でございます。

改正の内容ですが、土地使用料については、1㎡当たり944円であるところを755円に、源泉使用料については、1カ所当たり1年につき2万3,972円であるところを2万1,703円に改定をするものでございます。

なお、土地使用料については、隣接する国有地の土地使用料が586円であり、これを参考にして、現行の2割減額としております。源泉使用料につきましては、現行使用料に近傍宅地の評価額変動率の約90%を乗じて算出しております。

施行期日は、平成29年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【高比良委員】今、自然環境課長から説明があったのですが、土地の使用料と源泉使用料のおのおの改定単価の根拠なんですけれども、国有地からの比準だけの話をしているんですけども、そのほかにもう少し、政策的に決定する値段ですから、いろんなことが考慮されてしかるべきだと思うんですけども、ただ単に国有地からの比準だけでやったのかどうか。もし、それだけ

ですという話だったら、具体的に、どこをどう比準して、どういう算定方式でやったのかというのをもう少し具体的に説明してください。

【山本自然環境課長】単価を決める上では、周辺の土地の価格ですとか、そういったものから評価をしていくということになっておりますが、今回につきましては、基本的には、隣接をしております国有地の土地使用料が計算をする基本となっております。586円と隣接する土地ですので、そこと比較をして、今ですと、かなり高い状況になっておりますが、財務省の通知等におきまして、算出した額が8割に満たない場合は、前年度使用料の8割をもって当該年度の使用料とするものとされておりますので、今回は2割減ということで算出をしております。

【高比良委員】国有地といたっていろいろあると思うんです。基本的に県の場合は、雲仙温泉集団施設地区の中の使用料が非常に大きいので、そこが中心になってきているんだけど、その周りに国有地はいっぱいあるわけで、あるいは温泉集団施設地区の中にも国有地はあります。だから、具体的にどこと比較してやったのかということです。

【山本自然環境課長】集団施設地区内の国有地、環境省所管地と比較をしております。

【高比良委員】そうすると、比較をすると国有地のほうが586円と、かなり減額をしてきているわけです。我が方は189円引いて755円にしましたと、2割減という話なんですけれども、もう少しその辺は、政策的にいろんなことを検討する余地というのはなかったのかどうか。もっと明確に言えば、雲仙に対する投資がトータルとしては、そのボリュームにおいて経年変化を見た時に、再生投資という意味で少し減ってきているということがあると思うんです。そうい

う中で、雲仙自体のステータスというのは、はっきり言って、少し下がってきている。そういう中で、国有地あるいは県有地を借用している旅館、ホテルを中心としたところの民間施設、民間企業の運営者というか、企業者の経営が非常に厳しいというようなことがあって、いろいろなことが耳に届いていると思いますが、そういうところから、もう少し土地の使用料あるいは源泉の使用料を減額してくれという話が多分あったんじゃないかと思いますが、あったのかどうか、あったとしたら、どう考慮したのか、なかったら、その辺についてはどういうふうにかえたのかといったことをあわせたところで答弁をいただけませんか。

【山本自然環境課長】今回改定するに当たりまして、地元の観光協会等からの要望はございました。ただ、一方で、最近の慣例としまして、5年ごとに改定を行うこととしておりまして、前回の改定の際にも、5年間据え置くことについては、使用者の方にもご理解をいただいていたところがございます。

【高比良委員】この改定をしたとして、トータルで土地使用料と源泉使用料、収入総額というのは幾らになるのですか。

【山本自然環境課長】減額幅につきましては、約420万円でございます。歳入ですけれども、現在が2,100万円強でございます。横長資料の歳入の9ページでございますが、来年度は1,753万2,000円を予定しております。

【高比良委員】その1,753万2,000円というのは、特財的な取扱いをしているのですか。そうじゃなくて、一財の中で全部化けてしまって、雲仙の振興のためには使えないというか、普通の取扱いに終わっているというふうになっているのか、その辺はどうですか。

【山本自然環境課長】伝統的には使用料をもって維持管理に充てるという形でしてございましたけれども、最近では、一般財源でも補填をする形で維持管理を行っております。

【高比良委員】一般財源でも補填する形で維持管理を行っている。

【山本自然環境課長】基本的には一般財源に入ってくる形になっております。ただ、見合いイコールではなくて、1,700万円のみで維持管理を行うわけではなくて、それに加えて、そのほか一般財源からも回していただいて維持管理を行っております。

【高比良委員】実態はそうだと思うんです。一財で全部賄うという中であって、この使用料の徴収額だけではとても足りないといったことで、ほかの財源も手当てをするという形になっていると思うんだけど、ただ、以前は、自然環境課長が今言われたように、使用料収入がどうかということによって、維持管理経費の枠というものを考えながら予算化してきたという話があるんです。そこで、その時には、例えば、雲仙のゴルフ場の使用料、あるいは仁田の循環道路の使用料とか、大きく稼げる部分があって、そういうものを財源として、要するに、雲仙の自然公園施設整備費として投入をしてきた。あわせて国の国庫補助メニューがありました。だから、かなり大きな振りでやってこれたわけです。

ところが現在は、先ほどちょっと議論があったけれども、私も承知していなかったけれども、要するに、国の公共的取扱いのものが復活をした、それはそれでいいんだけど、どれくらいのパイかよくわからないけれども、昔、投資をしてきて雲仙を育ててきた、あるいは守ってきた、その財源と見合うだけのものがあるか

という、恐らくないんじゃないかというふうに思っているんです。

そういう意味からは、こういったものを管理経費、あるいはいろんな計画を立てて実践するための財源として充当していくということももとより、一定期間、今の状況の中で、あそこで頑張っている人たちが非常に経営難に陥ってしまっている。国有地がそういう中で五百幾らというようなことを考えた時に、もう少し県としてのいろいろな政策的な配慮があつて、減額といったことに踏み切っていくという考えがあつてしかるべきではないか。だから、逆に、とるものはとりますというのだったら、やるべきものはやりますというふうにしなればいけないと思うんだけど、今回の予算を見ても、鹿子前、そっちのほうはついているけれども、いろんな施設整備費について、なかなか手当てができていないというところがある。だから、この辺を政策的にどう考えるのですかという話だと思うんだけど、基本的な考え方だけ答弁してもらいたい。

【山本自然環境課長】雲仙地域につきましては、集団施設地区になっておりますので、環境省が直轄で整備をかなり入れております。昨年度までに、雲仙地獄の再整備なども行っておりますので、県の予算としては、なかなか現在、雲仙に関係する利用施設の整備というものに予算を余り充てられておりませんが、国の直轄事業は相当の額で入っていると考えております。

一方で、今回の土地使用料につきましても、県財政が非常に厳しい折ではありますけれども、2割、国の土地使用料までは下がりませんが、一定下げるということで、地域の旅館等の営業にとってはプラスになるのではないかと思います。

【高比良委員】プラスにはなるだろうね。だって減額をしているわけだから、そう思いますけれども、だからその幅というか、量的緩和の問題を私は言っているわけです。だから、比準をするのも結構だけれども、それにとらわれなくて、基本的には、雲仙に対する投資、雲仙をどうしようかという話なんです。どうやったら生き延び、残っていくのかといったやり方の中で、要するに、プラスでやっていく分とマイナスの分を小さくするというのと両輪でやっていく必要があるから、そういう意味では、観光協会等からの要望等を踏まえつつ、一定やっぱり政策的な判断をしていくということが大事じゃないかという視点で話をしているんです。

だから、今回のことについていろいろ言いませんが、今後の改定に当たっては、そういう社会経済的な環境とか背景というものを考えつつ、一定県として整理をしていくということが大事じゃないかと思っていますので、その点だけ述べさせていただきたいと思います。

【深堀委員】初歩的なことをお尋ねします。今の説明資料の中で、消費税の課税対象となる場合というふうな表現がありますけれども、この区分を教えてください。

【山本自然環境課長】消費税の関連法令によりますと、土地のみの貸し付けの際には非課税ですけれども、駐車場等としての設備と一体とした形での土地の貸し付けの場合は課税対象となっております。今回の土地使用料の場合は、駐車場として貸している場所もございますので、そういったところが課税対象となります。

【深堀委員】では、今貸し付けている中身の大体何割ぐらいが消費税の対象になっているのか、何割がその対象にはなっていないのかということとはわかりますか。

【山本自然環境課長】 概ね1割強が課税対象となります。そのほかは非課税となります。

【深堀委員】 わかりました。

今、高比良委員との質疑の中で、この土地使用料は概ね5年程度で改定をしているという話がありました。これを見た時に、土地の値段というのは、ここ数年ずっと底値といたしますか、余り変動はなかったと思うんです。その中で、恐らく5年前に改定しているんでしょうけれども、その時、944円ということを決めていたわけですけれども、その時、隣接する国有地の土地使用料というのは高かったのですか。5年前に、隣接する国有地の使用料が586円ぐらいではなかったのですか。

【山本自然環境課長】 5年前に改定をした時の国有地が646円で、県がその前は1,180円でした。その1,180円を2割減で944円、現在の価格に持ってきています。

【深堀委員】 参考値で隣接する国有地が640円台だったということなんですね。そこで、2割減をして944円にしたということになれば、先ほどの質疑の中でもありますけれども、そこは2割までしか減額はできないという規定なんですか。

【山本自然環境課長】 財務省の通知、古い大蔵省の通知で、前年度分の2割減とするということになっております。また一方で、過去の経緯で見ますと、国の単価のほうが高い期間もかなり長くございましたので、長い目で見れば、著しく不平等ということではなくて、地域にもご理解をいただけるのかなというふうに考えております。財政的などころも含めまして、5年に1度程度の改定にしております。

【深堀委員】 わかりました。

もう一つだけ、源泉使用料を減額する根拠の

話はなかったと思うんですけれども、そこはどのようなふうな根拠になっているのですか。

【山本自然環境課長】 源泉使用料につきましては、現行の使用料に近傍宅地の評価額の変動率を掛けております。変動率が約90%でございますので、90%を掛けて算出いたしました。

【深堀委員】 源泉使用料が近隣の宅地の変動率に合わせて推移、これはルールなんですか。

【山本自然環境課長】 これまでの慣例によりまして、そういった算定を行っております。

【深堀委員】 源泉使用料というのは、例えば、ホテル、旅館、そういったところもいろんな活用をされていると思うんですけれども、そういったところに渡している分だというふうに認識していいですか。この料金を適用しているところは、雲仙の旅館とかそういったところだというふうに認識していいですか。

【山本自然環境課長】 おっしゃるとおり、旅館、ホテル等に貸し付けを行っております。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第28号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第28号議案は、原案のとおり可決す

べきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました環境部関係の資料をご説明いたします。

今回の報告対象期間は、昨年11月から本年1月までに実施したものとなっております。

まず初めに、資料の1ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。直接補助金につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金など計16件、間接補助金につきましては、資料3ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金の12件となっております。

次に、4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件についてでございますが、4ページに記載のとおり、2件となっております。

5ページ以降に、入札結果の一覧表を添付いたしております。

次に、7ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われましたものは、昨年11月から本年1月までの実績としまして、対馬市からの要望など、計4件があります。それに対する県の取扱いは、7ページから10ページまでに記載をいたしております。

次に、11ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果報告につきましては、11ページ記載のとおり、附属機関が長崎県環境影響評価審査会など計5回開催をいたしております。

その内容につきましては、12ページ以降に記載をいたしております。

なお、私的諮問機関等の開催については、今回は該当がございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【田口水環境対策課長】新たな長崎県汚水処理構想の策定について、補足して説明をさせていただきます。

補足説明資料といたしましては、「長崎県汚水処理構想2017（案）の策定について」と本文の2種類について配付をさせていただいております。ここでは概要版である補足説明資料1-1に基づいて説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

汚水処理構想とは、県と市町が連携して、下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽等の汚水処理施設の計画的・効率的な推進と、整備後の施設を安定的に運営管理するための施策の方向性を示すものであります。

今回の見直しに当たりましては、将来的に想定される人口減少や地域社会構造の変化を適切に反映させたものであること、そして国の構想策定マニュアルに基づき、汚水処理の早期概成等を盛り込んだものとすることに留意をいたしました。

前回からの見直しのポイントとしまして、汚水処理の早期概成を図るため、下水道計画区域を見直し、経済性または事業化が見込めない地

域につきましては廃止または縮小して浄化槽整備区域に編入するとともに、新たに、長期的な視点から、県民が将来にわたり汚水処理施設を安定して利用するための運営管理の方針を定めることといたしました。

新たな構想における基本方針としまして、汚水処理施設の早期整備を目指し、10年後の平成38年度における県汚水処理人口普及率を90.2%とする目標を設定いたしました。

2つ目といたしまして、持続的な汚水処理システムの構築を掲げております。将来にわたり安定した汚水処理を運営するため、長寿命化や耐震化対策等の計画的な推進や汚水処理施設の集約化など、既存施設の効率的な運営、発生する汚泥の有効活用等を推進してまいります。

2ページをお願いいたします。

11月定例県議会以降の取組みにつきましては、昨年12月の本委員会において素案を説明した後、パブリックコメントを実施し、13件のご意見をいただきました。それに対する県の対応方針は、記載のとおりでございます。

2のパブリックコメントを踏まえた主な修正点といたしましては、目標年度を西暦と和暦で表示すること、2つ目としまして、汚泥の有効利用の現状や再資源化の状況を追記すること等の修正を行っております。

パブリックコメントに基づく修正箇所につきましては、本文の資料1-2に赤字で記載しているところでございます。

最後に、今後のスケジュールであります、本日の環境生活委員会でご審議をいただいた後、3月下旬に公表することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、廃棄物対策課長より補足

説明を求めます。

【重野廃棄物対策課長】 長崎県PCB廃棄物処理計画の見直しについて、補足説明をさせていただきます。

右上に補足説明資料2と記載された一枚紙の資料をご覧ください。今回の処理計画の見直しについて、概要をまとめたものでございます。

まず、1、PCB対策の経緯についてです。

PCBは、ポリ塩化ビフェニルという化学物質の略称で、かつては電気機器の絶縁油や熱交換機の熱媒体等のさまざまな用途で利用されてきました。しかしながら、毒性が極めて強く、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことが報告されており、昭和43年のカネミ油症事件を契機に社会問題化し、昭和47年以降、製造を中止しております。

国におきましては、平成13年に「PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」が制定され、「PCB廃棄物処理基本計画」に基づきPCB廃棄物の適正処理を推進しているところであります。

県におきましては、平成19年に「長崎県PCB廃棄物処理計画」を策定して適正処理を推進しており、平成24年12月のPCB特別措置法の改正及び国の処理基本計画の見直しに伴い、平成28年6月に県の処理計画を改訂し、濃度区分等ごとに処理期限を延長したところです。

次に、2、今回の見直し内容についてですが、平成28年5月のPCB特別措置法の改正及び国の処理基本計画の見直しに伴い、計画的処理期限完了内にPCB廃棄物の確実な処理を達成するため、長崎県PCB廃棄物処理計画の見直しを行うものです。

見直しの1つ目は、高濃度PCB廃棄物の処

分について、計画的処理完了期限日までの処分を確実に達成するため、新たに、計画的処理完了期限日の1年前までの処分が義務付けられたことに伴い、下の表のとおり、種類ごとに平成30年3月及び平成33年3月までの処分期間を設定するものです。

2つ目は、具体的な方策として、次の3点を盛り込んでいます。

1つ目は、高濃度PCB廃棄物について、今回新たに設定した処分期間内の処分が遵守されない場合は、保管事業者の処分義務違反に対し改善命令を行うこととするものです。

2点目は、PCB廃棄物の保管等の届出がなされていない事業者に対し報告徴収や立入検査を行うこととするものです。

3点目は、保管事業者の破産、死亡等に起因して高濃度PCB廃棄物を処理期間内に処分することが困難となった事案につきましては、行政代執行を行うこととするものです。

今後、見直した処理計画のもと、関係機関とさらに連携を図りながらPCB廃棄物の保管事業者に対する処分に向けた指導等を強化し、処理期限内の早期の適正処理を目指してまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、ゴミゼロながさき実践計画の策定について、補足説明をさせていただきます。

右上に、補足説明資料4-1と記載された一枚紙の資料をご覧ください。今回の計画の策定について概要をまとめたものでございます。

補足説明資料4-2と記載されたものが計画になります。

この計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、平成28年3月に策定した第4次長崎県廃棄物処理計画のアクションプランとして、県民、事業

者、NPO、大学、行政で構成する、ながさき環境県民会議が平成24年2月に策定したゴミゼロながさき実践計画を見直し、この2月に新たな計画として策定したものです。

本計画では県民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら、長崎県廃棄物処理計画に掲げる目標の達成に向け具体的な取組を展開していくこととしております。

計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4カ年間となっております。

計画全体の進捗を管理するものとして、2つの目標を掲げ、毎年度の取組とあわせて評価を行うこととしております。1つ目の目標は、一般廃棄物の1人1日当たりの排出量について、平成26年度の955グラムから、69グラムを減量し、886グラムにすること、2つ目は、一般廃棄物の再生利用率について、平成26年度の15.8%から21%に向上させることとしております。

次に、実践行動でございますが、廃棄物の減量化とリサイクルを促進し、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の実現に向け、ながさき環境県民会議で3つの実践行動を定め、県民・事業者・行政等が役割分担しながら取組を進めていくこととしております。

1点目は、ゴミゼロ意識の確立に向けて、県民・事業者の環境への意識を高めるための実践行動として、91の取組が計画されています。

2点目は、家庭から排出される一般廃棄物の減量化・リサイクルを促進するための実践行動として、85の取組が計画されています。

3点目は、産業廃棄物と一般廃棄物を含めた事業系廃棄物の減量化・リサイクルを推進するための実践行動として、164の取組が計画されており、計画全体では、340の取組となっております。

裏面をご覧ください。

最後に、計画の進行管理等でございます。

計画全体の進行管理につきましては、この計画を策定した、ながさき環境県民会議が主体となつて実施いたします。

毎年度、PDCAサイクルによる進捗管理を行うこととしており、各構成団体が前年度取組の自己評価を行い、ながさき環境県民会議において総合評価を実施することとしております。

また、計画については、毎年度行う自己評価の結果を次年度の取組に反映させながら、実効性の高い計画へ見直しをしていくとともに、「長崎県廃棄物処理計画」の改定に合わせて、5年に一度、計画を見直すこととしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【山本自然環境課長】補足説明資料3-1をご覧ください。

第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、ご説明をさせていただきます。

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事が鳥獣保護管理事業の実施内容について定めるもので、原則としては、期間は5年とされております。

現行計画が本年3月末までの計画となっておりますので、次期計画期間は平成29年4月から平成34年3月までの5年間となります。

次に、3番目、計画の概要でございますが、鳥獣保護管理に係る事務は環境部と農林部で分担をして実施していることから、本計画についても環境部と農林部が分担をして案を作成しております。

まず、①といたしまして、環境部所管の鳥獣

保護区、特別保護地区の更新等の計画を示しております。次期計画期間中に指定期間が終了する鳥獣保護区10カ所、特別保護地区4カ所について更新または再指定をする計画としております。そのほか、農林部所管事項といたしまして、休猟区の指定計画、捕獲等の許可基準、野生動物の市街地出没への対応等についての記載がなされております。

計画（案）本体は、補足説明資料3-2としましてお配りをしております横長の資料でございます。分量の多いものではございますけれども、今回につきましては、概ね現計画を引き継ぐ内容となっております。

補足説明資料3-1の次のページには、11月定例県議会以降の取組について、パブリックコメントの実施の結果と長崎県環境審議会鳥獣部会での審議の結果についてお示しをしております。パブリックコメントにつきましては、環境部関連のご意見はございませんでしたが、いずれも必要に応じて農林部関係の所管事項について対応がされております。

今後の予定でございますが、年度内に告示をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

— 午後 4時36分 休憩 —

— 午後 4時36分 再開 —

【ごう委員長】再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時より再開したいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時37分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年3月7日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 3分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	ごうまなみ	君
副委員長(副会長)	山口 経正	君
委 員	野本 三雄	君
〃	吉村 庄二	君
〃	溝口 芙美雄	君
〃	中島 廣義	君
〃	下条 ふみまさ	君
〃	高比良 元	君
〃	堀江 ひとみ	君
〃	深堀 浩	君
〃	宮本 法広	君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長	太田 彰幸	君
環 境 部 次 長 兼環境政策課長	小嶺 和伸	君
地 域 環 境 課 長	山口 正広	君
水環境対策課長	田口 陽一	君
廃棄物対策課長	重野 哲	君
自然環境課長 (参事監)	山本 麻衣	君

県 民 生 活 部 長	吉浜 隆雄	君
県 民 協 働 課 長	村井 正人	君
男女参画・女性活躍推進室長	中尾美恵子	君
人権・同和対策課長	古瀬 達郎	君
交通・地域安全課長	宮下 直樹	君
統 計 課 長	松尾 和子	君
生 活 衛 生 課 長	本多 秀男	君
食 品 安 全 ・ 消 費 生 活 課 長	永橋 法昭	君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【ごう委員長】 おはようございます。
ただいまより、委員会を再開いたします。
昨日に引き続き、環境部関係の陳情について
審査を行います。
配付いたしております陳情書一覧のとおり、
陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願
います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、陳情
につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を
行うこととします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など
に関する資料について、質問はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ質問いたします。

資料の1ページの「政策等決定過程の透明性
等に関する資料」の1ページの補助金内示一覧
表（直接補助金）の中の海岸漂着物等の地域対
策推進事業補助金で対馬市が2億円ですか、こ
れが他市よりも少し多いようですが、これにつ
いてお伺いします。これは、やはり海外由来の

漂着物が多いということでこれだけの金額になっているという理解でよかったですでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、今回の補助金の配分に当たっては市町からの要望を聞いて配付しております。国にその要望をしたところは、満額一応ついておりますので、市町の要望どおりというところがございますし、対馬市につきましては、例年2億5,000万円ぐらい、この海岸漂着物の対策に充てておりますので、例年と変わらないとご理解いただければと思っております。

対馬市におきましては、海岸漂着物の回収処理に併せて交流事業等もやっております。韓国から、実際に高校生とかNPOに来ていただいて、韓国のごみがどれぐらい対馬に流れているかということ、実情を把握して帰っていただき、それを韓国国内に戻って講習会等で発表していただくというふうな事業を併せて行っております。

【宮本委員】わかりました。例年、大体2億5,000万円ぐらいですね。これは補助金があるということで対応はされているんでしょうけれども、根本的な漂着物を減らすような、この交流事業によって対策とかは練られたりしているんでしょうか、お聞きします。

【重野廃棄物対策課長】先ほど説明しました韓国との交流事業等は発生抑制対策というところで、そちらの方でまずごみが出ないこと、海外からのごみが流れてこないようにどうするかということで発生抑制対策の方をやっておりますし、国内においてもそういうごみを流さないとか、川にごみを流したやつが海の方に流れて漂流・漂着するという形がございますので、県内各地で発生抑制対策を行っているところです。

金額につきましては、やっぱり国の財源がず

っと続くものではないですので、その辺についてはコスト削減ができるところは削減をしていくと。例えば、発泡スチロールを運ぶ時に減容で容量を小さくすることで収集運搬料金を安くするとか、処理料金を安くするとか、そういう形でコスト削減ができるところはコスト削減を図っていくという形で対応をしております。

【宮本委員】了解いたしました。

再度確認ですが、2億5,000万円は全て国庫補助金、国からの補助ですか。市町が出す分はゼロでよかったですか、確認です。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、平成26年度までは10分の10というところで、グリーンニューディール基金や海ゴミ基金を使ってやっていたんですけれども、平成27年度から市町の負担が出てきて、平成29年度は、離島につきましては10分の9という形になっています。ただ、その10分の1のうちの8割は特別交付金がつきますので、市町の実質負担割合というのは非常に少ないと。ほかの補助金に比べて非常に少ないと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。わかりました。補助金ですので、いつまで続くかという問題もあるでしょうし、この対策というのも大事になってくるでしょうから、そのあたりはしっかりと、また見ていっていただければと思います。

【ごう委員長】ほかに質疑はございませんか。

では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】1点だけ質問します。予算の時にも質疑しましたがけれども、認定リサイクル製品の活用実績についてであります。

私が懸念しているのは、昨日の質疑の中でも認定リサイクル製品が208件登録をしていると

いうことでした。実際それがどこまで県として活用されているのかということで、資料もいただいておりますけれども、再度確認の意味で再生路盤材とか、再生加熱アスファルト混合物とか、再生砂とか、土砂とか、こういったところの長崎県の公共の発注でどれだけ使われているかという数字的なものを少し報告していただければと思います。

【重野廃棄物対策課長】昨日からの委員のご質問の件ですけれども、再生路盤材が208のうち90以上ございます。そのうちの販売量が平成27年で言いますと122万トンございまして、そのうち県の公共工事で販売されているものが55万トン、国、市町の公共工事で販売されているものが37万トンというところで、販売量のうち公共工事が占める割合が76.3%という形になっております。

もう一点、再生加熱アスファルト混合物、これが79品目ございます。これにつきましては、販売量が20万トンございますけれども、そのうち県の公共工事で9万3,000トン、国、市町の公共工事で10万4,000トンの96.1%が県の公共工事で使われております。

今、お話した再生路盤材と再生加熱アスファルトにつきましては、県の公共工事では義務づけられて使用されているものですがけれども、再生砂につきましては、17品目ございまして、販売量が1万8,000m³の中で、県の公共工事で1万m³、それから国、市町の公共工事で5,000m³使われていまして、販売量のうち公共工事が占める割合が84.9%となっております。

最後に、再生土砂が7品目ございますけれども、販売量としては5万9,000m³販売いたしまして、県の公共工事で4万3,000m³、国、市町で1万4,000m³の95.5%が使われているというこ

ろで調査をしております。

【深堀委員】今聞いた数字で言えば、認定リサイクル製品の販売に占める公共事業での使用分というのは、概ね7割を超えているということで、高いものでいけば96%ぐらいということで、一定使われているのかなというふうに見ます。

ただ、今言われたのは大括りにしての話ですから、今言われた品目以外にもあると思うんですね、個別の品目で言えば。そういったところをしっかりとチェックをしていくということは私は必要だと思うんですよ。認定をした、そこをしっかりと、県内で循環型社会を構築していくためには使ってもらう。そのことに対するチェックを環境部としてもやっていくべきだと思います。

個別の品目について把握して、使っている所管の部署に働きかけをしていくということも必要だと思うんですけども、その点はどうですか。

【重野廃棄物対策課長】今、委員ご指摘の、先ほど報告した再生路盤材、再生加熱アスファルト、再生砂、再生土砂の中で40品目ほど販売実績がないという報告は上がってきています。ただ、経年変化についてはまだ調べきっていないので、その辺、経年的にどのように動いているのかということもまた調査して、その辺を踏まえながら働きかけを行っていきたく。せっかく認定リサイクル製品になったものについては、使っていただけるような形で働きかけをしていきたいと思っております。

ただ、基本的には、今までの行動といたしましては、県の公共工事には再生路盤材と再生加熱アスファルトについては基本的に再生資材を使ってくださいよという形になっていまして、それ以外については使うことが望ましいということで努力義務の中でやっておりますし、市町

の公共工事につきましても、県の認定リサイクル製品を使ってくださいよというところで、平成24年と平成27年に市町の方に呼びかけております。

【深堀委員】最後にしますけれども、認定リサイクル製品の制度ができて、もう何年も経過しているわけですね。ですから、細かな一つ一つの認定品目に対して、しっかりチェックをかけて、どういう課題があるのか、どういう働きかけが必要なのかというのは、これはもう早くからやっておかなければいけなかったことだというふうに思います。

現時点では報告できるものはないのかもしれませんが、後で結構ですから、個別の品目についてどういう状況なのか、課題があるのか、それは申請をして認定された、その開発した企業からも聞き取りをしながら、例えば全然販売が伸びていないところについてはどういった課題があるのかということまで調査をして、それが活用できるような対策をぜひお願いをしておきたいと思います。終わります。

【堀江委員】本委員会は初めてですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

「長崎県汚水処理構想2017（案）」の26ページの下の方に、「汚水処理人口の普及率は、現況の地域格差が次第に解消されて、平成48年（2036）年度末には地域格差はほぼ解消します」と。「しかし、公共下水道の接続率は、県南地域と離島地域であまり増加しない見通しであって、県民の協力を得られる取り組みを県と市町が連携して行う必要があります」ということの、この「県民の協力を得られる取り組み」というのを具体的に教えてください。

【田口水環境対策課長】公共下水道自体が整備されている区域にもかかわらず、個人のお宅に

接続いただけてないという箇所がございます。

これにつきましては、下水道法の中では下水道整備区域になってから3年以内に接続するという規定があるにもかかわらず、接続されてないというところがございます。そういうところにつきましては、1軒ごとに下水道への接続というのをお願いしたり、なぜ、もともとその下水道の必要性があるのかということも併せてお話しすることで、接続率の向上に努めているところでございます。

【堀江委員】結局、これはお願いすることしかできないんですか。今までもこれをやってきたわけですね。その普及率を上げるためにどうするかという時に、方策としては地域格差を解消するために、これはお願いという対策しかないんですか。

【田口水環境対策課長】接続できない理由の一つとして、個人負担が生ずるということもございますので、その個人負担を軽減するために、市町が独自に、例えば利子の補給制度であるとか、無利子の資金援助であるとか、そういう政策を併せてやっているところでございます。

【堀江委員】私が疑問に思ったのは、今までもやってきた取組を、さらに進めるという意味なのかなということと同時に、今までできなかった理由があるわけでしょう。今言われたように個人負担もあるし、市町がどこまでできるかというのはなかなか厳しいというのがあるのに、計画として、今までやったことをまたやりますということでもいいのかという疑問がちょっとあったので、具体的な内容と同時に、これでは普及率というか、地域の格差というのはなかなか縮まらないのではないかという率直な思いがありましてこの質疑をしているんですが、その点はどんなふうに考えたらいいんでしょうか。

【田口水環境対策課長】接続率の向上に関しては、まさに個人の皆様方の意識向上に尽きると思っております。

そういう中で、これまでさまざまな形で啓発をしております。しかしながら、委員がおっしゃいますように、残念ながら十分な数字が上がっていないということがございましたものから、本年度、特にそこにあります県南地域の中でも、諫早市におきまして、新たな啓発活動の一つとして、NPOと連携をしまして、公共下水道の必要性というのを演劇、子どもの演劇を通じて、さらに理解を深めていただく取組を始めたところでございます。

【堀江委員】この計画は、地域の格差を解消しようということ、長崎県としてできることは何かという計画だと思うんですね。今、水環境対策課長は意識の向上と言いました。じゃ、県民が下水道が必要だと、そういうふうになれば進むのかというか、そうは思ってもできない現状があるんでしょう。年金暮らしだから、もうできないと。ましてや、子どもたちももう親のところにはいなくて、自分たちは別の所帯を持っていると。そしたら、もう年金暮らし、とてもじゃないけどできないという、例えばそういう現実がある中で、意識の向上、県民に意識を変えてくださいというだけの対策でいいのか。私は、もっと市町が、具体的に、利子の補給でありますとか、そういうのがありましたけど、県としてもそういう実績になるような対応ももっと考えるべきではないかという思いもあるんですが、その点は、いや、今そういう制度はないし、できないからできないんですよということですか。計画だから、やはりそうしたことに對して取り組みますというふうな方向性もないと、ここの内容だと、今までやってきたんでし

よう、それは。でも、実質できないのは、意識の向上だからですか。県民の意識がないからできないということですか。違うでしょう。県民は思っているんですよ、接続したいと。でも、それができないと言っているわけでしょう。その部分の計画を進めるための方策を、さらに国に対して要望するなり、検討するなり、そういう部分がなくていいのかと思うんですけど、その点はどうですか。

【田口水環境対策課長】要因としては、先ほど委員がおっしゃいましたように、高齢化に伴って後継ぎもいない、自分の世代で整備をしても、無駄な出費になってしまうという思いがあらわれるのも事実でございます。そういいましても、じゃ、皆様方の要望に応えるだけの予算というもの、厳しい財政状況の中では厳しいものがござります。

県としましては、先ほど申しましたように、意識の啓発というところに重点を置いてさらなる取組を進めていきたいと考えております。

【堀江委員】課長の答弁としては、そこで精いっぱいだと思うんですけども、やはりこの計画を読んでみて、県民の意識が変われば進むかのような印象を受けるような計画というのはいかがかなというふうに非常に思いました。

やっぱり県内のどこに住んでも下水道があつてということにならないと、これはやっぱり地域の格差というのはなくならないと思います。この計画を読みながら、そう思いましたので、意見として聞いていただければと思います。

それから、部長説明の2ページです。諫干の調整池の問題です。あそこの中央干陸地の調整池の葦原の葦の問題で、今後、動植物の影響を配慮した適正な維持管理、利活用、そういう方策を有権者のご意見も参考にしながら調査検討

を進めていくということなのですが、熊本保健科学大学の高橋 徹教授は、長くこの調整池の問題を研究しておりまして、「諫早湾調整池の真実」という著書があります。その中で、こんなふうに述べられております。

「葦を植えて水質改善に努めているということなんだけれども、葦が窒素や磷を吸収して育つのはそのとおりでしょうが、そのまま枯れたら池の有機物負荷が増えるだけだ。そういう意味では、刈り取り作業にはコストもかかり、化石燃料も消費し、二酸化炭素も排出するわけですが、それらに対する吟味もなされていない。そして、調整池の底にたまった泥の中の有機物について、炭素や窒素原子の安定同位体の比率を調べると、その有機物の起源を確定することができる」ということで、「葦には水質浄化と裏腹に調整池のCODや汚泥を増やしている可能性もある。だから、両方の意味があるのではないか」というご意見もあるんですね。

だから、私がここで言いたいのは、有権者のご意見を参考にするという中で、先生が受けていただくかどうかですけれども、例えばこういうふうに長年、実際に諫早の調整池のことを研究している高橋 徹教授でありますとか、そういう方のご意見を聞くという考えはないのかということもお尋ねしたいと思いますが、見解をお示してください。

【山口地域環境課長】葦原の維持管理等、また、葦の利活用といいますか、窒素の吸収につきましても、いろんな方からご意見をいただいているところでございます。

私どもも、今回、中央干陸地の葦の利活用については、いろんな方のご意見ということで、地元の方を中心に今ご意見を伺っているところでございまして、まずは、地元で生産されたり、

生活されている方々を中心にご意見をいただいているところでございまして、これで終わりということではなくて、今後、いろんな文献等も調べながら検討を進めていこうと思っております。

【堀江委員】私が議会で紹介するというのは、それなりの専門家であって、現地に何度も足を運んで、しかも「諫早湾調整池の真実」という一冊の本を書かれるぐらい、長くこの諫早の調整池、どうやったら水がきれいになるかという研究をされている、ある意味専門の先生なので、もちろん今は地元の皆さんの意見を聞くということから始まるんでしょうけれども、今後の選択肢の一つとして、そうした方も視野に入れて、水質浄化についての研究をしていただきたいというふうに思います。

高橋教授が受けられるかどうかは別ですので、そのことは触れておきますけれども、そういう方も対象にしてほしいということはこの機会に要望しておきたいと思います。

同じくこの調整池はシアノバクテリア、いわゆるアオコですよ。緑色に見えていくというバクテリアが増えていくんですが、この問題は、アオコは塩分が高くなったら一切発生しませんよね。ですから、高橋教授もそうですけれども、あそこに海水が入ったらいいんだと、海水を入れたらアオコは一切発生しないという専門家の見解があるんですけど、この点については所管の課長としてはどんなふうに思っておられるんですか。要するに、アオコのもとであるシアノバクテリア、これは一定の塩分が入ると、もう発生しないんだということの見解はどうなんでしょうか。

【山口地域環境課長】今、委員がおっしゃいましたアオコについては淡水のもので、当

然塩分が入りますとなくなるということは存じ上げております。ただ、私どもといたしましては、海水を入れるというのは開門という形になりますので、開門につきましてはいろんな影響等が生じるということで、開門しない方法でこのアオコ対策というのは、今、国と一緒に取組んでいるところでございまして、その辺はご理解をいただければと思っております。

【堀江委員】 私がここで言っているのは、開門するか、しないかという話はしてない。地域環境、環境部でしょう。自然科学の分野から言うと、アオコのもとになるというか、淡水の池ではシアノバクテリアの小さな細胞が群体をつかって増殖し、その群体が緑色の粉をまいたように見えるためにアオコと呼ばれているというこの部分ですよね。このシアノバクテリアというのは、一定の塩分が入るとこれらが一切発生しない。これは自然科学的というか、これはもうそうですよね。それは、だから課長も認めておられる。確かに、海水は入れないんだというふうに言うけど、それを入れたら水質浄化ができて、いわゆる環境省の言う浄化作用の部分もクリアできるんじゃないですか。

【山口地域環境課長】 調整池のCODの部分につきましては、アオコの部分だけが原因とは考えていません。アオコの発生につきましては、どうしても天候等々の関係があります。最近ですと、平成28年度は少し多くて、アオコの確認の日数が72日となっておりましたけれども、一昨年、平成27年は17日ということで減っております。

また、アオコにつきましては、いろんな方法で、今現在は回収という形で排水門周辺で回収して、そういう形でアオコの対策を今進めているところでございまして、その辺をまず進めて

いきたいと思っております。

【堀江委員】 1年間この委員会に所属をしますから、追々この問題は論議していきたいと思いますが、今日の段階では、このアオコと言われるシアノバクテリア、これは塩分が高ければ発生はしないということでは、地域環境課長も私も同じ認識だというのは理解をいたしました。終わります。

【吉村(庄)委員】 計画が幾つか出ていますね、「第12次鳥獣保護管理計画」、それから「ゴミゼロながさき実践計画」、「長崎県汚水処理構想2017（案）」、まず、統一的にどこに聞いたらいいですか。

私は初めて環境生活委員会に所属しました。前からこの資料はいただいていたと思うんですが、具体的に言うと、この委員会でいろいろ審議して最終的なところではないかと思えます。それをもって、汚水処理構想も2017ですから、計画を3月中に決めなきゃいかん。第12次鳥獣保護管理計画もそういうふうに大体書いてある。平成29年4月1日からやることだと、こういうふうにしてありますね。

それから、ゴミゼロながさきは、平成24年2月に策定して平成32年度、目標値の新たな計画で、平成29年度から平成32年度と、こういうふうにしてありますからね。要するに、今の議会で我々議会側の意見を出したり、どうしていくのかというのは、それは中身次第ですが、ここで一定決めていくという状況になっているんですか。

それと、もう一つ、議会では、計画案自体については、大きなものについては議会の議決までしていく計画もあれば、そうじゃなくていろいろ議論して了承するというような格好になっていくんですが、これは全部後段の部分だと、

こういうふうに思いますが、こういうことですか。この議会で議論して、もう平成29年4月からやることについて決定していくと、こういう考え方で受け止めとってよろしいのか、違うのか、まず統一的に教えてください。

【小嶺環境部次長兼環境政策課長】今回、委員会で補足説明しております4つの計画案件でございますが、議決を経て作成するような計画ではございません。

それで、今回、4つの計画を説明した中で、委員会の皆さんにご意見を聞きながら3月までに策定する計画にしておりますので、そういう意味で提出させていただいております。

【吉村(庄)委員】これらの計画の問題はわかりました。私は、今の段階で十分に議論するとすれば、もっと時間がほしいというように私自身は思いますが、既に事前にいろいろ計画案は私どもにも示されていたのがあるんじゃないかと、こういうふうに思いますから、個々の問題でお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、ゴミゼロながさき実践計画です。この計画は、考え方としては私はこれで結構だと思うんですが、幾つかあなたたちの見解をただしておきたいのがありますから、まずお尋ねしていきます。

まず第一に、このゴミゼロながさき実践計画の厚い方の9ページに一般廃棄物の現状と数値目標というのが書いてあります。これは数値目標は数値目標で、八百何十グラムに何年までにするとか書いてあるんですが、この9ページの上の表、下の表でも結構なんですけど、上のグラフ、下の表を見ても、平成17年頃は全国平均との差が間があいているんですね。平成8年、9年、10年、ここら辺は上がり下がりがありますが、最終的に平成28年ですか、平成15年、16年あた

りでは全国平均より少なかった長崎県の一般廃棄物が、全国平均と大体似てきたと、こういう状況になっているんですね。これをどういうふうに受け取ればよろしいのか。あんまり大した数字じゃないですね。これは長崎県の一人1日当たりの排出量というんでしょう。全国は947グラム、長崎県は955グラムと、数字はここに書いてあるとおりでですから。これをどういうふうに理解すればいいのか。

ついでに言いますけど、次のページのリサイクル率もちよっと落ちていますね。「比べてみると」の中でもずっと落ちていくということ、何ページかにきちっと書いてあるんですね。ここら辺もあなたたちが、ゴミゼロということもですが、このゴミゼロをいつから使い出したかは別にしまして、減量対策を県全体としてずっと進めてきたことは事実です。各市町も含めて進めてきたことは事実ですけれども、こういう状態に、リサイクル率は最近減っている。それから、ごみ排出量は、以前は全国に比べて長崎県はかなり低かったんだけど、ずっと似たような数字になった。全体的にはずっと下がりぎみではありますけどね。こういう状態について、どういう認識を持っているか聞かせてください。

【重野廃棄物対策課長】まず、1日一人当たりの排出量につきましては、委員おっしゃったとおり、平成17年度については国の平均に比べて長崎県の排出量の数値が大分離れていたと。それが平成25年ぐらいから逆転しているというふうな形で、これにつきましては県内においてもごみの排出量を削減することを市町を交えた会議や、市町への広報を通じて減量化を呼びかけてはいるんですけども、なかなか減量が進んできていないと分析をしております。

また、近年、住まなくなった家とかが出てきて、そこを解体して一般廃棄物として市町のごみに出しているというところで少し量的には増えているという形は聞いていますけれども、全国的にもそういうところは多々あると思いますので、まだまだごみの排出量削減について努力が足りないのかなと考えておりますので、今後とも、この辺につきましては市町と一緒に協議しながら、どういうところでごみの排出量の削減ができるかというところを検討して進めていきたいと考えております。

併せて、リサイクル率についてもそのような形で、平成22年に17.5%まで上がっているんですけども、今、リサイクル率が15.8%と下がってきておりますので、この辺についてはどういうところでリサイクル率が下がっているのかを分析して、市町を交えて現在対策を練っているところがございます。特に、紙ごみのリサイクル率については、6%ぐらい国との差がありますので、今年度以降については、紙ごみと食品ロス対策について重点的にやっていって、このリサイクル率を高めていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 私が言いたいのは、そういう状態になっているのは状態としてやむを得ないと。現状がそうですから、現状をどうだこうだということもですが、そういう状態になってきたことについて、やっぱり分析をきちっとしてほしい。リサイクル率なんかでは、もう既に分析をされている部分があると思うんですが、ここにはあらわれていません、全部書いてあるかどうかわかりませんがね。私は、そういうのをきちっとやっていかないといけないと思うんです。

それから、例えば一般ごみなんかについては、

具体的な自治体での収集・運搬・処理体制、こういうところの収集の部分も方法によってはかなり違ってくるんですよ。細かいところまで全部、例えば個々の収集をする。あるいはステーション方式です。あるいは業者がする。こういうところを細かく分析していくと、やっぱり一人の排出量というのは正確に出てくるし、量としては、平均とか何とかということでも少し、これだけ排出しているんじゃないかという数字が出てきますから、私は上がる率が多いと思うんですね。しかし、今は一般的にいろいろなやり方で各自治体がやっていますけれども、そういうところはあると思いますから。

私が申し上げたのは、全国では、例えば1日の排出量についてもぐっと下がっていると。全国の自治体、国民の皆さん、地域の皆さん方がどういう努力をしているかわかりませんが、それぞれ努力していると。しかし、長崎県はずっとこうして、今、排出量としては横ばいみたいな感じなんですね。そして、国とほとんど変わらないけれども、国をちょっと上回るぐらいのところまでできていると、これが何でだろうかというのは私もわからないし。

それから、リサイクル率についても、いろいろ見方はあって、さっきおっしゃったんですが、この「比べてみれば」にもちょうど同じことを書いてあるんですよ。リサイクル率は、先ほど話があったように平成22年度には17.5%あったのが、平成26年度は15.8%という数字です。これもリサイクルをしっかりやりましょうということです。ずっと活動してきたでしょう。具体的に、そういう体制のための予算も実は使ってきたんですよ、県も自治体も環境省も。しかし、こういう状態になっている。これは、使ってやってきたけれども、その効果がどうだというこ

ともあるかもしれないけれども、何かやっぱりそういう中身の状態が長崎県としては長崎県なりの意味があると私は思いますから、検討はある程度はしてあると。細かいところまでしてあるかどうかは知りませんが、少なくともポイントについては、実践計画をやっていくとなれば、そういうところについての分析、評価、そういうものをきちとした上で、実態の把握をした上で、そして、それについての分析をした上で実践計画を立てていかないといかんということだけ、細かいところまで言うと時間がございませぬから、言っておきたいと思います。

今、たまたまりサイクルのところ、何でこうなのかというのを聞こうと思ったら、食品の問題とかいろいろあると分析しておられる部分もあるように思いますから、各自治体とも連携をとって、そういうところをしっかりと認識をして計画を実践してほしいと思います。

もう一点、この点について考えてみますと、今、長崎県は産廃税を取っているんですね。九州各県も多分同じだと思います。基金でどうだということで、予算書にも載っているんですけども、この基金事業でゴミゼロながさき実践計画の中でやっていく事業というのが当然あるはずですから、これはどちらかと言えば一般ごみ、家庭ごみを中心なんですけれども、そういうことでやっていくところもあるんでしょうけれども、そういうのは有効に使っていただきたいということを、私は意見として申し上げておきたいと思います。

それから、汚水対策の問題ですが、先ほど委員からの質問もありましたが、大体下水処理という部分は、浄化槽の問題もちゃんと書いてありますから、それはそれでいいんですが、大体下水処理というのは、都市計画法に基づく都市

計画区域の決定の中で、都市計画税を払っているところについて下水処理計画をつくるというのが原則になっているんですよ、厚生労働省の方針は今もそうですから。

こういうふうになっているから、そういう点をちゃんと認識して、きちっと話をしながら、下水道につながるのはどうだこうだという話をしないと、どこでもつなげるという状態ではないんですから。そうでしょう。そういう状況について、きちっとあなたたちは認識をしているはずだから。

問題は、例えば上水道がきているところについては上水道を使って、簡易水洗を使って浄化槽で処理し、浄化槽はくみ取り方式で清掃関係の人が委託を受けた部分でやっている。直接は実際ないと思います。こういう状態で浄化槽の問題は周辺地域にある。そういった場合でも、例えば上水道がない地域が長崎県内にはあるんじゃないかと思いますが、このあたりで浄化槽をとか言ったってどうにもならない、化学処理をするための施設はなかなか自分ではできないから。

こういうことを考えてみますと、いわゆる汚水処理をしている部分について、下水道、浄化槽その他を考えた中で、こういう状態であるということはここの中に出ているんですけども、そういう前提がないといかんとは思うんですよ。どうですか。下水道の施設をつくっていく市あたりが、本体処理計画をもって処理場をつくっていく、ここは都市計画法上の都市計画区域になって都市計画税を払っているところ、ここを中心にして、全く地域が一致するとは限りませんが、市と考えていいですが、これは原則になっているんでしょう。これだけ確認させてください。

【田口水環境対策課長】公共下水道の整備につきましては、委員がおっしゃいますとおり、都市計画区域の中でやるというふうになっております。

【吉村(庄)委員】そういう前提をしながら、それじゃ、下水処理ができるというふうに現行の都市計画法上ではなっている、それから汚水処理の清掃法、廃棄物の処理に関する法律、産廃法というか、そういうところについていろいろな法律や通達がありますが、それでやっていく中で、実はこういう結果になっているんですよとって、この計画の10ページの分。だから、集合処理と個別処理の割合というのが、市によってかなり違いますね。集合処理普及率というのが、島原あたりでは1%、平戸は1.2%、こういう数字になっていて、非常に差がありますが、こういうところについて一体どういうふうに認識をされておりますか。この汚水処理人口普及率というところで、こういう結果が出ていることについて、どういう評価というか、認識をされておりますか。

【田口水環境対策課長】島原市、平戸市につきましては、いずれも公共下水道の計画がございました。しかしながら、事業化に至っていないというところでございます。

ここにあります集合処理には公共下水道以外に漁業集落排水事業であるとか、農業集落排水事業も含めたものになっております。

【吉村(庄)委員】そうしたら、この資料は、漁村地域、農村地域、こういうところも含めてそれぞれある中で、こういう状態が出てきて、全体としては、全部合わせて78.8%、全国では89.9%、こういう数字になっていると。下水道の普及率という意味でいきますと、全国ではどういう位置づけになっていますか。ここに書いて

であると思いますがね。そういうことについて、どういうふうに思っていて、この計画の中でどの程度上げていこうとしているんですか。

【田口水環境対策課長】まず、各市別の状況につきましては、お手元の資料の9ページにあるとおりでございます、下水処理に早くから取り組んでいる市町、例えば長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、長与町、時津町につきましては、一定進捗が図られているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたような島原市や平戸市など事業化が進んでいないところ、また、松浦市のように平成16年ぐらいから着手したばかりのところにつきましては、まだまだ集合処理の整備率が上がっていないところでございます。

島原市、平戸市につきましては、今回の汚水処理構想の中で再度検討いただきました。その中で、島原市につきましては、早ければ平成30年度以降に公共下水道に着手したいというお話がございました。一方、平戸市につきましては、下水道事業の実現が困難であるということで、下水道整備を廃止されまして、全て浄化槽整備で行うという方針を出されております。

【吉村(庄)委員】あなたたちの構想でも、長期の目標をちゃんと立てられているんですね。この中にもあります。今の資料の19ページ、ここに平成48年、今からちょうど20年後の平成48年までに、年度末目標、長期目標で97.3%、汚水処理人口普及率としてあります。どうなんですか、この見通しとしては。頑張っていける数字と、20年後のことをあなたたちに今言ってもね。しかし、つくってありますから、どういうふうに考えていますか。その意気込みというか、気合というか、それとも具体的なことに基づき

ながらやっていけば十分やっていけるよと、こういう感覚なんですか、どうなんですか。私は、これは非常に難しいんじゃないかと実は思っているんですよ。

さっきおっしゃったように、下水道でいきますと、そういう制限もありますが、そういうことをしていくためには、膨大な施設整備が必要だから、自治体によってはそういうことではいかないので、浄化槽などでいくんですよとか。それから、農業集落や漁業集落の問題についても、それはやった方がいいよと、こう思うところは、例えば計画をする側からするとあるけれども、なかなか、その地域でそれだけの受益者負担とか何とかをしながらもやっていくということについて、なかなかというところもあるし。

それから、農村あたりというのは、若い人が出て行って、ずっと家が抜けていっていますから、こういうところになると、従前なら何とかやれたけれども、それをやれないうちにそんな状況になっているというところもありますから、これはなかなか難しいんじゃないかと思えますから、見解を聞かせてください。

【田口水環境対策課長】 まず、達成の見込みであります。毎年1%程度ずつは普及率が伸びているという状況がございますので、概ね10年後の38年には90.2%というのは達成できるのではなかろうかと思っております。

ただ、下水道につきましては、普及対策のほとんどを補助事業に頼っているということもございますので、この点につきましては国に対してしっかり予算要望していくということが必要であると考えております。

また、農業集落排水事業、そして漁業集落排水事業につきましては、委員がおっしゃいますとおり、人口減少等の影響もございますので、

今回、見直しを行いまして、廃止であるとか、公共下水道への接続という方法へ方向転換を図りたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 さっきから言っているように、例えば、公共下水道に接続するには公共下水道がないと接続ができないわけですね。だから、都市計画区域内ならばいいけれども、その地域が市街化調整区域なんかだと、都市下水路が、計画して実施しているところでもきていないんですから、そういう問題もありますね。そういうのを区分けしてちゃんと努力をしていただきたいと思えます。

ゴミゼロのところも、これも非常に難しいですけれども、要するに、それぞれの自治体のやる気、そういうところまで含めて、予算獲得なんかについては国のことも考えて頑張っていたく、こういうことをぜひお願いします。

あと一つ、「第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」がありますから、それは後で、時間があれば質問させていただきたいと思えます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【高比良委員】 自然環境課として、あるいは環境部として、雲仙の振興にどういった姿勢でどのように取り組むかという立ち方、スタンスの問題について議論したいと思えます。

かつて国立公園雲仙、特に雲仙温泉集団施設地区なんですけれども、これについては公園の管理、保全と併せて、観光地雲仙の振興につながる施策や事業の実施は観光振興課というより、むしろ自然保護課、今の自然環境課を県の窓口として担っていたのではないかと私は思います。

例えば、ゴルフ場の整備とか、仁田の循環道の整備とか、あるいはその他の園地整備とか、そういったことに加えてビジターセンターをつくったり、あるいは美化管理財団というか、美

化団がそこを変えていった。あるいは温泉の許可、そういったことのほかに、「はだしで遊ぶ雲仙」、「野鳥観察会」といったイベントもやっていた。もっと言えば、直営で管理は互助会に委託をしていましたけれども、宿泊施設、そういったことまで運営をしてきた。そういう多彩な展開があつてきたわけですね。

まさに、旅館・ホテル等とのかかわりも含めて、雲仙については自然環境課が一番つながりが深いのではないかと考えていますが、現在においても、まず同様のスタンスだと認識をしていいのかなど、まずそこからお尋ねします。

【山本自然環境課長】 委員ご指摘のとおり、自然環境課、古くは自然保護課の時代から、雲仙の振興については、国立公園の管理という観点から非常に深くかかわってきた、主導的な役割を担ってきたと認識しております。

一方で、非常に大きなポイントとなったのは、三位一体改革によって、国立公園の管理の区分といいますか、役割分担が国の方で変更されたというところが非常に大きなポイントであったかと思えます。

施設整備の補助金がなくなったといったようなことから、事業量も減ってきて、かかわり方が難しくなってきたというのが、現状として正直なところかなと考えております。

また、ゴルフ場ですとか、仁田峠の循環線を移譲してまいったということで、だんだん自然環境課の役割といいますか、かかわり方というのは、正直に言いまして薄れてきてしまったという、いろんな要因がありますけれども、そういう状況にあるかと思えます。

ただ、長崎県の県庁の中で言えば、やはり自然環境課、これまでかかわってきた経緯もありますし、スタッフとしても雲仙に詳しい者も非

常に多くおりますし、気持ちとしては、雲仙の振興については自然環境課は中心的な役割を担っていきたいと考えております。

そういったこともありまして、島原半島の満喫プロジェクトといったような新規事業も立ち上げたり、地域の方々とも現状においてもさまざまなお話をさせていただいております。

【高比良委員】 ということであると思うんですね。言ってみれば、振興につながると、当然その前提として公園の適正な管理運営というか、そういったことを通じて、その立地している地区についての、そういったものを活かした振興を図っていくという役割というのは、やっぱり観光振興課というよりは県としてはね。やっぱりそのための事業の実弾というのは、要するに、財政的なそういった容量が少し狭められたとしても、やっぱりその役割においては、窓口としてそういう意義を持っているんじゃないかと思うんです。

それで、そういう観点から、今、自然環境課長も言われたけれども、ステップアッププログラムといったことを策定するという話で、来年度ということで予算を審議させてもらったんですが、それを否定するわけじゃないんだけど、そもそも、これも予算の時に議論というか、指摘をさせてもらいましたけれども、ご案内のとおり雲仙プラン100なんかできているわけですね。そこで言っていることは、国立公園の共同管理型運用を実現していこうじゃないかと。あるいは、温泉の保全活用をもっと進めよう。とりわけ、爛付けのエコ化と地獄景観の改善をやっていこう。これはもうずっと昔から言われている話なんだけれども、そういったことをやっていこう。あるいは、地獄温泉の魅力の向上をやっていこうと。

こういったことは、まさに自然環境課が主体的な役割を果たさないと決して進まないようなそういう項目ですよ。

それと併せて、雲仙温泉街の景観のあり方の検討と設定をしていこう。あるいは、各利用拠点の機能強化を図っていこう。歩いて楽しい仕掛けづくりもしよう。雲仙温泉中心地のリフレッシュ整備をやっていこうと、そういったことも挙げられているんですが、こういったことについても、直接全部担うという話をしてないけれども、しっかりかかわっていくということができない話だと思うんですよ。

だから、既にこういった課題がわかっておいて、それについてできることから着実に実践をしていくというか、整備も含めたところでソフト・ハードの充実を図っていこうということがもう既に策定をされているわけです。これはどこかが勝手につくった話ではなくて、まさに地元の人たちの総意として、県も中に入って、直接かオブザーバーか位置づけはよくわかりませんが、いずれにしても、相談をしながらつくられた。そういうベースがもう既にあるわけです。だから、こういった部分に対しての取組というのを着実にやっていくべきであると、あるいはあったというように思うんだけど、この辺についての状況というのはどうなのか、まず説明をしてもらいたいと思います。

【山本自然環境課長】 委員おっしゃるとおり、雲仙プラン100の中には多くの課題が示されておりまして、それについて具体的な方向性も示されていると認識をしております。

最近の雲仙地域の動きとしまして、昨年12月に地域の旅館・ホテルや観光事業者に加えまして、十八銀行も出資をした形で新会社が設立をされておりまして、「雲仙未来プロジェクト」

を地元で立ち上げているという状況がございます。

この「雲仙未来プロジェクト」の中でも、プラン100というものを意識しながら、地元で一体となって進めていくという方針が地元でもとられておりますので、県としまして、そういった動きとしっかり呼応しまして、今後、さらに課題の解決に向けてできること、全てを県ができるわけではないと思っておりますので、調整役であったり、国とのつなぎ役であったり、県自らがやれることも探しながら対応をしていきたいと考えております。

【高比良委員】 そういう意味において、ステップアッププログラムをつくるということを否定するわけじゃないけれども、2階建てというか、計画をつくったものに、さらにその計画をつくるという話ではなくて、今まで出されているところから、どこからまずは実践をしていくのかという、発車をしていくという実践計画といった意味合いをもって策定をしてもらいたいと思っているんですよ。

これまでも、幾らも計画と呼べるものはつくられてきた。でも、それがなかなか実践ができてこなかった。もっと言えば、具体的な成果を引き出すという最終的な目標のところなんだけれども、このところに十分に奉仕することができなかったという反省があると思うんですよ。何となれば、やっぱりその課題がずっと同じものとして残っている。そういう意味では、もうここは、とにかくリスクを負っても先に進むと、変えるという覚悟を持って、できることから着実に実践をする、そういう実践計画として整備をする。そういったことについては特に取組をお願いしたいと思います。

この計画づくりの中でも、これは予算の中で

あった発地型のジオツアーみたいなこともやろうというんだけど、私はそういうのはむしろ観光振興課に任せておいていいと思うんですよ。自然環境課がモニターツアーでどうだと、そういう話では決してない。そうじゃなくて、やっぱり雲仙そのものに魅力をというか、付加価値を高めていくというか、要するに訴求力をさらに高めるための中の磨き上げをするという、むしろそういうことに重点を置いてやっていくべきではないかと。

ツアー造成をするということについて、それを否定するわけじゃないけれども、より軸足を置くべきは、先ほどから言っているプラン50とか、あるいは今回目指そうとしているものについての実践計画というか、そういったものを着実に推進していくという本来的な役割のところをしっかりと持ってもらいたいと思います。

そういう意味では、もっと自然環境課というか、環境部全体としての雲仙の振興についての役割というか、それに取り組むステータス、ここをもっと高めていって、ソフトやハードの事業をさらに用意をする。非常に財政が厳しいという話だけれども、雲仙というのは、本県の中で最も大事なところの一つだと思っているんですよ。観光もそうだけれども、これだけすぐれた自然環境を守り、伝えていくという意味においても、本当にとっても大事なところだと思っているんだけど、課題がずっと積み残ったままというか、むしろハードルが高くなってきているという状況になっている。そういう意味で環境部全体としての役割を高めてもらいたいと思いますが、その辺の認識について、環境部長、答弁をしてください。

【太田環境部長】 雲仙の課題につきましては、課長からもお答えをしておりますけれども、こ

れまでも100プランを策定して、いろんな形で地元の方々が集まってそういうものをつくったんだけど、今どうかという話もありました。やはりやっていく分については、地元の方たちがどう認識をして、どうやっていくかというところが一番の根本のところだと思いますので、環境部としては課長もお答えしましたけれども、雲仙については県の部署の中では一番考えているところだと思います。そういう面では、今からもそういう関わり方をしていけないと思っておりますけれども、県の中の観光部局等々も、やはり島原半島、天草地域、これには教会群の世界遺産の問題もありますので、そういうものと連携を図りながら、一緒にやっていくというのが一番いい形ではないかと思っております。

それと、先ほども言いましたけれども、地元の取組という部分については、今年1月に雲仙の旅館・ホテル等々の出資で新しい会社ができ上がっておりますので、その辺の動きとも一緒に連携を図りながら、県の方で何ができるかというのも考えながらやっていきたいと思っております。

【高比良委員】 もちろん、本来置くべき軸足というのは、その公園の適正管理、あるいは利用促進、そうなんだけれど、そういう中で守るべき、あるいは活かすべき素材というものを、要するに活用して、そのまちとして生業を立てていこうというか、その意味合いというものをより高めていこうというか、そういうものがそこにあるわけだから、そういう意味では全体的な公園の素材を活かしたまちづくりという観点についてもしっかり取り組んでもらいたい。同じような話をしたんじゃないかと思うけれども、そういうことで、ぜひ観光部局とも連携しながら、

よりステータスを高めるような取組を強く期待したいと思います。

もう一点、西海も含めたところで公園施設についてのリニューアルというか、あるいは維持補修をやりますということで予算も上がっているけれども、今、県の方で国費も入れながらやってきた自然公園施設についての管理が一体どうなっているのかという話です。実態として、県が管理している分、市町が管理をしている分、その辺のざくつとした話でいいから、まずお答えいただけますか。

【山本自然環境課長】 基本的には、県が整備をした自然公園の利用施設については、大半について市町に管理をお願いするという形をとっております。

【高比良委員】 それは行革の議論がある中で、そういった方向でやっていこうといったことで、かつかつ移譲というか、そもそも、だから少額なんだけれども、交付金をやって管理委託するみたいなことが始まって、それに上乘せする形というか、先に進む格好で移譲みたいなことをやってきたんだけれども、果たして本当にそれでいいのかという話ですよ。県が国費も入れながら、いろいろ力を込めて施設整備をやってきて、そして公園利用の促進というか、そういったものにつなげていこうというふうに本当に頑張ってきたものが、勢い、市や町に移譲したということによって、そこの本当に狙いとすることとかいうか、言ってみれば整備してきた魂ですよ。こここのところが本当に引き継がれて、適正に管理をし、同じように利用促進のために市町として力を入れてやってもらっているのかというと、必ずしも、率直に言ってそういう状況になっていないんじゃないか。それだったら、何のために県はつくってきたのか。こ

れはもうつくっただけで、ちょっと表現が適切かどうか知らないけど、やりっぱなしじゃないかというふうに言われても、非常に不本意な話が出てこないとも限らないと思っているんですよ。

私は、ずっと県内を回ってみて、東屋も整備しましたね、これも整備しましたね、トイレや駐車場も整備したね、でも、やっぱり管理を市町に譲ったために、必ずしも適正というか、しっかりした活用になっていないし、荒れていたりする。これは国立公園の中の施設の一つでしょう。あり方としてはおかしいと思うんだよ。

雲仙の中でも、今、雲仙市の方に譲っているものとか、お願いしているものが幾らもあるんじゃないですか。仁田の循環道のことは言いませんけれども、その他の公園施設としてね。宝原園地の話だったり、小地獄の話だったり、いろんなところがあったりすると思うんだけど、この辺も順次、全体的な行革の流れですみたいな、そういったことだけで今までやってきたものを全部譲ってしまうのは、本当にいいのかなと率直に思うんだけど、この辺についての認識はいかがですか。

【山本自然環境課長】 自然公園の利用施設については、もちろん整備をした時にはどういう利用をしてほしいといういろんな考え方のもとに整備をされたと考えております。

県の方針としましては、市町に移譲していくという流れはありますけれども、その中で本当に重要なもの、本当に必要で、県としても利用施設としてしっかり維持をしていくべきところはどこかといったところを、しっかり考え方を整理しながら対応していかなければいけないと思っております。

単純に市町に渡していくということでは、自

然公園の適切な利用を推進することは難しいと
考えておりますので、その点についてはしっかり
検討していきたいと思っております。

【高比良委員】譲ったものを取り戻せとは言い
ませんが、今、管理をしているものについては、
これはしっかり守っていくと。もっと言えば、
つくった意味合いというのを発揮させるために、
さらに付加価値を高めるといふ、そういう取り
組みまでも辞さないぐらいの思いを持ってやっ
ていてもらいたいと思っているんですよ。特
に、鹿子前や雲仙といった特別地域の中の集団
施設地区とかに配置をしたものはもとよりだけ
れども、こういった特に必要だと、大切だとい
うところは、これは軽々に市町に委ねるべきで
はないと思っているんです。県としてしっかり
管理をし、活かしていく、そういう姿勢をぜひ
堅持してもらいたい、これは強く要望しておき
たいと思います。

【ごう委員長】ほかに質疑はありませんか。

【溝口委員】「第12次鳥獣保護管理事業計画
(案)」の53ページですけれども、この(3)
ですけれども、生物の多様性モデル校を指定す
るということになっています。3年間の指定に
なると思うんですが、その指定校を何校ぐらい
考えているんでしょうか。

【ごう委員長】今、ここで答えられますか。
休憩いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【ごう委員長】再開いたします。

【山本自然環境課長】今、資料を持ち合わせて
おりませんので、後ほどお知らせをさせていただ
きたいと思っております。

【溝口委員】モデル校として指定して、餌をや

ったりして、そこに有害動物が来ないように形
でしていくのかどうか分かりませんが、多様性
といたら、学校でたくさんの種類を飼育する
ということなんですか。そうじゃないんですよ
ね。この生物多様性モデル校の指定というのは
どういう事業ですか。

【山本自然環境課長】こちらに書いております
とおり、生物多様性モデル校に対しましては、
普及啓発を中心とした協力を県からさせていただ
くといった事業内容になっております。

【溝口委員】そうしたら、③に書いている生物
多様性モデル校に対する支援内容は、講師を派
遣したり、活動状況の紹介ということになって
くるんですね。その活動状況というのが、どう
いうことをするのがわかりにくいんです。

【ごう委員長】具体的な活動内容をお知りにな
りたいようですので、具体的な内容のご説明を
お願いします。

【溝口委員】そうしたら、後でいいです。

【ごう委員長】では、後ほど詳しくお願いいた
します。

【山口副委員長】「長崎県汚水処理構想2017
(案)」について、お尋ねいたします。

県内の汚水処理の普及率につきましては、平
成8年が41.6%、平成15年が65.2%、それから
平成27年が78.8%となっております。先ほど
も吉村(庄)委員から、普及率の目標について達
成可能かという質問がございましたけれど
も、八十幾らという数字までいった時、その後
の普及がなかなか難しいと思うんですよ。10年
先には90%までいくだろうと。しかしながら、
その先がなかなか難しいんですよ。住宅が連楯
してあるところはどんどん進みますけれども、
それ以外のところ、そしてまた、地形によって
高低差があるところ、そういったところがほと

んど難しいという状況になってまいります。

その普及率について、高い目標を持ってやっ
ていくというのはいいと思うんですけども、
この先をどう進めていくのかというのが、市町
の体力も必要だし、おっしゃるとおり住民の皆
さんの意識も大事だし、その点の普及率の目標
について、見解をお聞かせいただきたいと思
います。

【田口水環境対策課長】 10年後の平成38年度
の目標としましては、そこに記載しております
とおり90.2%というのを目標にしております。
これまでの実績からいきまして、概ね達成でき
る数字ではなかろうかと考えておりますが、
先ほど申し上げましたとおり、大きく分けます
と、下水道につきましては、その予算は国の補
助事業で賄っているということもございませ
ので、当然必要な予算を確保できることが前提
になっておりますし、あと、下水道処理以外、例
えば浄化槽設置整備事業につきましても、これ
も国の補助事業によっております。こうしたさ
まざまな財政状況に影響されるという前提はご
ざいませますが、これまでの状況を踏まえれば可能
な数字ではなかろうかと考えております。

【山口副委員長】 可能な数字という形で目標設
定してありますので、ぜひ、達成をお願いした
いと思うんですけども、この2ページに示し
てありますとおり、市町の財政状況等を考慮し
てという形で、集合処理と個別処理の経済比較
を行って計画区域を見直すということですね。
だから、やさしい方に見直していくわけでしょ
う。その区域の見直しをして達成率を上げてい
こうという形じゃないんですか。違いますか。

【田口水環境対策課長】 今回の見直しの大きな
ポイントとしましては、これまで下水道事業で
やると言っていた地域につきましても、改めて、

その事業化が可能かどうかという検証をしたと
ころでございます。

そうした中で、やはり事業化が見込めない。
例えば、財政力の問題であるとか、あとは人口
減少の状況、過去に想定していたよりも人口減
少が著しいところにつきましては、集合処理で
ある下水道がなじまないとか、そういったと
ころを将来の人口減少も想定した上で設定してい
るところでございます。

結果としまして、お手元の資料の21ページの
下段にありますとおり、集合処理の処理区数を、
前回の構想の185カ所から35カ所縮小、または
廃止しまして150カ所ということにしております。
こういうことを実現可能な内容に見直すこと
で普及率の向上というのを実現したいと考
えております。

【山口副委員長】 そういうふうにやさしい方向
にいけば、それは達成できるのでしょうか。そ
うしたら、集合処理と個別処理の違い、
区域をどう設定していくのか、その辺を教
えてください。

【田口水環境対策課長】 下水道と個別処理、
浄化槽の区域をどう線引きしたかという話で
ございますが、基本的には、それぞれの施設の建設
にかかる費用と建設後の維持費用を出しまして、
それぞれの地域において、どちらが経済性が
すぐれているのかという観点を重点にしまし
て適用いたしております。

【山口副委員長】 個別処理においては、合併
浄化槽という形で普及を進めていくという
ことでしょうか。そして、水洗化を目指す
ということでしょうか。そういうふうに認
識していいですか。

【田口水環境対策課長】 浄化槽区域につ
きましても、合併浄化槽を前提とした計
画に基づきまして普及率の向上を図って
いきたいと考えてお

ります。

【山口副委員長】 それから、次のページです。いろいろな見直し等もしていくんでしょうけれども、施設の長寿命化、これは既存の施設ですよ。そういう中で、管渠の老朽化等によりまして、不明水が多く発生しているわけですね。処理量が増えているわけです。そういった対策について、全然触れていないわけですが、いかがですか。

【田口水環境対策課長】 その点につきましては、施設の長寿命化という中で検討していきたいと考えております。

【山口副委員長】 施設という形でそれが入ることですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

現状として、排水管、管渠が50年は大丈夫だろうと言われていたんです。それが、耐性硫酸菌によって、30年近くで傷んできているわけですね。今は大分技術も進歩して、中にカメラを入れて診断をして、中から補修をしていくという技術もできておりますけれども、そういったこともしっかりと対応を考えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

【田口水環境対策課長】 これまでも、下水道事業者において、下水道処理場だけではなく、管渠の定期的な点検は行われておりました。ただ、市町によりまして点検の度合いというのがさまざまございましたので、国が維持修繕基準の策定というのを各下水道事業者に義務づけを行いました。各下水道事業者は、平成30年度までにその基準をつくらなければならないとなっておりますので、その中で、全ての事業者は何年に一度、管を点検するのか、どういう方向でやるのかというのを策定しないといけないということになっておりますので、今年度から、その業務に着手したいと考えております。

【山口副委員長】 その管渠の点検というのが、なかなか進まないそうです。調査をする距離がなかなか一遍には進まないということで、そういったことも県として管渠を調査して、そして維持をすると、長寿命化するという方向に、もうちょっと支援をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

【田口水環境対策課長】 そういった内容も、維持修繕基準の中に網羅するようになっておりますので、県としましても、各下水道事業者に対しまして、そのあたりもしっかり策定するように指導していきたいと考えております。

【山口副委員長】 それから、14ページの閉鎖性水域における高度処理化の状況でありますけれども、高度処理に着手するのは大村浄水管理センターほかということになっておりますけれども、大村湾の閉鎖性水域ということも考慮いたしますと、そこら辺は全体的にやっていかないといけないと思うので、排水基準をもうちょっと高めに設定していけば、各浄水場も高度処理に向けて計画を進めていくと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

【田口水環境対策課長】 今回の高度処理の導入につきましては、従来の標準的な処理方法では環境基準を達成することが困難であるという状況がありましたことから導入したものでございます。

現在の大村湾の環境を申し上げますと、特に津水湾といいますか、湾の奥の部分の改善が遅れております。したがって、そういったところに近い大村市、そして県営の浄化センターについて、高度処理化をまず先行してやりたいと考えております。

ほかの処理場につきましては、いきなり施設の更新というわけではなく、能力的に余力があ

るところにつきましては運営上の工夫、例えば処理時間を長くするとか、そういう運営上の工夫でもって放流水の改善を図るという中で取り組んでいきたいと考えております。

【山口副委員長】 やっぱり高い目標を持ってやっていただかないと、排水基準という形で縛られますと、絶対にその目標に向けてやっていくわけですから。処理時間の延長となってくると、処理能力の低下ということになってくるんですね。不明水とか、急に降雨があつて増えたりした時に対応できないわけですよ。その点はいかがですか。

【田口水環境対策課長】 当然、放流水質は一定の水準以上のものを保ちながら運営していかなければならないと考えます。

今回も、いきなり11処理場全てのハード整備に着手するというのは、非常に予算的にも莫大なものになりますので、まずは改善が遅れている地域に効果が発現しやすい2つの処理場を対象として行いたいと考えております。

当然、処理能力的に、先ほど申し上げたような運営上の工夫が困難であるという部分につきましては、可能な範囲での取り組みをお願いするようになりますが、今申し上げた2カ所の高度処理化に伴う改善状況を見ながら、ほかの施設に対する更新計画を考えていきたいと考えております。

【山口副委員長】 ぜひ、大村湾の環境については、早めに進めるような形で対応をお願いしたいと思います。

それから、補足説明資料1-1のペーパーの下の②に「持続的な汚水処理システムの構築」という形で、発生する汚泥の有効活用について触れられております。また、補足説明資料1-2の38ページにも「4）汚泥の再資源化」という

形で触れてありますけれども、環境を考える際には、どうしても、こういう汚泥を資源と考えて、いろんな形でやらなければいけない。そしてまた、再生可能エネルギーという形で考えていかなければならないということではありますが、現状として、規模の小さい処理場、排水日量1万トンぐらいの処理場では、消化ガスについては一部、消化のために温度を上げるためのガスとして使いますけれども、それ以外は余剰ガスとして燃焼させるわけですね。余剰ガスを使って消化ガス発電をしたらどうかということもありますけれども、やっぱり費用対効果の面でその導入が進んでいないということがあつて、そういうのが現状です。ですから、この余剰ガスをいかに活用していくかということに対しても、この計画の中にもっと積極的に書いていただきたいわけですね。いろんな処理方法があつて、肥料にしたり、そういったこともあるのでしょうかけれども、それも費用対効果の問題で取り組めないということがあつて、そのことについてはいかがですか。

【田口水環境対策課長】 汚水量が相当ある処理場、例えば、佐世保市や大村市につきましては、委員がおっしゃいましたように余剰ガスを利用したガス発電をもう実施しております。それ以外にも、例えば長崎市におかれましては、汚泥をコンポスト化することで肥料としての活用を図っているという状況がございます。

しかしながら、ある程度以上の汚水量がないと、どうしても、ガス発電に必要とされるガスの発生量が少ない。結果的に発電量が少ないので、そういった施設の導入ができないという状況がございました。

したがって、各施設ごとではなくて複数の施設を広域化することで、新たなエネルギー

での活用であるとか、コンポスト化の活用が図られないかというのを、今年度、市町と協議会をつくる中で議論をしていきたいと考えております。

【山口副委員長】 ぜひ、そういった方向で、それも再生可能エネルギーですから、活用を図っていただきたいと思います。

それからもう一つ、活用ですけれども、排水に対して、長与町では日量1万トン排水しておりますけれども、それが小水力発電につなげられないか考えたこともあります。小水力発電なり、高度処理した水を再利用、また下水道の水に使うといったことも、都市ではそういう水の循環というのを早くから考えてやっているわけですけれども、そういったことについての活用はいかがですか。

【田口水環境対策課長】 水力発電につきましても、最近コンパクトな、非常に小さい量に対しても発電が可能な機器も量産されているということもございますので、先ほどの協議会の中で、そういった活用についても課題の一つとして検討させていただきたいと考えております。

また、高度処理の水の活用につきましても、これまで放流水につきましても、例えば、渇水時において街路樹の散水であるとか、農業用水の放水とか、そういった形で活用されていることもございます。さまざまな利用する形態があるかと思っておりますので、そのあたりも市町という話をしながら検討していきたいと考えております。

【山口副委員長】 運営が市町でありますから、主体的には市町が考えることでしょうけれども、ぜひ、そういった利活用についても力を入れて考えていっていただきたいと思っております。これで終わります。

【吉村(庄)委員】 先ほど言うておりました「第12次鳥獣保護管理事業計画」の基本的な考え方をお知らせ願いたいんですけども、ここに書いてあります「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて云々と。それから、環境大臣が定めた基本指針に則して、知事が地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業の実施内容等について定めるものと、こういうふうになっているんですね。

それはそれでいいんですけど、この現在の法律の第1条に保護管理、こういうものをしながら、また狩猟の適正化を図るというのがあって、もって生物の多様性の確保、（その時には生態系の保護を含む。以下同じ）ということ、いわゆる生物の多様性の確保というところについては、生物の保護を含むと、こういうふうにして環境の保全、あるいはまた、農林業のことなんかにも触れて、こういうことで法律をつくったんだと、こういうふうにしてあるんですね。

そこで、私が基本的なところでまずお尋ねをしたいのは、この取扱いも計画案も、それから法律の趣旨からもいろいろ考えられるのは、今、長崎県の中では、ほかにもありますけれども、イノシシの農作物に対する被害というのが相当、ずっと議論されて、対策も立てられてきました。私の田舎の佐世保のある部分あたりも、全体的に山間部はそうなんですけど、イノシシの被害というのはものすごく多くて、端的にこういう話が出てくるんですね。イノシシはこういう状態で悪さばかりして、とてもじゃないと。野菜なんか踏み倒したり、食べられたりして相当な被害がある。イノシシは絶滅することを国としても考えてもらえないかと。そうしないと、もうどうにもならんじゃないかと。今の状況の中で増えていくばかりじゃないかと、こ

ういう話がある。

昨日ですか、おとといですか、たまたまテレビで地方番組だったと思いますが、県北のある島にイノシシが害を与えていると。そこに住んでいる人間の1割ぐらいのイノシシがいるんですよ。例えば1,000人いれば100頭以上いる。こういう状況の中でというので、端的にそういう意見が出てくる時があるんです、被害を受けた、例えば農業従事者の方からね。

そうすると、これでいくと、イノシシの被害の問題については対策を立てていろいろやるというふうの方針はなっているんですけども、しかし、イノシシの種を絶滅するということについては、これはこの法律から言っても、保護をやっつけていかないといけないと。生態系の確保というのはちゃんと入っているんですよと、こういうふうになっていますからね。しかし、そういうことをしながら、農林業の産業が成り立つようにも考えていかないといかんと。もちろん、環境もですね、こういうのは前段にあるし、法律にもそういうふう書いてある。したがって、ほかにも鳥獣害について対策を立てて、予算も使ってやろうとしている、そういう有害鳥獣の除去というか、そういう対策と、一方で生態系の保護ということとの関係における法律もですが、法律もついたこの計画というのを基本的にどういうふうに位置づけて考えてあるのか、認識を確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

【山本自然環境課長】「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」ということで、保護と管理が目的となっております。ただ、現状において、イノシシとシカというのは、その中でも特に管理をすべき、法律における管理というのは数を減らしていく、数を減らしてもう

少し低い水準でコントロールをすべき種として指定をされておりまして、国も、シカ、イノシシについては大幅な削減が必要であるということを示している種類でございます。

ですので、ここでいう生物多様性の保護が鳥獣法の目的に掲げられているということとの関係でいきますと、イノシシやシカについては数が多過ぎるということで、ほかの生物への影響が大きく、生態系への影響も与えているということで、数を減らすということが生態系の保護にも必要であるとされております。

ですので、現状、長崎県におきましても、シカ、イノシシについては相当数減らしていくことが、ほかの鳥獣にとっても必要なことであろうとされておりますし、そういったことで鳥獣保護管理事業計画の中でも、シカ、イノシシについては基本的には数を捕っていくという方向で記載がさまざまされております。

また、この計画の下に、特定鳥獣の管理計画ということで、シカとイノシシについては個別の捕獲にかかる計画が策定されております。

【吉村(庄)委員】私がお尋ねしたのは、それはわかっているんですよ、そういう方向でいっているというのは。生態系の保護ということで、端的に言って農家の皆さん方から、こんな状態になったらイノシシの種を、簡単に言えばイノシシをなくしてしまえと、こういう声もあるんですけども、こういうこととの関係における法と生態系の云々と、それから害を与える有害鳥獣の管理というか、減らしていくということとの関係をどう捉えていけばいいのか。やっぱりそういう意見については、それはできないと私も言わなければいけないですね、今の状況からいけば。しかし、有害で実際に害を与えて、農作物の被害が甚大になっているから、そういう

部分についてはやっぱり対策を立てないといかん。そうすると、今のようやり方では、少しは減るかもしれないけれども、なかなか被害がおさまらんじゃないかと。今のままにしていたら、もうとてもじゃないよという話があるから、また端的に言って前の話に戻る。こういうところで、バランスというか、考え方について、どういう意識を持っているかというのをお尋ねしたんです。大体わかりました。

それで、例えば、長崎県におけるイノシシだけの農作物の被害状況というのを農林部の農山村対策室からもらったんです。一応農作物被害額は平成27年度でも1億9,000万円になっているんですよ、県下平均で。1億9,000万円ですね。もちろん、平成23年には3億9,000万円、4億円ぐらいあったのが2億円ぐらいになっているんですから、半減ぐらいしているんですけども、それでも1億9,000万円に対する農産物に対する被害、これはほかにもあるかもしれませんが、農産物に対する被害が実はあるんです。

だから、今のようなわなとか、狩猟の範囲とか、いろいろ条件はあるでしょうけれども、そういうことでしていても、この状態というのは、それは一定減っていくかもしれないけれども、平成23年度には4億円あったのが2億円ぐらいになったんだから、半分以下だから、じゃ、あと2～3年経ったら半分の1億円になり、4～5年経ったら5,000万円になると、こういう状況だとは私は思えないんですね。その生態系がどうなっているか、私は本当に素人ですから、わかりませんのでね。

それから、皆さん方はご存じかどうか知りませんが、田舎ではこういう状態なんですね。もう豚との混血という状況の中で、イノブタですよ。どんなことかという、農家の周辺の地

域では、田舎のすぐわきの田んぼの水路、そういうところまで出沒をして、石垣を荒らして、最近はある手入りをしないものですから荒れている。小さな川が流れているようなところについて、その川にこういうものとかミミズとか、いわゆる平たい言葉で言うと、我々の言葉で言うとあせっているという状況で、小さな石垣が壊れていると、大きいのはもちろん相手になりませんから。そういう状況になっていると。そういうことまで含めて、やっぱりイノシシは、もうおらんようにしてもらわないとという話が実はどんどん出てくるような状況になっていますから、逆に言うと、生態系の保護という意味で言うとつぶすわけにはいかんと、種を絶滅させるわけにはいかんという問題があるとすれば、もう少し対策を強化してやっていただかないとどうにもならん。こういう問題がこれに関連してあると思いますが、その点についてどういうふうにお考えなのか。担当の自然保護課長もですけども、必要ならば、全体的な立場での次長たちの意見も聞かせていただきたい。

【山本自然環境課長】イノシシの被害対策については、基本的には農林部所管でございます。ただ、一方で、さすがに絶滅をさせるということについては、地域の生態系、もともと古くからの種類、いた地域であれば、絶滅をさせるということについては、やはり難しいかなと思っておりますが、今の状態からはかなり大きく減らすということについては、自然環境課としても、そこは重要なことであろうと思っております。いずれにしても、イノシシ対策につきましては、農林部の方で所管をしております。

【吉村(庄)委員】農林部の所管なんだけれども、次長、この自然保護計画と鳥獣による農産物等を中心とする被害、これは少なくとも、あなた

方の資料の中にもあるんです。ほかにもあるんですよね。シカとイノシシが中心になっていますけれども、例えば鳥類もありますし、最近では外国から来たアライグマとか、佐世保市なんかでも現実に被害が出ているんですよね、数量、金額は少ないかもしれないけれども。そういったところを考えながら、この自然保護計画と鳥獣保護管理計画と、そういうことのことをどういうふうに考えていけばいいのかというのは、環境部としての考え方は基本的にどうなんですか。（発言する者あり）

種の絶滅というのは、全国的にと言わなくても、さっき言ったでしょう、例えば1,000人いるところに100頭ぐらい来ているとか、こういう島あたりでは絶滅をさせるということが、この計画から言ったら可能なんですか。そういうところを踏まえて、害が起こっているようなこととの関係において、基本的に環境部としてどういうふうに考えていくのかという基本的な位置づけを聞いているんです、バランスとか、共生とか、そういう言葉ではいかんと思って。基本的な位置づけ。

【山本自然環境課長】 基本的には、被害を減らしていくということについては、この計画を農林部と一緒に立てておりますので、まず、委員ご指摘のとおり、被害を減らしていく方法は必要だと思っております。また、小さな島で絶滅をさせるということがいがかかということについては、最近、侵入をした地域などもありますので、地域によって、状況に応じて検討していただく必要があるのだろうと思います。

【吉村(庄)委員】 だから、そういうところをこの保護計画の中で基本的にどういうふうに考えているかということに、私は非常に興味があるし、考え方を整理しておいていただかないとい

かんと思うんですよ。

例えば、佐世保市ですと、佐世保市内のある島に、いつの間にか泳いで渡ってきて、かなりの数になっているとか。今言いました島は、一昨日のテレビ放送が地方版であったのですが、平戸のある島なんですよ。そこに人口の1割以上に匹敵するように今増えてきたと。こういうところについて、やっぱり農業を営んでいる方もいらっしゃるわけですから、それをそのままにしていたら、減らしていくことは一生懸命考えて対策をするけれども、十分じゃないから、どんどん増えるばかりじゃないかということになっていくので、基本的なことをお尋ねしようと思ったんですが、なかなか難しいですね。

この法律とこの計画との間で、私なりに判断をしていきますが、そういうところについて、私はこういう計画をつくっていくのならば、農林部との関係も当然あるんだけど、基本的な位置づけというのは認識をきちっとしておいてもらいたい。種の保存はしていかないといかんですが、さっきおっしゃったようなことで、それなりに聞いておきますけどね。ということでお考えさせていただいて、私は終わります。

【溝口委員】 この「第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」は、今回つくった5年間の計画というのはわかるんですけども、前回と内容的にどういうところが変わってきたのか、わかる部分だけで、特に重点的に変えてきた部分があれば教えてください。

【山本自然環境課長】 今回につきましては、補足説明資料の3-1でお示しをしておりますが、環境部所管の部分では、鳥獣保護区の見直しを行うということが主な変更点でございます。鳥獣保護区の期間が切れる部分についての計画を立て直したというところでございまして、今回

につきましては概ね前回の計画を引き継いだ形となっております。

といいますのも、一つの理由といたしましては、11次計画の途中に、一年半ぐらい前なんですけれども、鳥獣保護法が改正をされましたので、その時に一度改定をしております。それもありまして、今回については小幅な改定ということで、必要部分についてのみの改定をさせていただきました。

【溝口委員】 それでは、鳥獣保護区の指定ということについては、今回は新しい指定はしなかったと。そしてまた、この本計画期間中はもう新規の指定をする予定はなしということになっているんですけれども、新しい指定は今回も全然なかったんですね。

【山本自然環境課長】 これから5年につきましては、新しい保護区の計画はございません。市町等にも話を聞きましたけれども、現状の保護区を継続して指定をするという形をとっております。

【溝口委員】 今回は、新しい指定はしないということですので、取り下げもしていないんですね。指定したところを取り下げもしていないということで理解していいわけですかね。

【山本自然環境課長】 今まで指定をしていたものは、そのまま指定をするという形になります。

【溝口委員】 先ほどの部分については、モデル校の活動状況というのをどういう形でやっていくかということについては、今のところわかりますか。

【山本自然環境課長】 先ほどのご質問について答えさせていただきます。

まず、生物多様性モデル校としてどこが指定をされているかという質問が最初にあったかと思えますけれども、今、4校指定をされてお

まして、対馬市の豆敷小学校、五島市の玉之浦中学校、雲仙市の雲仙小学校、南島原市の口之津小学校の4校ということでございます。

実際の活動としましては、主に探鳥会や自然観察会で地域の自然を知る、勉強していただくというのが主な活動でありまして、そこに講師の派遣ですとか、そういった協力をさせていただいております。

以前は巣箱かけをして野鳥観察をするといったようなこともあったようです。全校いろんなところで活動されておりましたけれども、最近の流れといたしましては、野にいるそのまま自然を見るという傾向もありますので、一般の通常の野鳥の観察会といったようなことで活動はされているようでございます。

【溝口委員】 それでは、そういう活動をモデル4校の中で年間に何回ぐらいという計画もつくっているんですか。

【山本自然環境課長】 基本的には、それは学校の方にお任せをしておりますので、必要な支援を申し出ていただいて、こちらで対応できる範囲で対応させていただくようにしております。

【溝口委員】 わかりました。それでは、例えばそういう観察会などをして普及活動の中で活動したということを、今は4校ですけれども、それを長崎県の小学校、中学校という形の中にもどのように活かしていこうとしているんですか。

【山本自然環境課長】 モデル校自体は、10校ぐらいまでは広げて指定をすることはできるといことになっておりまして、現状については要望も考えまして4校になっておりますけれども、モデル校の追加の指定もあるかと思えます。

ただ、今、活動されているところの普及につきましては、今は具体的なこういった計画というのはございませんけれども、いい取組があり

ましたら、ほかの学校にもお知らせをしていきたいと思っております。

【溝口委員】でも、何かそういう体験をして、活動したことを、今度、新聞か何かで発刊するわけでしょう、この発刊等としているんですから。そうしたら、そういう形を全校にばっと配るか何かして、やっぱり普及活動をした方がいいんじゃないかという感じがするんですけれども、そのあたりについては考えていないんですか。

【山本自然環境課長】ご意見も踏まえまして、今後、取組、検討していきたいと思えます。

【ごう委員長】ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】それでは、質疑がございませんので、議案外所管事務一般についての質疑を終了いたします。

続きまして、今回、公明党として海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出がっております。

そこで、改めて宮本委員より、「海洋ごみの処理推進を求める意見書」について、意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本委員】それでは、「海洋ごみの処理推進を求める意見書（案）」についてのご説明をさせていただきます。

これは、先ほどの提出資料でもありましたとおり、今、海洋ごみというのは非常に問題となっており、もちろん、長崎県においても非常に問題となっております。

中でも、氾濫した河川から流れ出た流木、そしてまた、外国由来のごみというのは、非常に被害をもたらしているという状況があります。

以前は海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」というのを利

用できておりましたけれども、現在は利用できず、海岸漂着物等の地域対策推進事業だけで、しかも、この事業というのは災害対応を規定したものにはなっておりません。

海洋ごみは、国内外を問わず、多様な地域由来のものが混在している状況があります。市町にとってみると、自ら発生抑制対策を行ったとしても、なかなか厳しい現状があると。

そこで、海洋ごみの処理推進、そしてまた、発生抑制、削減に向けて以下の2項目について取り組むように求めるものであります。

まず、1つ目、「地域グリーンニューディール基金」のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。

2つ目、海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、その発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量、分布等の実態を把握するための調査をさらに推進して、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

各委員、ご賛同賜りますようによろしくお願いいたします。

【ごう委員長】ただいま、宮本委員から説明がありました「海洋ごみの処理推進を求める意見書」について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】質疑等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「海洋ごみの処理推進を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、これもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分より再開し、県民生活部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 1 時 5 分 休憩 —

— 午後 1 時 3 0 分 再開 —

【ごう委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】 県民生活部関係の予算議案につきましてご説明をさせていただきます。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の「県民生活部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の2件でございます。

まず、第1号議案のうち、県民生活部関係部分につきましては、歳入予算について総額5億

4,103万円、歳出予算について総額18億3,347万円を計上いたしております。

歳出予算の主な内容につきましては、県民協働の推進、男女共同参画の推進、女性の活躍推進、人権尊重社会づくりの推進、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進、交通安全対策の推進、統計調査、食品衛生の確保、カネミ油被害者対策、動物の愛護管理、消費者行政の推進、食品の安全・安心確保について、記載のとおり計上いたしております。また、債務負担行為についても記載のとおりでございます。

次に、第47号議案うち、県民生活部関係部分につきましては、歳入予算について3,334万4,000円の減、歳出予算について4,527万2,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、平成28年度予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、国庫補助金や年間の執行額の確定に伴いまして、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって平成28年度の予算の補正につきまして、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【村井県民協働課長】 私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分

科会に提出いたしました資料、表題が、県民生活部、環境部、土木部、3部の「政策的新規事業の計上状況」の資料でございます。この資料の1ページをお開き願います。

県民生活部の平成29年度当初予算の政策的新規事業の計上状況でございます。

表の上段から、中間支援組織によるNPO組織力強化事業費、企業における女性活躍推進事業費、女性の再就職応援事業費、若者意識改革事業費、女性起業家応援事業費、不幸な犬や猫を減らす協働プロジェクト費及びHACCP型衛生管理導入促進事業費の7件を計上しており、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】「予算決算委員会環境生活分科会説明資料」、いわゆる横長資料の1号議案の3ページ、歳入のところの国庫補助金、生活福祉費国庫補助金の中で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金とありますが、これはどういうことですか。この歳入に見合った歳出は、同じく歳出の部分の14ページにありますか。14ページで県民協働課の中ではボランティア活動であったりとか、NPO法人であったりとか、いわゆる生活困窮者就労準備支援事業というのは福祉保健部の事業ですよ。なのに、この内訳にこれを書いているという意味は、国からきた生活困窮者就労準備支援事業の補助金がNPO・ボランティア活動推進費に使われているかのよう

な印象を受けるんですけれども、記載はこれでいいんですか。

【村井県民協働課長】当補助金事業ですけれども、県と国が2分の1ずつの負担割合で、今は県の社会福祉協議会に補助をやっている事業でございます。これの大もとの名前が「生活困窮」ということになっておりますけれども、これは厚生労働省が所管の補助金で、NPO、ボランティアの活動促進を補助のメニューの一つにしている事業がございます。その関係の分として、今回、うちの方の取組事業としてこれまで計上して実施してきております。具体的な中身としては、例えば、毎年なんですけれども、7月から9月、ボランティア推進月間ということで、いろんなボランティアをやる団体等からの参加募集等を整理いたしまして、集中的にPRし、参加の促進を図る事業というのもやっています。

また、そのほか、ボランティアの参加を促進するための講座等を開催したりしてボランティアに参加するきっかけ、また場をつくる、そういう事業を行う補助事業になっております。

【堀江委員】結局、これは第1号議案の予算に関する説明書の入りの32、補助金としては生活対策費補助金なんだけれども、それで県民協働課が541万円、男女参画・女性活躍推進室が836万円、それから、交通・地域安全課が220万円と配分されていますよね。その対応で言えば、例えば、同じく補助金なんですけれども、横長資料の4ページ、男女参画・女性活躍推進室は、地域女性活躍推進交付金というふうに書いているじゃないですか。

だから、私がおかしいというか、不思議だと思うのは、県民協働課長の言うとおりの、大もとは生活対策補助金なんだけど、これがどういうふうに入ってきてどう使われたかを見た時に、

この生活困窮者就労準備支援事業費等補助金というのは、福祉保健部の補助金の事業名をここに書くのは正しいのかと思うわけですよ。違いますか。

この補助金が入って、じゃ、どうやって出るかといった時に、今、県民協働課長が説明したとおり、14ページのNPO等いろんなことに使おうでしょう。そうであれば、ここは所管、この部分だけを審議をするという分割付託になっているので、そうであれば、ここの説明の内容というのは、県民協働課の中の例えばNPO・ボランティア活動推進費等というふうに書かないと、これはおかしくならないかという疑問が私にあるんですけども、そうでないと説明がつかないでしょう。補助金として生活困窮者就労準備支援事業費で受け取っておいて、出した分はNPO・ボランティアというのは、額面上見たら、そっちの補助金をこっちに流用したのかというふうにも受け取られかねない印象を持つんだけど、福祉保健部の事業名を書いて間違いはないのかという疑問があるんですけど、どうですか。

【村井県民協働課長】 実は、その補助金名称は国の方が数年ごとに名称を変えてきております。今年度、平成28年度に変わりました、平成27年度までは生涯現役活躍支援事業補助金という名称でございました。今回、国の方の今年度補助の名称が変更になりまして、国の補助の名称に沿った形にしておりますけれども、その名称を、今、県の補助金の要綱等にも載せておりますので、そこを実際国の方がその名称をわかるように県でできるかどうかというのは、少し国の方にも当たって、どうするか対応を検討させていただきたいと思っております。

【堀江委員】 そうしたら、ここで言うところの

予算に関する説明書の入りの32の生活対策費補助金とありますよね。その中の8,400万円の中で、県民協働課、男女参画・女性活躍推進室とわかるんですけど。

そうすると、その補助金というのは、男女参画・女性活躍推進室は同じ補助金じゃないんですか。

【村井県民協働課長】 県民協働課の分は、先ほど堀江委員が質問された名称のものですが、ほかの課・室の分については、また別の補助金になっております。

【堀江委員】 そうしたら、その県民協働課の541万円だけは、補助金の名称はこれになるわけですか。（「はい」呼ぶ者あり）でも、そうになると、私のような印象を持ちませんか。

【村井県民協働課長】 確かに、名称から事業の中身はなかなかわかりにくいと思います。名称につきましては、国の方にも、これは要綱で対外的にも公表しないとイケませんので、そこと国の補助金の関係の名称、それとわかりやすさというところをちょっと国の方にも問い合わせながら、どういう設定ができるか考えさせていただきたいと思っております。

【堀江委員】 疑問を持ったのは私だけかもしれないんだけど、要は生活対策費補助金の金額は8,407万円という第1号議案で出されているとおりでんですが、その詳細まではわからないわけですよ。それを見るのが、いわゆる委員会の横長資料になってくるわけですけど、その歳入の部分は、結局、同じ款項目の中の節が同じなのに、補助金がこれだけは変わってくるというのは議員はわからないですよ、横長資料を見ない限り。わからないです。だから、県民協働課長が説明するとおり、いやいや、同じ生活対策費補助金の中にあっても、幾つかたくさ

ん補助金があって、その中の県民協働課はこういう予算ですと、今、説明されたんだけど、生活困窮者就労支援事業費補助金というふうに出された補助金を、じゃ、こっちに使うのかという疑問は、私としてはどうしてもぬぐえないので。だって、歳入のところでこういう補助金ですという説明を受けていて、歳出は全く違うわけだから、そういう意味では、私の理解が及ばないのかどうかわからないけれど、そこら辺の整合性はちょっとしないといけないというか、タイトルがこうであればそうなるのかどうかわからないんですけど、ちょっと納得いかないということは意見として申し上げておきたいと思えます。

続いて16ページ、歳出の部分ですが、今度、新規事業として企業における女性活躍推進事業費2,900万円が掲載されているんですが、これはながさき女性活躍アクティブプラン事業費ということになっているんですが、これまでの「ながさき輝き女性応援プロジェクト」を拡大した理解でいいんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 これまでの事業を一部見直し、例えば、企業における女性活躍推進事業については、企業向けの説明会、個別相談会の実施など、一部拡充しながら実施をするというものでございます。

【堀江委員】 これまでの女性輝き応援プロジェクトを、さらに予算的にも増やして、事業も一定細かくしてというか、言葉的に言うと丁寧しながら女性を応援するということになるんですけど、その中の17ページの女性の再就職応援事業、これも新規の事業に掲げられているんですが、県内各地域における巡回相談の充実、窓口を利用できない地域という理解をするんですが、今どこに窓口があって、具体的に今後ど

ういうふうにこれを広げていくのか。それとも、巡回相談なので、日時によって指定をするという形になるのか。主な計上事業の一覧にも書かれておりますけれども、この女性の再就職応援事業について説明をお願いします。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 女性の再就職応援事業につきましては、従来から設置しております長崎市のウーマンズジョブほっとステーションにおける女性のための就労相談、それと併せまして各地域における巡回相談を実施するものでございます。

巡回相談につきましては、今年度から実施しております。県内の9地域での実施をしております。具体的に地域を申し上げますと、佐世保、島原、諫早、大村、平戸・松浦、対馬、壱岐、五島、新上五島町。佐世保市が12回、それ以外の地域については6回の巡回相談を実施しているところでございます。

【堀江委員】 今、男女参画・女性活躍推進室長が言われたのは、今実施をしているところですよ。今回は新規の事業ということではいるんですが、同じということですか。それをさらに増やすということですか、教えてください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 従来まで実施してまいりました事業については引き続き充実してまいりますけれども、さらに、長崎市内での就労支援につきましては、一つは職場見学つきのセミナーを実施したいと考えております。これについては、女性は事務職への就職希望が多いというミスマッチ、例えば建設業とかの業種でも事務職はあるんですけども、建設業と聞いただけで敬遠してしまうようなことがあります。そういったところから、職場見学を組み込んだところの3回コースぐらいの職場見学セミナーを新たに実施したいと考えており

ます。

それと併せまして、働きたいと思っているけれども、まだ求職活動を行っていないという女性を掘り起こすという目的で、子育て中の女性が子連れで行く身近な場所であります子育て支援センターでの就職セミナーを実施するように考えております。

それと、巡回相談につきましては、これまで託児を全ての地域では実施しておりませんでした。これについて、託児付きの就労支援を充実するというので、全会場での託児を実施するというようにしております。

【深堀委員】補正予算、今の堀江委員の質問と少し関連するんですが、補正予算で横長資料の11ページですけれども、ながさき女性輝き応援プロジェクトで、1,095万円の減額補正がっているわけですね。

ながさき女性活躍アクションプラン事業費、これは今年度の分です。これは、今言ったながさき女性輝き応援プロジェクトから一部拡充してやるというお話だったわけですが、平成28年度当初に5,100万円ほどの予算を計上していて、結局2割減ですよね。どういうことですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】今年度におきましては、先ほど申しあげましたながさき女性輝き応援プロジェクトに取り組んでまいりました。歳出の減額の主なものについては、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用してプロジェクトに取り組んでおり、市町が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組について補助を計上しておりましたけれども、実際、市町からその申請がなかったということが主な原因でございます。

【深堀委員】市町の取組の話ということですが

れども、じゃ、具体的にそこはどのようなふうに分かれていますか。市町がなぜそれを使わなかったのかという分析をしないと、今年度いろいろまた新しい取組を拡充すると言っているんだけど、そことの整合性がとれないと思うんですよね。そのあたりはどのようなふうに分かれていますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】市町から申請がなかったということに関しましては、まずは、一つは私どもの市町に対する働きかけというところも不足していたかと思えます。市町のそれぞれの担当部局においては、男女共同参画の担当部署はありますけれども、例えば総務課であったり、企画であったりとか、いろんな業務をしながら担当しているところがございます。内閣府の方も県と市町が連携した取組を推進しているところですが、県からの働きかけも少し不足していたと考えております。

【深堀委員】分析としては、県サイドの市町に対する働きかけが弱かったという分析ですね。

では、今年度、先ほどもありましたながさき女性活躍アクティブプラン事業費の中で、それをどのようなふうに変更していかうと考えておられますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】市町の取組に関しましては、今年度、プロジェクトチームを設けまして協議をいたしました。その中で、県から新年度に向けて考えている事業を説明しながら、市町における取組について、取り組んでいただきたいということをお話をいたしまして、次年度に向けては佐世保市と諫早市の方で連携した取組をするように予定しております。

また、例えば、地域ごとの説明会、個別相談会をするように予定しておりますけれども、そ

れについても、各市町にそれぞれの地域での女性活躍を推進すべき企業であるとか、業種であるとか、そういったところの協議を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。その事業の分で少し中身に入りたいんですけども、新規事業で企業における女性活躍推進事業費として約2,900万円、女性の再就職応援事業費として約1,500万円計上されております。

まず、働き方改革ワールドカフェの実施ということなんですけれども、この意図、女性が活躍するためと言えれば単純なことなんですけれども、もう少しブレークダウンして、この中身、目的を教えてくださいませんか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】働き方改革ワールドカフェの目的でございますが、県内企業の女性活躍を推進するためには、男性中心の働き方を見直して、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要があると考えております。そのために、これまでも経営者等に対する意識改革のためのセミナーを実施してまいりました。働き方改革の意識が、それで経営者、管理職層に十分に浸透しているかということ、そうではないだろうと考えております。私どもで今年度事業所に対するヒアリング調査を実施いたしましたけれども、やはりワーク・ライフ・バランスにどう取り組んでいいかわからないといった意見も多く寄せられております。

そうした意識改革がまだ十分ではないという状況の中で、新たな手法として、次の時代を担う大学生、これは企業からすると就職先として選ばれる企業になるためということがございます。それと若手の職員、これは離職の防止ということも考えています。こうした大学生、若手社員との意見交換の場を設けることで、働き方

改革を、それぞれの企業が自社の問題として意識づけて、それぞれ自発的な取組につなげていただきたいということを目的としております。

【深堀委員】わかりました。ここで聞きたかったのは、なぜ大学生を入れるのかということ、それを少し聞きたかったんです。もちろん、その企業に属していない大学生と企業の経営者が意見交換をして、大学生に選ばれる、大学生にとって魅力のある企業とは何ぞやというようなところを経営者の方々にもわかってほしいということなんですかね。

当然そこの企業に入っている若手社員とも意見交換をするということだから、それはわかるんだけど、何も社会に入っていない大学生の意見を聞いて、どれだけ実効性のある改善策になるのかなど、私はちょっと疑問を感じたんですよ。実際に仕事をしていない、企業に就職していない人が、どういう発想で意見交換ができるかなと思うんですけども、そのあたりはどうですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】現在、大学の方では、キャリア教育を実施されておりますし、現在、大学生が選ぶ企業の選択の一つの大きな要素として、働き方であったり、ワーク・ライフ・バランスということが念頭にあるかと思えます。そういったところで、企業側の意識を変えるということもあるんですけども、大学生の側でも、そういう意識をこの意見交換の中で磨いていただきたいと。それを若い発想で経営者の方に伝えていただいて、それぞれの相乗効果といいますか、そういう中でワーク・ライフ・バランス、働き方についての新しい視点での発想を出していきたいというふうに考えております。

【深堀委員】新しいことなので、やってみてど

ういう結果になるか、当然新しいことをやる時はどうしてもそういうことがあるから、しっかりその検証もやっていただければと思います。

この部分にワールドカフェの分として800万円ほど予算を計上しているんですね。どれくらいの開催をし、参加予定者数とか、800万円もかかるかなど、素朴に感じたんですけれども、どういう積算ですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】開催の予定回数につきましては、1回当たり3回のシリーズを考えております。3回のシリーズを3地区で実施いたしまして、参加者が若手と大学生が30名、それから企業の経営者側が30名と考えております。

【深堀委員】意外と規模が大きいんですね。わかりました。

当然、企業というか、事業主が30名ということであれば、もちろん地場の企業と理解しているんですね。わかりました。結果については、恐らくいろんな場面で報告があるでしょうから、そこを見ていきたいと思えます。

関連してですが、女性の再就職応援事業費です。やられることは、巡回相談であったり、ウーマンズジョブほっとステーションであったりということですが、ここで女性の再就職応援と考えた時に、一番じゃないけれども、大きな課題の一つとしては保育環境の問題があると思うんですね。これは当然こども政策局マターの話になるわけですが、そこを、実際にこれは県民生活部の事業としてやるわけだけれども、こども政策局との連携というか、そのあたりは十分されているんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】まず、来年実施いたします子育て世代の就職潜在層を掘り起こすという目的でのセミナーについては、

実施場所を子育て支援センターを予定しております。その点につきましては、こども政策局とも十分に協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】その開催する時の云々ではないんです。そういう意味ではないんです。再就職をしたい女性がいる。けれども、その人が、例えば子どもさんがまだ小さくて保育所に入れないとか、希望するところがあいてないとか、そういった課題があつて再就職できない人も県内にはたくさんいらっしゃる。その人たちへの対策としては、こども政策局とも十分連携をとらなければ、そのサポートはできないんじゃないかと私は考えています。だから、その連携がとれているんですかということ聞いています。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】それは、再就職を希望される女性だけではなくて、企業にお勤めの女性についても同様の課題があろうかと思えます。その点につきましては、例えば先ほど申しあげました事業所ヒアリングを実施する中でも、やはり女性の活躍を推進するためには保育環境が非常に重要だというご意見もいただいております。そういった企業側のご意見、女性側のご意見につきましては、こども政策局の方にきちんと伝えて、連携して取り組んでまいりたいと考えています。

【深堀委員】ぜひそこは、そこで得られたいろんな女性の方々のご意見、そういったところはしっかりこども政策局にもお伝えをし、その改善に向けて連携していただきたいと思えます。

次に、これはまた補正予算ですけれども、横長資料の14ページ、統計諸費です。これも事業費、当初予算が3,500万円ほどあったものが、1,000万円ほど減額をしております。かなり大幅

な減額だと認識をしています。まず、この理由ですね。

これを見た時に、今度は本予算、横長資料の23ページです。平成29年度の予算の統計諸費は2,500万円ほど計上されていますが、その統計諸費で統計調査国庫委託調査返還金が1,700万円ほどあるわけですね。

ということは、約1,700万円が国庫に返還するお金だとするならば、実際の本年度の予算というのはかなり少なくなるのかなというふうにも思ったんですよ。このあたりの経過、平成28年度の補正予算で減額した中身、そして、平成29年度の本予算の中身について、わかるように説明をしていただけませんか。

【松尾統計課長】 まず、補正予算の減額予算の方からご説明を差し上げたいと思います。

その前に、この統計諸費の内容につきましてですが、償還金ということで整理をさせていただいております。償還金といいますのが、統計事業そのものが、多く国庫事業ということでございまして、国庫からの委託金によって統計調査を行うものでございます。その事業費としての精算活動を行うのが年度末の5月31日に精算を終了させるとなっております。そこから各事業費についての残額というものを返還することになってまいります。この返還金につきましては、前の年度に行われた統計調査費の不用額を支出科目によってお返しするという制度となっております。

したがって、補正予算の方で減額になっているのは、当初、平成27年度の統計調査を行ったものの執行残額を平成28年度の歳出科目でお返しする予定で計上しておりましたが、平成27年度は国勢調査というのがございまして、国勢調査で大規模な事業費を組んでおりました

けれども、市町の方で、例えば会議室の借上げを予定していたのが、自分の会議室でできて借上料を支出しなくて済んだとか、そういう事業の節約に努めた部分をお戻しするという形での計上になっております。

それから、同じような形で、今度は平成29年度の当初予算につきましては、平成28年度分の事業費の返還額の予定額ということで、こちらの方はまだ事業費の精算が済んでおりませんので、平成28年度の年度末である5月31日をもって精算を一応行いまして、そこから事業費の返還に入っていくということになっております。

毎年、毎年、周期調査の統計項目が違いますので、額によって返還額が大きくなったり、小さくなったりするという若干の変動がそういうところで見られてまいります。

【深堀委員】 何となくわかりました。

ということは、ここに載ってくるのは大体前年度分の精算が当該年度で発生してくるということなんじゃないかな。

ということは、平成29年度の予算の統計諸費の2,500万円の内訳ですが、そのうち約1,700万円は返還に充てる予定なんですよね。ということは、実際、統計諸費として考えた時には、大体700万円から800万円ぐらいが、実質使うような額ということになるんですね。違うんですか。

【松尾統計課長】 歳入の方との連関を見ていただく必要があるのかなと思います。説明が不十分で申し訳ありません。

歳入項目の方で国庫委託金という項目が7ページにございます。平成29年度の分に関しましては、こういう形で各統計調査の事業費が組まれております。同じような形で平成28年度、平成27年度ということで、毎年毎年、国庫の委託金が入ってきまして、これで事業費を計上して

まいります。その執行の精算をするのが当該年度の5月31日ですから、出納整理期間を過ぎますので、返還につきましては翌年度の事業費の支出科目の方からお戻しするという形になっております。

【深堀委員】 もう一度、後でお尋ねしたいと思います。一旦終わります。

【宮本委員】 私の方から1点だけ質問させていただきます。来年度当初予算の政策的新規事業の計上状況の中で、生活衛生課の方になります。非常に大事な事業だと思いますので、この事業及び事業費について確認をさせてください。

不幸な犬や猫を減らす協働プロジェクト費でございます。399万7,000円になりますが、協働ということだけあって、要はボランティア団体と協力していきましようということになっております。399万7,000円で具体的な内容といえますか、今までしてこられたと思いますが、来年度からこういった形で取組をされるのか、まずお聞かせください。

【本多生活衛生課長】 この不幸な犬や猫を減らす協働プロジェクトにつきましては、平成29年度から平成31年度までの3カ年事業ということでお願いしているものでございますけれども、主な中身としましては、平成27年度、28年度で不妊・去勢手術を地域猫活動の推進ということで40頭進めておりました。その部分につきましては、県全域でさらに拡大していく必要があると。不妊・去勢を拡大することによって保健所への猫の持ち込みとか、そういったものを削減していくという目的でこの地域猫推進活動を拡大していくと。中身は不妊・去勢手術、これを概ね200頭程度に拡大していくこととしております。

それから、事例集ということで、昨年と一昨年で不妊・去勢手術地域猫活動を進めてきまし

たけれども、そういった中で今後の参考になるような事例集も少し整備していきたいと考えております。

それから、2番目としましては、動物愛護推進活動拡大事業ということで、ボランティアの話が先ほど出ましたけれども、飼育ボランティア、中でもミルクボランティアやトリミングボランティアといったボランティアを育成して、そして譲渡に資する形にしていきたいと考えております。

それから、3つ目としましては、譲渡促進事業ということで、譲渡間口を少し少なくして、出口を大きくするという必要がございますので、殺処分を減らす目的のためにはこの譲渡事業が非常に重要になってきますけれども、平成29年度以降、譲渡促進事業を合同譲渡会ということで、ボランティアさんたちと協働しながら、市町、県、ボランティア、そういったところの協働事業で合同譲渡会を予定しております。これを年間大体6回ということで予定をしております。

【宮本委員】 不妊・去勢手術ですけれども、200頭というのは3年間でですよ。3年間で200頭、ちなみに1頭当たりの費用はどれくらいかかるのでしょうか。

【本多生活衛生課長】 先ほど200頭と申し上げましたのは、1年間で200頭ということでございます。費用につきましては、長崎県獣医師会に委託することとしておりまして、県下全域を網羅している獣医師会の会員さん方に不妊・去勢手術をお願いできるというメリットもございますので、費用的にも公益法人が実施するものということで、1万3,000円程度を考えております。

【宮本委員】 全くのど素人ですが、1万3,000円というのは安い、安いという言い方はあれで

すけれども、非常に獣医師会の方には協力をいただくようになると思うんですが、獣医師会の方々からの意見とかはなかったでしょうか。

【本多生活衛生課長】 県の獣医師会も公益法人でございますので、こういった公益事業につきましては、価格を通常の診療価格よりも下げているものと理解しております。

【宮本委員】 そうですね、公益法人ですね、わかりました。

1月24日の新聞に「犬・猫の殺処分4,370匹、昨年度全国最多」という記事が載っておりますので、これを踏まえてのことかなとも思っていました。この中にも「野良猫不妊・去勢支援拡充へ」ということが書いてありますから、そうですね、不幸な犬や猫を減らす協働プロジェクトということでもありますから、殺処分ゼロを目標に置かれて取り組んでいただければと思いますが、先ほどおっしゃった譲渡会は、今の計画では何回というのはありますか。

【本多生活衛生課長】 12カ月のうち1カ月置きぐらいということで、年間6回を考えております。

【宮本委員】 わかりました。冒頭にも言ったんですが、協働プロジェクトということで、これはボランティア団体との協力が不可欠になってくるかと思うんですが、ちょっと意見を賜りまして、ボランティアの方々との意見交換をする場所というか、協議会とか、会合とかというのが平日になっていると。これを土日にしてくれないかというのもあったんですが、そのあたりに関しましては、ボランティアの方々との意見交換もしながら、しやすい時間帯、しやすい曜日を設けていただいて、この事業につなげていただきたいという願いがありますが、そのあたりについてはどんなでしょうか。

【本多生活衛生課長】 動物愛護推進協議会というものもございますけれども、ボランティアとの会議もございます。そういったものにつきましては、やっぱり参加していただくことが大事でございますので、土日も含めまして都合のいい日を設定させていただきたいと考えております。

【宮本委員】 ボランティア団体の方々からのご意見もちょっとはそういった形でありますから、お互いで協働ですから、ぜひしやすい日時を選んでいただいて、殺処分ゼロ、まずは半減を目標という形で3年間されていますけれども、それに向けて取り組んでいただければと思います。そういったボランティアの方々の声もしっかりと聞いていただいて、開催しやすい時間をとっていただければと思います。

【深堀委員】 私もこれを聞こうと思っていたことなので。

不妊・去勢手術は、1頭当たり幾らなのか。雄、雌で金額が違うはずですよ。今、年間200頭に拡大したということで、その部分の予算と、長崎市もやっていますよね。そこの絡みですよ。市町の補助制度と県が今回つけた事業とのすみわけというか、どうなっていますか。

【本多生活衛生課長】 まず、雄・雌の手術費用は、委員がおっしゃるとおり違います。そういった中で、予算の段階では雄が何頭くるのか、雌が何頭くるのかわからないんですけれども、佐世保市、長崎市では、雄の方が大体1万円ぐらいと想定されて、これまでも補助されております。雌の方が1万8,000円ぐらいをめぐりに長崎市、佐世保市で補助がされております。こういった状況も踏まえながら、県の獣医師会と、雄・雌、状況はいろいろあるかもしれないけど、とにかく1頭1万3,000円をお願いしたいというこ

とで今話を進めております。

それから、長崎市、佐世保市は、不妊・去勢手術の助成事業がもう既にございますので、長崎市、佐世保市は県の管轄区域ではないということもございまして、事業区域からは外れております。

【深堀委員】これは新聞記事なんですけれども、これは長崎市の話なんです。この記事によれば、雄は大体2万円、雌は2万5,000円ほどと。ボランティア団体は非常にこの事業について喜んでいて。1匹2,000円の自己負担で済むという話なんですよ、この新聞報道によれば。

今、生活衛生課長の説明では、1匹当たり1万3,000円で提携をするということなんだけれども、長崎市、佐世保市は対象外というふうにおっしゃったけれども、では、諫早や大村の人たちは、この事業によって全く自己負担なしでできると理解していいですか。

【本多生活衛生課長】これはあくまでも地域猫活動を促進するという意味合いで、野良猫を対象とした事業でございます。野良猫の地域ねこ活動ということで、自治会や町内会といった中で地域猫活動を推進していきましょう、ボランティアさんと協力していきましょうということで話が調います、その地域の中にいる野良猫を獣医さんのところに連れて行って不妊・去勢手術を実施するという中身になります。そういったことで個人負担というものはございません。

【深堀委員】わかりました。年間200頭へ拡大という話なんだけれども、実際に長崎市の状況でいけば、これは対象が違うのかもしれないですけれども、長崎市は250頭の助成枠に対して1,000頭前後の応募があったと。これは長崎市の地域猫の話だと思うんですが、そういう実態を見た時に、先ほど生活衛生課長が言われた200

頭という枠、これがどうなのかと思うんですよ。

先ほど宮本委員からも話があったように、犬・猫の殺処分が4,370匹ということで、昨年度は全国最多だったと。県の生活衛生課は、「温暖な気候で冬を越しやすいことや餌を与える人も多いのかもしれない」というふうに分しているということなんだけれども、もう少し分析が必要じゃないかと思うんです。なぜこういった殺処分多いのか、どういう対策をどれぐらいの規模でやらなければいけないのかというのは、分析しないとわからないと思うんですよ。予算関係上、200頭の予算をつけたというんでしょうけれども、そういった分析をした時に全く足りないんじゃないかという率直な感想なんですけど、その点いかがですか。

【本多生活衛生課長】殺処分が全国と比較してどうして長崎県は多いのかということございましてけれども、温暖な気候ということで新聞等ではお話をしております。それだけではなくて、やはり地域の中で魚とかの水産場があるということで、そういった地域には猫が多かったりする。それから、家猫も含めまして、室内飼いというのがなかなか進んでいないと。放し飼いという状況が長崎県ではまだまだ多いんだという状況もありまして、どうしてもその子猫が外で生まれてしまうということも多いと思います。

それから、そういった猫を引き取る窓口が、今、長崎県立保健所管内だけで18カ所あるんですけれども、以前は105カ所ございました。これを20カ所に絞り込んできたんですけれども、まだまだ全国に比べると引き取り箇所が地域の中に点在しているということで、出しやすい状況があるのではないかとということと、先ほど室内飼いが少ないと言いましたけれども、飼い主のマナーとか、不妊・去勢の推進、こういった

飼い猫の不妊・去勢も重要な要素になってくるということで分析しております。殺処分が多いのは、どうしてもそういった状況から本県は多い状況があると。

先ほどの200頭で足りるのかという話もございますけれども、長崎市は350万円ぐらいの予算を組んでやっていたかと思っておりますけれども、順調に長崎市の方もこの事業が推進されて、殺処分の数が減ってきている状況でございますので、県としましても、この3年間で半減ということを目指した根拠としまして、年間、各保健所25頭ずつ不妊・去勢手術をしていけば、3年間で、ほかの事業の効果も含めまして、合わせて半減になるようにということで計算はしております。

【深堀委員】 そういう計算というか、年数をかけていろいろしていくことによって、今言う4,370匹というのは、ある意味不名誉な数だというふうに思ったりするんです。動物愛護団体の皆さんからすれば、とんでもない話だというふうにも思うし、ぜひそれは推移を見ていきたいと思っておりますけれども、着実な事業の展開というのは絶対必要だと思いますので、取組をお願いしておきたいと思っております。終わります。

【高比良委員】 それでは、2点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず、NPOと県がともに働くプロジェクト1,294万1,000円。NPOと県がともに働くというのはずっと続くだけけれども、そもそもこのイメージはわからんわけじゃないんだけど、具体的に実際NPOと県が共に働くというスキームをどういうふうに考えているんですか。この辺から議論したいと思っております。

【村井県民協働課長】 今、高比良委員がおっしゃった事業でございますけれども、その制度が

できました平成25年度から実施しております。実施に当たって制度設計を考えましたのが、NPOと県行政と一緒に事業費、また、労働力、これを一緒に持ち寄って地域の課題とか、あるいは地域の県民ニーズを解決する、そういう取組をやろうということで、実際、それをやる際に、行政からだけではなくて、NPOからその取組の事業の企画書を出していただいています。それを出していただいた上で、行政と一緒にやる部署と、その事業の目的、あるいは役割分担等を協議しながら、練り上げてこの事業を実施しているところでございます。

【高比良委員】 お互いが経費と労力を持ち寄って、そして対等な関係でやっていくと。しかも、加えて言えば、事業の発案とか企画とか、そういったものは民間のNPO団体がイニシアチブを持っているという枠組みでやっておりますという話ですね。

この事業を突き詰めていくと、今の制度というか、行政がひとり公共サービスを担うという仕組みから、例えば公益的な団体とか、公共的な団体とか、そういったところが、言ってみれば、公共サービスの提供を自ら担っていくというような市民社会というか、自立した自治社会というか、そういったものを目指していこうと。言ってみれば新しい公共をつくるというような、ちょっとふりが大きいかもしれないけれども、そういうものにつながっていく一つの契機になってくると思うんですね。

そうすると、そういうものを目指したものとしてやろうとすれば何が問題かとか、やっぱりそこは役所なんですよ。役所の各セクションが、結局、自分たちがいろいろ権限を持ち、金を持ちと、これまで事業もやってきたという枠組みの中で、必ずしも、今言ったいったよう

なことについて望まない、自分たちの領分を侵されるみたいな、そういうふうな抵抗が出てくるわけですよ。

この事業そのものも、先ほど言われたように、むしろそのNPO団体がイニシアチブを持つという話であれば、県庁と言っても県民協働課だけでするわけじゃなくて、各部とあわせ合うんでしょうから、そういう意味で抵抗とか、あるいは、今、県民協働課長から話があったけれども、必ずしもそういったものに合致しないというか、そういったものがないのかどうか。

例えば、もっと平たく言えば、県が考えている事業実施に当たってのサポーターとして使うとか、あるいは県のやっている事業のヘッジというか、隙間で使うとか、そういうふうな本来意図するものではないものというか、どうしてもそっちの方に流れてしまう。そういったことがあり得ないのかどうか、ちょっと現状を話をしてみてください。

【村井県民協働課長】 この事業の制度は、先ほど申しましたように、NPOから実施したいという事業企画書を出してもらいます。その関係で、当然行政がやっている通常の事業、ここの違いというのはどうしても出てこようかと思えます。そこを双方が、どう目的を一致して実施するかというところになるんですけれども。

そこで、多分、県の行政の方はNPOとの協働と申しますか、連携をあんまりしてない部署が例えば出てきたとするとところがあります。また、NPO自体も、どうしても地域で活動していて、自身の活動と現場の状況というのはよく熟知されておりましてけれど、行政との連携というのはなかなか難しい、今まで経験がないところがあります。

私どもはこの制度をする時、そこをうまく連

携、協働を円滑にできないかということで、実はNPOを支援するNPO、いわゆる中間支援組織と呼ばれているんですけど、今までNPOの中で活動されていた方が、いろんな知識や経験が豊富で、実際に他のNPOの運営や活動を支援されている方がいます。残念ながら、実は長崎県にはそういう団体というのは少のうございます。会計とか、環境の分野を支援する団体はいるんですけれども、全般的な運営の支援をやれるという団体は少のうございます。福岡の方ではそういう団体が幾つかございますので、そういう団体の方にこちらに来てもらって、そこをうまくいくような形でフォローとアドバイスをしていただくようにしています。

ただ、さっき申しましたように、確かに県の行政としての考えとか、今までやってきたこととNPOがその地域でやっていることをすり合わせて一つの目的にするというところは、時間とかなりの協議の場が必要かなとは考えております。

【高比良委員】 それはいい仕組みだと思います。コーディネーターというか、アドバイザーというか、そういう人たちのイニシアチブというのは非常に重要で、あるいは調整役にもなってくると思うので、どんどん活用してこの事業を拡大してもらいたいと思います。

かなり県民協働課として苦労しているんじゃないかと思っているんですが、実際、この事業の枠組みはどうなっているんですか。何カ年間の継続事業になっているのか、それとも単年度になっているんですか。今まで幾ら実績があって、その仕組みはどうなっているのか、そこだけ最後に聞きます。

【村井県民協働課長】 この事業でございますけれど、先ほど申し上げましたように平成25年度

から開始しております。

毎年、3カ年新しい事業を創出しまして、平成25年度は3事業ございました。平成26年度から議会の意見等も踏まえまして、少し予算が増えまして、平成26年度が6事業、そして平成27年度が5事業、計14事業を新しく創出してございまして、一応この事業は3カ年、新しい事業を創出するというところでやっています。

最初に創出した事業を、最長3年間継続して実施できるという制度にしてございまして、最長3年間ですけれども、毎年、当然ながらその年の実績と次年度の計画を踏まえて、有識者の方々が審査会を開いて継続の協議等をやっております。

今年度、もう既に新規事業は平成25年度、26年度、27年度で創出が終わりました。平成28年度からは2年以上の継続事業になってございまして、現在、8事業です。来年は最終年度になりまして、5つの継続事業を今予定しているところでございます。

【高比良委員】かつて事業費の増分を求めているということもあるものだから、ぜひ拡充をして、一つひとつ成果を出していただく、そのことを強く期待をしたいと思います。

次に、先ほどから議論があった女性の話です。女性活躍推進事業費と再就職応援事業費です。まず、女性活躍推進事業費ですが、そもそも一般事業主行動計画の策定、そしてまた、その実行を促進すると。企業の意識改革というか、そういった具体的な取組までも支援を強化するといった事業も組みになっているんですね。

ここで言う女性活躍推進法による一般事業主行動計画、これに盛り込むべきポイントというのは何ですか。その辺からお知らせいただきたい。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画につきましては、300人超の企業については義務となっております。県内の111社は全て策定されておりますが、300人以下の事業所においては、今現在、8社という状況でございます。

具体的に何を計画の中でつくっていくかといえますと、まずは、それぞれの事業者が女性活躍の状況を把握していただきます。状況を把握する項目としましては、女性の採用比率、継続年数の男女差、超過勤務の状況、管理職の女性割合、各役職段階の女性割合等々でございます。

こうした状況を把握した中で、それぞれの企業が女性活躍推進に当たっての問題となるべきところを把握し、分析した上で、それぞれの企業の実態に合わせてどう取り組んでいくか。その計画をつくっていただくという流れになっております。

【高比良委員】 そうであれば、一口に言えば、ワーク・ライフ・バランスを確保し、女性が働きやすい就業環境を整備していこうと、それを目指しているんだと。具体的には、今、室長が言ったようなことをやっていくんだという話なんだけれども、その実効性を確保するためには、具体的には各企業が就業規則でそれに則した規定を定めると。例えば、出産等による一時休業制度とか、あるいは復職制度とか、労働時間の縮減とか、いろいろあるでしょうけれども、そういったこと。併せたところで就業規則にも絡むんだけれども、福利厚生制度、これを充実させていく、そこが何としても基本というか、必要だというふうに思うんですが、それを抜きにした働き方改革というのは、幾ら言っても、これはあまり実効性というか、意味をなさないのではないかと思うんですが、そういった本来の

制度の狙いから実効性を構築していく、確保していくという意味において、さっきあった地域別説明会、あるいは職場づくりなどを挙げ、そういうことを目指してやっていくんだと、あるいは貢献するんだと。もっと言えば、この事業はそこに踏み込むんだと、就業規則の改定をさせていこうと。各企業において福利厚生制度を具体的に拡充させていこうと。そういったところまで実績をつくっていくんだということを狙いとしてやっているという理解をしていいのかな、どうですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 今、委員よりご指摘がありました就業規則等の改定等の部分につきましては、産業労働部の所管にもなりますけれども、平成27年から職場環境づくりアドバイザーの派遣をしております。そうした中で、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して、それぞれが会社の実態に合ったところの就業規則ですとか、そういった策定の指導は既に行っております。

今回、私どもでやろうとしておりますのは、それにプラスして就業規則等をきちんとつくるのはもちろんですが、それに加えて、それぞれの会社で、さらに一歩進んで、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍を推進していくためにはどうしたらいいか、そういったところのアドバイスができるような人材を育成すると、それを企業に派遣すると、そういう取組をしたいと考えております。

【高比良委員】 会社が生き生きするためには、職場環境としてどうあるべきかという、だから、就業規則だけにとどまらない範囲だということはいくぶんわかるんですけど、ただ難しいですね。だって、さっき言った企業主そのものが、ワーク・ライフ・バランスにどう取り組んでいったらいい

のか、なかなか認識がそこに及ばないという状況の中では非常に難しいんじゃないかと思うんですけども。ただ、やっぱりそこを目指すのは結構なんですけど、しかし、労働局とか、今言われた雇用労働政策課とか、そういったところと一体となって、基本的に就業規則を改定をするといったところをぜひ追及して頑張ってもらいたいと思います。

もう一つのところだけども、再就職応援事業、これはさっきから言っているようにウーマンズジョブほっとステーションでいろいろ就労支援を行うと。今ないところには地域をまわって巡回相談を行うということだけども、このウーマンズジョブほっとステーションというのは、求職者の人材バンクをつくって、求人側とのマッチングをするという働き、機能は持っているんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 女性の就労相談をしておりますけれども、マッチング機能は持っておりません。

【高比良委員】 例えば、これはこども政策局のこともさっきちょっと出たんですけども、保育士の人材バンクというのを県の保育協会の方に委託してやった。それから、看護協会も以前から独自の人材バンクというのを設けてやっているんですけども、なかなか進んでいないんです。その掘り起こしをもっとやらないとだめだということで、いろいろ議論をして、来年度からこども政策局は保育士の確保の分について、その人材バンク制度、さっき出た潜在的な保育士、そういったところの掘り起こしといったことを中心としながら、もっと力を入れてアクセルを踏もうとしているよね。そういう意味では、就労についての相談にとどまるのではなくて、相談を受けて、こういうところがどうかというい

ろいろなサジェスションというか、お知らせもされるんでしょから、そこに合ったところでマッチングに結びつけるような一定の役割を果たすということが具体的な成果に結びつくことになるんじゃないかと思うんだけど、ここで相談だけ受けて、じゃ、相談を受けた者がどう次に行動するかといったところは、そこはフォローしませんという話になると、なぜそこまで労力をかけてやったのにそこで終わってしまうのかという話になるので、できればそういう意味では少しウィングを伸ばして、正しいという話じゃないけれども、今言ったようなバンク制度をほかのところと結びつけて、例えば医療政策課がやっている、あるいはこども政策局がやっている、その他でもあるのかもしれないけれども、そういったところ一体となって、このウーマンズジョブほっとステーションが、いわば中核的に、全体的な相談から実際の就労、そして、就労からさらに言えば職場環境の改善というか、さっきの事業と併せたところで、そういう一元化した取組になるということが必要ではないかなと思うんだよね、直ちにはいかないかもしれないけれども。その辺について、基本的な考え方を承知したいなと思うんだけど、どうですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 まず、1点、マッチングの機能はないと申しあげましたけれども、女性の就労相談の主な特徴としまして、明確にこういう業種に就きたいというのがない状態の相談が多うございます。そういう意味で、適職診断と言いまして、いろんな生活の状況であったり、家族の状況であったり、本人の嗜好であったりを聞いた上で適職診断をキャリアカウンセラーが実施をすると、そういうことはやっております。

それから、女性全体としての就労をワンストップでできるようなものにすべきではないかということにつきましては、もともと総合就業支援センターがウーマンズジョブほっとステーションという女性向けの就労相談窓口もありますし、若者の就労相談の窓口もあります。高齢者の窓口もあります。女性と言っても、若者であったり高齢者であったりという場合もございますので、そういう意味では一定ワンストップでの相談は受けることができているのではないかと考えております。

また、同じフロアにハローワークもございますので、そういったところにつないでいくという役割も果たしていると考えております。

【高比良委員】産業労働部でもかなり県内就職の促進を図っていかうといったことで、各企業の求人に対して、もっとうこういう取組をした方がいいよとか、早目にいろんな情報提供をしてやった方がいいよとか、あるいは、さっき言ったマッチングに資するようなそういったことについていろいろやってみたりとか、あの手この手で今頑張っている。特に、売り手市場の分についてはさっき言ったけれども、保育とか看護とか、あるいは介護の分野もそうだけれども、それぞれのセクションがどうあったらそのマンパワーをどう確保できるかという取組方もやっている。そういう意味では、それぞれが雇用について頑張っているところ、その情報は全てウーマンズジョブほっとステーション、そういったところで承知をした上で相談をやっていくとか、できればその次のステップに向かって進んでいくとか、ぜひそういうふうな役割を持ってもらいたいなと思っている、より実効性を発揮させるためにね。そのことはすぐには無理かもしれないけれども、徐々にそういう体

制にシフトするように、ぜひお願いしたいと思います。

【堀江委員】 横長資料の31ページの食品安全・消費生活課にお尋ねしたいと思います。

金融対策指導費ですけれども、具体的にどういいう指導なのか、まず教えてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】 これは、いわゆる貸金業の事業者に対する指導でございます。県内に現在20社ございます。一番多い時は20倍、400社とかありましたけれども、今はもう20社になっておりまして、要するにその業者の方に立ち入り調査を毎年、全社行っておりまして、その中で実際の貸し付けがどうなのかとか、平成22年に貸金業法が厳しくなりましたので、実際に貸した時には必ず報告をしなきゃいけないとか、そういうことをきちとなされているとか、そういうものを毎年検査しているということでございます。

【堀江委員】 今の説明で、毎年、今で言うと20社きちんと立ち入りをして、正常に業務がされているかということを確認するという予算であると理解をいたしました。

そこで、私が疑問に思ったのは、この予算は前年比7万円減ですよ。そして、平成28年も前年比9万5,000円減ということで、わずかではあるんですけども、減らされている予算なんです。その部署、その課で幾らか予算を削減していくということがあると理解しているんですけども、その予算に該当しているのかと思ひまして。要は、必要な予算であるし、消費ということでサラ金問題がたくさん問題になった時に法律も改正されて、きちんと報告し、それを点検するというふうに、ある意味毎年同じようなというか、その予算の確保はしていかなければいけないところではないかと認識をし

ている私にとっては、予算が7万円とか9万円とか、毎年減っていくのはいかなものかという思いがありまして、大丈夫なのかという不安がこの横長資料を見た時にあったんですが、その点はどのように認識しておられますか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 約300万円弱ですけれども、一番大きいのは、ここで嘱託職員を1名雇っています。当然その方の分に筆を入れるということにはございません。要はその活動費、出張旅費、検査旅費、それから研修旅費、こういうものを人件費と合わせて出しているわけですけれども、概ねその中で回せるようにはきちとしておりますので、別に業務に支障が出るとか、そういうことであれば、我々も、ただ、この事業で決まりきって何%落とすとかということはやっておりませんので、全体の中でめりはりをつけて予算はつけてまいりますので、そういうご心配はないようにやっております。

【堀江委員】 めりはりをつけるという言葉は非常に使い勝手がいい言葉で、要は、今まで3回行っていた研修を1回にするとか、今まで泊まりで行っていた研修を日帰りにするとか、この間、私が見ていて、そこから削っていくというのが予算を削減するという流れだと思っております。そういう危惧をしてこの金融対策という部分については重要な予算だと私は認識しているので、業務に支障がないようにしていただきたいという意味をお願いをしたいと思っております。

同じくその後の消費生活安全・安心推進事業の中の、今回、活性化基金事業ということでもあるんですが、1,700万円増えていきますよね。これは消費者教育コーディネーターが増えたということですか。増の意味を教えてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】 消費者行政の

事業につきましては、平成21年に消費者庁ができて、そこから国が交付金を交付して、県の方で基金を積んで、平成26年まで間に4億3,000万円の交付金をいただいて、それを毎年取り崩して事業をやってまいりました。その残った分が2,000万円、我が県にあったという実態がございます。

一方で、平成27年度からは、必要な分は消費者庁の方から現年度分ということで交付金を出していただくということで、約6,000万円から7,000万円、今いただいているところでございます。

そういう中で、この基金の2,000万円というのが、もう現年度分を出しているから平成30年度には返すというスキームができておりましたけれども、できれば県内の消費者行政に使わせていただきたいということで、昨年春先から消費者庁の方に相談をずっとしてございまして、そういう中でこの2,000万円を使って、ただし用途を少し限定させてもらうということで、我々が認めていただいたのが、市町への補助金の中に研修旅費を基金で充当していいとか、録音装置を今回新たに、29年度限りということで750万円ほどですけれども、31ページの右側に通話録音装置というのを書いてあります。それに基金をはめていいとか、それとNPO法人が新しく県内でできまして、そういう活動の支援ということでは使っていいということで、概ね今の3項目で2,000万円の基金を充当していますので、前年度比で1,700万円、約2,000万円増えているという状況でございます。

【堀江委員】私が先ほど消費者教育コーディネーターが増えたんですかという質問をしたのは、前年度の横長資料と、この事業概要を比較した際に、前年度にこの消費者教育コーディネータ

ーというのは掲載されてなかったんですね。それで、これは平成29年度からやるのかなと単純に思ったんですが、そこはどうか。

【永橋食品安全・消費生活課長】もちろん、先ほど「めりはり」という言葉を使わせていただいたんですが、新しい部分で消費者コーディネーターというのを、今までも消費者教育というのをやってはいたんですが、新たに消費者教育一本で国から交付金をいただいて、委員おっしゃるように今年度、平成29年度から新たに配置しようということにしております。

金額的に、先ほど申し上げたものが大きかったものですから、私の方で3つ例として挙げましたけれども、消費者教育コーディネーターは基金ではなくて、現年度の交付金の方で新たに認められております。

【堀江委員】ちなみに、この消費者教育コーディネーターは、学校や地域での消費者教育の推進ということですが、小学校、中学校、高校ということでは、実際どうなんですか。

【永橋食品安全・消費生活課長】現在のことで申しますと、高校が主で、今年度37校でございます。消費者コーディネーター、今は相談員ですけれども、1名でやっております。その1名が中心になってやっておりますけれども、どうしてもマンパワー不足で、中学校、小学校となりますと、私どもだけでは手におえない部分がございますので、ここにつきましては各市町の相談員がおられますので、そういう方たちと今一緒に研修会等をやり、教材をつくって、そういう方々が、できれば中学校、小学校というところをやっていただくと。県の方では高校、それから民法で今度成人年齢の引き下げというものがあるので、大学、そういうところは県の方で当面はやっていこうかと考えております。

【吉村(庄)委員】 予算は初めてですから、ちょっとお尋ねします。先ほど出た問題と関連して、予算全体について、まず教えてください。

横長資料の13ページに平成29年度一般会計予算の県民生活部の各課（室）別の総括表が出ているでしょう。ここのところで県民協働課、本年度予算が1億6,729万3,000円のうち一般財源が1億6,188万1,000円、こういう数字が出ていますね。交通・地域安全課の本年度予算が1億2,526万6,000円に対して一般財源が1億1,511万6,000円、こういう数字になっています。それから、生活衛生課が6億7,942万円に対して一般財源が5億4,705万6,000円、こういうふうになっているんですね。下の食品安全・消費生活課も3億2,051万8,000円に対して2億2,579万8,000円。要するに、比較的一般財源が多いところについては、多分それぞれ中身の事業が単独の事業だということだから一般財源が多いという形になっているのもあるんじゃないかと思うんですね。

そこで、県の予算編成方針の中で、単独事業については、つまり簡単に言えば単独費用については一定のマイナスシーリングというか、言い方はちょっと語弊がありますが、こういうやり方をしてきたと思うので、まず1つか2つかについてお尋ねします。

まず、県民協働課1億6,729万3,000円のうち1億6,188万1,000円が一般財源です。国庫支出金541万2,000円という数字です。ここの中について、単独費で縮減されたという事業があるのかどうか。やりくり算段とか、あるいはさっきどこかで出ていためりはりという話があるのかどうか、まず聞かせてください。

【村井県民協働課長】 県民協働課の平成29年度当初予算でございます。県民協働課が一般財

源が多いというのは、一つには国庫支出金等の補助事業なり交付金なりというのが少ないのが現状でございます。実際、私どもは毎年、新しい事業をやる時、財政当局の方から当然その財源捻出は既存事業をスクラップしながらということで、基本的には県の一般財源等を用いた事業の計上等を考えております。

今回、特にございましたのが、先ほどちょっと申しましたNPOと県がともに働くプロジェクトの協働事業でございますけれど、継続事業が減ってきておりますので、そこが1,200万円ほど減っております。

そのほか、事務事業等も一応節約する分は減らしながらやっております。今回、新しい事業として、先ほど政策等決定過程の透明性等の資料の一番上に載ってございました中間支援組織によるNPO支援、そこへの130万円の財源を捻出するためにいろんな事業を節約したりしております。

【吉村(庄)委員】 私が関連してお尋ねしようかと思ったら、NPOボランティア推進費で1,224万4,000円、この科目だけで言うと減っているから、そういうのは単独費用で減ったんじゃないかと言おうと思ったら、あなたがもうお答えになりましたね。そのとおりだと思います。

NPOボランティア推進費のところについては、先ほどから高比良委員からも意見がありましたから、特別申し上げることはございませんが、単独事業で単独費用を縮減しろと、それは県全体としてはいいかもしれないけれども、こういう部分については取捨選択をしながら、さっきのめりはりじゃないですけども、国のメニューにあるものは案外事業として採択してやりやすいんですよ、国もあれしてね。そういう部分じゃないところについて、ほかのところも

そうですが、ひとつ頑張っていたきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、男女参画・女性活躍推進室長、ちょっと早口でわかりにくかったんですが、よく教えてください。これは先ほども高比良委員からありましたが、予算のところでは16ページ、男女共同参画推進費は3,320万2,000円昨年より減っているんですね。そのかわりと言ってはなんですけれども、ながさき女性活躍アクティブプラン事業費は4,903万5,000円、新規事業ということで別の説明資料にもあるように出ていますよね。

そうすると、男女共同参画推進費のものについては、先ほど深堀委員からも出たように、補正のところでは幾らですか、こういう説明があります、約1,000万円補正しているんですね。一般財源で増やした分があって、国庫支出金は1,200万円と、この数が逆転している問題は聞きませんけれどもね。

問題は、ながさき女性輝き応援プロジェクトで1,000万円していたと。これはなぜこうなったかといったら、説明がありましたように市町との関係だということですね。これを勝手に私が考えてみたら、知事の演説の中に先ほどのウーマンズジョブほっとステーションその他の巡回相談云々とか書いてありますように、その前段も書いてありますよね。

例えば、最初に言えば、2の県民生活で減ったり、それから新規事業をやる場所について、「ながさき女性輝き応援プロジェクト」という言葉は出てこないんですよ。もう中身はいろいろあるんだろうと思うから引き継いでいると思っても差し支えないんですけどね。だから、そういう意味で言うと、あなたたちの説明は、これは知事の演説にもあるんだけど、今までのや

り方と国の方向というか、そういうものを考えた中で、今までよりももう一つ進むためにこういう事業を、予算説明書の中では新規で3つか4つか書いてあるんですよ。一つはさっき話があったように企業における女性活躍推進事業で企業とどうだとか、女性の再就職応援事業、それから若者意識改革事業で大学生との関係、それから女性起業家応援事業、これは全部新規事業で、これが先ほど、ながさき女性活躍アクティブプラン事業費4,903万5,000円という数字になっているんですよと、こうなっているんですね。

だから、女性参画の問題をこういうところに焦点を当てながら、活躍できるような体制に持っていくためにもう一つ進んだんですよと、こういう説明があつてしかるべきだと私は思うんです。

その上で、例えば先ほどあった、ながさき女性輝き応援プロジェクトで市町との連携がうまくいかなかったとか、十分でなかったという話もありましたが、それはそれで結構です。結構だけれども、では、企業における女性活動推進事業、女性の再就職応援事業、若者意識改革事業、女性起業家応援事業、これはよく見てみると、そういう催しとか事業を、具体的に県が中心になってやるように受け止められる。

例えば、先ほどの、ながさき女性輝き応援プロジェクトの市町との関係について言えば、16ページにある男女共同参画費の表の金額は1,793万8,000円に減ったんだけど、前は5,114万円だったのを、平成28年度補正では1,000万円ばかり減らして4,019万円になっていたところについて、約1,800万円、このところで市町や推進員等との連携でと書いてある。

その4つの事業は、県が主体となってやる事

業だと受け取れるけれども、そういうことになっているのか。それとも、一番の市町と連携をするというところになっているのか。どっちに重点があるのか、こんな説明がないから、後段を聞かせてください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 ながさき女性活躍アクティブプラン事業費につきましては、県が主体となって取り組みたいと思っております。

そのアクティブプラン事業費の中で、県が取り組む事業と併せて、市町においてもそれぞれの地域の実態に応じたところで女性活躍に取り組んでいただきたいと思います。そういったところに国の交付金もございますので、それも活用したところで一緒に市町も連携をして取り組んでまいりたいということでございます。

【吉村(庄)委員】 それならば、共同計画を総合的に推進する中の事業に全部入れ込んでよかつたんじゃないですか。さっきのめりはりじゃないけれども、重点的にということを考えながら、結果的に言うと県民生活推進の男女共同参画については、ながさき女性活躍アクティブプラン事業と一緒にしたら、これは幾らになりますか。1,793万8,000円と4,903万5,000円。結果的に、去年から言うと増えているんですよ。しかし、上の方では3,320万2,000円も減らしているけど、これは何をどうしたのかと、こういう見方になるでしょう。だから、私はきちっとした丁寧な説明がないといかんと、こういうふうに言っているわけですよ。

次に、人権・同和対策の予算のところを聞きますが、ここでは予算はあんまり変更があっておりません。特に、人権尊重社会づくり推進費で人権同和問題啓発、あるいは企業の人事、それからスポーツ組織と連携協力した人権啓発活

動ということで、それぞれ金額も書いてあるんです。一番大きなのは人権・同和問題啓発費で2,741万6,000円、こういう数字ですね。企業の人事・労務担当者向けの人権啓発セミナーの開催と、こういうふうに書いてあるんですが、こちら辺のセミナーの取扱いについては、今まで以上にプラスして行うのか、それとも、あんまり変わらないようなことで行うのか、その内容を聞かせてください。

【古瀬人権・同和対策課長】 全体額では平成29年度と平成28年度の予算額はそう大きな差はございません。

ただ、中身を見ておりますと、今年度は第2次基本計画の改訂を行いました。その新しい計画に基づいて将来に一本のレールを敷いて、そのレールに基づいて新たな計画を行うということで考えております。既存の継続事業ではございますが、これまで足りなかった部分をさらにフォローアップして、付加価値をつけて、中身を随時見直してやっていく所存でございます。

【吉村(庄)委員】 そういうことで考えていきますと、ここには具体的にあんまり書いてないんですけども、学校教育における人権教育というのはどういうことで実施をされるのか。当然予算審議ですからその中で結構だと思っておりますが、どういう状況で対応しておられますか。それとも、これはそういうところに入っていないくて、教育委員会の予算の中に入っているのか、この辺を区分けするためにお聞かせ願います。

【古瀬人権・同和対策課長】 次の19ページに社会人権・同和教育推進費ということで項目を掲げておりますが、ここが教職員、あるいは社会教育に従事された方、こういった方々に対する啓発の事業でございます。

これは、当然人権教育ですので、私どもの方

で主体的には行いますが、ただ、中身につきましては県教育庁、それから大村にございます教育センターの各教育プログラムの方と連携をしながら行っております。

【吉村(庄)委員】 それではお尋ねいたしますけれども、今のところで、これは教育委員会はきちっとしていると思いますが、同和推進教員というんですか、同推教と普通言っていますが、これはどのくらい小中学校、県立高校でいらっしゃいますか。特に小中学校ではどういう状況になっているのか、教えてください。

【古瀬人権・同和対策課長】 同推、準同推合わせて、今約20名ぐらいだと思います。小中高の分類については、申し訳ございません、今把握はしておりません。

【吉村(庄)委員】 私もここに持たないんですが、県下に小学校が幾つあって、中学校は幾つあるんですかね。県立高校は幾らありますか。それで20人しかいないんですか。

【古瀬人権・同和対策課長】 これは従来から総数で20名、増減は特にないと把握しております。

【吉村(庄)委員】 本来は、そこから先にいくと教育委員会の問題かもしれないけれども、あなたのところは人権・同和対策課ということになっていますが、そういう状況で十分か、十分じゃないかという言い方をするとあれですが、20名の評価はどういうふうになっていんでしょうか。私は、もっと頑張っていたかかないといかんと思いますよ。

もう一つは、例年あんまり変わらないと、企業等のセミナーというのね。一般の皆さん方も含めて、もっと推進してもらわにゃいかんと思うんです。活動を強化してもらわにゃいかんと思いますよ。

というのは、いつの間にかそういう人権のと

ころはずうっと薄れていっているという可能性というか、状況が、特に最近、子どもさんは少なくなりましたから、ずっと成長していく過程の中で薄れてきていると私は思います。だからといって、中高年がきちっとしているというわけでもないんですけれども。そういうふうに思いますので、いわゆる同和推進の担当の教職員の皆さん方の数とか、あるいはまたここにもあるように去年とあんまり変わらないようなことで、企業とか一般も含めたセミナーとかをやっていくというような通り一遍のやり方では私はだめだと思います。その点、前段のことと併せてどういう評価をしていますか。

【古瀬人権・同和対策課長】 確かに同推、準同推は約20名ぐらいでございます。その下に各地区に人権教育研究会というのがございます。これは各市、各ブロックごとに設けております。これで全県下を網羅しているところでございます。この研究会の会員というのは約3,000名、教職員の数が約1万2,000～3,000名とお聞きしておりますので、会員数としては全体の4分の1ぐらいになるかと思えます。

同推、準同推の方々、それから各地区の人権研究協議会を主体としまして、教職員の皆様方に毎年研修を行っておりますが、この研修に参加していただいている数が毎年3,000名ということで、一人の教職員が3年ないし4年に一度は人権教育を受けていただくというような取組で進めております。

【吉村(庄)委員】 実は、私も佐世保地域で労働組合を中心とした人権関係の団体の役員をしているんですよ。その皆さん方もよくお会いしたりしているんです。企業の皆さん方のところにも出かけることがあるんです、担当のところ。非常に遅れているというか、もっと進めな

きゃいかん。確かにあなたが言うように同推教の方がいて、その校区というか、それは小学校におられれば、中学校区とかも担ってやっていらっしゃる。そういう活動も知った上で、今までのように同じことをやったらだめだと、こういうことを私は申し上げているつもりなんです。だから、しっかり頑張っていたきたい。時間がありませんから、必要があれば、またやりますが、時間がなかったらやりません。以上。

【ごう分科会長】ほかに質疑はございませんか。

一旦ここで休憩し、3時20分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 8分 休憩 —

— 午後 3時20分 再開 —

【ごう分科会長】分科会を再開いたします。

引き続き、予算議案について、質疑はありますか。

【深堀委員】1点だけ質問します。

交通安全対策推進費の中の「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業費462万2,000円の分であります。

増加する高齢者による痛ましい事故の減少に向けて取り組む内容であるとは認識をしているんですけれども、事業の中身で、高齢運転者・歩行者交通安全教育、高齢者参加体験型交通安全講習というのが事業の中身として計上されております。この中身を少し説明していただきたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】委員のお尋ねの「なくそう！高齢者交通事故」総合対策事業ということで、平成29年度は462万2,000円を上げさせていただきます。

高齢者の死亡事故、これは委員もご承知のと

おり、全国を挙げて非常に課題となっているところでございまして、長崎県でも昨年、平成28年41名の方が県下で亡くなられ、そのうち30名が高齢者、73.2%という高い構成率になっているところでございます。

今後、高齢者の運転免許人口もどんどん上がる予定でございまして、今から高齢運転者対策、歩行者も含めて加害者とさせない、被害者とさせないということで事業を組んでいるところでございます。

まず、高齢者参加体験型講習会131万7,000円ほど予算をいただいておりますけれども、これにつきましては昨年を例にとれば、交通死亡事故が多発しました雲仙市、佐世保市、そして西海市、それと離島地区から代表で五島地区、この4つの自動車学校を借り受けまして、参加体験型講習会ということで昨年は122名、高齢者を募集しまして、そこで動体視力とか夜間視力、反射神経などの検査も行いました。また、直接自動車教習所の指導員による運転のアドバイス、それからドライブレコーダーを装着して実際に運転コースを回っていただいて、そして自分の運転技術、認知機能が落ちているよということを自覚させます。高齢者の運転だけでなく、今は歩行者がはねられる事故も結構多いものですから、併せて横断歩道の渡り方も高齢者に注意を喚起するというようなところで、高齢者の参加体験型、衝突実験とか、自転車をはねられる実験なんかもして、身につまされる講習会をということで行っております。122名ということで非常に少ないものですから、これを地元を持ち帰って、そこで高齢者自らが交通安全を皆さんに教えてくださいということも併せて伝えるという講習会をやっている状況でございまして。

それと、高齢者の運転免許の自主返納の促進というところでございますけれども、これにつきましても高齢者が立ち寄る病院、薬局等医療機関、老人クラブとか、そういうところに年間約5万枚の広報啓発のチラシを配布するようにして普及啓発を行っております。高齢者の運転免許証の自主返納の促進ということで、いろんな研修会等でも呼びかけているところでございます。

もう一つ、高齢者の歩行者対策ということで反射材用品の普及啓発を行っております。昨年、平成27年は19人、身近な生活道路で歩行者がはねられて亡くなったということで非常に多かったと。平成28年は、これが10名に減りまして、その反射材の着用効果もあつたかなと思っております。いろんなイベントを通してとか、諫早の陸上競技場でV・ファーレン長崎の試合の時にも県警とともにそういう啓発活動をやっております。

それと、広報啓発ということでございますけれども、交通安全連合会に8万4,000人ほど母の会がおりますけれども、これと連携した3世代交流事業ということで、昨年は稲佐小学校の方で200名ほど集めて行っております。（発言する者あり）

【ごう分科会長】 少し簡潔に。

【宮下交通・地域安全課長】 ちょっと長くなりましたけれども、「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業ということで大きく高齢運転者対策、歩行者対策、そして広報啓発ということで事業をさせていただこうと考えているところでございます。

【深堀委員】 平成29年度の事業に載っている高齢運転者・歩行者交通安全教育という事業と、高齢者参加体験型交通安全講習というものを平

成29年度どういった形でやろうとしているのか、対象者は何名、どこどこで何回ということ、今までの実績ではなくて、平成29年度どういうふうにしていくのかということをお教えください。

【宮下交通・地域安全課長】 参加体験型講習会等は、平成28年度の死亡事故を分析しまして、今後計画を立てる予定でございます。

それともう一つ、拡充事業ということで、高齢運転者・歩行者の交通安全教育として予算を180万円いただいてDVDを制作しようということで、これが平成29年度事業に取り入れようかと考えているところでございます。いろんな研修をやるんですけど、なかなか広くできないところがありますから、身近に起きた高齢者事故、歩行者事故をDVD化して、それを普及させようというところで、予算的には180万円ですけれども、拡充事業ということで考えているところでございます。

【深堀委員】 なんでこの質問をしているかというと、講習会の中身を聞きたかったんですよ。

最近、高齢者の講習が、教習所に余裕がなくて、数カ月待ちだということが新聞何社かで報道されているわけですよ。例えば、この新聞記事でいけば、受講待ちの日数が平均68日から73日だった。特に、多いのは岡山県、平均で117日から126日、埼玉県で110日から114日というように、各都道府県警の公表資料で見ると、高齢者の皆さんの講習会がなかなか受けづらくなっているという状況がある。その中で、輪をかけてと言ったらおかしいですけども、高齢者の皆さんが受ける講習というのは、70歳以上に義務づけられている高齢者講習というものと、あとは免許更新時に認知機能検査というのをやりますよね。これが改正道交法で、今までは同

一日にやっていたものが同一日ではなくなるということもあります。

そうなってくれば、今度は教習所の受け皿が、今でもそういうふうに受けたいという人が何カ月も待たなければいけないという状況なのに、輪をかけて待たされるおそれがあるということが、今、報道であっているわけですよ。

そこを踏まえた時に、今回やろうとしている平成29年度の高齢者の交通事故総合対策事業の中の高齢者参加体験型交通安全講習というのが本当に適正にできるのか。だから、規模とか回数とかを聞いたわけですよ。

先ほどの答弁では、去年の実績は雲仙、佐世保、西海、五島で122名ということでやったという報告があったけれども、今年度はまだ、その具体的な話が出てない。本当に大丈夫なのかということですよ。

特に、その講習の中身がどうなのかわかりませんが、認知症の認知機能検査の区分で、認知症のおそれというふうに分類された分類Ⅰの方の事故発生の分類から見ると、そういうふうに分類された人が事故を起こしているという結果も出ているわけですね。そうなった時に、これはあくまでも法的に決められたものですが、そこをサポートするような安全講習になっているのかどうかとか、そのあたりですよ。

予算がそんなに大きくないので、そこまでは多分できてないだろうなと思うんですが、でも、先ほど報告があったように41名の死亡者のうち30名が高齢者という今の状況を鑑みた時に、そこはもっと強化していかなくちゃいかんのではないかと私は考えているんですが、いかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】 委員のご指摘の件ですが、平成29年度事業の体験型講習会の場所

等は今後決めていくということですが、内容につきましても、認知機能検査も法改正があつて3月12日から変わりますので、この辺のところも見込んで、実際どういうものが一番効果があるかということも含めて、教習所とも相談しながら、県警本部とも連携しながら、この辺のところは効率のよい事業に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

【深堀委員】 ぜひ、県内の教習所の状況等々も早急に調査をして、本当に適正にできるのかをしっかりと、本当は予算を計上した時点である程度計画を立てて、どこの地区で何回、何人ぐらいを対象にやるということをはっきり言ってもらわなきゃいけないわけですよ。それが無いというのは、今の全国的な状況から考えた時に、本当に大丈夫なのかと思うんですよね。早急に対応してください。

その関連の中で、先ほども少し説明の中であったと思うんですが、免許証の自主返納ですよ。これは、明日、当委員会の交通局の議案であるんですが、返納者パスという制度を、今、交通局が試験的にやっていて、来年度から本格的に枠を広げるという話があつて、非常にいい対策であるということでいろいろ聞きたいなとは思っているんですが。

私が聞きたいのは、県民生活部長に聞きたいんです。こういうふうに交通地域安全課が所管してこういった事業をやっているんですが、返納者パスというのは、交通局がやる事業なのか。これは、本当は県民生活部がやるべきではないのか。県営バスだけでなく、ほかにバス会社もある、JRもある、私鉄もある。そういった中で、高齢者の皆さんの自主返納を促すためには、何も県営バスだけでやる話じゃなくて、いろんな公共交通を担う事業者と連携をと

って、県民生活部が音頭を取ってやるべき事業だと私は思うんですよ。

交通局にそういうことを言っても、ちょっと議論としてよくないかなと思って、この事業もあるんで、今、聞いているんですけどね。それはどうですか。やらないといかんのじゃないですか。

【吉浜県民生活部長】今、委員おっしゃいましたとおり、あくまで交通局は県営バスということでされていると私どもは理解しております。

一方で、さらにそれを広げてということになりますと、今、私どもの方といたしましては、担当課の方と県警本部の方と連携し、例えばタクシー協会の方に割引をお願いできないかとか、そういったお願いをして回っているところでございます。

さらに、今、やはり高齢者の免許返納は問題になってきておりますので、それにつきましても県警本部、私ども、あと県庁各課で会議体もつくってございまして、その中で今後しっかり議論をしていくということにしております。

【深堀委員】最後にしますけれども、しっかり連携してくださいよ、県警と県民生活部と。交通局が、今、事業をやっているわけですけども、いかにして高齢者の事故を防ぐかということ考えた時に、こういう自主返納を促すことは一つの方策ですよ。その方策を促すために、今、交通局が県営バスとしていい事業をやっている。それを水平展開していくということ部局横断してやっていかないといかんですよ。そのことをぜひお願いして終わりたいと思います。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第47号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

県民生活部長より、総括説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】県民生活部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

「環境生活委員会関係議案説明資料」の「県民生活部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」の1件でございます。その内容は記載のとおりであります。

次に、議案以外の主な所管事項につきましてご説明をいたします。

今回ご報告いたしておりますのは、女性の活躍推進、人権尊重の社会づくりの推進、長崎県人権・教育啓発基本計画の第2次改訂、第3次長崎県犯罪被害者等支援計画の策定、消費者行政の推進についてであり、内容については記載のとおりであります。なお、長崎県人権・教育啓

発基本計画の第2次改訂及び第3次長崎県犯罪被害者等支援計画の策定につきましては、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】次に、県民協働課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【村井県民協働課長】私の方からは、第27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」について、ご説明をさせていただきます。

お手元に「補足説明資料3」と右上に書いたものがございますので、それをご覧いただければと思います。

はじめに、1の条例改正の概要でございます。

今般、国の特定非営利活動促進法、通称NPO法と呼ばれておりますけれども、この法の一部改正に伴いまして、長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正を行おうとするものでございます。

NPO法の規定でございますけれども、NPO法人制度に係る基本的な事項を国の方が定めておりまして、その具体的な事務処理や手続等につきましては、県の条例で定めているところでございます。

資料の(1)でございます。今般の条例改正に係るNPO法の改正内容でございます。2つの事項がございます。

まず、法改正の1点目の事項、①に記載しておりますけれども、法第54条第4項に規定する事項で、特定非営利活動法人、先ほど申しましたようにNPO法人と呼んでおりますけれども、

この認定または仮認定NPO法人が200万円を超える額の金銭の海外送金、または持ち出しに関する書類の事前提出を廃止しまして、同条項を削除するとともに、改正後は金額にかかわらず、毎事業年度1回の事後提出とする改正でございます。改正理由でございますけれども、該当する法人の事務作業負担の軽減を図るためでございます。

なお、今申しました認定・仮認定NPO法人と申しますのはどのような法人かと申しますと、資料の下段の参考に記載しておりますとおり、NPO法人として認証されました団体のうち、高い公益性を持つ客観的な基準、具体的に申しますと、例えば寄付額または寄付者数などが一定以上あって、広く市民の支援を受けていること、または運営組織や経理、活動が適正であることなど8つの基準がございます。それら高い公益性を持つ基準に適合すると認定された法人がこの認定、あるいは仮認定NPO法人と申しまして、特に仮認定と申しますNPO法人でございますけれども、これは設立5年以内の法人を対象としたスタートアップの支援を行うということでの制度でございます。この仮認定NPO法人は8つの基準のうち、特にハードルの高い基準の一つ、先ほどちょっと申しました寄付額または寄付者数が一定以上ある、この一つの基準を除いた7つの基準に適合すると認定された法人が仮認定法人でございます。

今年2月末現在でございますけれども、本県のNPO法人数が490法人ございまして、そのうち認定NPO法人が7法人、仮認定NPO法人が3法人、それぞれ認定をされております。

この認定を受けますと、当該認定NPO法人等に寄付した個人や法人等につきましては税制上の優遇措置があることから、法人にとっても

活動資金の獲得が容易になることや、高い公益性を持つ基準に適合した団体であることから、対外的な信頼度も高くなるということを目的とした制度でございます。

なお、今回、法改正がなされました海外への送金等の関係書類の事前提出の規定でございますけれども、この認定NPO法人制度を悪用して寄付金等がテロ資金などに不正に使用されることを防止するために設けられていたものでございます。

続きまして、資料の法改正2点目の事項、②でございます。

法第58条第1項に規定する仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更する改正でございます。

改正理由でございますけれども、仮認定という名称が寄付を集めにくいということで、関係団体より名称変更の要望があり、今回改正をしたものでございます。

改正の施行日はいずれも平成29年4月1日でございます。

続きまして、資料の裏面2ページ目をご覧ください。

以上のNPO法の改正に伴いまして、今回上程しております条例議案の改正内容でございますけれども、以下に記載しております。

まず、条例の第13条の改正についてでございます。法第54条第4項の改正に伴いまして、規定する認定・仮認定NPO法人が200万円を超える額の金銭の海外への送金等に関する書類の事前提出の規定を削除しまして、「事後、遅滞なく」の文句を加える改正となっております。

続きまして、条例第17条から19条の改正でございますけれども、法の改正に伴いまして、条例第17条及び第18条につきましては規定する

法第54条第4項の文言を削除するもので、条例第19条につきましては規定する法第54条第5項を4項に繰り上げる改正を行うものでございます。

次に、条例第15条及び第16条の改正でございますけれども、法の改正に伴いまして、両条項に規定します「仮認定特定非営利活動法人」の文言を「特例認定特定非営利活動法人」に変更する改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第27号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【村井県民協働課長】 続いて、私の方から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本

委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。

はじめに、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金についての昨年11月から本年1月の実績は、資料に記載のとおり、直接補助金、平成28年度地域における女性活躍推進事業補助金の1件となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての昨年11月から本年1月の実績は、長崎県製菓衛生師試験委員会の1件となっております、その内容については資料3ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 次に、人権・同和対策課長及び交通・地域安全課長より、補足説明の申し出があったおりますので、これを受けることといたします。

【古瀬人権・同和対策課長】 私の方からは、長崎県人権教育・啓発基本計画の第2次改訂最終案についてご説明をいたします。

関係資料はお手持ちの補足説明資料1-1と1-2でございます。なお、お配りしました資料はカラー刷りではございませんで、モノクロでございますが、ご了承いただきたいと存じます。

この最終案は、さきの11月定例会の当常任委員会において、素案としてご説明をいたしました内容に加えまして、その後、パブリックコメントで寄せられたご意見などを反映して策定した最終計画案でございます。

補足説明資料1-1の1ページをご覧ください。

1ページの中ほどでございますが、この計画は人権推進の取組について、本県の施策の基本的な方向性を示すために、平成18年3月に策定

をいたしました。

その後、平成24年に計画の第1次改訂を行いましたが、前回の改訂から5カ年が経過し、人権を取り巻く社会的な状況が変化していることなどから、今般、第2次の改訂を行うものでございます。

2ページをお開きください。

計画の構成でございますが、この計画は2ページ目の第I章から、5ページ目の第VI章で成り立っております。

3ページに第III章として計画の目標と基本方針をうたっております。目標は、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を掲げております。これは県民一人ひとりが人権の大切さについて、理性と感性を高め、日常生活において態度や行動にあらわれるような人権感覚を磨くことによって、人権意識に満ちあふれた地域社会が実現することを狙いとしてこのように定めたものでございます。

基本方針として4つの項目を設けておりますが、これらの方針を具体的に示したものが第IV章でございます。その第IV章におきまして、人権教育は人の一生涯を通して学ぶことが重要でございますので、学校における教育はもとより、家庭や地域社会における教育、そして、企業、団体における教育の推進について定めております。また、職務上、人権に特に関係が深い公務員や医療・福祉・保健関係者に対する研修の取組の推進などについてうたっております。

次に、4ページから5ページにわたって第V章でございますが、それぞれ個別の重要課題ごとの人権施策について定めております。ここには、11項目の個別課題を掲げておりますが、今般の改定におきましては10番目に掲げております性的マイノリティの人権及び11番の項目の中

の（2）災害時における人権尊重を新たに項目として追加いたしましたところでございます。

性的マイノリティの人権に関しましては、補足説明資料、この厚い方の1の2の70ページから71ページに記載いたしておりますが、近年、LGBTに代表される方々への理解の高まりが求められております。県民の皆様には性的マイノリティの存在を正しく認識していただき、性に関する多様なあり方について理解と関心を深めていただくということを目的として、教育啓発の充実と推進に努めてまいります。

また、災害時における人権尊重に関しましては、同じく資料1の2の73ページに記載をいたしておりますが、さきの熊本地震や東日本大震災を経験して、災害により避難生活を余儀なくされた際の避難所などにおける被災者への配慮やプライバシーを確保した設備装置、防犯体制の構築などを定めております。

このほかに新たに設けた内容の主なものとしたしましては、1の女性の人権におきまして、DV、性犯罪などにかかる被害者への支援や防犯対策を設けました。これは同じく資料の25ページと29ページに掲げております。

また、2の子どもの人権におきましては、昨今、大きな問題となっております子どもの貧困対策の推進を設けたところでございます。これは、同じく34ページでございます。

4の障害のある人の人権におきまして、障害者差別解消法や、この法律に先立って制定されました本県の条例に基づいた積極的な取組の推進を設けているところでございます。これは同じく41ページ、それから44から45ページに掲げております。こういった内容について追加をしたところでございます。

今回、策定いたしますこの第2次改訂基本計

画に基づきまして、一つひとつの人権課題の解決を目指し、引き続き取組を進めてまいりたいと存じますので、今後とも、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、後日、正式に冊子を印刷製本いたしますこの計画書には、視覚障害のあられる方々への合理的配慮といたしまして、ページごとに文字を音声として読み取ることができる二次元のSPコードをページの下に印刷いたしますことを申し添えたいと存じます。

【宮下交通・地域安全課長】 それでは、私から「第3次長崎県犯罪被害者支援計画（最終案）」の概要についてご説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料2-1をご覧ください。

まず、1、計画策定の趣旨についてであります。これまでの支援計画につきましては、平成16年に制定、公布されました犯罪被害者等基本法をもとに、翌平成17年、国において策定されました犯罪被害者等基本計画を踏まえ、長崎県における犯罪被害者等の支援を総合的に推進していくために、平成20年1月に「長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定いたしまして、平成23年3月には、「新長崎県犯罪被害者等支援計画」として計画の改定を行い、今日に至っております。

昨年、平成28年、国の「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されましたことや、また、前回の改定から5カ年が経過し、犯罪被害者等をめぐる情勢も変化していることなどから、計画名を国計画の第3次に合わせまして、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」として新たに策定いたしまして、本県における犯罪被害者等の支援に関する施策を適切に推進していくこととしたものでございます。

次に、計画の性格についてでございます。今回の計画は、犯罪被害者等基本法第5条、地方公共団体の責務として規定されております国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有するという趣旨を踏まえまして、県として犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や関係機関、団体等を行う施策等を総合的かつ体系的にまとめたものとなっております。

次に、3、計画の適用についてであります。本計画は、平成29年度から平成33年度までの5カ年を適用期間としております。ただし、この5カ年間のうち、施策等の進捗状況や犯罪被害者等を取り巻く情勢の変化を考慮し、必要に応じ随時見直しを行うものとしております。

次に、4、計画の基本的な考え方についてでございます。（1）の基本目標及び（2）の基本的視点については、現行計画から引き続いての目標、視点を掲げており、資料に記載のとおりでございます。

資料2ページをご覧ください。上段（3）の重点課題についてでございますが、この重点課題は、今回新たに設定した項目でありまして、基本法及び国の基本計画を踏まえまして、以下に述べる5つの重点課題を掲げ、その課題に対応した施策に取り組んでいくこととしております。

次の5番目、策定のポイントにつきましては、2点ほど掲げさせていただいております。まず、1点目の重点課題の設定であります。国の基本計画を踏まえまして、こちらに記載の①損害回復・経済的支援の取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤県民の理解の増進と配慮・協力の確保

への取組、この5つの重点課題のもとに12の施策と各種施策を整理して盛り込んでおります。

これら5つの重点課題と12の施策及び個別の取組につきましては、別に添付しております「犯罪被害者支援に向けた施策の体系」をご覧ください。

次に、2点目でございます。（2）の国の基本計画及び重点課題を踏まえた取組の追加等につきましては、国の第3次基本計画策定に当たりまして、潜在化しやすい犯罪被害者等への適切な支援がポイントとして掲げられておりまして、相談体制の充実、国民の理解の促進等が計画に盛り込まれております。

これらを踏まえまして、被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する適切な支援として、主なものとしては、そこに書いてあります性暴力被害者支援「サポートながさき」の設置・運営から、性暴力被害者にかかる医療費等の助成等、これらを本計画素案に盛り込んでおります。

以上のとおり、今回新たに設定しました5つの重点課題のもとに、今後も犯罪被害者等の視点に立ちながら、適切な支援策を県警及び関係機関・団体と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「第3次長崎県犯罪被害者支援計画（最終案）」の概要について、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【堀江委員】部長説明の中で2点尋ねたいと思います。

まず、長崎県人権教育・啓発基本計画の中の女性の登用の問題です。女性の人権の問題で、26ページに県の審議会等委員への女性の登用率は34%、それから県職員における管理職、課長級以上に占める女性の割合は5%にとどまっているということで、さらに拡大していく必要があるという現状を踏まえて、29ページに具体的施策の方向として、県や市町の審議会等の委員への女性の参画を促進しますと。また、県における管理職等への女性の登用を推進しますと。そしてまた、女性の参画を促進しますと。

言葉としては促進と推進を使って、それでいいんですけど、この具体的施策ということでは、これではちょっと今までと同じではないか。今までだって、促進、推進というふうに言ってきたと思うし、それでも審議会への登用がなかなかいかないし、そこには充て職というのがあって、いわゆる会長であったり、そういうところに女性が就任できてないという現状がある。結果として、充て職、何とか委員長、会長を充てるので女性が登用できないというのがありましたよね。そういう点から見ると、この29ページの具体的施策の方向というのでは、促進や推進という言葉でおさめるにはちょっと不十分ではないか。もう少し、いわゆる具体的な施策というのがあるべきではないかと思うんですが、その見解をお示してください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】今後の具体的施策の方向ですけれども、資料にも記載しておりますとおりの、「第3次長崎県男女協働参

画基本計画—ながさき“輝”プラン—2020」を策定しております。

女性の人権につきましても、こちらの施策の中で取組も含めまして実施してまいりたいと考えております。

例えば、県や市町の審議会等の委員への女性の参画の促進でございますけれども、委員ご指摘のとおり、なかなか一朝一夕にはいかない課題だと捉えております。

例えば、市町の審議会等の委員につきましては、全国を見ても低い状況にあります。まずは、それぞれの地域での女性のリーダーを増やしていく必要があると考えております。私どもの方で男女共同参画推進員という推進員の方を委嘱して、それぞれの地域での活動の取組を推進しておりますけれども、そういった推進員の候補になる方であるとか、地域のリーダーになる方、そういった方に対する人材育成の研修に努めてまいりたいと考えております。

それから、県における管理職等への女性の登用の推進につきましては、これは総務部の所管にはなりますけれども、特定事業主行動計画を策定して、その中で女性の登用促進にも取り組むこととしていると考えています。

【堀江委員】今、男女参画・女性活躍推進室長が言われた、例えば県や市町の審議会等の委員への女性の参画を促進しますということでは、具体的に女性のリーダーを増やす、地域で研修会を行って、女性のリーダーをまずは増やしていきたいという、今の内容というのはこの計画の中の何ページに書かれていますか。一応読んだつもりですけど、なかなか私が読み切れていないんですけども。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】今、私が申し上げましたことは、この人権の計画の中に

は具体的には記載をされておられません。ただ、最初に申し上げましたとおり、具体的施策の方向性として、第3次男女参画の方の計画に基づいて取り組んでいくということですので、そちらの計画の中に盛り込まれていることをお答えいたしました。

【堀江委員】わかりました。じゃ具体的施策の方向というのは、長崎県人権教育・啓発基本計画だけでは読み取れないということなんですね。そちらの方の計画も読み込まないと、具体的施策はわからないということですね。この29ページの具体的施策の方向が促進というだけでは不十分だと思っているので、説明を受けると、それも一つの方向としてという見解は理解をいたしますが、でも、県民がこれだけ読んだ時には、ちょっと説明不足ではないかという面があります。

それから、県の管理職への女性の登用の推進ですね。これはもちろん今、説明があったように推進の立場は理解しますが、なぜ課長級につくことを希望しないのか。家庭の事情、それももちろんそうですけれども、そこをどう見るのかというのが一つ。要するに、周りからやれよやれよというか、課長職の試験を受けるんですかね。それを受けると言うだけではできない理由があるんでしょう、それぞれの女性には。もちろん、置かれてみて初めて能力というのは身につけていくと私は思っていますので、私はできないと思っても、課長職なり課長級職について、いろんな対応をする中で力をつけていくというふうに私は思っていますから、そういう観点で女性を育ててほしいと思うんですけれども。でも、そこに行くまでの一歩がなかなかできないという部分をどうクリアしていくのか。そうしない限り、なかなか課長職を受けろよと言う

だけでは、これはできないと思うんですけれども、その点はどんなふうに認識しておられるのか。推進というだけでは進まないと思っているので、見解があればお示してください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 県の取組につきましては、一部総務部の所管になるところもございまして、私どもは企業の方の女性登用を推進する立場として申し上げますと、やはり委員ご指摘のとおり、これまで女性がいろいろなスキルを身につける機会に恵まれていなかったというところもあろうかと思えます。かつ、ワーク・ライフ・バランスという話になりますけれども、やはり家庭との両立のところで一歩踏み込めない。例えば、自分がチャレンジしたいと思っても、そこに手を挙げることを躊躇するといった意識もあろうかと思えます。ですので、私どもとしては、まずは企業側に女性登用、女性の活躍を推進していくための意識を持っていただきたいということ、それと併せまして、女性の方の意識を改革していく、もしくはそういった悩みを共有する場をつくっていく、そういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

【堀江委員】一応この長崎県人権教育・啓発基本計画でどうなのかという質疑なので、私としてはその中に女性の活躍という部分、女性の人権という部分で盛り込まれているから、じゃ、具体的施策の方向がこれだけでいいのかということに疑問を持っていたので質疑をしたんですが、直接の担当は総務部ということになるので、はっきり言って細かいところまではこの場では答えられないという回答だと理解いたしました。

そうであれば、総務部の方に、女性の登用の推進だけに限らず、なぜ課長職につくという一歩を踏み出せないかというアンケートなり、そ

この実態を十分把握されて、何が必要かという部分で対応していただきたいということをこの場では要望しておきたいと思います。

もう一つ、長崎県犯罪被害者等支援計画で、最初、この計画の「はじめに」というのがあるでしょう。はじめに、平成28年4月に国の第3次犯罪被害者等基本計画が策定をされて、内閣府から警察庁に業務移管したという大きな変化がありました。国は、内閣府から警察庁に業務移管したんですが、それはなぜですか。

【宮下交通・地域安全課長】 昨年4月1日に内閣府から警察庁の方にこの犯罪被害者支援の業務が移管されております。

その理由はどうしてかということでございますけれども、詳しいいきさつは私も把握しておりませんが、内閣府をスリム化するという考えからというふうなことでご理解していただきたいと思います。

【堀江委員】 国が所管するところが、今までだったら内閣府だったと。それが今度警察庁に移管をしたと。その時に長崎県は、今までどおりこの計画は県民生活部がやるんでしょう。県警に移管するわけじゃないんですよね。でも、直接国の法律の根拠になるのは警察庁が所管しているわけでしょう。そうであれば、なぜ国が業務移管したのか。なぜ長崎県がそこに移管しないのか。移管する理由がちゃんとあって、今までどおり県民生活部がするということになるのか。そこをきちんと説明しないと。これは大きな計画の転機でしょう。その答弁は納得できませんね。かもしれないで答弁していいですか。かもしれないじゃだめですよ。そのために「はじめに」と書いているんじゃないですか。精査して答弁を求めます。

【宮下交通・地域安全課長】 その辺のところは

国は内閣府から警察庁に移られたわけでございますけど、この犯罪被害者支援というのは、第1次、第2次、第3次計画で流れてきているわけであり、県民生活部が担当しているわけでございます。被害者支援の所掌事務も交通・地域安全課となっているわけでございますが、この計画案の策定、今後の被害者支援に当たっては、県警とも連携をとりながらやっていく予定でございます。国は内閣府から警察庁に移った、これも県警に移すべきではないかというご意見でございますが、これは県の総合窓口というところでありますので、そのまま県民生活部の方で担当していきたいと思っている次第でございます。

【堀江委員】 だから、私は県警がすべきだとは言っていないでしょう。国が大きな転換の時期にあると認識しているわけだから、なんで移ったのと聞いているんですよ。なんで移ったかは把握していないのですか。

【吉浜県民生活部長】 国の方で、内閣府・内閣官房の業務が肥大しているという問題意識がありまして、この業務に限らず、内閣官房・内閣府の業務で他省庁に移せるものはないかということを検討していく中で、この被害者支援につきましては、まさに警察庁で担当できるということで移されたものだと考えております。

【堀江委員】 要は、根拠となるところが、それこそ、例えば私は福祉が長かったので、いわゆるどこになるか、厚労省になるか、教育委員会になるかによって、同じ業務でもどこが主になるかで対応が違ってくるわけです。だから、行政が持っているところの部分というのは、極端な話、国は警察庁が所管しているのであれば県警というのが、より業務が明確にできるのではないかと。もちろん、それは一概にはいきません

よ、県の規模もあるし。そういうことでちょっと私としてはそこを疑問に思ったんですね。国が移動したのに大丈夫なのかと。長崎県としてはきちんとそれなりの見解はあるのかと。

そうすると、部長の答弁としては、いやいや、大きな転換期といっても、内閣府の業務が大きくなったから、それを小さくするために、その中から見たらこの犯罪被害者の分は、それはもう警察庁でいけるからやっただけのことで、大して意味がありませんということなんですか。

【吉浜県民生活部長】 もともと内閣官房・内閣府というのは、その時の重要な課題というのを扱うということが組織上の目標になっておりました、その中でも一定落ち着いてきたものというか、一時ピークにあったものが落ち着いてきたものについては、内閣官房・内閣府の業務が大分膨らんできているので移していこうという流れの中で、この犯罪被害者支援の関係も移ったものと承知しております、決してこの業務自体が軽くなったとか、そういうことで移ったものではないと認識しています。

ただ、県といたしましては、これまでの経緯もございまして、また担当課の方が総合窓口として現在県庁、あと県警との関係でも機能してきているということもありますので、そういったことを踏まえ、同時に、併せて県警との連携も今までのようにしっかりとやっていくということで、引き続き県民生活部の方で担当させていただいているということでございます。

【堀江委員】 でも、内閣府というのは、一番総理に近いんですよ、極端な話。だから、一番の重点施策を内閣府がこれまでもってきたという経緯があると私は認識しているので、移動になったというところの大きな転換期という認識は

一つ捉えないといけないのではないかと考えているところです。

同時に、やはり今回、いろんな被害者等基本計画の中では、本当にこれまで以上に県警のかかわり、警察庁のかかわりが密接になっていると私は思っています。例えば、43ページから被害回復のプロセスということで、それぞれどういう被害を受けた時にどうなるかというのを、あくまでも一事例ということですが、原則的な話で、一般論ということでそれぞれ述べられているんですけれども、それを見ても、やはり県警が主になるべき部分も非常に多いのではないかとことも私自身思ったものですから、県民生活部がだめだとは言っていないし、大丈夫だとは思っていないけれども、より以上に県警との兼ね合いがどうなのかという思いが非常にしたので、国とのかかわりでどうだったのかという疑問をここで投げかけたわけです。

そこで、この43ページの被害回復のプロセスというのがあるんですけれども、人間、なかなか経験しないことを、その場でとっさに経験した時にどう対処するかというのはなかなか難しいと思うんですが、こんなふうに、この事件の時にはここになりますけど、なかなか難しいですよ。もうみんな知っているわけじゃないというか、極端な話、そういう被害に遭って初めて、この問題はどこに行けばいいのかというのを考えるというか、初めて知ることになるんです。そういう意味では、例えばこの被害回復のプロセスがあるんですけども、相談窓口、相談がここであるなり、あるいはもう一括、いろんなことがあった時、ここという時には、考えたらやっぱり県警かなと思うんです。とにかく何かあった時に相談するという窓口は、それぞれ窓口が違うんですけど、その広報なりを周知しない

限り、この計画というのは絵に描いた餅に終わってしまうと思うんです。そういう最初のとっかかり、これをどんなふうに県民に周知をするのか。私的にはいろいろとっかかりが、ここで、ここで、ここでというよりも、もうここに行ったらいいという思いがあるんですけど、その点、最初の窓口をどうするのかという点ではどんなふうにお考えですか。

【宮下交通・地域安全課長】先ほどのことに戻らせていただきまして、国は警察庁に移行するところで、国の方から長崎県の方に対しましては、犯罪被害者支援については総合行政を担う県で引き続き行ってほしいというふうな内容も含まれましたので、つけ加えさせていただきます。

先ほどの相談窓口等の周知のところだと思いますけれども、この計画案をつくって皆さんに知らせる広報の必要性がありますので、各市町についてはこの計画案を送って周知しているところもありますし、県のホームページにも載せております。あらゆる広報メディアを今後も使って周知・広報に努めたいと思っていますところでございます。

【堀江委員】課長の最初の答弁はわかりませんね。何、国はどこですか。どこが長崎県に対して県民生活部でやっていいよと言ったのですか。言っている意味がわかりません。どういうことですか。一々国が言いますか。長崎県はこう、長野県はこう、三重県はこうと言ったのですか。そういう答弁をしたのですか、今。意味がわかりません。わかるように言ってください。

【宮下交通・地域安全課長】内閣府から全国の都道府県へ警察庁に移行する時に通知があるわけですが、その時に犯罪被害者支援の業務につきましては、これまでどおり総合行政

の県で引き続き、行ってほしいとの指示があって、引き続き担当にならせていただいたというところがございます。

【ごう委員長】堀江委員、時間がきましたので。ほかに質問はありませんか。

【高比良委員】交通の担当ばかりですまないけれども、交通公園について質疑をしたいと思えます。

予算が1,607万6,000円計上されていたので、予算のところでもよかったんだけど、予算だけにとどまらないものだから、今やろうと思っています。

まず、1,607万6,000円の中身は何か。それから、どういうことをどれだけぐらいのロットでやっているのか、お知らせください。

【宮下交通・地域安全課長】今、委員お尋ねの長崎交通公園の運営費のところでございます。平成29年度予算1,607万6,000円ということで計上されております。

これにつきましては、昭和46年7月に、委員もご承知だと思いますが、警察学校の跡地に交通公園が設置されまして、今、運営しているところでございます。職員が5名おります。この内訳といたしましては、人件費が5名で1,086万円ほど、運営業務費300万6,000円、施設維持管理費等85万円、長崎市からの負担金795万円ほどありまして、合計1,607万円ほどになっている状況でございます。

【高比良委員】課長、さっきから黙って聞いているんだけど、もう少し的確に答えないとだめだぞ。今、答弁を求めたのは、中身は何かということと併せて、どういうことをどれぐらいのロットでやっているのかということを知りたいわけなんです。今は積算の人件費だと、そういった話だけだったでしょう。具体的な中身を議論

するんだから、どういうことをやっているのか、ここはきちんと答えなきゃ。

【ごう委員長】 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

— 午後 4時22分 休憩 —

— 午後 4時30分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【宮下交通・地域安全課長】 失礼いたしました。ここの事業概要でございますけれども、設置目的といたしましては、児童等に交通知識の普及及び交通道德の涵養を図るとともに、県民に憩いの場を提供するという事で、先ほど言いました職員数5人で、月曜日休園のみで、午前9時から午後5時までやっております。

交通安全教室や自転車教室等を実施して、要は児童生徒、子どもたちへの交通安全知識の普及、マナーの向上等に努めていると、そのような概略でございます。

【高比良委員】 これは交通安全協会かに委託をしてやっているんじゃないですか、指定管理で。どうしているのか。その職員5人というのは何ですか。

【宮下交通・地域安全課長】 5人の内訳でございますが、副園長・副管理者1名と技術指導員が2名、事務員が1名、臨時職員が1名と、そのような内訳になっております。交通安全協会の職員ということでございます。

【高比良委員】 交通安全協会に委託をしてやっているということだね。

そうしたら、今、児童の交通安全教室とか、そういう話があったんだけど、この交通公園の利用者の近年の推移、それと利用者の地域別割合と年代別割合、これはどうなっていますか。

【宮下交通・地域安全課長】 最近の利用状況でございますけれども、平成27年度が13万7,000人、本年度が平成29年1月末で11万5,000人でございます。昨年からすれば、プラス2,500人ということで、大体おおよそ5年間の平均が12万1,000人でございますので、平成27年度は確かに13万7,000人ありました。平成28年度も11万人を超えておりますので、昨年より入園者は増加しているところでございます。

地域別は、おおよそ9割が長崎市民と、1割程度が市外というところでございます。

【高比良委員】 9割が長崎市内の住民、子どもたち、1割が長崎市外、長与町、時津町といったところを指しているのかな。

この交通公園については長崎市に移管をするといったことで、行革でそういうスタンスになっていたと思うんですけども、それは今でも生きているんですか、どうなんですか。

【宮下交通・地域安全課長】 委員のお尋ねの長崎交通公園の長崎市への移管問題、この協議につきましては、先ほど言いましたとおり9割が長崎市民ということで、地元根差した交通安全教育は地元で行うのが妥当という判断で、今でも長崎市と移管協議を継続しております。昨年も10月に1回、今年も2月14日と、長崎市とは2回ほど協議をやっているところでございますが、いまだに移管になっていないということで、今後も引き続き、継続して移管の協議を重ねる予定としております。

【高比良委員】 地元のことは地元でという話があったけど、本当にそうなの。じゃ、長崎市を除いた12市8町というのは全部地元でやっているのか。実態はどうなんですか。

【宮下交通・地域安全課長】 交通公園につきましては、佐世保市の方にもありますけれども、

佐世保市につきましては佐世保市単独で運営しているところがございます。

【高比良委員】佐世保市は単独でやっているというのは承知しているんですよ。佐世保市だけでしょう。ほかのところはどうなっているの。地元のことは地元でと言うんだったら、ほかの市町においてもそれぞれ責任を持って、特に児童の交通安全対策といったことは推奨して実践をしていく、そのための予算も計上してやっていくという構図ができてなきゃいけないけれども、そういうふうになっていますか。長与町、時津町もそうなっているの。実態はどうなんですか。

【宮下交通・地域安全課長】長与町の実態は、私もよく把握しておりません。長与町民、地元には交通公園に代わる施設があるかないか、ちょっと把握してないところがございます。

【高比良委員】だから、そういうことを軽々に言うてはだめですよ。これがなぜ行革で長崎市への移管ということが俎上に上がっているかという、今、答弁もあったとおり、9割近くは長崎市在住の児童に限定をされていると。だったら、佐世保市も単独でやっているから、長崎市に移管して長崎市で所管してやるべきじゃないかという議論の流れの中で話が出ているんだよ。果たしてそうか。それでいいのかということも議論したいと思って、わざわざ回りくどく今話をしているんだけど。

この児童を中心とした交通安全教育を推進するツールとして、この交通公園というのをどういうふうに所管としては考えているのか、そこはきちんと話をしてくれ。

【宮下交通・地域安全課長】長崎県内の子どもの交通死亡事故は10年間に4名ということで、非常に少なくなっておりますし、去年は長崎市

内では重大事故もありましたけれども、子どもの事故は減少しています。そういうところも含めれば、この交通公園の存在意義というところがございますが、子ども、児童生徒に対して交通ルール、交通安全の教育、そういうことを教える場とすれば必要不可欠なものと考えております。また、昭和46年に設置した時、プラスして憩いの場としてつくるんだというところがありましたけれども、子どもたちも休みの時はそこに弁当などを持って来ている状況もあり、そういうことも含めれば、併せて必要不可欠な施設ではないかと考えているところがございます。

【高比良委員】必要不可欠だと、そういう話だよ。そういう中で、一方では県から手を放して長崎市の方に全部お任せというのは、それは矛盾した話でしょう、主張として。

率直に言って、この交通公園というのは、私は交通安全対策を推進していくツールとしては一層活用していかなければならないという立場にある、そういう考え方にあるんですよ。もちろん、長崎市の児童生徒が大半を占めるということですから、一定負担金を取って運営費に充当している。それはそれでいい。それでいいけれども、県の基本的なスタンスとして、これを移管してしまおうということが、その考え方が基本的にまだ県のスタンスとしてオーソライズされたままなんだという話だったら、1,600万円今回かけるんだけど、せっかくだって本当にもっと有効に活用していこうという姿勢よりは、いつかは手を放してしまおうという、そういうことが考え方の一方にあって、本当にこれを活かし切っていこうというような姿勢になっていかないんじゃないか。それを危惧するわけです。9割は確かに長崎市という話だけでも、もっと小中学校、幼稚園、そうい

ったところも含めたところで、課外授業あたりでここをもっと活用していくとか、もっと幅広に訴えて、広域的な利用の促進を図るといのは、これはやり方次第でできるはずですよ。そういうことをやってない。それで、結果として長崎市ばかり偏重している。だから、これはもう市町でやるんだという、そういう安直な考え方、流れになってしまっている。

今、交通・地域安全課長が言ったように、必要不可欠だと、これをしっかり運営をしていて、12万人も利用者がいるという中で、その底辺をさらに拡大していくという意味では、非常に有効な施設だと思っているんですよ。もう少し中身を改善しなきゃいかんし、もう少し機能も高めなきゃいかん、そういうふうに思います。ところが、そういうものも手つかずになってしまっている。言ってみれば宙ぶらりんのまま運営しているわけです。それはちょっと所管課としては、それで甘受していいのかという姿勢になるべきじゃないかと思うんですよ。だから、とにかく有効に活用して、とにかく頑張ってみると。本当にその意義をさらに高めると。それでもやっぱりいろんな問題があって、その利用者数というの、むしろ低迷をしてきたというか減少する。そういう中で、じゃ、これに代わる手段として子どもに対する交通安全対策、さっき高齢者の話があったけれども、そういう他に代わり得る手段というか、そういうものを講じることによって補填できるという施策ができれば、用途廃止ということがあってもいいのかもしれない。あるいは、別の名目が立つ中で長崎市に移管をするということがあってもいいのかもしれないけれども。

言いたいのは、今やっていることが、ある意味さっき言った行革絡みの中で足かせになって、

少し本腰が入っていないのではないかと。活かそうと思ったら、もっと活かすことができるんじゃないか。そういうことをやって、県として、交通安全対策の必要なツールとして、もっと活かしていくという基本姿勢に立ち返るべきではないかということをお主張したいわけです。この辺について、どう考えますか。

【吉浜県民生活部長】この交通公園につきましては、その必要性、重要性につきまして、先ほど課長が答弁したとおりでございます。ただ、一方で、これまで、今もそうでございますけれども、この行革プランの中でそういう位置づけをされているというのは、地域に根差した交通安全教育は地元市町で管理運営するのが適切であるという考え方に基づいて行っているものでございます。

ただ、いずれにいたしましても、現時点では委員おっしゃいますとおり、県の方で管理しておりますので、ただ漫然とするのではなくて、どうしたら有効に活用できるか、そういったことについて、しっかりと考えた上で、県が今、所管しておりますので、運営をしていく必要があると考えています。

【高比良委員】県と市町の役割の違いというのは、県の場合は広域総合行動・対応という話なんです、キーワードで言えば。だから、地元というか、市町でやるべきものよりも、より効果が出るような総合的な取組をしていく。あるいは、市町ではなかなか予算措置も難しいから、そこは県として、ある意味拠点というか、あるいは中心になるものというか、そういうものをこしらえてやっていく、これはもう物だけの話ではないんだけれども、そういう役割がある。

そうである一方で、今言われるように、地元のことは地元というか、交通安全対策、本当に

日常生活の話だから、そこは市町でやってよというんだったら、じゃ、一体なんでこういうものをつくったのかという話になる。だから、市町とダブることがあってもいいんですよ、ある意味。そういうのは行政の今のやり方の中でいっぱいあるんだよ。ひとえにこれだけの話じゃないと思うんですよ。それよりも、なんでこれをつくったか。議論のきっかけは、要するに行革のきっかけは佐世保市で単独でやっているからというだけの話なんだよ。そこの均衡だけの話で言っているんですよ。そうじゃなくて、本質論の話に立ち返るべきだと私は言っているんです。

だから、そういう意味では、せっかくあるものをしっかり活かしていく。さっき環境部の議論の中で、自然公園施設整備について、これは簡単に市町に移譲するのではなくて、その意義をもっと発揮するためには自ら管理をして、利用促進のツールにすべきだという議論をしたんだけど、それと同じで、せっかくつくったものはしっかり活用する、まずそこに立つべきではないか。それはいろいろ手を変え品を変えやったとしても、なかなか利用が進まない。ほかにもっと予算として縮減をした中でもやれるという手法があれば、そこによりシフトをしていくと。それはその限りでいいだろうと思うんだけど。どうもそういう意味で、ちょっとこの扱いがあやふやになっているということは、県民生活部として、もう一度再考すべきじゃないかと思っているんですよ。毎年、しかも1,600万円かけてやっているという話だったら。この辺は、ぜひ真剣に議論をしてもらいたいと思っているんですよ。昔つくった行革の話だから、これにずっと引きずられる必要はないと思っているんだよ。市の方の負担割合をもう

少し増やすと、それはそれでいいと思うんだけど、もう少し機能発揮ができるような装置づくりということに、ぜひ取り組んでもらいたい。これは強くお願いしたいと思っているんです。さらに検討を進めてもらいたいと思いますが、どうですか、部長、もう一回。

【吉浜県民生活部長】先ほどもご答弁申し上げましたけれども、現在、県の所管でございますので、それをどう有効活用していくかというのは、今まさに県が考えることでございますので、そこは県としてしっかり考えていきたいと思っております。

【吉村(庄)委員】特に、人権教育と犯罪被害者等支援計画について共通するのかなと思っておりますが、お尋ねをします。

まず、人権のところでは、先ほど言いましたようなところ、こういうのを読んだ上で先ほど人権のところも言っておりましたから、しっかり子どものところ、学校教育のところ、ほかのところもですけれども、企業セミナーその他を含めてしっかり頑張っていたきたい、こういうふうに思います。

それで、犯罪のところでもストーカーとか何とかいろいろ書いてありますね。それからDV、ご夫婦のところ。その他のところで児童のいじめというのがありますね。子どもの関係で育児放棄とか、ネグレクトという言い方があるのかな、ついでに育児の中にはいろんなことがありますから、もちろんしつけとか何とか、生活、そういうものもある中で、もちろん教育もあります。教育放棄というか、子どもたちも、憲法による基本的人権から言うと、何人も教育を受ける権利があるというふうに基本的人権があるわけですね。そういうのを親が育児放棄することによってどうだというのものもある。そうすると、

そこはまた生活の関係で子どもの貧困対策、ここにもあります。そういうのがあるんですけども、ここら辺がほとんど触れられていなくて、いじめまではちゃんと触れられているけれども。これはこういうところに入らないのかどうか、聞かせてください。犯罪被害者等支援計画の中に、子どものいじめというものはあるけれども、育児放棄というのがきちっと入っていないと思うんですが、いかがですか。

【古瀬人権・同和対策課長】 犯罪の中には、確かに委員ご指摘のようにそういった部分は入ってはおりません。ただ、子どもの人権、それからこれは第Ⅳ章でございますか、家庭における人権の推進という中で、子どもの貧困というのはいろんな要素が絡んでいるというふうに思いますし、一つの要素だけではなくて、教育のみならず、福祉の面、それから学校における教育の部分、そういった部分に絡んでいる問題でございますので、ここでは家庭における部分、それから子どもの人権における部分、それから学校における教育の部分ということで、関連させてうたっているところでございます。

【吉村(庄)委員】 犯罪等のところについて言えば、これはいじめもですけども、子どもの虐待というのが入ってないでしょう。虐待とも通じるところがあるんですよね、育児放棄というのは。生活困窮という問題との関係におけることと言ったりすると、人権の方にももちろんそういう教育を受ける権利というのがあるでしょう。私は一部そういう虐待云々で入っていますから、きちっとその中に位置づける必要があるんじゃないかと思えますけれども、これは人権と犯罪被害者等支援のところ、両方一緒にどういうふうにお考えなのか、お知らせ願いたいと、こう思います。

【宮下交通・地域安全課長】 児童虐待でございますけれども、この犯罪被害者等支援計画のところにも、相談体制の充実ということで載せていただいております。

この児童虐待はこども家庭課の範疇でございますけれども、こども・女性・障害者支援センター、これが365日、24時間体制で相談体制を確立ということで、非常にこの虐待問題は社会的に影響が大きい事案でございますして、この計画案におきましては重要な視点であろうかと思っております。この辺のところも児童虐待、この相談体制も整えておりますので、今後とも手厚い対策をとらせていただきたい、そのように考えているところでございます。

【吉村(庄)委員】 犯罪被害者等支援計画の18ページに、これは予防という意味かな、安全確保という意味でちゃんと書いてあるんですよ。児童虐待とか、そういうものについて、犯罪者の方、被害者になるところについて防止装置を考えましょうとか、保護対策を考えましょうとか、ずっといって、人権のことも関係ある。19ページ一番上の(7)に書いてあるでしょう。こども・女性・障害者支援センターも入り込んできちっとやっていきたいと思います。だから、逆に言って、そういう育児放棄とか、生活困窮との関係におけるとか、いじめとか虐待という言葉はこういうところにきちっと入ってないけれども、こういう部分との関係において対応はされるべきだと、ちゃんと考えていくべきだと、こういうふうにあなたたちの答弁はならなきゃいかんのですよ。

それからもう一つ、人権のところもそうなんです。結局そうでしょう。子どもたちの問題から言えば、育児放棄イコール教育放棄、育て

る、食事の世話をしたりなんかすること、貧困対策との関係もあるかもしれないけれども、やっぱり人権を侵しているということになるんですよ、育児放棄というのは。子どもから言うと、誰だって、少なくとも一定の時期になれば小学校に行かせてもらって教育を受ける権利というのはあるとなっているんだから。そういう意味では人権でしょう。そういう意味で、やっぱり考え方というのは、私はこの2つの中で少し足りないんじゃないかと、こういうふうに思っていますから、心していただきたいなど。そういうものをちゃんと、考え方自体の中には具体的に言葉としては出てこないけれども、そういう人権も守っていくと、あるいは一方ではそういうところにはかせないような、犯罪にならないように、ひよっとすると犯罪までいくかもしれないけれども、防止対策、そういうところにちゃんといくような考え方を持っていくべきだと、こういう考え方を持ってほしいと思う。

というのは、佐世保市で事例があったんですよ。教育放棄の問題について、相談体制なんかを学校、地域が一緒になって、あなたたちの県の機関とも一緒になってやって、結果的に長くかかったけれども、私もちょっとタッチしましたが、そういうことの中で育児放棄のところ、虐待も含めてあったところについて問題解決を何とか図っていったというのがあって、あなたたち県の機関もこういうところとの関係の中で、19ページに書いてあるでしょう。こども・女性・障害者支援センター、長崎も佐世保も書いてあります。たまたま2つ書いてありますが、そういうところも一緒になってやっているというのがあるわけだから。何か視野が狭いですよね。だから、それを私はぜひお願いしたいと思います。

それから、これの大きい人権教育・啓発基本計画の中で、人権問題をあれする時に、あなたたちは参考資料の中に世界人権宣言、大いに結構ですよ、当然前提になるものだから。日本国憲法当然ですね、先ほどから言っているように。ずっとあって、県の人権教育協議会の設置要綱だとか、人権教育基本方針とか、指導方法のあり方云々、基本計画、大いに結構ですよ。しかし、あなたたちは子どもたちの問題の人権とか何とかを考えるとからいって、あなたたち、長崎県少年保護育成条例というのを持たないんですか。こういうのは関係ないの。参考と書いている。私は絶対条件とは言わないけれども、保護育成条例というのを県が持っているというのであれば、例えば人権問題の計画をつくるにはそういう条例も持っていることもきちっと上げるべきだと、こういうように思いますが、部長、答弁。

【ごう委員長】 答弁できますか。

【吉村(庄)委員】 そこら辺について、室長もそうかもしれないけれども、県民生活部長がそういうところがなかったら、こんなことがどうだというのは、あなたは知っておかにやいかん。あるいは、ほかの課長さんたちも知っているんだから、青少年保護育成条例というのがあるのは。人権とか犯罪予防とか何とかの時は関係あるんですよ。後ろの方は、たまたまそういうのをくっつけてないから。しかし、この人権のところは一番表の目次のところに書いているんですよ、参考資料。それなのに青少年保護育成条例が入ってないというのは私はわからん。こういうことですから、後からまとめるに答弁があればしてもらいたい、こう思います。

具体的なところ、先ほど堀江委員からもありましたが、審議会等における女性委員の登用、

それから管理職の話もありました。今はいろいろ申し上げます。ただ、県の審議会における女性委員の登用促進を図るということで、平成33年4月1日までに40%、現在、平成29年12月で35.2%です。そして、その順位が平成27年の4月1日と言えば、全国で言うと32位、一番よかった平成23年頃は29位だったんですよ。そして、これも考えてもらわないといかんですよ、部長。九州の順位は7位でしょう。

審議会というのは、例えばあなたの関係で言えば、あなたの関係の審議会はあなたのところでつくって知事が任命するのかな。そういうシステムでしょう。だから、あなたが選ぶ時に、女性委員を増やせば率は増えるんですよ。こういうことになってくるんです。

女性の管理職登用、県の中での管理職登用等はやっぱり性質はちょっと違うと思うけど、審議会の委員について言えば、やり方次第でできないことはないでしょう。もう少し増やすことについて段階的でもいいから。どうですか。あなたのところがつくる審議会であれば、自分のところがこういうことでどうでしょうかと、適任はいるはずだから。

その点については後で答弁してもらいたいです。その前に、女性の審議会の委員で、ほかのところまで全部チェックしているかどうか知りませんが、ダブっている人はいませんか。私が女性だったとして、こっちの委員に出ている、こっちの審議会にも出ている、こういう方はいらっしゃいませんか。そういう実態について、わかっていますか。

【吉浜県民生活部長】 審議会の委員については、その人がすぐれているということもあるんでしょうけれども、確かにダブられている方もいらっしゃるの事実だと思います。

今、県での審議会で女性の方に委員とさせていただくことを進めないといけないということでございますけれども、その点につきましては男女参画の基本計画の中でも目標を掲げておられて、その中で40%というのを掲げてございます。その目標を達成するべく全庁的に計画を立てて実施していくことにしてございまして、当然県民生活部でもその目標を上回るようなことで取組を進めていきたいと考えています。

【吉村(庄)委員】 考え方はいいですよ、書いてありますから。そういうことだと思う。しかし、現状、平成27年4月1日で九州ではどんじりでしょう。どんじりというか、沖縄まで入れたら8つあるからどうかね。7位ですよ。全国でも32位ですよ。一時、先ほど言ったでしょう、もっと古いですけども、平成24年だって29位、平成23年だって29位、こういう時もあったんですから。あなたたちが資料で出しているんだから。

だから、部長、恥ずかしいと思わないですか、九州で7位というのを。どんじりですよ、簡単に言えば。それは沖縄がどういう立場になって、その中の数字がどこにあるのか、8位にあるのか、どこが8位になるのか知らんけれども。どうですか、そう思いませんか。

だから、何年度までに40%というのは、あなたたちの計画で掲げてやっていこうというのは聞いている。ここに書いてある資料があるから。そんなことでもできる部分があるじゃないかと。ダブったりなんかしているのをダブらないようにすることと同時に、やっぱり審議会の委員というのは適任がおられると思うんですよ、女性で。だから、やろうと思えばもう少しやれるという範囲の中に入るんだと、ほかのこともいろいろあるけれども。どうですか。

【吉浜県民生活部長】 今、委員おっしゃいまし

たように、平成27年4月の全国順位は32位、九州の順位は7位ということでございます。そういった現状を踏まえまして、新しい男女参画の基本計画が今年度から始まっておりますけれども、その中で平成32年度までに40%という目標を掲げてやっていこうとしております。今、順次、審議会の委員の方も任期等がありますので、できるところからしっかりその目標に向けて取り組んでいき、少しずつこの悪い順位というのを解消していきたいと思っています。

【吉村(庄)委員】 あんまり拘ることはございませんが、頑張ると言うんだから、拘らないけれども、それじゃ、その40%にした時に、九州各県の中で何位を目指していますか。そんなのがわかっていないでしょう。わかっておりますか。40%になったら何位になるんですか。平成33年3月31日ですよ。平成32年度末に40%にしたら、その時に九州各県の中で何位になっていますか。そんな目標を持たないでしょう。持っていますか、持っていたら聞かせてください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 現状、九州の中で何位を目指すという目標は設定しておりません。ただ、国の男女共同参画基本計画の中でも、都道府県の審議会の委員は40%を目指すということとされておりまして、恐らく他府県についても同様の目標を設定されているものと思いますので、遜色がないところまではもっていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 去年の平成27年の4月で7位なんてね、どっこいどっこいぐらいの半分までいくぐらいね。県民所得も低い、ほかにもいろいろありますけれども、県の職員の賃金だって全国で三十何位ですよ。7位なんて言わないで、というぐらいに、40%が大体国の基本的な方針の中であるのであれば、大体フィフティー・フ

ィフティーというか、そういう部分に行くのかなというのは、今の室長の答弁でいいですけども、期待をいたしますから、頑張っていたいただきたいと思います。以上、終わり。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 5時 1分 休憩 —

— 午後 5時 2分 再開 —

【ごう委員長】 再開いたします。

【宮下交通・地域安全課長】 先ほど、高比良委員からのご質問のところで、交通公園の委託のところで、私も委託でということで説明したんですけれども、指定管理ということなんです。話の流れで、そのように言ってしまいましたので、訂正をよろしくお願いします。

【ごう委員長】 では、本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時より、引き続き県民生活部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 5時 3分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年3月8日

自 午前10時 0分
至 午後 3時57分
於 本館5-A会議室

交 通 局 長 山口 雄二 君
管 理 部 長 笠山 浩昭 君
営 業 部 長 小川 雅純 君
貸 切 部 長 濱口 清 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 野本 三雄 君
" 吉村 庄二 君
" 溝口 芙美雄 君
" 中島 廣義 君
" 下条 ふみまさ 君
" 高比良 元 君
" 堀江 ひとみ 君
" 深堀 浩 君
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県 民 生 活 部 長 吉浜 隆雄 君
県 民 協 働 課 長 村井 正人 君
男女参画・女性活躍推進室長 中尾美恵子 君
人権・同和対策課長 古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長 宮下 直樹 君
統 計 課 長 松尾 和子 君
生 活 衛 生 課 長 本多 秀男 君
食 品 安 全 ・ 消 費 生 活 課 長 永橋 法昭 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、県民生活部関係の審査を行います。

まず初めに、資料の訂正があるということです。

【宮下交通・地域安全課長】 おはようございます。

大変申しわけありませんが、昨日、私が補足説明資料として説明いたしました「第3次長崎県犯罪被害者支援計画(案)」をご覧ください。

計画案の19ページの(7)の上から4行目でございます。この括弧書きのところでございます。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター)、この後に「佐世保こども・女性・障害者支援センター」の追加をお願いしたいと思います。

この児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備の取組は、佐世保こども・女性・障害者支援センターも取り組んでいる内容でありまして、資料のチェック漏れでございます。大変申しわけございません。

以上、訂正方お願いします。

【ごう委員長】 それでは、これより、議案外所管事務一般についての質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

【深堀委員】では、消費生活センター関係でお尋ねしたいと思います。

昨日の予算案の時も幾つか質疑があっただけですが、まず、県内に設置されている消費生活センターの状況について確認をしたいと思います。

消費者安全法に基づいて都道府県には設置義務があって、市町村については努力規定というふうになっておりますけれども、その状況をお願いします。

【永橋食品安全・消費生活課長】県内の消費センターの設置状況でございますけれども、深堀委員おっしゃいますとおり、消費者安全法の中で県は必置義務、各市町は必置義務ではございません。しかしながら、国のほうから、5万人以上の市町については、まず設置をしてほしい。それから、5万人以下の市町については、各県2分の1を目安に設置という指導がっております。

そういうことを受けて、本県では、平成21年に、消費者行政が本格的に始まりまして、国の交付金を活用しながら、平成27年に対馬市がセンターを設置して、13市にすべて設置されているということで、現在のところ、センターとしては13市に設置がありまして、ほかの町につきましては、相談窓口をそれぞれ設置しているという状況でございます。

【深堀委員】今、報告があったように、13市では設置が既に済んだと。あとは、残るは町ですね。町にセンターはないけれども、相談窓口は庁舎の中にあるということで理解をしておりますけれども、相談の実態ですよ。

県は、6名の相談体制で、平成27年度に3,053件、平成26年度は3,290件の相談を受け付けて

いるという状況なんですけど、今のは県のセンターですけども、県全体の相談の状況という傾向とか、恐らく以前質疑をした時に、相談の9割は電話による相談だというふうに報告を受けているんですけども、そのあたりの実態をつかんでいらっしゃるでしょうか。

【永橋食品安全・消費生活課長】相談の件数で申しますと、委員がおっしゃったように、県が約3,000件でございます。それから、市町のほうが平成27年度で見ますと、8,661件でございます。トータル1万1,714件という状況でございます。おっしゃるように、まず電話での相談のほうが多いという実態はございます。

【深堀委員】県全体でいけば、大体1万1,000件前後ぐらいがあるということですね。センターがあるところ、相談窓口のところ、いろいろ体制、人員の配置云々があるんですけども、県全体の課題がないのかどうかです。

というのが、これは消費者庁のホームページを調べてみたんですけども、消費生活センターでの課題が何かという項目があって、それを見ると、まず一つ目に、苦情の原因についての究明調査が十分でない、担当関連部局への処理結果が伝達されていない、また、伝達されても放置されている、伝達のためのルールが必ずしも確立されていないなどの問題があります。

苦情処理について、多くの場合、処理基準も明確でなく、ごく抽象的かつ事務的な規定に基づいている。そのため、消費生活相談員、あるいは責任者の考え方によって処理が左右される面が大きい。というような、これは消費者庁の中身ですよ。という課題があるというふうに消費者庁も認識をしている。

で、じゃ、本県、どうなのと。設置はされている。相談件数は1万1,000件ぐらいある。こう

いった消費者庁の見解に基づいた時に、長崎県の実態としてはどうなのか。どうでしょうか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 21市町があって、13消費生活センターがあるということ为先ほど申しあげましたけれども、現在、18市町に35人の相談員がおられます。一番多いのは長崎市で5名、次に多いのが大村市の4名、佐世保市3名という順でございます。

長崎市、佐世保市につきましては、もう歴史もありまして、相談員さんのベテランの方がおられて、市の中でほとんど完結をされているという状況でございますけれども、ほかの市町につきましては、特に1人とか2人のところというのは、相談員さんの入れ替えもありますし、おっしゃるように、市町によってばらつきが出てくる可能性もありますので、県のほうでは、平成27年度から市町支援員ということで、今まで県の相談員という仕事をやっていたのを、もう市町支援専門に、各市町に必要なに応じて回るし、そういうことで、相談の中身の質の均一性というか、レベルアップを図るという取組をしております。

それとともに、2カ月に一回ぐらい研修会を各市町の職員さんと呼んでやっておりますし、新しく市町に配属された相談員さんにつきましては、県のセンターに来ていただいて、OJTではありませんけれども、実際にそこに職員と一緒に座って数日間を2回経験していただくというようなことでレベルアップを図っていくというようなことに取り組んでいるところでございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。予算の時にも、そういった活性化事業費という中で幾らか報告があったわけですがけれども、先ほど私が紹介したように、消費者庁の認識でいろいろば

らつきもあると、いろんな個別の事案によってある。だから、やはりそこは県全体の相談体制のレベルアップを図っていく必要があるわけですから、そこが1名体制、相談員が1名で本当に大丈夫なのかということも、私は少し疑問に思っています。

何かありますか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 1名というので、出て回るのは1名なんですけれども、実際には、年間約300件ぐらい、市町で対応ができないというちょっと難しい、そういうものは県のほうに上がってきて、県のほうの相談員と一緒にあっせん等の解決をやっているという実態がございます。

ということで、先ほどの佐世保、長崎は各市で完結されていると申しあげましたが、長崎と佐世保はおおむね自分の市の中で最後までやってらっしゃるんですけれども、それ以外のところは、ご要望があれば、県と市と一緒にやっていくという状況でございます。

【深堀委員】 ぜひそこはやってほしいというふうに思います。強化して欲しいと。

ちょっと視点を変えて、前も委員会に所属していた時とか、一般質問でもちょっとやったことがあるんですけれども、先ほど長崎市は5名体制だというふうに言われました。県は6名でしたね。設置されている場所が、長崎県は駅前にあります。長崎市が設置しているのはメルカつきまちにあります。本当に長崎市の中心部に消費生活センターというのが2つある。一つは県、一つは長崎市。で、相談の9割以上は電話なんですよ。

ということ考えた時に、もうちょっとね、県は設置義務があるわけだから、それはいいんだけど、長崎市とコラボするというか、連

携してすれば、もう少し人員を、例えば県全体の支援をする人、今、1名になっているわけだけれども、そこを増やすことができるんじゃないかなど。例えば、一つのフロアに県、市のセンターという形になれば、業務が効率化するし、そういうことができないのかなということ、以前提案したことがあって、でも、それは全然前に進んでいませんけれども、今すぐどうのこうのということではないんだけど、少し連携を強化して業務をもうちょっと深化させるとか、効率化するというのを、もう少し市と、私は調整したほうがいいと思うんだけど、その点、どうですか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 以前、深堀委員が本会議でそういう趣旨のご質問、ご意見を出されたということは私も伺っております。

その後、県と長崎市と実際には話しして、「市はメルカつきまちにすべての窓口をワンストップで置くことを考えております」というようなことを長崎市の方がおっしゃったという当時の記録も見ているところでございますけれども、その時にも深堀委員のほうからご指摘がございましたとおり、本来であれば県の役割、市の役割というのがありますので、そこは一定やっていきたいと思っているんですけれども、どうしても相談者によっては、地元には相談しにくいという方も中にはおられるんです。これは、今回私が来て、相談の方ともいろいろ意見交換をする中で、「実態ってどうなんでしょうか」というようなことを聞いたら、「本来であれば市町に、まずは一義的に」ということで県も言えるんですけれども、それでも、やっぱり県のほうに相談したいという方も中にはというか、小さくなればなるほどおられるという実態もございます。

そういうのも踏まえて、今のところ、やはり別々にあってやったほうがいいんじゃないかということをおっしゃいますし、今回、新県庁舎になりましたら、相談センターも県庁の中に一体になってやっていこうと思っておりますので、そういうことで、当面進めていこうと考えております。

【深堀委員】 わかりました。見解はわかりました。

ただ、私が言っているのは、県全体のことも考えないといかんし、長崎地区での効率化というのも考えないといかんという視点からちょっとお話をしているので、どういった形が理想なのかというのは、今が、私は一番いいとは決して思っていないので、例えば長崎市民の方でいろいろなトラブルがあった時に、2つあるわけだから、どっちに相談しようかと悩むと言ったらおかしいけれども、どっちかなと思う人もいると思うんですよね。

そういったことを考えた時に、どういう形が一番理想なのかというのは、これからも調査、研究してほしいなということをおっしゃいます。今から、委員会の中でまたいろいろ議論はしていきますけれども、そういった方向で検討は続けてほしいなというふうに思います。

終わります。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 一つだけ質問いたします。

交通・地域安全課のほうで、2月21日にいただいた資料の環境生活委員会の事業概要説明資料の中の15ページに、性暴力被害者支援事業というのがあります。「サポートながさき」ですかね、これについてお尋ねいたします。

平成27年4月から開始された事業ということでありまして、今、平成29年3月、もう少しで2

年となろうとしておりますが、性暴力被害者の心身の負担軽減であったりだとか、さまざまな健康回復、潜在化防止を図るためにということで、いろんな関係機関、団体が連携しながら支援を行っていきますよということがあります。

現状をちょっとお聞きしたいのですが、相談業務、そしてまた、関係機関、団体との連携による支援とさまざまありますが、相談件数をお示しいただければと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 委員お尋ねの相談実績、これは昨年、平成28年4月に開設したわけでございますが、12月末の統計で恐れ入ります。4月から12月末まで、相談件数が225件でございます。

相談の対応別の件数といたしましては、電話相談が171件、面接相談が33件、直接支援が21件となっております。

このうち、直接支援の21件の内訳といたしましては、弁護士相談への付き添いの支援が6件、警察等への付き添い支援が15件でございます。この警察等の「等」ということは、警察とか学校、家庭訪問、その他関係機関への付き添いのごことでございます。これが15件となっております。

【宮本委員】 225件ですね、直接来られる方も33件ですね。電話が171件ということであります。どうなのでしょう、当初の想定されていたものとの数字を見られて、現状といいますか、多い、少ない、もうちょっと関係、協力団体との連携を密にしていかなければならない、さまざまあるかと思いますが、思っていた想定とどんな感じでしょうか。

【宮下交通・地域安全課長】 この225件でございますが、当初、私どもが他県の事例等踏まえて予想していた件数は、年間150件程度かなと

ということなんですけど、大体年間、これくらいのペースでいけば300件ぐらいで、予想の2倍程度になっているかなということで、予想より倍程度のようなイメージでございます。

関係機関の連携ということでございますけれども、公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターに業務委託しておるわけでございますけど、これは警察の早期援助団体で、その点、警察と一体となったような連携をとりながら、相談員もこなしている状況でございます。

あとは、直接支援になれば、弁護士さんとか弁護士協会とか、臨床心理士さんのいるカウンセリングです。臨床心理士会、産婦人科医会等と連携しながら、今支援を行っているという状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。多いですね。長崎でも直近では、痛ましい事件が起こっていますもんね。そういったことからすると、非常に警察との連携というのも大事になるんじゃないかなというのは、一つあったものですから、お聞きいたしました。

地域別とかという統計というのはとられてらっしゃるのでしょうか。県北だとか、県央とか、お願いします。

【宮下交通・地域安全課長】 12月末までの21市町、何件相談を受理したかという一覧表があります。これでいけば、大きなところで長崎市が122件、佐世保市が44件、大村市22件で、全部で21市町のうちに相談が寄せられた市町が8つ、残り13市町からは相談がないということで、やはり大きな市のほうが件数が多いということで、そのような状況になっております。

加えて説明すれば、離島地区ですね、離島の壱岐、五島、新上五島は相談がありません。対馬からは2件ほど、そのような地区別になって

おります。

【宮本委員】承知いたしました。長崎、佐世保、大村が多いということですので、今後、体制を整えていくという面からするならば、どんなでしょうね、サテライトという形でも県北とか、離島地域でも窓口の設置というのも大事になるんじゃないかなという気はいたしますが、今後の展開というのであれば、どんなでしょうか、窓口を増やすというものは。

【宮下交通・地域安全課長】委員のご指摘のサテライト、窓口を増やしたらどうかというようなところでございますけど、本土地区はおおむね2時間で赴こうとすれば行けます。今、専門相談員の女性相談員が軸となりまして、合わせて5人でこの相談をやっているもので、本土地区は、何とかその支援に直接行くことができますので、その辺のところは、今の体制で継続していきたいと思っております。

そして問題は、この前の11月の委員会でもご指摘を受けておりました離島支援です。離島地区はということで、今、手つかずでおったわけでございますけど、関係部局の福祉保健部とか、こども家庭課のご協力を得まして、離島地区も離島の支援員を配置しようということで、対馬、五島、壱岐は、振興局の福祉保健部、保健師さんをお願いしています。こども・女性・障害者支援センターの婦人相談業務を担っているものですから、兼務業務でそこをお願いしました。

新上五島地区はということでございますが、ここには、福祉事務所の職員さんがその任務を担っているということで、一応離島まで、今回お願いをして、近々3月10日、研修会を開きまして、4月1日から離島のほうも体制を整えようかと、そういうふうな運用で、今後は継続していこうと思っている次第でございます。

【宮本委員】わかりました。離島地区にも設置ということであるので、離島の方々にも安心していただける場所が増えていくというのはいいことだと思いますが、広報というんですかね、こういったのができましたと、もちろん今までもされてらっしゃると思うんですけど、周知徹底を行うためには、広く県民の方々、島民の方々に示していかなければならないと思いますが、広報については、今後どのような展開をされますか。

【宮下交通・地域安全課長】今後の広報の前に、今までどういった広報をやったかというところで、少し触れさせていただければ、開設に当たりましても新聞・テレビで伝えていただいて、あと、「つたえる県ながさき」とか、県のホームページにも載せたり、そして、広報啓発用のリーフレットがありますけれども、これを2万枚つくったり、広報用のポスターを3,000枚、これを県医師会、歯科医師会とか、さまざまな関係機関に配布をお願いしています。

最近では、ステッカーですが、タクシーとかバスに乗られたらわかると思いますけど、小さい、名刺大のステッカーをタクシーに3,300枚、バスに1,200枚、これをお願いして、今掲示をさせていただいております。

今後、広報費も大体100万円ぐらい予算化しておりますので、県民に広報して、ご利用を促したいと考えております。まだ考えられるところを、さまざまところで広報等を行っていききたいと思っております。

【宮本委員】わかりました。そういった形で、広くこういったのがありますよというのを再度また、広報活動にも力を入れていただきたいと思います。

もう一つ、確認ですが、これは電話の場合は、

今、時間帯は、24時間ではなかったですね。その確認です。

【宮下交通・地域安全課長】 相談受け付けの時間帯でございますけど、朝の9時半から夕方5時までということで、平日月曜日から金曜日まで、土曜、日曜、祝日等につきましては、電話ガイダンスということで留守番電話で対応しています。留守番電話にかかってきた電話につきましては、翌日、電話表示された番号に電話をかけて対応しており、今までそのような電話が4件あっており、折り返しかけて1件の相談にこなせてもおります。このように留守番電話ガイダンス対応ということで、今させていただきますようにしております。

【宮本委員】 わかりました。未然に防ぐ、いろんな方々からの相談に対して、本当に安心される窓口だと理解しておりますから、今後、離島地区への展開、そしてまた、相談員の方々を増やしたりとかということも必要になってくるかと思っておりますから、そこら辺もしっかりと踏まえて取り組んでいただきたいと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 この長崎県犯罪被害者支援計画で、昨日の質疑なんですけど、端的に国のほうで業務移管ということが起きたけれども、長崎県は大丈夫かということの質問でしたので、見解をお示してください。

【宮下交通・地域安全課長】 委員の昨日からのお尋ねでございます。

確かに、内閣府から警察庁のほうに業務が移管されたわけでございますが、本県におきましては、長崎県犯罪被害者支援計画の策定や犯罪被害者支援の総合窓口、これは知事部局の交通・地域安全課が従来から担っておりまして、また、犯罪被害者の支援施策も庁内各課に点在

しておりまして、さまざまな連絡とか調整等も必要でございます。

引き続き、知事部局の交通・地域安全課が担うことといたしております。県警と関係機関・団体等と連携しながら、しっかりとした被害者支援業務をこれからも継続していきたいと思っております。

【堀江委員】 今の答弁を了といたしました。

それで、中身について1点だけ教えてほしいんですけど、14ページに、今後、犯罪被害者支援に向けた施策の中で、とりわけ経済的な支援というのが言われていますよね。つまり裁判、訴訟で勝訴したとしても、加害者側に賠償能力が欠如していたり、財産を隠されると、要するに、幾ら賠償があるというふうには判決が出たとしても、なかなかこれができないというのが現状だと。

そういう中で、全国の支援団体の皆さんは、賠償金が支払われるまで国などが立て替える制度をつくってほしいとか、国による賠償金の一定額の立て替えをしてほしいとか、そうしたことが、今、国にも求められているんですけども、そういう動きというのは、今回のこの支援計画の中にはまだ明記されていないと思うんですが、これは今後、期待をするということになりますか。

【宮下交通・地域安全課長】 ただいまの委員のご質問は、経済的支援等を含めてその辺の支援のあり方は今後どうするかというようなところでございますけれども、犯罪被害者支援ということで、ここにも記載がありますが、いろんな公的支援として医療支援、カウンセリング支援、住宅支援とかさまざまな支援が盛り込んであるところでございます。

この経済的支援をしっかりとしていきながら、

まずはこの計画案をしっかりと推進し、ただ今、委員ご指摘の件は、今後の課題ということで、研究のほうをさせていただきたいと考えています。

【堀江委員】全国の犯罪被害に遭われた皆さんからの要望ということで、私も認識しておりますので、今後ぜひそうしたことも、長崎県としては対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

終わります。

【ごう委員長】ほかに質疑はございませんか。

【高比良委員】ほかに質問がないようですから、最後に私のほうから質問させていただきたいと思います。

生活衛生課長、昨日、動物愛護管理についての議論もあったんだけど、生活衛生課の本来的な業務というのは食品の安全というか、食品衛生の向上増進対策が中心だというふうに思っています。

その中で食中毒の予防対策とか、食品営業施設の許可あるいは監視、そういったことに加えて、近年ではHACCP、衛生管理システムの導入を促進するというようなことを中心にやってきました。

それから、ずうっとご苦労が多い話なんだけど、カネミの油症対策というのをやってきたし、それから、鳥インフルエンザの緊急対策といったことにも取り組んできたんじゃないかと思っています。

それから一方で、食肉衛生検査所、これは本当に、言葉は適切かどうかわからないけど、地味で、本当に根気の要るといって、苦労の多い箇所なんだけど、衛生課長自ら獣医師としてそういったところにも赴任をして経験を積んでいるというふうに思いますが、そういった食

肉衛生検査所の運営もやっている。

そういうことを所掌しているんですが、そうした課の業務の全体を通じた中で、食品の衛生管理ということについて、それを拡充するためには、こういう課題が実はあるんだけどみたいな、そういうお考え、あるいは、言葉を変えれば、もう少し予算があれば、こういったことをさらに伸ばしていきたいんだというような、そういうふうな考えについて聞かせてもらえればなと思うんだけど、いかがですか。

【本多生活衛生課長】今、生活衛生課の業務に非常に詳しい高比良委員からご質問をいただきまして、HACCP、カネミ、鳥インフル、食肉衛生というところで、地味な仕事が非常に多い。そういった中で、本県の取組として、今、国が30年度を目途にHACCPの義務化ということで、食品営業施設のほうに義務化を見据えた法案整備がされる予定になっております。

そういった中で、本県といたしましては、HACCPにつきましては、もう平成15年から取り組んでおりまして、九州の中では、県レベルでは長崎県が歴史も古しいし、他県ではHACCPに関する事業者指導という部分については取組が薄い部分でございましたけれども、長崎県ではその部分を積極的に取り組んできております。

そういった中で、平成29年度からの新規事業ということで、HACCP型衛生管理導入促進事業というものを積極的に進めて、そして、全事業者にHACCPの導入をするということを目標に、今回、事業を組ませていただいております。

それもございますけれども、そのほかカネミ油症につきましても、長崎県では全国で、福岡に次いで2番目に患者さんが多いと。昭和43年

発生当時以来、今もまだ新たな患者認定が続いておりまして、今年もまた数名認定される予定でございます。同居家族につきましても、145名の方をここ3年で認定をしてきております。カネミにつきましても、相談支援員も、今年の7月から1名追加で配置をするというふうな状況で、患者様の生活支援も、健康面の支援も含めまして、しっかり県として進めていきたいと考えております。

また、食肉衛生につきましても、食肉衛生検査所、委員の皆様にもご視察をいただいたことが何度かございますけれども、なかなか目立たない仕事でございますけれども、安全な食肉の提供というのは非常に重要な業務で、こういった食品衛生も含めまして、食の安全・安心については、地味ではございますけれども非常に重要な業務ということで、自負を持って保健所、食肉衛生検査所、生活衛生課は仕事をさせていただいております。

課題というのはいろいろあるかと思っておりますけれども、そういった物的なもの、お金の問題いろいろございますけれども、そういった中でやはり一番大事なのは、先ほどもHACCPのところでは話をしましたけれども、県が積極的に支援できるような人材、ここをしっかりと育てながら、充実した食の安全・安心の行政ができるようにということで取り組んでまいりました。

今後とも、生活衛生課としては、そういった方向でやっていきたいと考えております。

長くなりました。以上です。

【高比良委員】 ありがとうございます。

もう一言だけ、生活衛生行政全般にわたって、これまで振り返って所感というか、何かそういうのがあったら、聞かせてもらいたいと思いません。

【本多生活衛生課長】 昭和54年に県に入庁して、食品衛生行政、食肉行政、家畜防疫、鳥インフル関係もございましたけれども、そういった食の安全・安心に携わる業務をずうっとさせていただきました。

この間、いろいろ大きな事件もございましたけれども、本当に皆様のご協力のおかげで無事過ごすことができました。

ありがとうございました。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宮下交通・地域安全課長】 先ほど宮本委員のところで、離島の支援のところでございます。「相談窓口を設置」じゃなくて、「離島の付き添い支援の一部」ということでご理解していただきますよう、お願いします。

【ごう委員長】 では、質疑を終わります。

次に、今回、公明党として、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書」の提出がっております。

ここで改めて、宮本委員より、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書」について、意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本委員】 それでは、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）」について、ご説明をさせていただきます。

この「民泊」の法制化につきましては、今、政府が検討し、法制化に向けて取組を進めているところであります。

この取組については、空室・空き家への対策であったりだとか、外国人旅行者などの急増による宿泊施設の不足への対応であったりとか、既存住宅等を宿泊施設へと再利用するという形

では大変有意義な取り組みであるというふうにされています。

訪日外国人の旅行者におきましても、2016年には2,400万人を突破しているという状況からしてみても、外国人観光客の急増によります宿泊施設の不足というのが懸念されている現状です。

この状況におきましては、長崎県におきましても、年の多少の増減はあるものの、県内でも問題というふうに認識をしております。

この「民泊」の推進というのが、地域経済の活性化であったりだとか、空き室等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されています。

しかし、一方で、違った環境、文化の中で育った外国人旅行者との間にはさまざまな問題というのが出てきております。ですから、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応というのが求められるというふうに考えております。

今、政府が進めておりますけれども、このような形でさまざまな課題への対応というのを総合的な進めながら、この事業が地域において持続可能なものであるということが大前提であるというふうに考えております。

「民泊」制度の法制化に当たりまして、次の事項、3点において特段の配慮を求めるというものであります。

まず、1点目であります。国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。

2点目、「民泊」の運営に関する実態の監視やさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。

3点目、地域の実情に応じて適切な「民泊」

の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること、以上3点を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出するものであります。

各委員皆様のご賛同を賜りますように、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 ただいま、宮本委員から説明がありました、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書」について、ご質問、ご意見はございませんか。

【堀江委員】 民泊の法制化を求めるという方向は賛同いたします。

そこで、1の「国が責任を持って必要な基準」という部分の中では、例えば旅館業法、公衆衛生上の規制を規定しているんですけども、そうした旅館業法などの諸法規に適合した許可制を堅持したルールに基づく整備でありますとか、具体的にそこまで明確に書いてはどうかと思うんですけども、この内容ということでは、そこまでまだいかないが、一応方向性として、国が責任を持って必要な基準を定めるという、一定すべてが合意できる方向の意見書にしたいというふうな理解でいいんでしょうか。

【宮本委員】 ありがとうございます。そうですね、旅館業法の許可制というのが出てくると、今、政府が進めているものは、もうちょっとよりフットワークを軽くしたような形で進めていってはどうかというような議論があります。ですから、そういった基準、許可制にするとなると、一定の設備投資が必要であったりだとか、課税の対象になるということからしてみても、ちょっと法制化は厳しくなるのではなかろうかというのがありますが、「国が責任を持って」

という文言をつけることによりまして、そういったのも含めながら進めていっていただきたいという趣旨の内容になります。

【堀江委員】 わかりました。

【下条委員】 今、政府の動きということ、意見書の提出の中で、公明党会派から提出をされたということで、宮本委員から説明が進めておられますが、私たちも自由民主党に属する議員の一人でありますけれども、このところがまだ十分に理解できなくて、意見書案を昨日見せていただいてから、二、三読み返しながらのことですけれども、私は原則的には、まだ長崎県内において民宿から「民泊」と、この「民泊」制度、特にこの文章によると、空き家を利用した、活用したというようなことでありますけれども、そういった意味において、長崎県内のホテル・旅館業というものは、熊本の震災の影響もまだありまして、まだまだ何とか生活ができるのかなと、廃業しなくて済むのかなと、そういうふうな状況が、現在まだ、ホテル・旅館業の中で、特に旅館業というのは、宿泊率がものすごく低いですね。ホテル業というのが、恐らく6割に達していないぐらい、長崎市内でやっとそのくらいじゃないかと思うんですが、そのくらいの中で、いわゆる東京とか関西圏を中心とした、増えていっている外国人の旅行者に対する対応ということにおいてこのような動きというものは、大都会においては一定理解できますが、私たちの長崎県内においては、今のところは非常に、「民泊」というものがどうなのかなと頭をひねらざるを得ないというのが、私の個人的な考えであります。中央においては、政府のほうでそのような動きがあるやにお聞きをしております。

そういうことの中において、2回ほど読み返

す中に、表題にも、「地域の実情に応じて」というものが頭にありますし、2ページになっている「記」のところの第3のところ、「地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように」ということで、特に各自治体によって条例等の制定によって、その地域、地域に応じたものができるというふうなものも3項目にうたっておりますので、このところで、長崎県の特別な実情というものが勘案されていくのかなというようなことを思いますから、一応この意見書に関しては、消極的ながら、私個人としては賛同しながら、しかしながら、長崎県の実情というのはそういう状況でありますし、特に民宿から「民泊」ということになりますという、空き家というものが、果たして責任の所在が一朝有事、いわゆる外国人というのは、日本人とは違う習慣等もあって、隣近所の問題も含めて、あるいはまた、犯罪も含めて、万が一起きた時には、1秒1分たりとも速やかに、その責任者というものが対応できるようなシステムができるのかどうか、そういったものが非常に大きな問題としてこの背景にあるわけでありますから、そういったところを3点目等に十分に生かしていただくという前提のもとに、意見書に対しては、今のところ賛同しながら推移を見ていきたい。また、私たちも働きかけをしていきたいと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質問・ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、質問も意見もないようですので、終わります。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時47分 休憩 —

— 午前10時47分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

ほかにご意見等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時48分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、これもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

この後、午後は1時30分より、交通局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【ごう委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局より、予算議案について、説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 交通局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第14号議案「平成29年度長崎県交通事業会計予算」、第59号議案「平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第14号議案「平成29年度長崎県交通事業会計予算」についてご説明いたします。

交通事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化を背景に、平成28年4月の熊本地震による本県への観光客の減少など、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、平成29年度当初予算においては、現行中期経営計画の総仕上げの年として、経営の健全性の維持を図りつつ、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めるとともに、本格的な高齢社会の進展をふまえ、高齢者のさらなるバス利用促進に向けた取組や、海外からの観光客の利便性向上を図る取組等の実施により、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくことを基本方針として編成いたしております。

収益的収入、資本的収支の内容については、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、債務負担行為については、記載のとおりであります。

なお、平成29年度長崎県交通事業会計予算につきましては、補足説明資料を添付させていただいております。

また、平成28年度長崎県交通事業事業会計補正予算（第2号）につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】次に、管理部長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【笠山管理部長】それでは、私のほうから、「平成29年度当初予算（案）」の補足説明をさせていただきます。

お配りしております補足説明資料のうち、「当初予算」のインデックスがついた1ページをお開きください。

「交通事業会計 平成29年度当初予算（案）」とありますけれども、表と裏がありまして、1ページ目が平成29年度当初予算案、2ページ目が、交通局が受けております補助金等の概要でございます。

まず、1ページをご覧ください。

平成29年度当初予算（案）、事業収益（A）でございますが、59億8,000万円となっております。これに対しまして、事業費用（B）が59億2,800万円、消費税込みの収支（A）－（B）欄は5,900万円の黒字となっております。これを税抜きといたしまして、当年度純損益を約400万円の黒字と計上させていただいております。

また、右下の四角欄に、中期経営計画との比較を記載しております。中期経営計画は県央バスを含んでおりますが、中期計画上、平成29年

度は税抜き収支で300万円の黒字と見込んでおりました。今回の当初予算では600万円の黒字となっており、300万円ほど計画より改善した計画となっております。

続きまして、昨年度当初予算との比較の主な内容についてご説明いたします。

まず、事業収益（A）につきましては、増減額が1億8,800万円、3%の減となっております。その下でございますが、営業収益が51億3,100万円で、増減額1億5,800万円、3%の減となっております。

その下の運輸収入につきましては47億6,400万円で、1億6,100万円、3.3%の減となっております。

運輸収入は乗合事業、高速事業、貸切事業の3つがありまして、まず、乗合収入は31億1,100万円で、9,200万円、2.9%の減となっております。増減の主な理由でございますが、他社からの参入による減収として、2,500万円の減となっております。これは、平成28年度に民間他社から、交通局の単独路線であります循環線への参入があったことによる減収でございます。次に、大村市ふれあい事業終了による減収として、1,700万円の減となっております。これは、大村市が平成27年度から実施した70歳以上の高齢者を対象として、1人当たり3,000円のバス運賃を助成する事業について、平成28年度も継続を予想しておりましたが、終了となったことに伴う減収でございます。その他、乗客の逸走率を0.2%の減で算定を行っていることに伴う減等でございます。

続きまして、高速収入ですが、平成29年度は4億8,200万円で、対前年度2,100万円、4.1%の減となっており、主な内容は、北九州線の減及び熊本線の減でございます。

貸切収入は、平成28年4月の熊本地震の影響により、県外修学旅行を中心として多くのキャンセルが生じ、平成28年度は減収が見込まれております。平成29年度は震災の影響も一定の戻りを見込んでおりますが、貸切収入11億7,100万円で、平成28年度当初予算との差し引き4,900万円、4.0%の減を見込んでおります。

運輸雑入は3億6,700万円となっており、対前年度400万円の増、これは広告収入の増などを見込んでおります。

次に、営業外収益は8億4,800万円で、平成28年度に比べ3,000万円の減となっております。主な理由として、路線関係制度補助金が1,700万円の減、共済追加費用補助金が1,100万円の減、地域創生人材育成補助金が500万円の増となっております。なお、補助金につきましては、平成27年度以降、県が独自に措置した補助金はない状態となっております。

続きまして、費用についてご説明いたします。

営業費用は57億3,300万円で、1億8,100万円の減となっております。

内容は、人件費、物件費、経費と分かれておりまして、まず人件費でございますが、29億7,500万円、2,900万円の増となっております。主な内容としましては、期末勤勉手当が1,000万円の増、退職給付費が2,000万円の増となっております。

次に、物件費は8億5,100万円で、7,300万円の減となっております。主なものは軽油費の減で、3,700万円の減、単価につきましては、1リットル当たり87.4円とし、昨年度の単価に比べ約4円ほどの減となっております。

続きまして、経費は19億700万円で、1億3,600万円の減となっております。主なものは損害保険料の減及びE T C 2.0の設置によって、国の経

済対策を取り込んだことによる費用賃借料の減、その他減価償却費の減などがございます。

営業外費用につきましては1億9,200万円で、700万円の減、主なものは運輸収入の減等に伴う支払消費税の減でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

交通事業会計補助金等の概要についてご説明いたします。

表の上段に記載しておりますが、左側に（A）欄、平成28年度当初予算と今回補正額、それらを増減した（B）2月補正後予算となっており、右側に（C）平成29年度当初予算と、（C）－（A）として平成28年度当初予算との差を記載しております。

交通局が受けている補助金等につきましては、大きく中ほど①としております、主に路線関係を中心とした国・県・市の制度補助金と、下から2番目の（2）一般会計からの繰入金となっております、合計の金額では、一番下の欄になりますが、平成28年度2月補正後で7億6,800万円、平成29年度が7億3,900万円となっております。

まず、上段の制度補助金でございますが、平成29年度当初予算（C）の欄をご覧くださいますと、バス運行対策費補助金2億1,000万円となっております。これは生活バス路線の維持を目的とした広域的・幹線的路線等の経常収支不足額に対する補助でございます。

次に、生活路線確保対策市単独補助金2億6,200万円、これは国や県の補助対象となる路線以外の生活路線の収支不足額に対し、地元自治体であります諫早市及び大村市から補助を受けているものでございます。

次に、運輸事業振興助成補助金400万円、これはバス停留所の標柱整備や上屋補修等に対する補助でございます。

次に、車両減価償却費等補助金3,600万円、これは主として生活交通路線の運行の用に供する補助対象車両の減価償却費等に対する補助であります。

次に、地域創生人材育成事業補助金500万円、これは地域における人手不足分野の人材確保・育成対策の強化を目的に、平成28年度から国の競争資金を活用して実施しているものでございます。

続きまして、一般会計からの繰入金でございますが、まず、基礎年金拠出金補助金、平成29年度7,800万円となっております。これは基礎年金拠出金のうち、公的負担部分に対する補助であり、民間企業では制度的に負担が発生しないものでございます。

次に、共済追加費用補助金、平成29年度5,300万円、これは共済年金制度発足前の期間に係る年金給付財源である追加費用に対する補助でございます。こちらは、民間企業は制度がないものでございます。

次に、児童手当補助金2,400万円、これは中学校修了までを対象とする児童手当資金に対する補助であり、民間企業は、制度的に負担が生じないものであります。

次に、生活路線維持対策負担金、平成29年度6,800万円、これは広域的・幹線的なバス路線経費のうち、国等の補助を受けても収支不足となる額について、国からの交付税措置を前提とした負担金でございます。

以上が、国が定める基準に基づく繰入金となっており、国からの交付税措置がなされているものであります。

その下の④国の繰出基準に基づかない繰入金については、平成27年度からゼロとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 2点です。

1点は、今補足で説明があった営業収益の乗合収入ですけれども、平成28年度と比較して減少するというので、右のほうに主な理由が書かれてありますが、他社からの参入による減収ということを書いてありますけれども、結構厳しい財政状況の中で、収益拡大のために新たな路線とかにも拡大して行ってますよね。そういった、他社が入ってきた分で減収というのはわかるんだけど、今度は逆に、県営バスとして新たな路線で稼ぎ出しているという分もたしかあると思うんだけど、その表現がないのはどういうことですか。

【小川営業部長】 今、委員のほうからご指摘ありましたように、当然、他社の参入によって循環線などというのは減収になっているのがございます。

それ以外に私どもとして、今力を入れておりますのが、都市間輸送ということで、諫早・大村からの高速シャトルバスによる利用者の拡大という形でございまして、昨年度、平成27年度でいきますと、年間48万人ぐらいの利用があったわけですが、今年度は、今の見込みでいきますと52万人を超えるような利用をいただけるような予定をしております。

そういうところでの増収というのも当然ございますけれども、全体的に、説明がありましたように、人口が減ることによる逸走率というのを見ております。それと、大村市の高齢者の交

通費助成事業というのが、予定をしていた分が終了したということでの減収というのを見ておりまして、その分での全体での減収額という形になっております。

それと大きく、一つ、県外高速でございますけれども、平成27年度と比較して平成28年度は、全体的に一定の増収という形で予算を計上させていただいていたのですが、今年度の熊本地震等々の影響を受けまして、その部分がなかなか伸び悩んでいるというところもございまして、平成28年度の当初予算から比較いたしますと減収という形で予算を組ませていただいて、全体の運輸収入としては減というような形で予算組みになっております。

【深堀委員】全体の数字がどうのこうのと言っているわけじゃないんです。全体の数字は、もうこれでいいんですけれども、ただ、内容を見ていったときに、全体的な人口減少の分とかいろんなことを含めて、結果的にこういう数字になったんでしょう。

ただ、新規開拓で増えた部分も絶対あると思うので、そこも少し、こういう資料の時には入れ込んで、トータルではマイナスになっているんだけど、中身でいけば、新規路線の拡大とかでこれだけ上がったんだよということもはっきり言ってもらったほうがいいのかなと思ったものだから、聞いています。

【小川営業部長】今のご質問に対する部分でございますが、先ほど言いましたように、諫早・大村の高速シャトルバスについては、平成27年度と平成28年度と比べまして、実は7便増便をしているんですが、平成28年度と平成29年度の対比では、今のところ増便の予定はしておりません。

平成28年度の4月から、矢上団地のほうから

市民病院のほうに直接運行するというような便も走らせておりますが、それは全体の便数の中の一部をそういう形で振り替えをさせていただいたというような状況でございます。

それともう一つ、去年の10月からでございますが、北部のほうから原爆病院、ハートセンターのほうに走る便を新たに運行しておりまして、そういう部分についてもご利用を、高齢者の方々の病院への通院便として運行を開始したわけでございますが、そういう分の増収というのも見込んだ形で整理しておりますので、今後、その辺も記載して、資料についてはお出しさせていただくようにしたいと思っております。

【深堀委員】じゃ、よろしく願いいたします。

もう一つ、特別損失です。県央バスへのバス3両の売却に伴う売却代金と簿価との差額の償却費としてということで324万7,000円が計上されている。予算の説明資料等々を見ると、平成28年度も、大体実績でいけば225万8,000円ぐらい、その特別損失は、補正予算を計上した上であっているということが資料には載っています。

ここが、簿価との差額ということで、どういうルールによって簿価よりも、簿価よりも低い額で売却したということでしょう。どういうルール、基準に基づいてそういうことをしているのか。

実際に、じゃ、幾らで売却したのか。その算定根拠は何なのかということまで、こういうふうに特別損失として上げているのであれば、そこらあたりを聞かないと、なかなか理解できないというふうに思うのですけれども。

【笠山管理部長】特別損失に関してのご質問でございます。

当初予算のほうで上げております固定資産売

却損、委員ご指摘のとおり、県央バス売却の損ということで、時価との差額を上げています。

まず、積算でございますけれども、売却予定額を1台あたり約25万円と見込んでおりまして、予定で3両計画しております。この分で約81万円。売却時の簿価を390万円と見込んでおりまして、その差額を予算として上げております。

この25万円という売却予定額でございますが、バスの価格を見込むに当たって、時価という考え方になろうかと考えています。

今、説明が十分ではなかったもので、もう一度答弁させていただきます。

時価という言い方で申し上げたんですが、売却方の算定におきまして査定を受けておりまして、財団の日本自動車協会の査定を受けた上で、その価格を算定しております。

【深堀委員】自動車協会の査定を受けたということであれば、1台1台単価は違うんですね、当たり前だけど。先ほど25万円と言いましたけど、3台全部25万円じゃないでしょう。

例えば、平成28年度に特別損失が出ていますけれども、この時の売却代金はみんな一緒なんですか、一緒じゃないんですか。どうなんですか。

【笠山管理部長】まず、予算のほうについてご説明いたします。

予算で申し上げた25万円というのは、過去3年の平均売却実績を踏まえて設定をさせていただいています。

補正予算のほうについては、実績で上げさせていただいております。

【深堀委員】ちょっと意味がわからなかったけれども、平成29年度の予算は、まず過去3年間の売却代金の平均値をとって25万円として考えた。平成28年度補正予算で減額していますけ

れども、それは実際に、その車が20万円の場合もあるだろうし、30万円の場合もあったらうけれども、その金額と簿価との差額が決まったので補正予算で下げたということ。だから、1台1台、売却する時には自動車協会の査定を受けて適正な金額にしているということで理解をしますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

こういうことというのは、普通、簿価と実勢価格というのは、簿価のほうが高いということが一般的なんですか。

【山口交通局長】バスの場合には、5年間で大体定率償却をするようにしておるんですけど、完全に5年分で償却をしてしまうということではなくて、5%を残して償却しております。乗合バスの場合、大体1,500万円ぐらいすることが多いわけですが、5%となれば、それなりの金額は簿価としては残ると。そういうことなんですけど、バスとしては20年以上運行することになりますので、6年目以降は5%の簿価がずっと残ったままになっているということになります。

したがって、最終的にこういう形で県央バスのほうに一応払い下げしておりますけれども、その場合には、査定を受けた場合の時価ということになりますし、最終的に廃車をするという場合には、簿価を除却として損を出すということになりますので、その償却のシステムの上で5%がどうしても残ってしまうということなので、実際の価格と簿価との差がやはり除却、あるいはこういう売却の時にはどうしても出てしまうというのが、企業会計上の償却としての事情になろうかと思えます。

【深堀委員】わかりました。疑問は一応解けたんですけれども、ただ、最後に、基本的なことを少しお尋ねしますが、県央バスに特別損失

まで計上して売却する。県央バスは、当然そのバスを使うわけですね。ということは、使えるバスなわけですよ。じゃ、何で県営バスは、交通局はそういう使えるバスを特別損失まで計上して県央バスに出すんですか。そもそも論ですよ。そこはどういう考え方のもとでそういうことをやっているのか。

【山口交通局長】 県央バスは、県営バスが県央を運行するために100%出資をした子会社であります。基本的には、管理の受委託をもって県営バスの路線について運行をほとんどの路線でやっているわけですが、財政基盤というのは、基本的に、ある意味で厳しいわけでありまして。県営バスとしての100%の子会社ですけれども。

その際に、子会社としてバスを購入していく体力があれば、県央バスとして購入してもいいわけですが、一つは、経営的な体力が乏しいということと、もう一点は、県営バスの管理の受委託で運行するということになりますので、費用については、県営がいずれにしてもみるということになります。その際に、バスとしての償却経費等について圧縮をするために、県央バスとしては、比較的狀態のいい県営バスの車両を途中で子会社のほうに売却をしていると、そういう形になっております。

【深堀委員】 いいです。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありますか。

【堀江委員】 今の補足説明の2ページ、地域創生人材育成事業補助金、これはバスの運転士を確保するために、大型2種の免許を取得するための資金かなというふうに思うんですけれども、これは500万円、平成29年度、平成28年度同じ額というふうに理解をするんですが、この内容と、こっちの横長資料の交通局が出された資料

の資金的収入及び支出の、これはその他の投資になるんでしょう。その他の投資のところで500万円、本年度となるんですけど、この内容を見ると、車両のリサイクル料金と大型免許、両方出ていますよね。これだけ見ると、バスの運転士の免許の取得に500万円なのかなと思うんですけど、こっちを見ると両方あるので、この差を教えてください。

要は、どれぐらいの人に新年度、予測というか、もちろん相手がいることですが、交通局としてはどれだけの予算を準備して、何人の運転士を確保しようと思っているのかということを知りたくて、この質問をしているんですけど、私の疑問を解いてください。

【笠山管理部長】 人材の確保についてのご質問でございます。

まず、補足説明資料の地域創生人材育成事業補助金、こちらでございますが、委員ご指摘のとおり、これは国の競争資金を活用して、昨年度から取り組んでいる事業でございます。

この事業と申しますのは、基本的に、2月補正後が200万円、それから平成29年度当初予算が500万円でございますが、内訳としましては、200万円の分が3名、来年度の分が5名を見込んでおります。

この事業でございますが、これは県から県のバス協会が委託を受けて、バス協会が県内の事業者を公募して、手を挙げた事業者が、さらにバス協会から委託を受けて実施している事業でございます。

内容でございますが、こちらについては、基本的に試験をして、まず採用し、採用をした後に自動車学校等に通って免許を取らせる。その間の人件費、あるいは免許取得経費を委託経費の中で見る補助金という形です。そういう制度

でございます。

こちらについては、平成28年度については、補正予算では3名、当初予算では5名、交通局としては計画しています。

それから、次の分でございますが、横長の4ページに上がっております大型2種免許取得資金貸与の当初予算の500万円の内でございますが、これは2種免許の貸与については、内訳としましては300万円でございます。この300万円というのは、1人当たり30万円分の10名で300万円、10名を見込んでおります。

この制度でございますが、こちらは平成27年度に新たに条例を本委員会に提案をさせていただいてお認めいただいた貸与制度でございます。これは交通局独自の制度でございます。こちらの制度は、試験をして1次試験に合格した後に、6カ月以内に2種免許を取得した場合に2次試験をし、採用すると。その場合、1人当たり30万円を上限として貸し付けを行います。交通局に入った後、5年間勤めた後、返還の免除をするというふうな制度でございます。

そういうふうな違いがございまして、この2つの制度をバランスよく実施しながら、必要な運転士の確保に努めていきたいと考えております。

【堀江委員】 わかりました。

【宮本委員】 交通局は私は初めてなものですから、いろいろお聞きさせていただきます。

さまざまな確認をさせていただきまして、平成29年度当初予算、いろいろ見させていただきました。平成29年度予算に関する説明書、分厚い資料の中身ですね、これを一つ教えていただけますか。財務活動によるキャッシュフローというのがあって、一時借入れによる収入5億円、さらにまた、一時借入金の返済による支出マイ

ナス5億円になっておりますが、これはどういうふうに見たらいいのでしょうか。これについて教えていただけますか。

【笠山管理部長】 キャッシュフロー計算書、特に102ページの分でございますけれども、5億円につきましては、一般会計のほうから、資金不足に対応するために、一時借入金という形で借入れをしまして、年度内に返還をすることをしておる額でございます。

【宮本委員】 一般会計ということは、県からということでしょうか。

【笠山管理部長】 はい、県からでございます。

【宮本委員】 県から5億円を借り入れて、そしてそれを財務活動という形で、使い道といいますか、どういったものに、具体的な内容というのか、そういったものはわかりますでしょうか、お聞きいたします。

【笠山管理部長】 一時的な資金の不足に対応するための一時借入れでございます。資金不足に対応するというので、具体的な用途というのは制約はございません。

【宮本委員】 わかりました。通常の民間企業、会社であるならば、こういったのはなかなかできないというふうに考えます。さまざまな補助金も、平成29年度当初予算、約7億3,900万円ありながら、補助もありながら、さらに一時的な借入れということで一般会計から5億円借入れる、また返すと、こういったのが通常では考えられるのかなと思って質問したんですが、非常に特有なんだろうね、恐らくこれは。だというふうに感じております。

一時的なものであるとはいえ、こういったところからさまざまな補助、県からの借入れも大事ではあるかと思うんですが、どんなでしょうかね、財務体質を改善してもっと、要は

定期路線、乗合であったり、高速であったり、貸切、そういったところにもっと集中していくべきではないかなというふうに、単純に考えるわけなんですけど、こちら辺の総括的なものをお聞かせいただければと思います。

【笠山管理部長】 私の説明が、一部不十分であったかと思います。

通常の運転資金というよりも、先ほどご説明を私のほうからいたしましたけれども、制度的な補助金をうちのほうもいただいております。そういった補助金が翌年度の5月、6月に入ってくるというところも制度上ございまして、その間の資金的な不足に対応するために、その収入のずれに対応するために、こういった5億円の一時的な借入れをしていただいているというふうな状況でございます。

【宮本委員】 これは毎年度、毎年度、ずっとやられているということですか。

【笠山管理部長】 はい、毎年度借入れをしています。

【宮本委員】 これはマイナスで、借入れをそのまま受け入れて、そのまま返すということで、今回はこうなんでしょうけども、これを何かに活用したりとかというのは、ここまで使わなければいけないというのは、相当厳しくなるということの理解でいいんですかね。

【山口交通局長】 今、管理部長がご説明したんですけれども、資金のずれというのがございます。例えば、毎月私どもとして出ていく経費として大きいのは人件費とか、軽油代というのは定例的に出てくるわけですが、そのほかに人件費も、例えばボーナスの時期は、また大きな資金需要が出ますし、あとは、借入金の償還を行うような時、そういった時に大きな資金の山というのも出てまいります。

それと、赤字路線等々について受けている補助金というのは、県あるいは国、それから市町もそうですけれども、次年度の出納整理期間、例えば平成28年度の方であれば平成29年4月とか5月に入ってくるということで、なかなか早めに、私どもとして資金の回収ができないという場合があります。そういった時に、基本的に私どもとして資金ショートが出ないような形を考えています。もちろん、それは必要な時期に借りるということですので、必ずしも4月1日にお借りをして年度末に返すということではないんですけれども、私どもとしての安全弁として、基本的に一般会計のほうにお願いをいたしております。

一般的な資金の流れから見ますと、キャッシュとして大きな不足を、交通局全体の資金の体質として来しているということではございません。あくまで資金のずれに対応するものとしてお借りをしているというふうにご理解いただきたいと思います。

【宮本委員】 あくまでも資金のずれに対応していくというこの理解ですね。わかりました。いろいろと見させていただく中で、これはちょっと疑問に思ったものですから、聞かせていただきました。

赤字路線、いろいろあるかと思いますが、どうか改善、公共的なものという位置づけで私は思っていますものですから、そういったところでも定期路線、集中していきながら、財務体制の改善に向けて、また取り組んでいただければと、一つだけ思っておりました。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありますか。

【下条委員】 少しお尋ねしたいと思います。

今度の平成29年度の当初予算が、事業収益、事業費用、営業などですけれども、ぎりぎりの

ところで、プラス、マイナス、プラスになっているような状況の収支が出ているわけですが、平成28年度の当初から比較すると、運輸収入あたりが1億5,000～6,000万円差が、要するに少なくなってきた。これは補正のところで59億円と、そういったものが修正されていますから、決算としても、恐らく平成28年度はこの程度の運輸収入、営業収益というのが出てくるのかなと思いつつながら、補正で、最終的には、この後確定していくんでしょう。

そういったことで、あと、事業費用の軽油等が3億7,000万円と、いわゆる燃油代が安くなっているという点で、こういったものは、もうほんとすぐにでも、1～2週間の社会的な影響でもってアップすることですから、非常に厳しい中での予算を計上されたなど、それ以上のことではないんですけども。

ただ、運輸収入のところ、努力すれば何とかなるのかなというのが、貸切収入のところの震災の説明の中で、まだ修学旅行生の熊本地震に伴うところの、そういったものの話がちょっとあったようですが、そうしますというと、県営バスの立場で修学旅行生の戻りといいますか、復活といいますか、今、およそ3割ぐらいが減っているというふうに私は仄聞しておりますけれども、そういったものは教育庁とかその他のほうで、観光とかの分野ではいろんな形で努力をしてきていると思うのですが、これはバスの責任者として、県営バスの執行部の立場でも一緒に頑張って修学旅行の復活に努力をされているということがあるんですかね。あれば、教えてください。

【濱口貸切部長】 委員のご質問の件でございますが、まず、震災の影響は、確かに徐々に戻りつつございます。それで、我々は平成29年度の

当初予算では、積算当時、6割程度は戻っているというふうな見方をしております。

現在はまだ、特に平成29年度の上半期については、ほぼ、ほぼ戻っているような状況でございますが、まだ下半期のほうが不確定というような要素もあって、3割程度はまだ戻っていないのかなという感覚でおります。

それから、あと、ほとんどが県外からの修学旅行を中心にしておりまして、震災の影響もほとんどが県外の修学旅行でございます。そういったものは、我々は、東京案内所もございまして、県の関係機関と一緒に誘致とかもさせていただきながら、セールスをさせていただきながら、震災の戻し、あるいは新規の開拓に努めてまいりたいと思っております。

【下条委員】 一緒に頑張って修学旅行の戻りというものもありとあらゆる方法で、県全体として取り組んでいくことで、今お話があったように、私が仄聞するところでも、何としてもあと3割戻していきたいという努力もしたいということを目にするところですので、一緒に頑張って頑張りたいと思います。

そうしますと、貸切バスの当初からすると、4億4,900万円の減の計上がされているわけですが、例えば、今、クルーズあたりで予想以上の需要が見込まれているわけですが、これは県営バスとして目いっぱい動いても、やはり修学旅行のように1泊とか2泊ぐらい計画的にずっと回れるというのは、私は、1日は1日でも5時間なのか、目いっぱいのフル活動できるのかということ、1日は1日ということで、バスも運転士も確保しなくちゃいけないわけですから、そういった意味においては、やっぱり修学旅行等のようなものが一番ぴしっとした、時間的な、実際稼働するものは目いっぱい動く。

あるいは、クルーズなんかの場合は短いから、例えばそこに当てても収益としては、利益度と見えますか、収益度が低いんだと。そういう見方をしながらも、目いっぱい貸切バスは動いていると、県営バスは動いているんだけど、やはりこの程度の修学旅行の落ち込みによって収益も落ち込むんですよと、そういうふうな見方をしているんですか。そう思っているんですか。

【濱口貸切部長】まず、県外の修学旅行ですが、発生時期が運行日の1年から2年前ぐらいに発生するのが普通でございます。半年から1年半ぐらい、1年から2年ぐらい、そのぐらいの間に発生するのが通常でございます。発生時期が早いということです。早く受注を確保できるという利点がございます。

それと、1件当たりの受注効率と見えますか、例えば1校当たり5台として、5日間運行したら、延べ25台ということで、非常に受注効率も良いというものもございます。まずそういったものを先に押さえさせていただいて、これも当然、来県されるお客様への対応ということでやらせていただいています。

修学旅行をベースに、あとはそれ以外、修学旅行以外、あるいは一般団体以外のところでクルーズ船ということがございますが、クルーズ船が結構発生時期が、運行日の1カ月から2カ月前、遅いものになったら直前というものもございまして、どうしてもほかの団体が埋まった後にクルーズ船を受注させていただくと、そういうふうな構図になっていまして、県営バスとしては、できる限りのクルーズ対応はさせていただこうと考えております。

【下条委員】もう終わりたいと思いますが、今の私の予想と見えますか、そういうことなのかなと思って、議案書を見せていただいていたので

すが、そういった思惑どおりだということでもありますので、なお一層、私たちも含めて、修学旅行の長崎県の戻りというものを一生懸命頑張っていけないといかんなど思っているところであります。

59億2,800万円、本当に収入も支出もどんなに変わるか厳しい、しかしながら、ルールに基づいてのみ、一般会計からの補助金は今のところないわけでありまして、頑張ってもらっているなど、なお一層頑張ってもらいたいということを申し上げたいと思います。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありますか。

【吉村(庄)委員】説明をもう少しわかりやすいようにしていただきたいということです。

先ほど宮本委員のほうから質問がありました、キャッシュフローの問題です。結果的に言えば、ここに、私は平成27年度の決算書を持たせていただいておりますが、平成29年度の予算書で、これは予算ですから、キャッシュフローの計算書（案）と、こういうことになっていくんですけど、今の予算とか、事業実施、そういうことをやっていけばこういうふうになっていくんですよ。あるいはまた、平成27年度の経過から見ればと、こういうことなんですけど、要するに、期末残高としては4億8,386万円、この大きい資料の102ページなんですけど、業務活動のキャッシュフローのところでは4億7,400万円、これが資金運用として、キャッシュフローですから、現金の流れとして十分対応できる。ただし、投資活動によるところでは5億6,000万円ですね。財務活動のキャッシュフローとしては、先ほどの一時借入れに返済、同じ金額でつなぎですか、そういうところから一般のところから借りてと、県知事部局からですね。

そういうことの中で、資金の増加がどうだっ

たか、こうだったかというようなことをしまして、資金期末残高としては、平成30年3月31日が4億8,300万円、予定はすることはできると。私が持っている平成27年度の決算、つまり平成28年3月でいきますと6億3,500万円、そういう数字になっているんですけど、今の時点で言えば、県交通局としては、資金運用というか、キャッシュフローという意味では、一定のものを持っているという形の中で、直ちにこれがどうだということになるというのは、時と場合によっては、一時的に要るときは短期借入金をやる、こういう話も、やりくりをされることは先ほどの話でしたが、そういうことで理解をしてよろしいだろうというふうに思うのですが、いかがですか。

【笠山管理部長】委員ご指摘がありましたように、予定貸借対照表上、期末の残高として4億8,400万円ほど見込んでおります。

こちらの額についてどうなのかという評価でございませうけれども、現時点で資金ショート等の問題はないというふうに考えております。

ただ、先ほどもご指摘がありましたように、今後の資金の状況については、例えば、今ご指摘がありましたように、貸切収入の動向、あるいは軽油価格の動向、そういったものも踏まえて、引き続き営業の強化に取り組む必要があると考えております。

あわせて、参考までに申し上げさせていただきますと、経営の健全化ということについて、総務省のほうから指導といたしますか、通知があつておる中で、資金不足比率というふうな捉え方、指標で公営企業の場合は押し量られておまして、いわゆる不良債務的なもの見方なんですけど、結局、流動負債、いわゆる短期にお返しする必要があるもの、それから流動資産、短

期に現金化できるようなもの、その差し引きがどうなのかということで、資金不足があるのかどうかという見方をされております。

交通局の場合、この流動負債から流動資産を引いたところ、厳密に言いますと、若干の差し引きはあるんですけども、平成27年度決算、あるいは平成29年の予定貸借、その中でも資金不足は生じていないというふうな状況でございまして、そういった意味でも、資金的にも、現段階では問題ないと考えています。

【吉村(庄)委員】わかりました。わかりましたが、それはそうだろうと思いますが、私が持っている平成27年度のところでは、現在の予算措置までして、平成29年度末のキャッシュフローの予定からいきますと、業務活動によるところはプラス4億7,400万円という数字になっているんですけど、平成27年度では、これは数字は大きく変更だけど5億6,000万円、こういう数字になっていますね。しかし、全体としては、先ほど4億8,300万円という数字なんですけれども、平成27年度決算の状況の中では6億3,500万円と、こういう数字になっていますから、やっぱり資金的なことを言うと、それは平成27年と、平成28年があつて、平成29年との、平成28年は私は承知しておりませんから、どうかと思いますが、結果的に言えば、ちょっと資金が、簡単に言えば減っていると、こういうところもありますから。

だから、ここら辺で言うと、キャッシュフローという部分だけとって見ても、いろんな影響があるから、それはああじゃない、こうじゃないということの一つひとつ言ってもどうかと思いますが、結果的に言って、業務活動あたりのところでは、もっとプラスをさせるとか、そして、投資活動のところについてはバスの買

い換えとかなんとかやって、そういうところではまた使ったり、それが少なかったりというので、プラスになったりマイナスになったりということもあるでしょうから。しかし、全体としては、やっぱり努力をしていただかなければならないというふうに思います。

それからもう一つ、県営バスとか、水道とか、病院という公的なところにおける企業会計のところでも、やっぱり民間の企業と一緒に問題になるのは、不良債務はどうなのかという話が今出てきましたね。この平成29年度の予算の、先ほどあった予定貸借対照表、3月31日のですね。これで見ると、今おっしゃったところについて、普通ばつと見て、流動負債、流動資産を比較して、流動資産が多ければ不良債務なしと断定していいような状況になっているんですけど、あなた方の場合は、中の問題がいろいろあるというふうに思うんですが、そういう状況の中で、特の112ページ、流動資産合計が94億1,200万円、そして、ずうっと下にいて流動負債、これとの金額をしてみますと、金額が実はおかしくなっているんですね。ここでどういうふうに最終的に差し引きを判断すればいいのかということについて、考え方があれば、少し数字を整理してください。

私の受け止め方では、そうじゃなくて、単純に比較していいんじゃないかというふうに思いましたが、そうでもないらしいですから、ちょっと説明を願いたいと思います。特の112ページ。

【笠山管理部長】委員ご指摘の資金不足の数字の捉え方なんですけれども、説明が不十分で申しわけございません。特の112ページの流動資産、そちらが流動資産合計で10億5,000万円ほどございます。それから、特の113ページをこ

覧いただきますと、流動負債合計で13億9,000万円余りございます。

おっしゃるように、このままいきますと、流動資産のほうが小さい形になるんですが、資金不足の計算をする中で、この流動負債の中から建設改良に充てる企業債については差し引くことに、取り扱い上なっております、この特の113ページの(1)のイ、建設改良のための財源に充てる企業債、4億7,000万円ほどございます。これを13億9,000万円から差し引きますと、残りが9億2,000万円程度になりますので、先ほどの流動資産が約10億円でございまして、流動資産のほうが上回っているという形になっております。説明がわかりにくくて、申しわけございません。

【吉村(庄)委員】そういうことだと、究極のところ非常に問題になる。県交通局の場合は不良債務は今はないと、現時点では。これは平成27年度決算も大体似たようなことになっていきますからね。

ただ、従前、平成26年か平成25年か、あなたたちの説明によれば、それはそれで認識をそういうふうにさせていただきます。流動負債は今は持っていないと。そういう意味では、そこに限って言えば、あるいは資金の流れといいますか、運用といいますか、そういう面では、先ほどの資料のとおりですね。一定のものは持っていて何とかやっていけるというような、そういう資料になっていますから、それで確認をいたしておきます。

そして、問題は、私は聞いたことがあります、会計の扱いが、今のような状況を含めて、いろいろあるんですね。問題になってきたのが、退職手当引当金の取り扱いが最近変わってきましたが、これは変わってきて、結果的に言

うと、引当金を計上していくと、帳簿上は、貸借対照表でも、損益計算書も含めてマイナスと、別のところで取り扱っていたのをきちんと上げていくとね。そのことはどういうふう処理をして、今の流れにどういう影響があっているのか、教えてください。

【笠山管理部長】 まず、委員ご指摘の不良債務が2種類でございますが、不良債務についてはございません。そういう状況でございます。

それから、会計基準の見直しでございます。会計基準の見直しについては、平成26年度、作業をしておりました。その中で一番大きな額が、委員ご指摘の退職給与引当でございます。これが約19億円ございました。その分で、全部で23億円あるんですけれども、退職給与の引当が17億3,000万円、そのほか、賞与引当金の計上、貸倒引当金の計上等で全部で23億2,300万円でございます。

これについてでございますが、平成26年度の決算で、この影響額が生じました。したがって、この平成26年度の決算処理に当たりまして、平成27年度に当委員会の承認をいただいて、剰余金の処分ということで、この23億2,300万円の損失が出た分を見させていただいたということでございます。これは、剰余金の処分が、議会の議決を得て行うということになっておりまして、議決をいただいて剰余金の処分を行ったという経過がございます。

なお、退職給与の引当というのは、現実はこの金額を即現金化するというのではなくて、仮に、その時点で在職中職員が全員やめた場合に、会計上、引き当てをしておくということでございます。

【吉村(庄)委員】 それでいいです。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第14号議案及び第59号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

交通局は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 環境生活委員会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、新幹線建設に伴うバスターミナル移転の検討状況について、高齢社会への対応について、営業・広報の取組について、職員の処分について、公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について、平成29年4月ダイヤ改正の実施について、その主な内容についてご説明いたします。

（新幹線建設に伴うバスターミナル移転の検討状況について）

九州新幹線西九州ルートを整備に伴い、新駅周辺では新幹線を契機としたまちづくりが進められており、交通局においてもバスターミナルの移転について、本委員会からご意見をいただきながら検討を行ってきております。

長崎ターミナルの移転については、平成23年度から検討を進めており、平成25年2月定例月議会において、本委員会からのご意見や、利用者の利便性などを総合的に勘案し、長崎駅周辺土地区画整理事業区域内への移転方針を表明いたしました。

また、平成27年11月定例県議会において、具体的な移転計画について報告させていただいております。

諫早ターミナルについては、平成27年2月定例県議会において、諫早市が整備する再開発ビル内に待合所等を設け、駅前広場に乗り場を設置する移転方針を表明いたしました。

今後とも諫早市と緊密に連携を図りながら、交通結節機能の充実を図れるよう一体となって取り組んでまいります。

バスターミナル移転後の跡地の活用については、交通局の収益源として有効に活用したいと考えており、周辺のまちづくりの進展等を踏まえた検討を進めてまいります。

今年度は、諫早ターミナルの跡地に係る需要調査等を実施するなど、具体的な検討に着手したところであり、平成29年度も長崎ターミナル跡地についての調査を予定しており、移転後の跡地活用を遅滞なく進められるよう取り組んでまいります。

なお、新しいターミナルの概要等につきまして、補足説明資料を配付させていただいております。

内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

（高齢社会への対応について）

本格的な高齢社会の進展を踏まえた取組のひとつとして、昨年6月1日から、「免許返納者パス」制度の社会実験を、諫早市と大村市で行っております。

全国的に高齢者が関係する交通事故の増加が問題となっている中、諫早市と大村市では、社会実験を開始した昨年6月以降、運転免許証の自主返納者が、前年に比べ大幅に増加し、今回の社会実験による一定の効果があつたものではないかと考えており、その評価を踏まえ、本年6月1日からは長崎市も対象に加えた本格実施を予定しております。

また、高齢者に対する交通手段の充実や支援の重要性は、今後更に高まるものと考えており、これを今後の重要なビジネスモデルとしてとらえ、一般の高齢者を対象とした、定額のフリー定期制度などの検討もあわせて進めてまいります。

なお、「免許返納者パス」制度にかかる補足説明資料を配付させていただいておりますので、内容について、後ほどご説明させていただきます。

（営業・広報の取組について）

県営バスでは、バスの利用促進を図るため、積極的な営業・広報活動を行っております。

地域のイベントにあわせたPRとして、長崎市指定史跡「心田庵」の秋の一般公開にあわせた長崎駅前～片淵線のPRや、長崎ランタンフェスティバルの開催にあわせた県外高速バス、高速シャトルバスのPRを行いました。

また、ローカル線にスポットを当て、地域と連携して魅力を紹介することで、バスの利用促

進と地域の活性化を図る「県営バスdeおでかけMAP」の第2弾として、本年3月末には大村市野岳地域版を製作することとしております。

今後、更なる利便性向上に向けた取組を通して、県営バスの利用促進を図ってまいります。

なお、お手元にクリアファイルを置かせていただいておりますが、ご説明いたしました県営バスの取組にかかる資料のほか、作製しております「おでかけMAP」や県営バス路線図を、参考までに本日配付させていただいておりますので、あわせてご報告させていただきます。

（職員の処分について）

勤務時間外に飲酒した後、自家用車を運転し、自損事故を起こした事案について、先に公表しておりましたが、去る2月13日、当該嘱託整備士に対して、懲戒免職処分を行いました。

この事案は、昨年11月22日に発生し、その後、警察で任意捜査が行われ、本年1月5日に、道路交通法違反（酒気帯び運転）容疑で長崎区検察庁に送致されております。

当該職員は代行運転を利用するつもりで飲酒の場に自家用車で来ていたことから、交通局においては、以後、代行運転の利用を前提とした飲酒を禁止することとし、平成24年度に策定した職員向けの法令遵守の啓発冊子「コンプライアンスハンドブック及びセルフチェックシート」の改訂を行い、全職員に対して周知徹底を図ったところであります。

飲酒運転の防止については、これまでも職員一丸となって取り組んできたところでありますが、このようなことが起きたことは、大変遺憾であり、県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

飲酒運転は、公共交通を担うバス事業者の職員としてはもとより、一社会人として、決して許されない行為であり、今回の事案を深く反省

するとともに、職員一人ひとりの法令遵守の自覚を高め、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

（公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について）

昨年12月12日、交通局の子会社である長崎県央バスの嘱託運転士が、営業運行中に追突事故を起こした後、事故処理を行うことなく終点まで運行したとして、翌13日に自動車運転致死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）及び道路交通法違反（救護義務違反等）の容疑で逮捕されました。

常日頃から安全運行と事故対応には万全を期すよう指導徹底を行っているにもかかわらず、事故直後に適切な対応ができずに、こうした事案が発生したことは誠に遺憾であり、被害に遭われた方、また県民の皆様に対して深くお詫び申し上げます。

この事故は、交差点で信号停車し、信号が青に変わった発進直後に起こったものですが、当該運転士は、取り調べや当局の事情聴取に際して、直前に停車していた乗用車が視界に入っていなかったと一貫して発言しており、また事故を認識した上で逃げたということについては、当初から否認いたしております。

交通局としては、起訴処分がどうなるのかなど、今後の動向を見守っているところであります。

今後、このようなことが起こらないよう、今回の事案発生後、直ちに交通局、長崎県央バスの全運転士に対して、輸送の安全確保はもとより、運行中異変を感じたら現場で停車し、確認を行い、営業所への報告を必ず行うように周知徹底を図り、再発防止に取り組んでおります。

なお、当該運転士及び飲酒運転を起こした嘱

託整備士は兩名とも入局、入社後1年未満の新人職員であったことを踏まえ、法令遵守の自覚向上を図るため、今後の新人教育についても、見直しを図っているところであります。

次に、別冊でお配りしております追加1をお開きください。

（平成29年4月ダイヤ改正の実施について）

今回のダイヤ改正については、教育機関からの要望による新規路線の運行や利用者からの要望等による路線延長・経路変更等を行うこととし、4月1日の実施を予定しております。

ダイヤ改正に係る道路運送法に基づく認可事項については、現在申請中であり、認可を受けて実施することとしており、詳細につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

なお、昨年4月1日実施のダイヤ改正において、他の事業者が当局単独路線である西山台団地～本原一丁目を経由して松山町間に路線参入して、一部区間において異種運賃の届出を行ったために、利用者の混乱を防止する観点から運賃の調整を行ったところでありますが、そのうちの一部区間において車内の運賃表示に誤りがあったことから、約90名程度のお客様から正規運賃より総額で約1,200円多く運賃を収受していることがわかりました。

現在、当該路線の車内やターミナル、ホームページ等においてお知らせを行うと共に、該当するお客様専用のフリーダイヤルを設け、差額返還を進めているところであります。

今後はこのようなことがないよう、適切な処理に努めてまいります。

このほか、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

【ごう委員長】 次に、営業部長より、補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【小川営業部長】 初めに、新幹線建設に伴うバスターミナルの移転の検討状況について、補足して説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境生活委員会補足説明資料1ページをお開きください。

新長崎ターミナルの概要について、ご説明させていただきます。

長崎ターミナルの移転につきましては、平成23年度から県や長崎市の関係部局長と連携を図りながら検討を進めております。平成25年2月定例会月議会において、本委員会からいただいたご意見や利用者の利便性などを総合的に勘案し、長崎駅周辺土地区画整理事業区域内への移転方針を表明いたしました。

また、平成27年11月定例県議会におきまして、トランジットモール線に乗り場を設け、近接する県有地に待合・案内等を設置するなど、具体的な移転場所等を報告させていただいております。

新長崎ターミナルの移転案につきましては、新幹線と在来線の高架に挟まれた、敷地約600平方メートルの土地に、新幹線や在来線の高架橋の地上高が約12メートル程度であることから、3階建ての建物を建設することを想定し、検討を行っております。

なお、建物の高さにつきましては、駅周辺の景観への配慮や、将来のメンテナンス性などを考慮し、高架橋の高さを超えない範囲内での検討を行っているところでございます。

フロアの配置につきましては、1階部分に待

合スペース、案内・発券機能などを配置し、乗り場につきましては、トランジットモール線に4～5バース程度の乗り場の設置を想定して、関係機関と協議を進めているところでございます。

また、長崎市の都市計画において、移転候補地の区域には建築条件の指定がございます。建ぺい率が80%以下、容積率が400%以下となっており、前面の道路境界から2メートル以上のセットバック、いわゆる壁面後退という条件や、新幹線及び在来線の高架橋との近接協議が必要であり、これらの条件の範囲内で検討を行っているところでございます。

長崎ターミナルは、主に県外を結ぶ高速バスや県内の都市間を結ぶ路線の発着拠点となっていることから、1日当たり約300便が発着しており、当局以外のバス事業者では、県内2社、県外6社のバスが発着しております。

新しいターミナルにおいても、基本的には現在と同様の発着数を想定しております。

次に、2ページをお開きください。

この図面は、新長崎ターミナルの移転案の位置図を示したもので、長崎市が作成をいたしました「長崎駅周辺土地地区画整理事業」の計画図にターミナルの移転案を重ねたものでございます。

新しいターミナルは、図の中心部に赤い丸で囲んだ位置に移転することとしており、新駅舎に近接した立地であることから、バス、JR相互の利便性も高く、本県を訪れる観光客にとりましても、利用しやすいものと考えております。

具体的には、図の右下に拡大した図を示しておりますが、トランジットモール線に乗り場を設置し、新幹線の高架と在来線の高架とに挟まれた台形上の土地に、待合所や発券・案内機能を設置することとしております。

次に、3ページをお開き願います。

このイメージ図は、現在検討中の新しいターミナルのイメージ図をできるだけわかりやすくお伝えするために作成したもので、今後、具体的な検討を進める中で、配置やレイアウトなど変更となる可能性があることをご了承いただければと思っております。

左側にお示ししておりますのは、トランジットモール線側から、ターミナルの出入り口方向を見たイメージ図です。バス乗り場は4～5バース程度を想定し、県外高速バスや県内の都市間輸送の路線の発着に対応したいと考えております。

外観につきましては、駅周辺環境のデザインとも調和のとれたものとなるよう、関係機関との連携を図りつつ検討を進めてまいります。

右側の上段の図は、ターミナル正面入り口を入ってすぐのエントランススペースを示した内観イメージ図です。右側の下段の図は、エントランススペースから奥のほうに進んだところに配置予定の窓口・待合スペースのイメージを示しております。

このように、バスをご利用いただくお客様にとってわかりやすく、待ち時間を快適に過ごしていただけるようなバスターミナルとなるよう検討を進めているところでございます。

今後は、発券・窓口等の機能面や利用者の動線を考慮した案内方法の研究など、より具体的な検討を行ってまいります。

なお、同内容で、昨年12月に開催されました「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」へも報告をさせていただいているところでございます。

続きまして、新諫早ターミナルの概要についてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

諫早ターミナルの移転につきましては、諫早市が進める駅周辺の再開発事業にあわせ、乗り場を駅前広場に設けるとともに、待合・案内所等を再開発ビル内に設置する計画としております。

待合所等につきましては、面積が約200平方メートルの床を再開発ビル内に確保し、案内・発券機能等を配置することとしております。

なお、諫早市の管理処分計画につきましては、本年2月に県の認可を受けており、今後は再開発ビルの工事着手に向けた具体的な手続が進められるものと聞いております。

乗り場につきましては、駅前交通広場に6～7バス程度を設けることを想定し、現在、具体的な内容について、諫早市と協議を進めております。

諫早ターミナルは、諫早市内線のほか、長崎空港や長崎医療センターなど、大村方面への路線バス、長崎までの高速シャトルバスなど多くの便が毎日発着をしております。また、県営バスだけではなく、島原～南島原～雲仙～小浜を結ぶ島鉄バスが運行する路線バスや、島鉄バスと西鉄バスが共同運行しております高速バスの福岡～島原線の発着も行っております。ターミナル移転後も、現在と同様に、1日当たり約700便の発着を想定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

この図面は、諫早市が策定した諫早駅整備デザイン計画検討会議の会議報告書の中から抜粋したものでございます。

諫早駅周辺の再開発事業の事業スケジュールを右側上段にお示ししております。ターミナル機能が入るビルの整備は、平成31年度の完成予定、乗り場となります駅前広場の整備は平成32年度の完成予定となっていることから、今後と

も諫早市と緊密に連携を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

このイメージ図は、再開発ビル内に設置予定のターミナル機能を示したものです。バスをご利用いただくお客様にとって、待ち時間を快適にお過ごしいただけるターミナルにしたいと考えております。

また、新幹線を利用して本県を訪れる観光客にとっても、安心してバスをご利用いただけるよう、乗り場案内や行き先標示など具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、免許返納者パスについて説明をさせていただきます。

免許返納者パスの補足説明資料の1ページをお願いいたします。

現在も社会実験中でございます免許返納者パスの現時点での利用状況について、説明をさせていただきます。

高齢者の交通事故防止における運転免許証返納促進と、返納後のバス利用促進を目的として、本格実施の前に、平成28年6月から1年間の予定で社会実験を行っております。

社会実験とした意図は、県内のバス事業者でも初めての試みであり、運転免許証返納の動機づけとして効果があるのか、また、利用者にとって利用しやすい制度かどうかなどを検証するため、利用者にアンケートの協力をいただきながら、制度設計に役立てようと考えたものでございます。

資料のデータ集計期間でございますが、利用者アンケートの回収上、昨年6月1日から12月31日まで7カ月間のデータとなっており、1月分は、参考までに利用者数のみを表示しております。

これまでの利用状況につきましては、諫早市

域版と大村市域版の利用者数を月別に示しております。月ごとの右側、黄色の部分が利用者数でございますが、下段の全体合計の人数が、月を重ねるごとに伸びてきていることがおわかりいただけると思います。

6月から12月までの合計延べ利用人数が148名で、1月の31名が、現時点では確定しておりますので、合計179名となっております。表にはございませんが、2月分の利用者も31名ございましたので、最新の状況としては、延べ210名のご利用をいただいているという状況でございます。

それでは、利用者アンケートの調査結果についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

購入者の男女比につきましては、女性が若干男性より多い結果となっております。購入者の年齢構成につきましては、70歳代と80歳代を合わせますと70%を超え、やはり高齢者の利用が高い結果となっております。

3ページをお願いいたします。

運転免許証を自主返納したきっかけといたしましては、「家族から運転が危ないと言われた」や「運転に自信がなくなった」という理由以外に、今回の「免許返納者パスを知ったから」という割合もほぼ同じ程度おられます。

このことから見ましても、今回の社会実験の目的であります免許返納の動機づけとしては、一定の成果があったものと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。

免許返納者パスを購入する前の主な交通手段といたしましては、自家用車の利用が若干公共交通機関利用者より上回っております。免許返納前にもバスやJR、タクシーなどの公共交通機関を利用していたが、これを機に免許証を返

納し、今回からバスを利用いただいているようでございます。

5ページをお願いいたします。

これは、免許返納者パスを購入する前と購入後のバスの利用頻度を比べたものでございます。表に黄色でお示ししております人数が、パス券を購入後にバスの利用回数が増加した方の人数でございます。右下の円グラフにありますとおり、約半数の方がパス券を購入したことにより、バスの利用頻度が増加した結果となっております。

6ページをお願いいたします。

バスの利用目的につきましては、通院とお買い物の利用が75%になっておりまして、大半の方が日常の病院通いやお買い物に利用されていることがわかります。

7ページをお願いいたします。

料金設定につきましては、1カ月3,000円としておりますが、「安い」、「やや安い」、「ちょうどよい」といった回答が約80%を示しており、おおむね満足いただいている金額設定だと考えております。

8ページをお願いいたします。

免許返納者パスは、毎月1日から月末まで1カ月間限りのパス券となっておりますので、継続して購入する意思があるかどうかをお聞きしたところ、84%の方が、次回も継続して購入するとの回答をいただいております。

実際の利用状況としましても、大半の方が毎月継続して購入されておりますが、高齢者の中には、夏の暑い時期や冬場の寒い時期は外出を控えるため、購入がないような月も見受けられるようでございます。

9ページをお願いいたします。

今後につきましては、本委員会でご意見をい

ただきました後に、諫早市と大村市の両協議会へお諮りをし、4月中に九州運輸局へ運賃申請を行いまして、6月1日から本格実施を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

県営バス沿線自治体の運転免許証返納者の状況をまとめました。県営バス路線沿線の諫早市、大村市、長崎市、雲仙市における平成27年と平成28年の免許証返納者数と増減を示した表でございます。

これによりますと、社会実験を行っている諫早市と大村市の返納者の増加率が、長崎市や雲仙市より大きいことがうかがえます。また、特に黄色で示しております社会実験を開始した平成28年6月以降の諫早市と大村市の増加率が大幅に上昇してきており、さらには、他県で高齢者の加害交通事故が多発した後の11月から12月にかけては、免許返納者の数が急激に増加していることがわかります。

これらのデータから見まして、免許返納の促進に寄与できたこと、今後、さらに返納者が増加することが予想されることや、利用者アンケートの結果等も踏まえまして、本年6月から本格実施をしたいと考えております。

最後に、本格実施における制度の概要について、簡単にご説明いたします。資料は11ページ、12ページとなりますが、「免許返納者パスの本格実施について」というチラシタイプの資料にまとめております。

社会実験と大きく変わります点は、県営バスの運行エリアで、諫早市、大村市のほかに長崎市を対象に加えた点と、パス券の種類が、社会実験では1カ月間の利用券で3,000円のみでございましたが、3カ月で9,000円の券を新たに追加しております。これは毎月継続して購入され

る方が、ターミナルまで行って購入する回数を減らすことで、利用者の利便性向上につなげるためのものがございます。

なお、この制度の利用期間は、本格実施開始の平成29年6月以降で、運転経歴証明書の発行から1年間としておりますが、社会実験の対象としておりました平成28年4月1日以降に免許証を返納し、運転経歴証明書の発行を受けた方につきましては、例外的に平成30年5月まで利用が可能としております。

その他の運用方法につきましては、社会実験の内容と変更はございません。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【笠山管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、平成28年11月から平成29年1月までの実績は、資料の1ページに記載のとおり、計2件となっております。

附属機関等会議結果報告については、第23回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっております。その内容については、資料3ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

委員会の再開は、3時10分からとします。
休憩します。

— 午後 3時 1分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】 先ほど説明があった、免許返納者パスの本格実施についてお尋ねしたいと思います。

昨日も県民生活部の中で少しこのことも紹介をして話をしたんですが、高齢者の方々の事故というのが、やはり近年増加してきている。そういった意味で、県民生活部としてもいろいろな対策の事業をやっていると。

その中で、こういう交通局がやろうとしている返納者パス制度というのは非常にいいという話も紹介をしたんですけども、その時に県民生活部に話をしたのは、高齢者の全体の事故をなくしていくために、有益なこういった返納パス制度、有効だと。ただ、それはあくまでも一事業者がする話だけではなくて、例えば、バスだってほかにもあるし、私鉄もあれば、JRもあるし、タクシーもあるし、いろんな公共交通

がある。そこがタッグを組んでこういう制度をやっていけば、必ずや返納者は増えてくるんじゃないかというようなことの話をして、その音頭をとるのは県民生活部じゃないのかというような話をしたんですよ。

今回、交通局がこういった制度を、これは試験実施がまずあってはいますが、その事業をする時に、県民生活部とか、警察とか、もしくは福祉保健部であったりとか、こういったところと連携をして意見交換をした上で始めたことなのかどうか。単純に、交通局だけでこういう制度をしたのかどうか、そこをまず、考え方をお尋ねします。

【小川営業部長】 免許返納者パスの社会実験を始める前の取組に関する質疑でございます。

私どもは、先ほどご説明させていただきましたように、諫早市、大村市で社会実験をしておりますが、この社会実験前に、実は、当然県民生活部のほうにもご相談させていただいておりますし、また、諫早市、大村市それぞれで地域協議会というのを設置させていただきまして、その中には、諫早・大村警察のそれぞれの交通課長、諫早・大村それぞれの行政の交通担当課、もしくは福祉の担当課に入っております。また、そこに老人会、自治会、婦人会、そういう方々に入らせていただきまして、制度設計に当たる点からご議論をいただきまして、社会実験の実施に結びつけているということでございます。

【深堀委員】 わかりました。そういったところと意見交換をしているということはわかるんですが、広い意味で考えた時に、確かに交通局としての事業としてはこうなのでしょう。ただ、じゃ、県営バスが走っていない県内の地域は幾らでもある。そこにも当然高齢者の皆さんはい

らっしゃるわけであって、そういったことを考えた時に、「こういった事業をやっていいね」と、「県営バスが走っているところだけじゃないですか」という話に、私は必ずなると思うんです。だから、そこはもう少し横連携しながら、警察、福祉保健部、県民生活部、連携をこれから図ってください。こういったいい制度をもっと県内に展開しましょうという話に持って行ってほしい。そこを強く要望しておきたいと思えます。

その観点から、話をもう少ししますけど、利用期間ですよ。先ほど説明がありました、「運転経歴証明書の交付から1年間。ただし、平成28年4月以降に」云々ということになっているんだけど、これは、確かに返納を促すことにはなりますよ。ただ、1年しか利用できないわけでしょう。ということは、返納したら1年間はいい、その後はどうなのって、絶対なりませんよ。だって、1年間だったら、「じゃ、おれは返納せんよ」と言う人もいるかもしれない。

佐世保とかでもやっていますよね、高齢者の方々はバスを。この間の新聞で出ましたけど、かなり財政負担にはなっているんだけど、今の社会情勢から考えた時に、1年間だけの時間的なものではなくて、高齢者の皆さんには等しく、健康に暮らしてもらうために、こういう年数の制限なんて撤廃してやるべきだというふうに私は思う。もちろん財源の話があるから、難しいんだけど、でも、そこまでいかないと、本当の意味での返納者の促進の事業にはならないと思うんだけど、どうですか。

【小川営業部長】 まず、先ほど委員のほうからご指摘がありました、他の事業者との連携でございしますが、私どもがこの社会実験を始める前に、他の事業者のほうにも、こういって

りますということでの話はさせていただいております。

また、他の事業者のほうに、参考としていただくために、この社会実験のデータ等につきまして、県のバス協会を通じて、各事業者のほうの手元にいくような形で報告をさせていただいているというところでございます。ぜひそういう形で広がりを見せればいいなど、私も思っています。

それと、期間の問題でございますが、あくまでこの免許返納者パスというのは、一つの免許返納の動機づけということで捉えておきまして、そういう観点から1年間という整理をさせていただいておるわけですが、委員ご指摘のとおり、その後の日常生活を支えていくためというところも当然でございますので、あわせまして、高齢者パスというようなものを並行して考えていく必要があるかなと思っております。今、その制度設計の検討も始めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、高齢者が増えていくという状況でございますので、そこであまりにも安い価格で設定した場合には、やはり収支に与える影響というのが非常に大きくなりますから、どういう形でやったほうが持続可能な制度設計になるのかというのも、今、データ等々分析をしながら検討しているところでございますので、まずはこの免許返納者パスについては、一時的な動機づけのために整理をさせていただいて、その先については、そういう高齢者パスも今検討に入っているということでご理解いただければと思っております。

【深堀委員】 わかりました、了解しました。

今議論しているのは、交通局でできる話じゃないと思うんですよ。だから、そこは交通局の

立場として、しっかりと福祉保健部であったり、警察、いろんな連携する部署に主張してほしいと思うんですよ。それが結局は、そうやって返納者が増えて、かつ高齢者の皆さんが公共交通を利用すれば、交通局のためにもなるじゃないですか。だから、そういった意味で強く。

やっぱり交通局が単体で、例えば他の事業者に声をかけてもなかなかそこはうまくいかない時もあると思うんですよ、いろんな関係上。だから、そこは公的な、例えば福祉保健部とか、そういったところから発信させたほうが、逆にもっといくのかもしれない。やり方はいろいろ考えたほうがいいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、もう一つだけ、これも今説明があった長崎バスターミナルの進展の状況ですけれども、まず聞きたいのは、資料になかったのですが、この新長崎ターミナルの財源というか、そのあたりはどういうふうになっているのか、教えてください。

【小川営業部長】この新ターミナルの財源でございまして、土地の購入と建物の建設、中の機器整備等々がございまして、それにつきまして、可能な限り国の補助金等が利用できるものは利用させていただくように、現在、九州地方整備局等々とも協議をしているところでございます。可能な限り幅広くそういうものが利用できればということで考えております。

【深堀委員】大体どれくらいのお金がかかる話なんですか。

【小川営業部長】まだ現在、基本的な概要をお示した段階で、具体的な設計に入っておりません。それと、先ほどご説明しましたように、ここの土地というのが、新幹線の高架と在来線の高架というので挟まれた土地になりますので、

当然、先にその高架ができた上で、一つは、在来線についてはもう運行している中でその建物の建設をしていくという形になりますので、当然、JRとの近接協議というのが必要になって、いろんな工法というのでも検討する必要があるかと思っておりますので、具体的な事業費については、もうしばらくお時間をいただければと思っております。

【深堀委員】もうしばらくという話なんですけど、実際にこういう絵がもうでき上がって、それは緻密な数字をとっているわけじゃないんですよ。大体どのくらいと。このぐらいかかる分で、このぐらいを国の補助金とかというのがないと、本当に大丈夫なのかと、絵は見せてもらって概要まで書いているんですけど、大丈夫なのかと思いますよ。言えない事情があるのかもしれないんですけども、少しは概要を聞かないと、意見の出しようもないなど。幾ら言っても、結局は全然、事業費の算建てで、もしかしたらとんでもない、全然これと違うようなことになるかもしれないしね。そのあたり、何かないんですか、材料は。

【小川営業部長】実はまだ、委員ご指摘がございましたように、土地の評価が現在進行中でございまして、そういうものも不透明な要素もございまして、そういうものも不透明な要素もございまして、建物が、先ほどご説明させていただきましたように、新幹線と在来線の高架を、高さを超えないということで、最大でも3階建てしかできないかなと思っております。また、ここの土地の面積というのが約600平米程度でございまして、建物の建ぺい率、容積率を勘案いたしますと、最大でも1,200平米程度の床面積の建物になるかと思っておりますので、総額としては10億円を超えるような事業にはならないんじゃないかと思っております。

その部分について、これからきちんと精査をしていきまして、どの部分に補助が充てられて、どの部分に充てられないという分について、今、地方整備局のほうと協議を進めさせていただいているというところでございます。

【深堀委員】わかりました。状況はわかりましたので、追々いろんな資料は出てくるんでしょうから、その都度審議をしていきたいと思いません。

総括の説明資料の中で、今できるところを言ったけれども、今度は、現ターミナルの跡地の話、「同様の基礎調査を予定しており、移転後の跡地活用を遅滞なく進められるよう取り組んでまいります」というふうに書かれてあります。今のところは、建物とか複数の所有者がいらっしやいますよね。土地・建物すべてが県の持ち物であれば、こういうことで云々と思うんだけど、そうじゃない状況の中で、難しいんじゃないかなと、いろんな活用の仕方がね。県の仕事も含めて。そのあたりはどうなっていますか。

【小川営業部長】現在の長崎ターミナルの状況でございますが、土地については、全体の3分の2を私ども交通局のほうで所有しております、3分の1を民間所有者がお持ちしているのを私どもが借地としてお借りをしているという状況でございます。

建物につきましては、それぞれの区分所有という形になっておりますので、私どもとしては、地下から中2階までを私どもが区分所有で所有させていただいているわけでございますけれども、2階以降の部分につきましては、県とか、長崎市とか、民間事業者の方を含めた形の区分所有という形になっております。

現在のターミナルにつきましては、平成27年度に耐震診断をいたしまして、その結果として

は、耐震診断の基準を満たす状況になっていないことから、区分所有者で構成をいたします管理組合の中で、耐震補強はしないということでの結論が出ておりますので、現在の建物の解体に向けた協議について進めさせていただいているところでございます。

【深堀委員】今のターミナルの所有状況というのは、大体わかりました。だから、結局、すべてが県の土地・建物でもない。だから、そこは協議をしながら、耐震構造ではない、改修工事はしないということは、結局は更地にしなければいけないということになるんでしょう。

でも、それでも、土地は3分の1は民間が持っているという状況の中で、県交通局の今の方向性としては、その3分の1の民間が持っている土地を例えば購入をし、一本化した上でそこを活用しようというふうな想定なのか、それとも、いやいや、もう3分の2も手放して民間のほうに渡して、そこを開発してもらおうというふうに考えているのか、その方向性は定まっているんですか。

【小川営業部長】民間所有者側がお持ちの土地につきましては、長年私どもも売買のご相談をさせていただいてきているところでございますが、やはりその整理ができずに、現在ずっと借地契約という形で継続をさせていただいているところでございます。

今後の活用につきましては、私どもの3分の2の土地だけでの活用を図るのか、もしくは民間の方の3分の1の分まで含めた形での活用を図るのか。また、どういう事業手法なり、どういう利用用途が、私どもとしての収益源としても活用できるし、また、長崎の駅前の今回のまちづくりに調和した形になるのかということも含めまして、今後検討してまいりたいと考えて

います。

【深堀委員】今の説明はよくわかるんですよ。今の説明はよくわかるんだけど、でも、基礎調査を予定しているというわけですね。基礎調査とは何ぞやということですが、結局3分の2でいくのか、どういう3分の2の所有権になっているのか、分筆された1枚の土地で区分されているのか、もしくは、全体が1筆になって、その3分の2を所有しているのか、そのあたりの説明がないからわからないんだけど、そこがわからない、どういうふうな方向でいくかわからない中で基礎調査して、いろんなことは検討できないでしょう。できないと思うんだけど、どうなんですか。

【小川営業部長】すみません、説明が不足しております、申しわけございません。

土地につきましては、国道前面部分から奥のほうにいきまして3分の2が私どもの所有となっております、その奥地の部分を別筆で民間の方の所有となっております。

そういう状況でございますので、私どもとしては、今回、平成29年度にそういう調査等々をさせていただきたいということで計上させていただいておりますが、先ほど申しましたように、私どもの所有している土地だけで活用が図れるのか、もしくは、やはりその裏地まで一体として、民間所有者の土地まで含めて一体として利活用したほうがいいのか。また、その利活用する場合の用途は、どういう用途がいいのか。もしくは、事業手法と申しますか、例えば事業手法ということになりますと、私ども自身が直接ビルを建てるというやり方があるでしょうし、委員ご指摘のように、例えば土地を貸して建物を民間の方に建てていただくという手法も、多分いろんな事業手法があるかと思っておりますので、

そういう部分を、特に収益の観点で、どういう事業手法が望ましいのか。また、その内容、活用用途が、あそこは長崎駅前の正面の位置になりますので、それが望ましいのかどうか、そういう点も含めて、市場調査等も含めました調査をさせていただきたいということで、今回計上させていただいているところでございます。

【深堀委員】わかりました。今からいろんな調査をしてみて、判断していくということになるんでしょう。あそこは、結局、新長崎駅が完成した時の位置づけを考えた時に、本当に玄関、今でもそうですけれども、長崎の窓口みたいなポジションですよ、位置的に。非常に大切な場所、県庁跡地と同じような感じなんですけどね。

しかし、その利活用については、広くいろんな検討をしながら、例えば県庁舎跡地の懇話会とか開いてしたりしてはいますけれども、交通局単体で考えるのではなくて、長崎のまちづくりという観点からいろんな角度で検討すべきだというふうに私は思うので、その進捗についても、適宜、委員会のほうに報告していただきながら、意見を言わせていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

終わります。

【堀江委員】交通局の補足説明資料の中の「免許返納者パスの本格実施について」というのは、1年間限定ということは、これはどこかに書いていますかね。

【小川営業部長】お手元の資料の12ページでございますが、上から2つ目に利用期間という項目に、「運転経歴証明書の交付から1年間」と。「ただし」ということで、社会実験にご協力いただいた方については、本格実施ではなかったもので、その方々は、本格実施から1年間も

有効としますというような表現です。

【堀江委員】 そうなると、確かに言われるように免許証を、言葉はおかしいですけど、「自主返納」と言うんですけど、まあ、利用者から言うと、免許証を持っている方から言うと、取り上げられるわけですよね。

結局、先ほど深堀委員が言ったように、返納者バスをやる理由は、免許証を取り上げるための理由であって、結果として、その期間が終わったら、今度は足がないわけですよね。そういうことを考えますと、説明があったように、利用者は180人あったと。それから、行動範囲が広がって、バスの利用頻度が増えたというふうな意見があったと言うけれども、実際、この1年間で過ぎれば、またもとに戻っちゃうわけですから、しかも、もっと不便になりますよね。免許証があっていた時代から、今度は手元に免許証がないわけですからね。

そうすると、高齢社会への対応ということについては、私も非常に不十分だと思います。要は、説明として、免許証を取り上げるための理由に、1年間はパス券があって、乗り放題でいきますよということをするにしても、本当に高齢社会のための対応ということであれば、その後をどうするのかということまでしてからやらないと、私は非常に混乱を招くと思います。

確かに、裏面にありますけれど、例えば「本格実施について」だけを見ると、すごいと思いますよ。しかし、商品と同じですよね。これはずうっと、高齢者に対する商品なんかも、いろんな効果が出て、「商品の効能ではございません。ご本人の感想です」と書いているのと同じような対応ではないかと、私自身は思います。

そういう意味では、逆に、県民に混乱を招くのではないかとこの思いも非常にいたします。

そこら辺は今後考える。1年間限定で、その後については今後考えるということですけど、6月から、長崎市も含めて本格実施という中で、私は逆に混乱を招くのではないかとこの危惧もあるんですが、その点はどうかお考えですか。

【山口交通局長】 どこまで事業者としてそこら辺をカバーしていくかということであろうかと思えますけれども、私どもとして先駆的にこういう取組を始めたわけでございます。料金の設定も含めてですけど、かなり思い切った金額を設定しておりますので、これを永続的にということになると、私どもとしてはやはり経営面というのを考えざるを得ないという点がございませぬ。

実は、これを社会実験するに当たって、諫早市、大村市、市の行政のほうとご相談しまして、市のほうとしてこれに支援をいただけないのかというご相談をいたしました。ある意味で、行政的にも積極的に進めていただいたほうが良いような事業ではないかということで、そういうご相談をしたんですけども、なかなか諸般の事情があって難しいということでございました。

その時に、私どもとしては、やはり免許返納者バスというのは、バスに乗っていただく、あるいはほかの公共交通機関でも結構なんですけど、あくまでもそのためのきっかけづくりと。したがって、思い切った金額を設定して、そして期間については、やはり一定程度制限をかけざるを得ないと。

あと、先ほど営業部長もご答弁いたしましたけれど、本格的な高齢者対策としてどういうふうな制度を準備するかというのは、やはり経営面も相当考えたところで、これから高齢者の方が相当増えるわけですので、そういうことも踏まえたところでの制度設計を今考えているとこ

ろでございます。

期間的に少しずれがあるというお話でございますけれども、なるべく私どもとして、そこら辺のタイムラグがないような形での進め方を考えていきたいと思っております。

【堀江委員】返納パスが終わった後どうするかというのは、今すぐどうこうではなくて、今後の検討課題として検討しているということは、それはもう了としております。

ただ、しかし、例えば11ページの本格実施についてということ、例えば県民に広報するという場合は、「券を販売いたします」のその次に、利用期間というのを最初に持ってこないで、最初に利用期間を持ってきて、そして、対象者というふうにしていかないと、最後のほうに利用期間を持ってくるようでは、大きな誤解を招くと思うし、そういう意味では広報の仕方に、私は、県民がよく理解ができるような広報の仕方をしないと、最後のほうに利用期間ではなくて、最初に利用期間を持ってくる。1年間限定ですよ。その上で返納パスということの仕方をしないと、私は非常に誤解を招くと思いますので、その点は検討していただきたいと思うのですが、見解をお願いします。

【小川営業部長】委員ご指摘のとおりでございます。この資料につきましても、まだ全く外に出していない、たたき台の案の時点でございますので、委員のご意見も参考にしながら、どういう形でお出したほうが誤解を招かないのか、そういう部分も十分に考慮しながら、最終的な整理をしてまいりたいと思っております。

【堀江委員】最後にいたします。

どのみち車がない場合に、どうやって県民の足を確保し、住民の暮らしの向上を図っていくのかという観点で対応していただきたいという

ことを最後に要望しておきたいと思っております。

【宮本委員】私のほうから、ちょっとだけ確認させていただきます。

2月にいただきました、説明資料の中の概要になるんですが、「長崎県営交通事業の概要」という資料をいただきました。この中の中期経営の見直しだとか、計画だとかいろいろありまして、見させていただいたんですが、4ページの長い資料の中に、平成29年度当初予算は、先ほどいろいろな議論があったとおりでありますが、平成28年度の見込みについて、ちょっと確認いたします。

平成28年度、今、3月8日ですから、あと残り20日ほどですが、ちょっと確認です。残り20日ぐらい、見込みとしてはどんなのでしょうか。計画どおりにいっているのでしょうか、そこら辺の確認だけさせていただきます。

【笠山管理部長】中期経営計画についてのご質問でございます。

前回、協議会の際にご説明させていただいた4ページの資料の平成28年度の見込みの数字でございますが、こちらは、先ほど可決いただきました補正予算を踏まえての数字でございます。現時点では大変厳しい状況ということで、本年度は、ご説明させていただきましたけれども、熊本地震による影響があつて、残念ながらこういう状況でございます。

ただ、補足してご説明をさせていただきますと、現在の中期経営計画につきましては5カ年計画で、平成29年度までの計画でございます。平成28年度については、県営バス、県営バスを含めたところで、中期経営計画では収支均衡ということですが、残念ながら9,100万円ほどの三角、税抜き収支で赤の見込みです。この4ページの資料は、交通局だけの数字でございます。

合算すると、現計するとそういう状況でございますが、平成29年度につきましては、先ほど予算に計上させていただきましたとおり、県央バスとの合算においても、この資料にもございませとおり、計画では300万円の黒字に対して、当初予算では600万円の黒字と、計画を上回る見込みを立てさせていただいております。

【宮本委員】 了解しました。

すみません、もう一遍確認ですが、平成28年度見込み、この資料は2月にいただきましたが、本年1月までの数字と理解してよろしいでしょうか。

【笠山管理部長】 補正予算の提案に当たりましたが、1月、補正予算の提案時期に見込める状況で積算しておりますので、そういう整理で作成をいたしております。

【宮本委員】 1月までの数字ということですね。わかりました。あとまた、残り20日ありますから、どうかこの計画に基づいてしっかりと執行していただくように要望させていただきます。

【笠山管理部長】 先ほど1月という話を申し上げたんですが、積算に当たっては、正確に申し上げますと、12月時点での積算でございました。申しわけございません。

【宮本委員】 12月までですね。ということは、今、3月ですから、1月、2月が入ってくるとなると、若干の増減はあるのかと思います。そこからあたりのこともちょっと鑑みて、また直近での資料もできますならば、いただければと思いますが、どんなでしょうか。

【笠山管理部長】 経営状況については、随時状況を発していきたいと思っておりますので、直近の状況について、改めてまたご説明させていただきたいと思っております。

【高比良委員】 1点だけ。先ほど予算議案の中

で、収支の状況について説明がありました。まあ、とんとんというような格好になっているんだけど、それは、まさに一般会計からの補助金とか、繰入金とか、そういうのがあって、何とか頑張っているわけですが、だから、本当の意味での独立採算というか、自弁自主による経営というような形までは至っていないという状況にあるわけですね。

そういったところで、中期経営計画とかいろいろつくられて、また見直しもやるということなんだけれども、なかなか経費を削減するというのは、これまでである意味、血のにじむような削減計画というか、そういうことをやってきたので、人件費あたりをさらにカットしていくというのは、やっぱりなかなか難しい話だというふうに思うんです。

その他の経費についても、現行の枠組みというか、規模というか、そういうので県営バスを運行していくと、そういう状況の中ではなかなか、車両単価、購入単価を随時削減していつて見直しをするというのはわかるんだけど、そのほかで大きく削れるというのはなかなかないというふうに私は思うんですよね。

それで、見直しに当たって、収入を上げていこうといったことで対策というか、幾つかの視点が述べられていますよね。

例えば乗合収入については、運行形態を見直して事業構造の転換を図っていこうと、それによって、効果見込みとして約2億2,600万円ぐらい、それから高速バス収入については運賃改定で利用者の拡大を図っていこうと、あるいは貸切収入については、車両を増設して受注機会の拡大を目指そうと。加えて、そのほかに生活路線対策の市の単独の補助金の見直しをやりたいと、そういったことが要点として述べら

れているんだけど、今言った中で、一番大きなポイントというのは乗合収入、あるいは貸切収入を本当に伸ばせるかどうかというところにかかっていると言っても過言じゃないかなと思っっているんです。

そこで、乗合収入の話なんですが、まずは、この経営計画の中には具体的に示されていないんだけど、路線バスやシャトルバスの運行とあわせて、特定区間、一定利用者が多いと見込まれる区間でのコミュニティバスの運行、今、聖フランシスコ病院のところで巡回しているのが一つありますが、そういったことをさらに今後、伸ばしていこうという考えがないのかどうか、まず、その点でお尋ねをしたいと思います。

【山口交通局長】 現在、中期の中で、まさに委員からご指摘があったようなことを主眼としてやっているわけでございますけれども、コミュニティバスについては、これは高齢者対策とも関連がありますけれども、通勤時間帯以外の運行について、そこは大体お客様が少ないという時間帯ですけれども、ここを従来と同じような形で朝、昼、晩と運行するというのではなくて、昼間に、病院あるいはお買い物の時間に特化した路線というのは幾つかつくってきております。

一つは、片淵から新大工に出て、それから中央橋、夢彩都、駅前まで出るような路線、あるいは滑石と住吉、それから女の都を結ぶような時間帯の路線、それから、先ほど委員からお話がありました三原からの路線等でございますけれども、昼間のそういった路線、ある意味でコミュニティ的な運行ということをやっております。これについては、私どもの路線の制約上の問題もありますけれども、これはやはりできる限り取り組んでいきたい、そういう考えは持

っております。

【高比良委員】 可能な限り延ばしていくというか、広げていくと、そういう方向で検討をぜひやってもらいたいと思うんです。一つやっぱり収益を乗合で上げていくという考え方の中では、ツールとしては十分有用性があるんじゃないかというふうに思っています。

そのこととあわせて、乗合バスですけれども、今、県営バスとしても不採算路線を抱えているし、それから、例の東長崎の長崎バスの新規参入ということもあって、料金も下げざるを得なかったと、大きなパンチをくらったわけけれども、そういう中で運行形態を見直しをして、土日、祝日から平日のほうにシフトしていこうと、そういうふうなことがうたわれているんだけど、構造改革じゃないけど、事業構造の転換を図るという意味では、そのことだけで終わるのかどうか。

例えば、三原の循環線に長崎バスが入ってきましたよね。全く競合していたわけじゃないんだけど、一部、だからそのところも通るという格好で、新規参入になったわけです。そのほかにも長崎バスはいろいろ考えてやっている。そういうことから比べると、県営バスももう少し、長崎市内での路線バスのルートというか、新規開拓をしていっていいんじゃないかなというふうに思うんだけど、その辺になかなか踏み切れない状況というか、隘路というか、この辺は何ですかね。

【山口交通局長】 まず、土日、祝日から平日にシフトするという事業構造の転換については、既にこれは実施をいたしております。平日を厚くするために、土日、祝日の運行を薄くするという形で、勤務形態の変更を伴ったわけですが、これについては、一定もう行っており

ます。

あと、私どもとして、長崎の市内線をどういうふうに行き止めるかという点でございますけれども、今、私どもとして考えているのが、一つは、長崎駅周辺が大きく、駅裏も含めて変わろうとしているという点がございます。あるいは県庁の移転、市役所の移転等々、都市機能が非常に大きく変わろうとしておりますので、その時、現行の運行している路線についても、相当程度、現在のままの運行形態でいいのかという点があります。この時に、現在の便数の中で、一定程度経路変更等をやっていくのか、あるいは部分的に増車は可能かという点が1点ございます。都市形態の変化に伴う対応をどうするかという点が1点ございます。

それと、私どもとして全く他社も含めた路線を考えないかという点、今回、4月1日のダイヤ改正でもやっておりますけれども、これはシーボルト大学と中心部を結ぶ路線の運行、そういうことについても、私どもは考えております。どこまでどういうふうにするかというのは、非常に微妙な問題もございますし、体力的な問題もございまして、私どもとしては、先ほど申し上げた、基本的には、長崎の都市形態の変更に伴うものをどうするかということを現在の一番大きなテーマとして考えないといけないのではないかというふうに思っております。

【高比良委員】 局長の説明にあったとおり、新たな路線という点、そういったことが2つ、3つ述べられているんですけども、例えば南部地区については、県営バスは全く運行されていないんだ。そういう中で、これはちょっと時間がかかるかもしれないけれども、外環状線ができますよと、あるいは市道だけでも、主要幹線になると思うんですけども、磯道町三和線という

海岸通り、ここは三菱への通勤の交通の分割という点においては、非常に重要幹線になってくる。そういう新たな道路ができますよと。

現状においても、例えば上戸町のほうから出島バイパスを通って市内に抜ける道、あるいは、もっと言えば、女神大橋を渡って、そして飽の浦で長崎近郊に出てくると、いろんなルートが考えられると思う、ルートは。もちろん、新たなルート開発については、当然、そこには投資が必要になってくるので、収支についてはしっかり検討しなきゃいけないんですけども、北部のほうも、あえて言いませんが、いろいろルートが考えられると思う。そういうふうなルート開発についてのF/Sを、フィジビリティスタディをいろいろやっていっていいんじゃないかな。乗合収入、とにかく上げなきゃいけない。貸切で増車というのでもいいと思うんですけども、なかなか難しいところがある。

そうすると、やっぱり儲ける路線を持って、さらに拡充して収入を増やすと、そういうのが一番問われるところかなと思うので、ぜひ、F/Sをやってってもらいたい。可能なところは、将来計画としてもそういう計画を立てていくとか、そういうふうなことで進捗を図ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

【山口交通局長】 体力的な面もございまして、優先的に対応すべき課題もございまして。その中で総合的に考えた上で、路線のあり方というのを、やはりバス事業者として、最も重要な課題でございます。戦略性を持って検討を進めていきたいと考えております。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質疑がないようですので、これもちまして、交通局関係の審査を終了い

たします。

引き続き、分科会会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時52分 休憩 —

— 午後 3時53分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果につきまして、3月14日火曜日の予算決算委員会における環境生活分科会会長報告及び3月16日木曜日の本会議における環境生活委員長報告の内容の協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 3時54分 休憩 —

— 午後 3時54分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会会長報告及び環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時55分 休憩 —

— 午後 3時56分 再開 —

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、ご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これを持ちまして環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時57分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年3月8日

環境生活委員会委員長 ごう まなみ

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 27 号	長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号	雲仙公園使用条例の一部を改正する条例	原案可決
第 29 号	長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	原案可決
第 30 号	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 32 号	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 44 号	契約の締結について	原案可決
第 45 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 46 号	契約の締結の一部変更について	原案可決

計 9件（原案可決 9件）

委員 長 ごう まなみ

副委員 長 山口 経 正

署名委員 深 堀 浩

署名委員 宮 本 法 広

書 記 田 坂 雅 子

書 記 益 永 誠 二

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成29年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

県 民 生 活 部
環 境 部
土 木 部
交 通 局

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 平成 29 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 47 号議案 平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
の 2 件であります。

はじめに、第 1 号議案「平成 29 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

県民の皆様が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するため、県民生活部としましては、「長崎県総合計画 チャレンジ 2020」に掲げる 10 の基本戦略のうち、「互いに支えあい見守る社会をつくる」「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」「快適で安全・安心な暮らしをつくる」の 3 つの戦略を中心に、県民、事業者、NPO 及び市町等と連携し、協働による地域課題の解決、男女共同参画の推進、女性活躍の推進、人権が尊重される社会づくり、犯罪のない安全・安心なまちづくり、交通安全対策、食品の安全・安心の確保、消費者行政の充実・強化などの各種施策を積極的に推進してまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	7 万 5 千円
国庫支出金	4 億 8, 413 万 3 千円
財産収入	117 万 4 千円
繰入金	2, 047 万 5 千円
諸収入	3, 517 万 3 千円
計	5 億 4, 103 万 円

歳出予算は、

統計調査費	3億6,460万5千円
生活対策費	7億7,440万3千円
環境保全費	6億9,446万2千円
計	18億3,347万円

を計上いたしております。

次に、歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(県民協働の推進について)

多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かに対応するためのNPO法人等と県が取り組む協働事業の実施をはじめ、NPO法人等と企業との連携、協働を促進するための情報交換会の開催や、協働に関する相談・助言等を行うとともに、新たな活動や取組拡大に意欲のあるNPO法人に対し、実践的な経験や知見を持つ中間支援組織による組織診断や改善計画策定等の支援なども行いながら協働の取組を推進することとしており、これらに要する経費として、

1,625万4千円

を計上いたしております。

(男女共同参画の推進について)

男女共同参画の推進につきましては、「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」に基づき、庁内各部局や、市町、関係団体、事業者の皆様と連携しながら、あらゆる分野における男女共同参画の推進に総合的に取り組んでいくこととしており、そのための普及啓発、相談事業、地域における男女共同参画の推進に要する経費として、

1, 793万8千円

を計上いたしております。

(女性の活躍推進について)

女性の採用・職域拡大や管理職登用など企業の自主的な取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・実行等の支援や管理職登用のための女性の人材育成支援により、企業における女性の活躍を推進するとともに、継続就業等のための若者の意識啓発やウーマンズジョブほっとステーションにおける再就職支援、伴走型の起業支援体制の整備により、女性の就業を促進していくこととしており、これらに要する経費として

4, 903万5千円

を計上いたしております。

(人権尊重社会づくりの推進について)

人権が尊重される社会の実現をめざして、「長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）」に基づき、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題や同和問題の解決に向け県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催、指導者の育成及び県人権教育啓発センターを活用した人権に関する情報の提供や相談への対応などを行うこととしており、これらに要する経費として、

4, 310万6千円

を計上いたしております。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、県民の防犯意識を高めるための広報啓発活動や県内一斉防犯パトロールの実施、それぞれの地域での連帯感の醸成や自

主防犯活動の活性化を図るための犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体の募集、
県と事業所との連携・協力による取組を推進する安全・安心まちづくりパートナーシ
ップ事業等に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

615万3千円

を計上いたしております。

(交通安全対策の推進について)

交通安全に関する施策の推進につきましては、「第10次長崎県交通安全計画」に
基づき、取組を進めておりますが、交通事故の防止を図るためには、県民一人ひとり
が交通安全についての意識を高め、安全運転と安全行動に努めることが不可欠であり
ます。

このため、県民総参加による季節ごとに行う交通安全運動や、交通安全教育・指導、
普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数の約7割を占める高齢者の交通事故防
止対策として、高齢運転者及び高齢歩行者の総合的な交通安全教育啓発を実施するこ
ととしており、これらに要する経費として、

8,235万9千円

を計上いたしております。

(統計調査について)

国民の就業及び不就業の状態を調査することにより、全国及び地域別の就業構造の
実態を明らかにし、雇用政策をはじめ各種行政施策のための基礎資料を得ることを目
的として、本年10月1日現在で「平成29年就業構造基本調査」を実施いたします。

この「平成29年就業構造基本調査」を始めとした17の統計調査等を行うことと
しており、これらに要する経費として、

1億6,478万1千円

を計上いたしております。

(食品衛生の確保について)

県民の安全で安心な食生活を確保するため、「長崎県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導や食品検査を実施し、食中毒等の発生防止に努めてまいります。

また、国が予定している^ハCC^サCP^フ導入型基準の義務化を見据え、HACCPによる衛生管理の導入促進を図ることで、県内で製造・販売される食品の安全性を確保してまいります。

さらに、食肉の安全性確保のため、HACCPによる衛生管理を推進するとともに食肉衛生検査データを活用し、家畜保健衛生所や生産者と連携して効率的な家畜疾病予防、衛生対策等を行うこととしており、これらに要する経費として、

8, 329万1千円

を計上いたしております。

(カネミ油被害者対策について)

カネミ油被害者に対する支援対策として、油症検診を実施し、被害者の健康管理指導を行うとともに、長崎油症研究班へ油症の治療等に関する研究を委託し、油症の解明及び治療法の研究を推進します。

また、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、油症研究の推進及び油症患者の生活の質の維持向上のため、油症患者の健康実態調査を実施することとしており、これらに要する経費として、

1億2, 389万9千円

を計上いたしております。

(動物の愛護管理について)

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向け、「長崎県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護の普及啓発と定着、動物の適正飼養管理の推進、県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり等に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

794万5千円

を計上いたしております。

(消費者行政の推進について)

「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、消費者が質の高い消費生活相談を受けられるような相談体制の整備、消費者教育の充実による消費者の意識向上など、県内の市町及び関係機関と連携して各種施策を実施することとしております。

また、消費者行政活性化基金を活用して、悪質商法や特殊詐欺のターゲットになりやすい高齢者を、悪質な電話勧誘販売による消費者被害から守るため、市町と連携して通話録音装置の設置を進めるほか、事業者の不当行為に対し差し止め請求ができる「適格消費者団体」への認定を目指すNPO法人の支援にも新たにに取り組むこととしており、これらに要する経費として、

8,426万8千円

を計上いたしております。

(食品の安全・安心確保について)

「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき、関係部局が緊密に連携しながら、食品の安全性と安心を確保するための施策を実施することとしております。

このうち、県民の食品に関する正しい理解の促進と信頼を高めるための施策として、引き続き食品表示の適正化に取り組むほか、消費者・関係事業者・行政機関等相互の

情報交換や意見交換を行うリスクコミュニケーションについては、県民から募集した「食品の安全・安心サポーター」との協働により地域への浸透を図るなど、更なる推進に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

866万1千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 事務機器のリース等について、年度を越えて一括契約を締結するため、
県民生活行政事務機器賃借 89万6千円
- 2 性暴力被害者支援事業について、年度開始前に契約手続きを行うため、
性暴力被害者支援事業 929万1千円
- 3 犬捕獲抑留等業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
犬捕獲抑留等業務委託 4,685万 円
- 4 動物愛護情報ネットワーク運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
動物愛護情報ネットワーク運用管理委託 73万3千円
- 5 諫早食肉衛生検査所における自家用電気工作物保安管理業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、
自家用電気工作物保安管理業務 20万 円
- 6 川棚食肉衛生検査所における庁舎警備業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、
庁舎管理業務 11万1千円
- 7 食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託 34万7千円

を計上いたしております。

次に、第47号議案「平成28年度一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	64万3千円の減
国庫支出金	3,090万1千円の減
諸収入	180万円の減
計	3,334万4千円の減

歳出予算は、

統計調査費	1,223万7千円の減
生活対策費	2,394万6千円の減
環境保全費	908万9千円の減
計	4,527万2千円の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(統計諸費について)

平成27年度統計調査委託費返還金の額の確定等により、

1,097万9千円

を減額計上いたしております。

(男女共同参画推進費について)

ながさき女性輝き応援プロジェクトにおける市町分地域女性活躍推進交付金の減等により、

1,095万 円

を減額計上いたしております。

最後に、平成28年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成28年度予算につきましては、今定例県議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきましては国庫補助金等に未決定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 平成 29 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 11 号議案 平成 29 年度長崎県流域下水道特別会計予算

第 47 号議案 平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分

第 56 号議案 平成 28 年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 3 号）

の 4 件であります。

はじめに、第 1 号議案「平成 29 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

「長崎県総合計画チャレンジ 2020」や長崎県環境基本計画に基づき、未来につながる環境にやさしい長崎県の実現を目指して、環境部では、環境保全施策を展開してまいります。

歳入予算については、

分担金及び負担金	851万2千円
使用料及び手数料	1,753万2千円
国庫支出金	18億2,432万5千円
財産収入	133万4千円
寄附金	188万5千円
繰入金	2億3,340万円
諸収入	645万円
計	20億9,343万8千円

歳出予算については、

防災費	2億2,476万2千円
-----	-------------

環境保全費	31億5,699万7千円
農地費	1億6,490万円
都市計画費	1億8,314万6千円
計	37億2,980万5千円

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(長崎発東アジアの環境技術発信事業について)

中国及び韓国との環境保全に関する行政・研究交流を通じて、東アジア地域に共通する課題の解決と人材育成を推進することを目的として、福建省環境保護庁との相互訪問研修や、日韓海峡沿岸の8県市道の共同研究等を実施することとしており、これらに要する経費として、

601万1千円

を計上いたしております。

(地球温暖化対策の推進について)

事業者、県民等による総ぐるみの地球温暖化対策のため、エコドライブの普及啓発や家庭での節電活動の推進とともに、県有施設の省エネ改修等モデル案を策定し、省エネ改修の推進と県庁全体から排出される二酸化炭素の削減を強化することとしており、これらに要する経費として、

3,263万8千円

を計上いたしております。

(環境保健研究の推進について)

環境保健研究センターにおいて、新たに微小粒子状物質（PM_{2.5}）の高濃度地点等における汚染実態の解明に取り組むほか、地域環境及び保健衛生に係る調査研究や技術開発等を実施することとしており、これらに要する経費として、

1, 164万4千円

を計上いたしております。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池の水質改善対策や水辺空間づくりを推進するため、中央干陸地におけるヨシの刈り取りと利用方法について継続して検討を進めるほか、干陸地を利用した水質浄化や自然とのふれあいの場の具体化等について、国と連携して進めることとしており、これらに要する経費として、

1, 277万8千円

を計上いたしております。

(大村湾の環境保全及び活性化について)

大村湾について、生物の生息場の確保や水質等の改善を図るため、新たに時津町の崎野自然公園地内において再生砂を用いた浅場の造成作業を進めてまいります。

また、沿岸市町、漁業者などと連携し、環境改善のための浮遊ゴミ除去などの取組を行うこととしており、これらに要する経費として、

3, 796万6千円

を計上いたしております。

(環境の監視等について)

環境の維持と保全を図るため、公共用水域や大気等の常時監視、並びに、発生源対

策として工場・事業場に対する立入検査や改善指導、島原半島における地下水汚染対策等を実施することとしております。

また、玄海原子力発電所周辺等における環境放射線モニタリングを継続して実施することとしており、これらに要する経費として、

3億2,098万4千円

を計上いたしております。

(水道の普及促進について)

水道の普及促進と安全で良質な水の安定供給のため、市町が実施する耐震化・老朽化対策への支援を行うなど、水道施設整備事業を促進するとともに、水質管理の徹底を図ることとしており、これらに要する経費として、

13億5,256万7千円

を計上いたしております。

(汚水処理施設の整備について)

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業や農業集落排水事業等に対する助成を行います。

また、県内の生活排水処理事業で発生する汚泥等を広域的に集約し、効率的な処理・有効活用を行うための汚泥処理構想を策定することとしており、これらに要する経費として、

4億8,239万2千円

を計上いたしております。

(資源循環型社会の推進について)

廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、産業廃棄物税収を基金に積み立て、

産業廃棄物の排出抑制等の施策に活用するとともに、ゴミゼロながさきの実現に向けた県民運動を展開するほか、食べきり啓発キャンペーンの実施等により、食品ロスの発生抑制を推進することとしており、これらに要する経費として、

6, 211万9千円

を計上いたしております。

(廃棄物対策の推進について)

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理施設への監視指導等や、最終処分場の安全性確保のための水質調査のほか、優良な産業廃棄物処理業者育成のための環境づくり等を実施します。

また、県内の各地域等における災害廃棄物の発生量等を調査し、長崎県災害廃棄物処理計画等を策定することとしており、これらに要する経費として、

1億 397万 円

を計上いたしております。

(自然環境を活かした地域づくりの推進について)

自然観光資源を活用した地域づくりを推進するため、島原半島において国立公園や世界ジオパークを活用した国内誘客対策・インバウンド対策等を実施するとともに、西海国立公園をはじめとした自然公園の快適な利用促進を図るため、施設のリニューアルや維持補修等を行うこととしており、これらに要する経費として、

9, 335万9千円

を計上いたしております。

(野生生物の保全及び管理について)

希少な動植物等を保全するため、絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの生息状況調

査や普及啓発事業等を引き続き実施するほか、ニホンジカによる被害が大きい壱岐対馬国定公園内の対馬地域において生態系被害対策を実施することとしており、これらに要する経費として、

3,613万 円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

放射線監視システム保守点検等に係る業務委託について、平成30年度当初から契約を締結する必要があり、平成29年度中に手続きを行うため、

6,000万 円

など14件を計上いたしております。

次に、第11号議案「平成29年度長崎県流域下水道特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	5億1,994万5千円
国庫支出金	1億9,250万 円
繰入金	1億 181万4千円
繰越金	6,202万7千円
県債	4,610万 円
計	9億2,238万6千円

歳出予算については、

流域下水道費	7億7,825万3千円
公債費	1億4,413万3千円

計

9億2,238万6千円

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(大村湾南部流域下水道建設費)

大村湾南部流域下水道の高度処理化及び長寿命化計画に基づく施設の改築更新に要する経費として、

3億1,550万 円

を計上いたしております。

(大村湾南部流域下水道維持管理費)

大村湾南部浄化センターの運転や設備の点検・補修等の維持管理及び市負担金に係る剰余金の一部返還に要する経費として、

4億6,275万3千円

を計上いたしております。

(元利償還金)

建設事業の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

1億4,413万3千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

大村湾南部浄化センターの維持管理について、委託業務を一本化し、かつ複数年契約により経費節減を図る包括的民間委託を導入しており、年度を越えて一括契約を締

結するため、

10億5,600万 円

など3件を計上いたしております。

以上をもちまして、平成29年度当初予算の説明を終わります。

次に、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	461万9千円の増
使用料及び手数料	11万1千円の増
国庫支出金	1,143万5千円の減
財産収入	297万3千円の減
寄附金	3万 円の増
繰入金	1億3,555万5千円の減
諸収入	72万6千円の減
計	1億4,592万9千円の減

歳出予算については、

防災費	3,973万1千円の減
環境保全費	1億2,515万3千円の減
農地費	826万 円の減
都市計画費	1,966万6千円の減
計	1億9,281万 円の減

を計上いたしております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(浄化槽設置整備費について)

市町が行う浄化槽設置整備事業に対する補助金について、市町からの申請が減額となったことに伴い、

4,000万 円の減

を計上いたしております。

(海岸環境保全対策推進事業について)

海岸漂着ごみ対策について、国の経済対策を活用し、回収・処理事業等を実施するための経費を11月補正予算に計上しておりましたが、国庫補助の内示に伴い、市町への補助金の増額等を行うための経費として、

7,332万1千円の増

を計上いたしております。

(再生可能エネルギー等導入推進基金事業について)

市町が行う再生可能エネルギー等導入推進事業に対する補助金について、市町からの申請が減額となったこと等に伴い、

1億1,686万4千円の減

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

事業を実施する市町の水道施設建設事業等において繰越が生じることや、海岸清掃等の実施にあたり地元関係者との調整等に日数を要したことから、

生活基盤施設耐震化等交付金事業費

3億3,020万1千円

産業廃棄物対策費

5億 125万4千円

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第56号議案「平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、大村湾南部流域下水道の高度処理化に係る事業実施計画の変更等に伴い補正を行おうとするものであります。

歳入予算については、

分担金及び負担金	7,572万3千円の減
国庫支出金	1億 53万 円の減
繰入金	990万7千円の減
県債	6,980万 円の減
計	2億5,596万 円の減

歳出予算については、

流域下水道費	2億5,596万 円の減
計	2億5,596万 円の減

を計上いたしております。

以上をもちまして、平成28年度補正予算の説明を終わります。

最後に、平成28年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成28年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものが、また、歳出におきまして

も、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第 1 号議案 平成 29 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 第 10 号議案 平成 29 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
- 第 13 号議案 平成 29 年度長崎県港湾整備事業会計予算のうち関係部分
- 第 47 号議案 平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
- 第 55 号議案 平成 28 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 58 号議案 平成 28 年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第 3 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、土木部所管の平成 29 年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の長年の課題である「県民所得の向上」、「人口減少の抑制」、「地域活力活性化」を改善するために、人や産業・地域を支える社会資本の整備促進を行い、広域交通ネットワークの整備を加速させるとともに、県民の安全・安心な暮らしを守る長崎県土づくりに全力で取り組んでまいります。

また、財政が厳しい中で、コスト縮減に努めながら、計画的かつ迅速な事業の推進を行い、地域の個性に合わせた地域づくりを下支えする社会資本の整備を重点的に進めてまいります。

土木部関係の平成 29 年度当初予算総額は、

一 般 会 計	9 6 5 億 6, 7 4 2 万 2 千 円
特 別 会 計	3 0 億 3 4 万 7 千 円
企 業 会 計	2 1 億 6, 9 3 4 万 6 千 円
合 計	1, 0 1 7 億 3, 7 1 1 万 5 千 円

となっております。

まず、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

分担金及び負担金	25億7,579万9千円
使用料及び手数料	47億597万9千円
国庫支出金	294億7,398万8千円
財産収入	4億4,509万円
寄附金	5,000万円
繰入金	6,240万9千円
諸収入	42億6,091万4千円
合計	415億7,417万9千円

となっております。

また、歳出予算では、

企画費	214億8,599万5千円
土木管理費	24億8,428万2千円
道路橋りょう費	366億8,474万7千円
河川海岸費	147億1,149万3千円
港湾空港費	75億8,093万4千円
都市計画費	84億4,062万4千円
住宅費	30億434万7千円
公共土木施設災害復旧費	21億7,500万円
合計	965億6,742万2千円

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

都市計画関係では、都市内の交通混雑解消のための幹線街路網の整備及び地域に密着した都市公園の整備など、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進することとし、

(重要幹線街路費)

長崎駅周辺連続立体交差事業ほかの街路事業等に要する経費として、

単独事業	63億	132万5千円
------	-----	---------

(都市公園整備費)

県立百花台公園ほかの県立都市公園整備事業に要する経費として、

公共事業	1億9,210万	円
------	----------	---

単独事業	4,927万	円
------	--------	---

また、道路関係では、広域的な交流を促進する高規格幹線道路・地域高規格道路を重点的に整備するほか、市街地における交通混雑の解消や魅力と活力ある地域づくりを図るための道路網の整備などを積極的に推進することとし、

(道路新設改良費)

一般県道諫早外環状線(諫早市)ほかの改良工事に要する経費として、

公共事業	153億2,441万5千円
------	---------------

(道路改良費)

主要地方道平戸田平線(平戸市)ほかの改良工事に要する経費として、

単独事業	35億4,873万1千円
------	--------------

(交通安全施設費)

一般国道202号(長崎市)ほかの交通安全施設等の整備に要する経費として、

公共事業	25億6,581万	円
------	-----------	---

単独事業	15億8,976万7千円
------	--------------

(道路災害防除費)

一般国道202号（長崎市）ほかの道路災害防除事業に要する経費として、

公共事業	19億 616万9千円
単独事業	13億5,570万7千円

また、港湾・空港関係では、全国一のしまを有する本県において、地域振興の要であり、生活と産業振興の基盤となる港湾・空港を整備し、安定的な海上・航空輸送活動の確保と効率的交通体系の形成を図ることとし、

(港湾改修費)

長崎港ほかの防波堤、岸壁、道路等の整備に要する経費として、

公共事業	35億8,387万3千円
単独事業	1億5,453万8千円

(港湾区域海岸保全費)

長崎港ほかの港湾区域内の護岸等の海岸保全施設の整備に要する経費として、

公共事業	4億1,456万2千円
------	-------------

(空港整備費)

対馬空港ほかの空港施設の整備に要する経費として、

公共事業	4億7,491万5千円
------	-------------

(空港管理費)

福江空港ほかの空港施設の維持管理に要する経費として、

単独事業	3億 571万3千円
------	------------

また、河川・砂防・ダム関係では、本県が、傾斜が急でけわしい地形や離島・半島を多く有し、台風や集中豪雨による災害や一旦少雨となれば渇水が発生しやすい県土構造であることから、県民の安全・安心な生活を確保するため、防災対策や水資源対策を推進することとし、

(広域河川改修費)

佐世保市早岐川ほかの改修に要する経費として、

公共事業 4億2,755万5千円

(総合流域防災費)

佐世保市佐々川ほかの改修などに要する経費として、

公共事業 18億9,432万円

(河川総合開発費)

川棚町石木ダムほかの建設に要する経費として、

公共事業 12億9,000万円

(通常砂防費)

長崎市千代讓川(二)ほかの砂防施設の整備に要する経費として、

公共事業 4億9,178万8千円

(急傾斜地崩壊対策費)

対馬市三根俵炭地区ほかの急傾斜地崩壊防止施設の整備に要する経費として、

公共事業 18億7,692万7千円

(砂防基礎調査費)

長崎振興局管内ほかの土砂災害警戒区域等の基礎調査に要する経費として、

公共事業 12億3,483万7千円

また、建築関係では、建築物に使用されている飛散性アスベスト除去等の対策を推進することにより県民の健康被害の低減を図るとともに、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進することとし、

(アスベスト改修事業費)

民間建築物のアスベスト対策に要する経費として、

単独事業 718万3千円

(大規模建築物耐震化支援事業)

多くの県民が利用する大規模民間建築物の耐震化対策に要する経費として、

単独事業 2億7,950万4千円

また、住宅関係では、多様化する県営住宅へのニーズに対し低廉で快適な住宅の供給を推進するとともに、市街地再開発による既成市街地の都市機能の更新などを通じて生活環境の総合的な整備を推進することとし、

(公営住宅建設費)

住生活の質の向上を目指した県営住宅の建替工事や改修工事等に要する経費として、

公共事業 11億7,743万1千円

(市街地再開発費)

長崎市ほかの中心市街地活性化のため、再開発事業に要する経費として、

単独事業 1億8,019万3千円

このほか、主なものとしまして、

(新幹線事業費)

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設に要する経費の県負担金として、

単独事業 212億1,194万4千円

(松が枝地区再開発構想検討事業費)

長崎港松が枝埠頭2バース化の実現に向け、背後の土地利用について民間事業者の参入を促すまちづくりの構想の検討に要する経費として、

1,620万 円

などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

1 県有施設等の管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政保有施設等管理業務	6億3,631万2千円
2 事務機器等のリース及び保守等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
土木行政機器等保守業務	5億 56万7千円
土木行政事務機器賃借等	1億6,899万 円
3 建設資材価格・労務費調査について、年度開始前に契約手続きを行うため、	
建設資材価格・労務費調査業務委託	9,460万 円
4 幹線街路整備工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
緊急地方道路整備費	6億6,500万 円
地方特定道路整備事業	4億1,000万 円
高田南都市改造事業	6億 円
5 道路改良工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
道路新設改良費	244億8,200万 円
道路改良費	15億6,200万 円
6 道路維持補修及び橋梁補修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
交通安全施設費	8億1,000万 円
道路災害防除費	1億2,000万 円
道路維持補修費	1億7,114万1千円
橋りょう補修費	16億5,000万 円
7 港湾及び海岸事業等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
海岸保全費（本土）	8,400万 円
港湾施設整備交付金	7,221万3千円
計画調査費	2,600万 円
8 河川改修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、	
広域河川改修費	5億 200万 円
総合流域防災費	19億5,800万 円

河川維持修繕費	330万	円
河川総合開発費	1,300万	円
水源地域ダム対策費	200万	円
9 砂防工事及び地すべり対策工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
通常砂防費	35億9,520万	円
火山砂防費	27億1,400万	円
地すべり対策費	6億2,400万	円
急傾斜地崩壊対策費	1億7,000万	円
10 砂防基礎調査について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
砂防基礎調査費	45億6,600万	円
11 情報基盤整備工事について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
情報基盤緊急整備費	2億	円
12 砂防情報システム維持管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
砂防情報システム維持管理費	1,500万	円
13 公営住宅建設工事等について、年度を越えて一括契約するため、		
公営住宅建設費	2億5,300万	円
公営住宅用地取得造成費	1,000万	円
既設公営住宅改善費	2億1,100万	円
住宅改造費	1,534万	円

を債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第10号議案「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ	30億	34万7千円
-----------	-----	--------

となっており、

(港湾施設整備費)

長崎港ほかの港湾機能施設整備事業に要する経費として、

10億1,480万 円

(元利償還金)

用地造成事業の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

17億6,356万9千円

などを計上いたしております。

また、債務負担行為として、平成30年4月1日から履行開始が必要な業務について、平成29年度に入札・契約事務等を行うため、

土木行政県有施設等管理業務 3,918万8千円

土木行政機器等保守業務 330万 円

そのほか、港湾機能施設整備工事について、年度を越えて一括契約を締結するため、

港湾機能施設整備費 5億 円

を計上いたしております。

次に、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、野積場の使用料、平成29年度に土地売却が見込まれる土地売却収益等として、

12億1,872万 円

収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価等として、

13億7,412万3千円

を計上いたしております。

資本的支出では、福田神ノ島地区土地開発公社保有地の買い戻しに係る土地造成事業費

等として、

7億9,522万3千円

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、平成30年4月1日から履行開始が必要な業務について、平成29年度に入札・契約事務等を行うため、

企業会計所管道路における賠償責任保険 5万 円

を計上いたしております。

以上が、平成29年度当初予算関係部分であります。

次に、土木部所管の平成28年度補正予算関係についてご説明いたします。

今回の補正は、公共事業に対する国の内示に伴う調整等について補正しようとするものであります。

補正予算総額は、

一般会計	106億8,601万5千円の減
特別会計	3,529万4千円の減
企業会計	13億8,033万1千円の減
合計	121億 164万 円の減

となっております。

まず、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

分担金及び負担金	6,674万7千円の減
使用料及び手数料	1億 1万4千円の増

国庫支出金	32億3,925万9千円の減
財産収入	1,864万3千円の増
繰入金	1,134万6千円の減
諸収入	17億1,986万9千円の減
合計	49億1,856万4千円の減

となっております。

また、歳出予算では、

企画費	37億6,950万9千円の減
土木管理費	5億2,152万4千円の減
道路橋りょう費	14億261万7千円の減
河川海岸費	25億8,610万7千円の減
港湾空港費	1億7,617万1千円の減
都市計画費	7億3,975万1千円の減
住宅費	2億1,738万5千円の減
公共土木施設災害復旧費	12億7,295万1千円の減
合計	106億8,601万5千円の減

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

948億 331万5千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(都市改造費)

国の内示に伴い、

公共事業 (道路新設改良費)	5億4,376万4千円の減
国の内示に伴い、	
公共事業 (道路災害防除費)	1億9,995万4千円の減
国の内示に伴い、	
公共事業 (河川総合開発費)	2億 58万3千円の減
国の内示に伴い、	
公共事業 (河川等災害復旧費)	11億8,000万 円の減
事業費の変更に伴い、	
公共事業 (緊急情報基盤整備費)	12億6,124万2千円の減
国の内示に伴い、	
公共事業 (大規模建築物耐震化支援事業費)	1億 864万 円の減
事業費の変更に伴い、	
単独事業	4億8,550万8千円の減

などを計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

企 画 費	60億8,810万4千円
土 木 管 理 費	5,480万9千円

道路橋りょう費	2億9,679万5千円
河川海岸費	2,970万円
港湾空港費	8,550万円
住宅費	6億6,862万8千円
公共土木施設災害復旧費	472万1千円

について、繰越明許費を設定するとともに、

道路橋りょう費	83億3,280万6千円
河川海岸費	34億5,043万円
港湾空港費	8億9,816万8千円
都市計画費	45億9,525万円
公共土木施設災害復旧費	2億3,260万円
合 計	175億 925万4千円

を増額しようとするものであります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航、用地補償交渉の難航等により、年度内完成が困難になったことによるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明します。

国の公共事業の発注平準化措置としての国庫債務負担行為(いわゆるゼロ国債)に伴い、本年度契約を行うため、

道路新設改良費	1億6,000万円
---------	-----------

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第55号議案「平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の変更等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

3, 529万4千円

を減額いたしております。

また、他工事との工程調整に不測の日数を要したこと等により、年度内完成が困難になったため

港湾施設整備費

1億 100万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、土地売却収益の減等に伴い、

6億5, 700万6千円の減

収益的支出では、土地売却原価の減等に伴い、

5億9, 091万3千円の減

を計上いたしております。

資本的支出では、買収費の減に伴い、

7億8, 941万8千円の減

を計上いたしております。

なお、平成28年度予算については、県債、国庫支出金等になお未決定のものがあり、また、歳出についても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、これらの調整のため、3月末をもって平成28年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第14号議案 平成29年度長崎県交通事業会計予算

第59号議案 平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

であります。

はじめに、第14号議案「平成29年度長崎県交通事業会計予算」についてご説明いたします。

（予算編成の基本方針）

交通事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化を背景に、平成28年4月の熊本地震による本県への観光客の減少など、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、平成29年度当初予算においては、現行中期経営計画の総仕上げの年として、経営の健全性の維持を図りつつ、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めるとともに、本格的な高齢社会の進展をふまえ、高齢者のさらなるバス利用促進に向けた取組や、海外からの観光客の利便性向上を図る取組等の実施により、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくことを基本方針として編成いたしております。

（業務の予定量）

業務の予定量は、

車 両 数	405両
年間走行料	1,957万2千km
	（1日平均 5万3,622km）
年間輸送人員	1,527万8千人

(1日平均 4万1,858人)

を予定いたしております。

(収益的収入及び支出)

収益的収入及び支出の予算は、

事業収益	59億7,980万7千円
事業費用	59億2,840万1千円

で、差引収支は消費税込みで5,140万6千円の黒字、消費税抜きで389万6千円の黒字となっております。

事業収益の内容は、

営業収益	51億3,138万4千円
営業外収益	8億4,842万3千円

で、営業収益の内訳は、

運輸収入	47億6,422万円
運輸雑入	3億6,716万4千円

営業外収益の内訳は、

受取利息及び配当金	625万5千円
補助金及び繰入金	7億3,928万4千円
長期前受金戻入	4,021万9千円
雑入	6,266万5千円

であります。

営業収益のうち、運輸収入につきましては、

定期運輸収入(乗合)	31億1,087万4千円
	(前年度比 2.9%の減)
定期運輸収入(高速)	4億8,232万4千円

(前年度比 4.1%の減)

臨時運輸収入(貸切)

11億7,102万2千円

(前年度比 4.0%の減)

を、それぞれ計上いたしております。

また、営業外収益のうち補助金及び繰入金につきましては、まず、バス事業者を対象とした国、県、市の補助制度に基づくものといたしまして、

広域的、幹線的なバス路線の維持等に対する国及び県の補助として、

バス運行対策費補助金

2億1,010万8千円

国、県の補助対象路線を除く不採算生活路線に対する地元自治体の補助として、

生活路線確保対策市単独補助金

2億6,205万1千円

バス停留所の標柱整備等に対する補助として、

運輸事業振興助成補助金

437万8千円

車両の減価償却費等に対する補助として、

車両減価償却費等補助金

3,551万4千円

バス運転士の確保・育成等に対する補助として、

地域創生人材育成事業補助金

454万円

を計上いたしております。

次に、一般会計からの繰入金であります、

基礎年金拠出金のうち、公的負担分に対する補助として、

基礎年金拠出金補助金

7,766万5千円

共済追加費用の負担に要する経費に対する補助として、

共済追加費用補助金

5,322万7千円

児童手当の支給に要する経費に対する補助として、

児童手当補助金

2,391万9千円

地域住民の生活交通の維持を図るため、広域的・幹線的なバス路線の運行に必要な

経費のうち、収支不足となる額に対する負担金として、

生活路線維持対策負担金	6,788万2千円
-------------	-----------

を計上いたしております。

なお、これら4つの補助金及び負担金については、国が定める繰出基準に基づくものであり、国から一般会計に対して地方交付税措置がなされております。

事業費用の内容は、

営業費用	57億3,303万5千円
------	--------------

営業外費用	1億9,211万9千円
-------	-------------

で、営業費用につきましては、

車両整備に係る人件費及びバス部品費等車両の維持保全に要する費用として、

車両管理費	7億8,548万8千円
-------	-------------

運転士及びガイドの人件費並びに軽油費等バスの運行に直接要する費用として、

運輸費	38億2,748万1千円
-----	--------------

営業所事務職員の人件費及びターミナル等における窓口業務や各営業所のバス運行管理業務に要する費用として、

運輸管理費	6億3,651万3千円
-------	-------------

本局職員の人件費など本局に要する管理費用として、

一般管理費	4億8,355万3千円
-------	-------------

営業外費用につきましては、

企業債及び長期借入金等の利息として、

支払利息	443万3千円
------	---------

車両倉庫品の除却損として、

雑支出	727万円
-----	-------

消費税及び地方消費税の支払に要する費用として、

消費税及び地方消費税	1億8,041万6千円
------------	-------------

特別損失につきましては、

県央バスへのバス3両の売却に伴う売却代金と簿価との差額の償却費として、

固定資産売却損	324万7千円
---------	---------

を計上いたしております。

(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予算は、

資本的収入	7億5,806万9千円
-------	-------------

資本的支出	12億5,676万2千円
-------	--------------

で、資本的収入額が資本的支出額に対して、

	4億9,869万3千円
--	-------------

不足しますので、これは、

当年度消費税資本的収支調整額	4,751万 円
----------------	----------

過年度分損益勘定留保資金	3億2,516万1千円
--------------	-------------

当年度分損益勘定留保資金	1億2,602万2千円
--------------	-------------

で補てんするものであります。

資本的収入の内容は、

企業債	7億5,600万 円
-----	------------

建設補助金	110万 円
-------	--------

固定資産売却代金	81万 円
----------	-------

投資返還金	15万9千円
-------	--------

資本的支出の内容は、

建設改良費	7億6,225万9千円
-------	-------------

企業債償還金	4億5,377万5千円
--------	-------------

他会計借入金償還金	3,570万 円
-----------	----------

投資	502万8千円
----	---------

であります。

建設改良費の主なものは、

中古車両14両を含む27両の車両購入にかかる経費として、

車両購入費	4億1,773万9千円
-------	-------------

中古車両の導入前改造等の車両改造にかかる経費として、

バス改造費	1億3,316万1千円
-------	-------------

車載機器購入等にかかる経費として、

機械器具購入費	7,729万8千円
---------	-----------

であります。

また、債務負担行為として、

平成30年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、平成29年度に入札・契約事務等を行うため、

交通局行政事務機器賃借等	141万1千円
--------------	---------

交通局行政県有施設等管理業務	4,906万5千円
----------------	-----------

交通局行政機器等保守業務	430万8千円
--------------	---------

インタンク軽油購入等	2億5,547万3千円
------------	-------------

県営バスターミナル業務委託等	1億3,225万5千円
----------------	-------------

自動車任意保険	6,294万2千円
---------	-----------

を計上いたしております。

次に、第59号議案「平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

(収益的収入及び支出の補正)

収益的収入及び支出の補正は、

事業収益	3億	197万9千円の減
事業費用	2億	925万9千円の減

を計上いたしております。

事業収益の補正の内容は、

営業収益	3億	189万1千円の減
営業外収益		261万 円の減
特別利益		252万2千円の増

事業費用の補正の内容は、

営業費用	1億9,	984万6千円の減
営業外費用	1,	100万4千円の減
特別損失		159万1千円の増

であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入及び支出の補正は、

資本的収入	1億9,	065万4千円の減
資本的支出	1億5,	606万1千円の減

を計上いたしております。

資本的収入の補正の内容は、

企業債	1億9,	100万 円の減
固定資産売却代金		43万2千円の減
投資返還金		77万8千円の増

資本的支出の補正の内容は、

建設改良費	1億5,	283万5千円の減
投資		32.2万6千円の減

であります。

今回の補正の主な内容は、収入につきましては、震災の影響等による貸切収入等の減や企業債の減などです。支出につきましては、人件費の減、軽油費の減、損害保険料の減などです。

最後に、平成28年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成28年度予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。

したがって、これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって平成28年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成29年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

部
部
部
局

活
生
境
木
通

民
生
境
木
通

県
環
土
交



県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第27号議案 長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
の1件であります。

第27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」につきましては、仮認定特定非営利活動法人の名称変更及び、認定（仮認定）特定非営利活動法人の海外送金等の事前届出廃止などを改正内容とする「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が平成29年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(女性の活躍推進について)

県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進など、「働き方」について見直す契機とするため、ながさき女性活躍推進会議及び民間団体と連携し、来る3月15日に長崎市市内において「イクボスが長崎を変える～中小企業が生き残るための経営戦略～」と題して、イクボスの考え方や実践術、企業経営に与える効果を学ぶセミナーを開催いたします。

今後とも、経営者の意識改革や働きやすい職場づくりに役立つ情報提供などにより、企業における女性の活躍推進に努めてまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

学校や家庭及び地域社会における人権教育の推進について正しい知識と理解を深め

るため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員及び民生委員・児童委員等を対象として、去る2月1日、長崎市において「平成28年度人権教育中央研修会」を延べ572人の参加のもと開催いたしました。

本研修会は3つの講義で構成し、講義Ⅰでは、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた多様なアプローチについて、講義Ⅱでは、人権問題を他人事ではなく自分の問題として考える学習を、そして、講義Ⅲでは、「みんながつくるみんなの学校」をキーワードとして、子どもの学習を保障するための学校づくりについて実施いたしました。

また、去る1月25日に長崎市、翌26日に佐世保市において、県内の企業や団体の人事・労務担当者等を対象に、58事業所の参加により、「企業人権啓発セミナー後期研修」を開催いたしました。本セミナーは、企業や団体内における人権尊重の気風を高めることを目的として、昨年11月の前期研修と一体として開催するもので、後期研修では企業の社会的責任における人権の重要性、及びハラスメントの問題解決をテーマとした2講義を実施いたしました。

これらの研修会の開催等により、人権尊重社会の実現をめざした人権教育・啓発を今後も継続して推進してまいります。

（「長崎県人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂について）

県においては、「長崎県人権教育・啓発基本計画」を平成18年3月に策定し、平成24年2月に第1次改訂を行いましたが、第1次改訂より5カ年が経過し、この間の社会状況の変化等に対応するため、本年度中に第2次改訂を行うことといたしております。

改訂にあたり、各分野の有識者で構成する「長崎県人権教育・啓発推進懇話会」にご意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施したところであり、これらを踏まえ、最終的な計画案として取りまとめたところであります。

本計画では、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現をめざして、全庁的な人権教育・啓発の取組と、様々な人権問題の解決に向けた諸施策の方向性を示しております。

今後は、この第2次改訂基本計画に基づき、関係部局はもとより国、市町、関係団体等との連携のもと、人権教育・啓発の一層の推進に努めてまいります。

（「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定について）

犯罪被害者等に対する施策を総合的、体系的に推進するため、平成23年3月に策定しました「新長崎県犯罪被害者等支援計画」を見直し、平成29年度から5カ年を計画期間とする「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」を本年度中に策定することといたしております。

策定にあたっては、「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」で協議を重ね、関係機関・団体からなる「長崎県被害者支援連絡協議会」にご意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施したところであり、これらを踏まえまして、最終的な計画案として取りまとめたところであります。

本計画では、「損害回復・経済的支援等への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」など5つの重点課題を設定し、支援のための施策を展開していくことといたしております。

今後は、この支援計画に基づき、関係部局はもとより市町、関係機関・団体等との連携のもと、犯罪被害者等支援施策の更なる推進に取り組んでまいります。

（消費者行政の推進について）

平成27年度に策定した「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、県では、市町や関係機関と連携して、消費者に関する各種施策を総合的に推進しております。

市町相談体制の整備については、全市町に消費生活相談窓口が設置され、このうち

専任の消費生活相談員を配置する市町は18市町まで増えてまいりました。今後は、現在の相談体制がさらに充実、強化されるよう支援してまいります。

また、消費者教育については、学校や地域において新たな取組を展開しており、現在、県の消費生活相談員が中心となって高校などで若者向けの講座に取り組んでおります。中学校においては、教師と市町の消費生活相談員の連携による授業を始めたところではありますが、今後、より多くの学校に取り入れていただくよう関係機関との協議を進めております。このほか、教材の見直しや市町への提供、大学やPTAとの連携強化による普及啓発活動にも新たに取り組む予定としており、このような施策を円滑に実施するため、平成29年度からは学校や地域での消費者教育を進める専任のコーディネーターを配置することとしております。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、安全・安心な消費生活の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第28号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」であります。

第28号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」につきましては、雲仙天草国立公園内の県有土地使用料等について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(地球温暖化対策の推進について)

本県では、平成25年に策定した長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進、ノーマイカー・エコドライブ運動などに県民総ぐるみで温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、平成26年度の排出量は9.86万5千トン（速報値）で2年連続減少しております。

また、県自らも事業者として二酸化炭素の排出削減を図るため、平成23年度に策定した県庁エコオフィスプラン（計画期間：平成23年度～27年度）に基づき、県有施設での照明や空調管理による節電、LED等の省エネ設備への更新などの取組を進めた結果、平成27年度の排出量を平成21年度比で10%削減するとした目標に対して、12.2%（CO₂換算で6,915トン）削減しております。

今後も県庁エコオフィスプランの改訂や、県有施設への省エネ設備の計画的な導入などを行い、県関係機関等での積極的な省エネ活動に取り組んでまいります。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池中央干陸地のヨシ原について、動植物への影響等を配慮した適正な維持管理や利活用の方策を、有識者のご意見も参考にしながら調査・検討を進めております。

今年度は、干陸地内への作業機械導入のための地耐力調査と、干陸地の適正管理のための約3ヘクタールのヨシ原等の試験的な刈り取りを実施したところであり、今後、刈り取り後の干陸地の動植物影響調査を行うこととしております。

また、中央干陸地を活用した水質浄化手法等と併せて、とりまとめた内容を九州農政局へ提案するなど、関係機関と連携を図りながら、諫早湾干拓調整池の環境保全対策の推進を図ってまいります。

(PM2.5モニタリング体制等の強化について)

本県は、地理的に越境汚染を受けやすい位置にあり、県独自の取組だけでは改善が図れないことから、国家間における発生源対策の推進や本県の地理的特性を活用した越境大気汚染物質等の観測体制の充実を国に要望してまいりました。

そうした中、環境省は、今年度中に本県五島市を含めた全国10ヵ所にPM2.5の成分について連続的に測定する機器を設置するとともに、対馬市には揮発性有機炭素化合物の成分連続自動測定機器を設置し、平成29年4月から連続測定を開始する予定であり、本県をはじめ全国の観測体制の強化により、越境汚染による影響等の実態がより詳細に把握され、科学的な知見に基づく汚染の解明や、効果的な対策の進展を期待しているところです。

平成27年度の大気環境の監視結果では、PM2.5の環境基準超過地点数は前年度に比べ大幅に減少しており、今後も監視を継続しながら状況の推移を注視してまいります。

(新たな長崎県汚水処理構想の策定について)

下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備及び将来を見据えた効率的な維持管理を図るための指針として、市町の整備計画をもとに、汚水処理施設の早期整備に加え、老朽化対策の促進や下水汚泥の広域処理等を目指す、新たな長崎県汚水処理構想の策定を進めております。

策定に当たっては、前定例議会において素案をお諮りした後、去る12月22日から本年1月20日にかけてパブリックコメントを実施したところであり、いただきました県民の皆様のご意見等を踏まえて最終案を取りまとめ、3月末までに策定することとしております。

今後とも、県と市町が連携し、下水道等の汚水処理を推進し、生活環境の向上や水環境の保全を図ってまいります。

(PCB廃棄物の適正処理について)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある有害物質であることから、「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき、処理期限までの適正処理を進めているところです。

今年度においては、保管事業者に対し、処分するまでの適正保管の立入検査と併せ処理委託契約を行うよう指導するとともに、国が昨年度実施した県内事業者のPCB含有機器掘り起こし調査で判明したPCB濃度不明の機器を保有する476事業者の実態調査と、調査票未達や未回答の1,483事業者のフォロー調査に取り組んでおります。

また、国において、処理期限内の確実な処理を達成するため、昨年5月にPCB特別措置法を改正し、行政による保管事業者等への報告徴収・立入検査の権限を強化するとともに、保管事業者が不明等により処理期限までに処分されない場合は行政代執行ができるとされたことから、この法改正の内容を盛り込んだ県処理計画に見直した

いと考えております。

今後も、引き続き、関係機関と連携しながらP C B含有機器を保有する事業者の把握や保管事業者に対する処分に向けた指導を強化し、早期の適正処理を一層推進してまいります。

(ゴミゼロながさき実践計画の策定について)

平成28年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画(第4次)」のアクションプランとして、本年2月、県民、事業者、NPO、大学、行政で構成される「ながさき環境県民会議」において、平成32年度を目標年次とする新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定したところです。

本計画では、ごみ減量化・リサイクルを推進するための基本となる「ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動」、「家庭系廃棄物に係る実践行動」及び「事業系廃棄物に係る実践行動」の3つの実践行動を定め、食品ロスの削減や紙類のリサイクルなど340の具体的な取組を推進することとしております。

平成29年度からは、本計画に基づき、ながさき環境県民会議のメンバーを中心として、関係者が相互に協力・連携しながら具体的な活動に取り組んでまいります。県といたしましても、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の実現に向けた各種施策を積極的に展開してまいります。

(第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について)

野生鳥獣の適正な保護管理を計画的に実施するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成29年度から平成33年度までの5カ年間を対象とした第12次鳥獣保護管理事業計画の策定を進めております。

本計画におきましては、鳥獣保護区や特別保護地区等の指定及び更新のほか、鳥獣の捕獲等の許可基準や特定鳥獣保護管理計画の作成、狩猟の適正管理等に係る方針等

を定めることとし、同案に対するパブリックコメントを1月18日から2月6日までの20日間実施し、県民の皆様から8件のご意見をいただいたところです。

今後は、県民の皆様のご意見を踏まえ、県議会のご意見を伺いながら、今年度中に同計画を策定してまいります。

(野鳥の鳥インフルエンザ対策について)

今季国内では、鹿児島県のツルのねぐらの水からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出をはじめとして全国各地で同ウイルスの検出が相次ぎ、昨年11月21日に環境省が定める死亡野鳥調査の対応レベルが最高のレベル3に引き上げられました。

本県においても野鳥の鳥インフルエンザの監視を強化していたところ、昨年12月22日に諫早湾干拓堤防で死亡していたハヤブサ1羽からA型インフルエンザ簡易検査で陽性反応が認められ、遺伝子検査でH5亜型の鳥インフルエンザであることが確認されました。

このため環境省により発見場所周辺の10km圏内が野鳥監視重点区域に指定されましたが、その後、野鳥の集団死などの異常は確認されず、2月5日24時をもって野鳥監視重点区域の指定が解除されております。

なお、本県においては、長崎県鳥インフルエンザ警戒連絡会議及び防疫対策会議を適宜開催し、情報共有と防疫対策の確認等を行っております。

カモ類など水禽類の越冬は県内各地で引き続き見られることから、県では今後もカモ類などの渡来状況に関する情報収集や死亡野鳥の調査等を行い、野鳥の鳥インフルエンザの監視に万全を期してまいります。

(島原半島ジオパークの活用推進について)

世界ジオパークは、平成27年11月にユネスコの正式プログラム化が決定し、「ユネスコ世界ジオパーク」と名称が変更されました。本県の島原半島ジオパークも、よ

り認知度・発信力が向上し、地域の持続的な活性化への寄与が期待されているところ
です。

本県としても、これまで以上にジオパークを活用し、島原半島の地域振興を推進す
るため、今年度から世界ジオパーク活用推進事業として、去る1月11日から12日
まで旅行者を対象にモニターツアーを実施するとともに、2月4日には東京都の有
楽町駅前広場において関係道府県と連携したジオパークフェアを開催し、PRを行
いました。

また、昨年12月に行われました日本ジオパークの再認定審査において、島原半島
ジオパークは条件付再認定となりましたが、現在、地元3市を中心に早急な改善策に
取り組んでいるところであり、県としても可能な限り支援してまいります。

今後も関係機関と連携を図りながら、ジオパークの認知度向上及びジオツアーの内
容強化及び魅力的な商品化を推進してまいります。

(研究事業評価について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関
が行う研究事業について、昨年の12月16日に委員会から知事へ意見書が提出され
ました。

審議対象であった研究事業53件のうち、環境部関係について、環境保健研究セン
ターが企画立案しました4件をご審議いただき、新規研究事業1件は「概ね妥当であ
る」、終了した研究事業3件は「概ね計画を達成した」または「一部に成果があった」
との評価を受けました。

なお、評価結果については、県ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表し
ております。また、委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実
施を図ってまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第29号議案 長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第30号議案 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第31号議案 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

第32号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第44号議案 契約の締結について

第45号議案 契約の締結の一部変更について

第46号議案 契約の締結の一部変更について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第29号議案「長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」については、県内の屋外広告物の安全性を確保し、屋外広告物に関する事故を未然に防ぐため、定期的な点検の義務づけ等の所要の改正をしようとするものであります。

次に、第30号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」については、長崎港小ヶ倉柳埠頭に整備するガントリークレーンの使用料を新たに設定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第31号議案「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、長崎県宅地建物取引業審議会の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第32号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」について

は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、関係する手数料等の改正をしようとするものであります。

次に、第44号議案「契約の締結について」は、主要地方道平戸田平線道路改良工事（(仮称)春日トンネル）の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第45号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成27年2月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事（諫早IC合流橋上部工）について、架設工事に伴う既存施設への影響を考慮したことによる架設工法の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第46号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成27年3月23日に締結した一般県道諫早外環状線の建設事業における工事の施工(受委託)について、想定した土質と実際の土質との相違による地盤改良工の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成27年及び平成28年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、道路の歩道と水路の段差や側溝蓋の段差によるものが2件、国道と側道の^{すりつけ}擦付勾配の不具合によるものが1件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で512,780円です。

(契約の締結の一部変更について)

平成27年2月定例県議会で可決された一般国道382号道路改良工事（美止々トンネル）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、支保構造等の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額を1,631,016,000円から11,175,840円増額し、1,642,191,840円に変更したものでございます。

次に、平成27年11月定例県議会で可決された一般国道382号道路改良工事（大地2号トンネル）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、支保構造等の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額を617,976,000円から4,310,280円増額し、622,286,280円に変更したものでございます。

（起訴前の和解について）

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

起訴前の和解については、起訴まで至らない段階において簡単な裁判手続きにより、分割支払いを認めて滞納解消を促すものであります。

（公共用地の取得状況について）

平成28年11月1日から平成29年1月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、時津町における道路改良事業ほか1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、人、産業、地域が輝く、たくましい長崎県づくりの実現のため、交流人口の拡大や産業振興を支える西九州自動車道や島原道路、西彼杵道路などの規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このうち、九州横断自動車道については、昨年、長崎インターから長崎芒塚インター間の4車線化が事業化されたことにより、現在、長崎インターから長崎多良見インター間の全線において、4車線化の事業が進められるとともに、来年度には、大村市木場^{こば}パーキングエリアに接続するスマートインターチェンジの完成も予定されております。また、西九州自動車道についても、昨年は、松浦佐々道路が事業化3年目にし、工事に着手したことに加え、伊万里松浦道路においても^{つきのかわ}調川インターまでを来年度、松浦インターまでを平成30年度の開通に向け、着実に整備が進められております。本県としましても、関係市町と協力し、引き続き両道路の早期完成に向け、積極的に取り組んでまいります。

さらに、島原道路についても、現在、諫早インターから雲仙市吾妻町までの事業区間において、全面的に工事を進めているところであり、このうち、来年度は、吾妻愛野バイパスの完成を予定しております。加えて、未着手区間である島原市有明町から雲仙市瑞穂町間においても、現在、新規事業化に向けた環境影響評価の手続きを進めており、引き続き、島原道路の全線の早期完成を目指してまいります。このほか、西彼杵道路についても、昨年は時津工区の半分を占めるトンネル工事に着手するなど、鋭意整備を進めております。

また、先月19日には、長崎市で整備を進めておりました県道野母崎宿線の茂木工区が完成供用しました。当該工区は、道路幅員が狭く線形が悪いことに加え、過去に複数回の災害を受けた箇所をバイパスすることから、走行性の向上はもとより、地域

住民の安全・安心な生活環境の確保が図られるとともに、農産業をはじめとした地域産業の振興にも大きく貢献できるものと考えております。さらに、今月には、離島地域の救急医療体制の支援や災害等による地域集落の孤立化の解消などに資する五島市の県道玉之浦大宝線の大宝工区等の完成を予定しており、来年度についても、対馬市の国道382号の大地バイパスや新上五島町の国道384号の三日ノ浦バイパス等の完成を目指してまいります。

県としましては、今後も、地域の活性化に資する幹線道路の積極的な整備に取り組んでまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムについては、地権者の皆様はもとより地域の皆様に対し、意見交換会や住民説明会など、多くの機会を設けて説明を重ね、事業についての理解と協力を得ようと努力を続けてまいりました。

また、あらゆる代替案についても比較検討して石木ダムが最も有利な方法であるという結論を得るなど、これまで長年の経過を経て、現在、土地収用法の手続きを進めるとともに、付替県道工事の進捗に努めているところであります。

土地収用法に基づく手続きについては、昨年5月、事業認定がなされた全ての用地についての裁決申請を終え、ダム本体及び中・上流部にかかる用地について、県収用委員会による審理が引き続き進められております。

一方、付替県道工事については、去る1月29日、重機と資機材を現場へ搬入し、詰所の設置等を行いました。

同工事については、現在も現場への通行を妨害する行為が続いており、平成27年3月に長崎地方裁判所佐世保支部から通行妨害行為を禁止する仮処分がなされた方々以外について、昨年10月、新たに仮処分を申し立て、裁判所において審尋が進めら

れております。また、事業に反対する方々が県と佐世保市を相手に申し立てられていた工事続行禁止仮処分については、昨年12月に却下の決定がなされております。

依然として妨害行為は続いておりますが、引き続き、双方の安全に配慮しながら工事の進捗に努めてまいります。

本県は、過去に幾度となく自然災害に見舞われてきており、豪雨による自然災害が頻発している昨今の状況を踏まえると、いつでも起こり得る災害には十分な備えが必要であります。

また、地元川棚町の地域振興や県北地域の将来的な発展のためにも、ダムは早期に完成させる必要があることから、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を傾注してまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設推進について)

九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)については、1月に諫早市内3工区の工事が新たに発注され、本県内のほぼ全区間において、工事が本格的に進められる運びとなりました。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

(長崎県耐震改修促進計画の改訂について)

長崎県耐震改修促進計画の改訂については、昨年9月の本委員会において、新たな目標設定を行うとともに、庁舎等の災害時の防災拠点となる公共建築物に対し、耐震改修促進法に基づく防災拠点建築物の指定を行う改訂案について説明させていただいたところですが、去る11月18日から12月9日までパブリックコメントを実施し、本年2月に計画を改訂いたしました。

今後も、引き続き、本計画に基づき県内市町と連携を図りながら、建築物の耐震改修の促進に努めてまいります。

(会計検査の指摘について)

長崎港小ヶ倉柳埠頭において、平成24年度に国の交付金を受け整備した大規模地震等の災害対応を目的とするフォークリフトを、一般貨物の荷役作業にも使用していたことが、昨年11月の会計検査院の平成27年度決算検査報告において目的外使用にあたりと指摘されました。

国土交通省と協議した結果、目的外使用に係る交付金の一部を返還することとし、現在、返還手続きを行っております。今後は、関係法令等の遵守について改めて周知徹底を図り、このような事態が二度と発生することのないよう、適正な処理に努めてまいります。

(公共事業の再評価について)

28年度の土木部関係の公共事業評価について、再評価1事業を、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、12月21日に意見書の提出が行われたところであり、「継続」とする県の対応方針は妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(新幹線建設に伴うバスターミナル移転の検討状況について)

九州新幹線西九州ルート of 整備に伴い、新駅周辺では新幹線を契機としたまちづくりが進められており、交通局においてもバスターミナルの移転について、本委員会からご意見をいただきながら検討を行ってきております。

長崎ターミナルの移転については、平成23年度から、県や長崎市の関係部局等と連携を図りながら検討を進めているところであり、平成25年2月定例会月議会において、本委員会からいただいたご意見や、利用者の利便性などを総合的に勘案し、長崎駅周辺土地区画整理事業区域内への移転方針を表明いたしました。

また、平成27年11月定例会県議会において、トランジットモール線に乗り場を設け、新幹線と在来線の高架に挟まれた県有地に待合・案内等を設置するなどの具体的な移転計画について明らかにし、昨年2月及び9月の本委員会では、その後の進捗状況等について報告させていただいております。

なお、昨年12月には、学識経験者や鉄道事業者、関係行政機関等で構成する「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」において、新長崎ターミナルの移転案の概要について説明いたしております。

諫早ターミナルについては、平成27年2月定例会県議会において、諫早市の諫早駅東地区再開発計画にあわせ、市が整備する再開発ビル内に待合所や案内窓口等を設け、再開発ビル前の駅前広場に乗り場を設置する移転方針を表明いたしました。

また、平成27年9月定例会県議会において、今後諫早市が行う管理処分計画の申請にあわせ具体的な検討を進めていくこと等について報告させていただいております。

諫早市の管理処分計画については、本年2月に県の認可を受けており、今後は、再

開発ビルの工事着手に向けた具体的な手続きが進められるものと聞いております。

今後とも諫早市と緊密に連携を図りながら、交通結節機能の充実を図れるよう一体となって取り組んでまいります。

バスターミナル移転後の跡地の活用については、交通局の収益源として有効に活用したいと考えており、周辺のまちづくりの進展等を踏まえた検討を進めてまいります。

今年度は、諫早ターミナルの跡地に係る需要調査や事業手法等の調査を実施するなど、具体的な計画策定に向けた検討に着手したところであります。

平成29年度も長崎ターミナル跡地について同様の基礎調査を予定しており、移転後の跡地活用を遅滞なく進められるよう取り組んでまいります。

(高齢社会への対応について)

本格的な高齢社会の進展を踏まえ、県営バスでは、通院や買い物など高齢者の方々の日常生活へのサポートを意識した路線展開やバスの利用促進策、事故防止を含めたバスの乗り方教室などを戦略的に展開しております。

それらの取組のひとつとして、昨年6月1日から本年5月31日まで、運転免許証を自主的に返納した方を対象に、それぞれの市域内限定で、路線バスが1ヶ月3千円で乗り放題となる「免許返納者パス」制度の社会実験を、諫早市と大村市で行っております。

利用者数は、諫早市と大村市をあわせて、1月末現在で延べ約180人がパス券を購入しており、利用者からは「行動範囲が広がった」、「バスの利用頻度が増えた」などのご意見をいただいております。

全国的に高齢者が関係する交通事故の増加が問題となっている中、県内においても運転免許証の自主返納者が増加しており、特に諫早市と大村市では、社会実験を開始した昨年6月以降、運転免許証の自主返納者が、前年に比べ大幅に増加し、今回の社

会実験による一定の効果があつたものではないかと考えております。

今後、高齢者による運転免許証の自主返納を促進し、マイカーの運転から路線バス利用へのさらなる転換を図るため、今回の社会実験の評価をふまえ、本年6月1日からは長崎市も対象に加えた本格実施を予定しております。

また、高齢者に対する交通手段の充実や支援の重要性は、今後更に高まるものと考えており、これを今後の重要なビジネスモデルとしてとらえ、一般の高齢者を対象とした、定額のフリー定期制度などの検討もあわせて進めてまいります。

これからも、高齢者が利用しやすい公共交通機関として、その役割を果たしていきたいと考えております。

(営業・広報の取組について)

県営バスでは、バスの利用促進を図るため、バスの乗り方や路線情報のほか、路線の沿線情報などについて、積極的な営業・広報活動を行っております。

まず、地域のイベントにあわせたPRとして、長崎市指定史跡「心田庵」の秋の一般公開にあわせた長崎駅前～片淵線のPRや、長崎ランタンフェスティバルの開催にあわせ、宮崎や鹿児島などから本県を訪れる観光客に対する県外高速バスのPRや長崎市内と諫早市、大村市を結ぶ高速シャトルバスのPRを行いました。

また、年末には、学生の帰省にあわせ、長崎市近郊の各大学を訪問し、高速バスの利用促進を呼びかけました。

さらに、子ども達を対象とした取組として、大村市内の小学生92名が大村ターミナルの見学を行った際、公共施設の役割とバスの乗り方やマナー等を説明し、諫早市では、市内の保育園児が描いた絵を「お絵かき展示バス」としてバス車内に展示しており、現在3台が運行しております。

また、ローカル線にスポットを当て、地域と連携して魅力を紹介することで、バス

の利用促進と地域の活性化を図る「県営バスd e おでかけMAP」の第2段として、昨年11月の諫早市小長井地域に続き、本年3月末には大村市野岳地域版を製作することとしております。

今後、利用者が見やすいバス路線図のマップ製作など、更なる利便性向上に向けた取組を通して、県営バスの利用促進を図ってまいります。

(職員の処分について)

勤務時間外に飲酒した後、自家用車を運転し、自損事故を起こした事案について、先に公表しておりましたが、去る2月13日、当該嘱託整備士に対して、懲戒免職処分を行いました。

この事案は、昨年11月22日に発生し、その後、警察で任意捜査が行われ、本年1月5日に、道路交通法違反（酒気帯び運転）容疑で長崎区検察庁に送致されております。

当該職員は代行運転を利用するつもりで飲酒の場に自家用車で来ていたことから、交通局においては、以後、代行運転の利用を前提とした飲酒を禁止することとし、平成24年度に策定した職員向けの法令遵守の啓発冊子「コンプライアンスハンドブック及びセルフチェックシート」の改訂を行い、全職員に対して周知徹底を図ったところであります。

飲酒運転の防止については、これまでも職員一丸となって取り組んできたところですが、このようなことが起きたことは、大変遺憾であり、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

飲酒運転は、公共交通を担うバス事業者の職員としてはもとより、一社会人として、決して許されない行為であり、今回の事案を深く反省するとともに、職員一人ひとりの法令遵守の自覚を高め、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

(公務上の事故に伴う長崎県央バス運転士の逮捕とその後の状況について)

昨年12月12日、交通局の子会社である長崎県央バスの嘱託運転士が、営業運行中に追突事故を起こした後、事故処理を行うことなく終点まで運行したとして、翌13日に自動車運転死傷行為処罰法違反(過失運転致傷)及び道路交通法違反(救護義務違反等)の容疑で逮捕されました。

常日頃から安全運行と事故対応には万全を期すよう指導徹底を行っているにもかかわらず、事故直後に適切な対応ができずに、こうした事案が発生したことは誠に遺憾であり、被害に遭われた方、また県民の皆様に対して深くお詫び申し上げます。

この事故は、交差点で信号停車し、信号が青に変わった発進直後に起こったものですが、当該運転士は、取り調べや当局の事情聴取に際して、直前に停車していた乗用車が視界に入っていなかったと一貫して発言しており、また事故を認識した上で逃げたということについては、当初から否認いたしております。

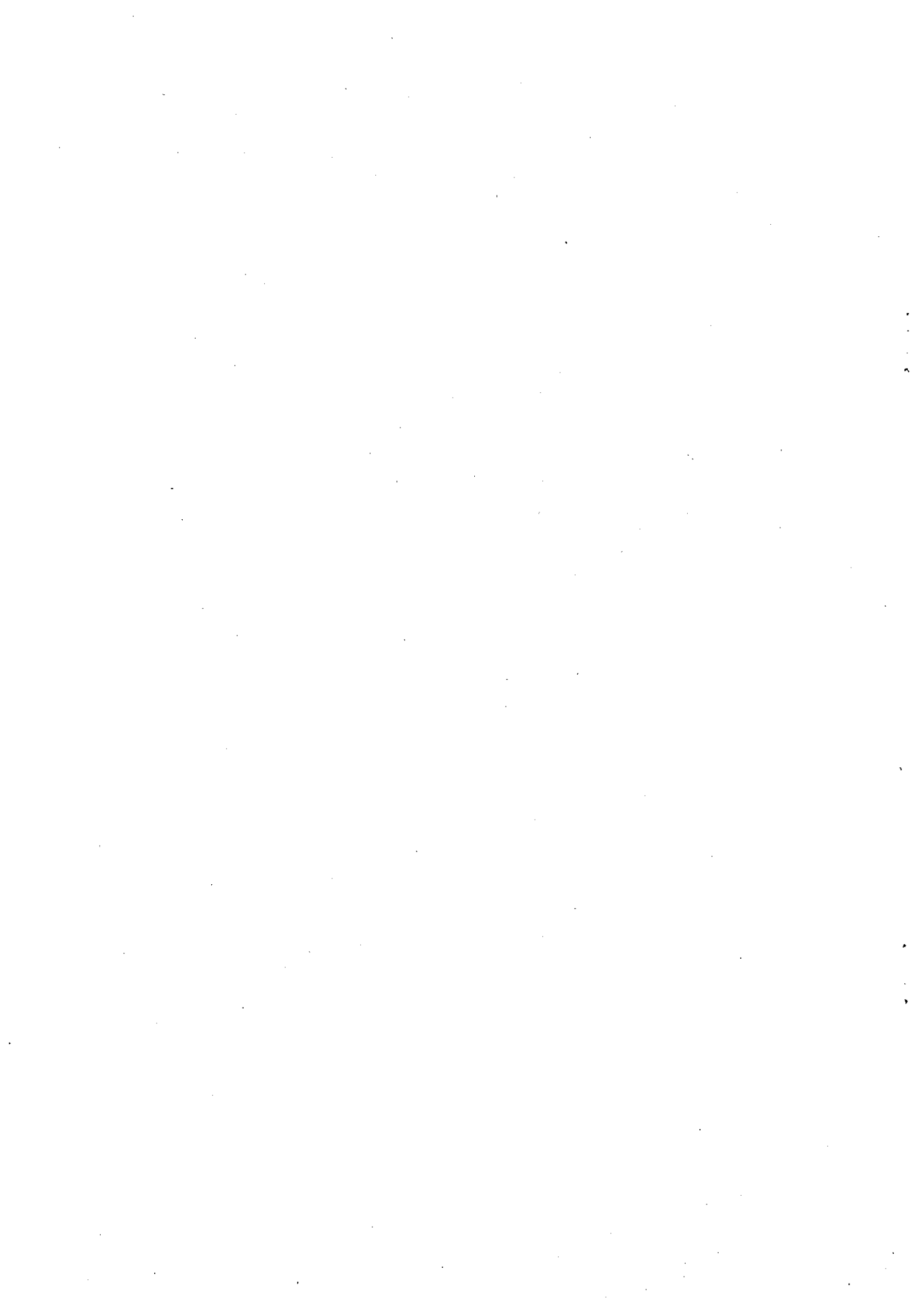
交通局としては、起訴処分がどうなるのかなど、今後の動向を見守っているところであります。

今後、このようなことが起こらないよう、今回の事案発生後、直ちに交通局、長崎県央バスの全運転士に対して、輸送の安全確保はもとより、運行中異変を感じたら現場で停車し、確認を行い、営業所への報告を必ず行うように周知徹底を図り、再発防止に取り組んでおります。

なお、当該運転士及び飲酒運転を起こした嘱託整備士は両名とも入局、入社後1年未満の新人職員であったことを踏まえ、法令遵守の自覚向上を図るため、今後の新人教育についても、見直しを図っているところであります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



平成29年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

交 通 局



【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局） 5頁21行目の次に、次のように挿入する。】

（平成29年4月ダイヤ改正の実施について）

今回のダイヤ改正については、教育機関からの要望による新規路線の運行や利用者からの要望等による路線延長・経路変更を行うとともに、少客路線の見直しにより、効率的なダイヤ編成を行うこととしており、4月1日の実施を予定しております。

なお、ダイヤ改正に係る道路運送法に基づく認可手続きについては、現在申請中であり、認可を受けて実施する予定としております。

予定しております主な改正内容をご説明いたします。

まず、長崎市内の東長崎地区と県立長崎南高等学校を結ぶスクールバスについては、矢上団地やガーデンシティ及び戸石地区からの直通便がないため、地域住民及び学校関係者からの要望を受け、これら要望に応えるべく朝夕各2便の直通便の運行を予定しております。

また、長崎市内中心部から県立大学シーボルト校を結ぶ路線バスにつきましては、現在の運行形態が、一般道の住吉経由となっております。このたび、同大学側から市内中心部と同大学間の速達性の高い路線開設についての要望を受け、長崎駅前から中央橋を経て西山バイパス・川平有料道路を経由して同大学に至る1日24便の運行を予定しております。

その他については、立神方面から東長崎のガーデンシティとを結ぶ通勤便の設定や「高速シャトルバス」利用者からの要望に伴う経路変更であります。

なお、県央地区の諫早市におきましては、少客ダイヤの見直しにより、効率的運行を図ることとしており、大村市については、利用者からの強い要望を受け、現在の大村ターミナルでの乗り継ぎ運行を一部見直し、野岳入口や坂口方面からイオンや市役

所および長崎医療センターとを直通で結ぶこととしております。

その他の路線についても、運行経路や時刻の変更を行い、利用実態に即したダイヤ改正を実施することとしております。

なお、昨年4月1日実施のダイヤ改正において、長崎バスが当局単独路線である西山台団地～本原一丁目～松山町間に路線参入し、一部区間において異種運賃の届出を行ったため、利用者の混乱を防止する観点から運賃の調整を行ったところではありますが、そのうちの一部区間において車内の運賃表示に誤りがあったことから、約90名程度のお客様から正規運賃より総額で約1,200円多く運賃を収受していることが分かりました。

現在、当該路線の車内やターミナル、ホームページ等においてお知らせを行うと共に、該当するお客様専用のフリーダイヤルを設け、差額返還を進めているところであります。

今後はこのようなことが起こらないよう、適切な処理に努めてまいります。